

資料編

資料編 目次

(震災編 第1部 第3章 府中市の現状と被害想定)

資料1	府中市付近の地形	1
資料2	府中市付近の地質	2
資料3	住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口	9
資料4	総合出火危険度の高い地域	13

(震災編 第2部 第1章 基本的責務と役割)

資料5	災害時における郵便局と府中市の協力に関する覚書（武蔵府中郵便局・多摩郵便局）	14
資料6	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書（東京多摩青果株式会社）	16
資料7	災害時における農産物の優先供給に関する協定書（府中市農業生産者団体）	19

(震災編 第2部 第2章 市民と地域の防災力向上)

資料8	府中市自主防災組織育成要綱	21
資料9	自主防災組織の結成及び活動環境の整備	26
資料10	消防団分団別応急資機材保管状況	27
資料11	災害時における地域応急活動に関する協定書（府中消友会）	28
資料12	災害時におけるボランティア活動に関する協定書（府中市社会福祉協議会）	29

(震災編 第2部 第3章 安全なまちづくりの実現)

資料13	府中駅南口地区の計画概要	31
資料14	市内橋りょう現況	32
資料15	災害時における応急対策業務に関する協定書（府中市建設業協会）	33
資料15-2	災害時における応急対策業務に関する協定（府中市造園業協会）	34-2
資料16	公園・緑地の整備	35
資料17	農地の保全	35
資料18	土砂災害危険箇所図	36
資料19	全建造物数および延べ面積	39
資料20	用途別建築物の数	39
資料21	都が設定する延焼遮断帯とする道路	40
資料22	防火地域の指定	41
資料23	公共施設の現況	42
資料24	文化財施設の現況及び一覧表	43
資料25	消防署活動体制の整備	45
資料26	消防団活動体制の整備	45
資料27	消防水利の確保	45
資料28	危険物製造所等の現況	46
資料29	高圧ガス等関係施設の現況	47
資料30	毒物・劇物施設の現況	48
資料31	放射性物質関係施設の現況	49
資料32	府中市における応急手当の普及に関する協定（府中市医師会・府中消防署）	50

(震災編 第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)

資料33	道路の整備	51
資料34	府中市内道路区分	52
資料35	災害時の緊急啓開路線図（緊急輸送ネットワーク）	53
資料35-2	優先啓開道路図	53-2
資料36	大震災時における交通規制図	54
資料37	緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係わる事務の処理要綱（警視庁）	55

資料 3 8	鉄道施設	74
資料 3 9	ガス施設	74
資料 4 0	道路応急対策用資材備蓄保有状況（震 9 8 頁）	74

（震災編 第 2 部 第 5 章 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保）

資料 4 1	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書（東京都石油商業組合府中市部）	75
資料 4 2	府中市防災会議条例	76
資料 4 3	府中市防災会議運営規程	77
資料 4 4	府中市防災会議委員名簿	78
資料 4 5	府中市防災会議地震部会構成員名簿	79
資料 4 6	災害時応援協定一覧	80
資料 4 8	府中市災害対策本部条例	82
資料 4 9	府中市災害対策本部条例施行規則	83
資料 5 0	府中市災害対策本部運営要領	86
資料 5 1	府中市災害対策本部長室 配置図	92
資料 5 2	府中市震災時特別非常配備態勢初動班に関する要領	93
資料 5 3	震災時等の相互応援に関する協定書（東京都 27 市・3 町・1 村）	95
資料 5 4	大規模災害時の相互応援に関する協定（競艇事業施行自治体 1 7 市）	98
資料 5 5	大規模災害時等における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加 1 2 市）	100
資料 5 6	災害時における姉妹都市相互応援協定（長野県南佐久郡佐久穂町）	104
資料 5 6 - 2	災害時における緊急輸送業務に関する協定書（株式会社小池商店）	105-2

（震災編 第 2 部 第 6 章 情報通信の確保）

資料 5 7	府中市防災行政無線移動系・デジタル M C A 無線一覧	106
資料 5 8	大規模停電発生時における防災行政無線の使用に関する覚書（東京電力株式会社武蔵野支社）	110
資料 5 9	府中市職員緊急参集システム運用要領	112
資料 6 0	東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定書（府中消防署）	113
資料 6 1	東京消防庁府中消防署と府中市間における全国瞬時警報システム（J - A L E R T）により配信される情報等の取り扱いに関する覚書（府中消防署）	115
資料 6 2	災害時における放送等に関する協定書（株式会社ジェイコム東京）	118
資料 6 2 - 2	防災行政無線の再送信連携に係る覚書（株式会社ジェイコム東京西エリア局）	119-2
資料 6 3	非常通信の運用に関する協定書（東京消防庁府中消防署）	120
資料 6 4	被害程度の認定基準	121
資料 6 5	応急措置状況報告	124
資料 6 6	災害状況即報	125
資料 6 7	被害概況速報、被害状況報告書様式	127
資料 6 8	府中市防災行政無線局設置等に関する覚書（警視庁府中警察署）	130
資料 6 9	市所有広報転用可能自動車	132
資料 7 0	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	133
資料 7 1	災害時における応急対策業務に関する協定書（特定非営利活動法人府中電設業協会）	134

（震災編 第 2 部 第 7 章 医療救護等の対策）

資料 7 2	災害時の医療救護活動についての協定書（府中市医師会）	135
資料 7 3	災害時の歯科医療救護活動についての協定書（府中市歯科医師会）	151
資料 7 4	災害時における緊急輸送業務に関する協定書（東京都トラック協会多摩支部）	155
資料 7 5	災害時における避難所等の環境管理に関する協定書（府中ビル管理協同組合）	

資料 7 6	災害時の動物救護活動についての協定書（公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部）	160
資料 7 7	災害時における公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書（公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部）	163
資料 7 8	災害時の救護活動に関する協定書（一般財団法人府中市薬剤師会）	171
資料 7 9	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書（東京多摩葬祭業協同組合）	176
資料 7 9-2	府中市と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院との間における災害医療に関する協定書（公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院）	181
		182-2

（震災編 第2部 第8章 帰宅困難者対策）

資料 8 0	死体処理票、遺留品処理票、遺骨処理票	183
資料 8 1	府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）資材保管庫の使用に関する覚書（日本赤十字社東京都支部）	184

（震災編 第2部 第9章 避難者対策）

資料 8 2	災害時の避難場所相互利用に関する協定書（国分寺市）	186
資料 8 2-2	災害時における施設等の使用に関する協定（府中刑務所）	186-2
資料 8 3	指定避難場所一覧表	187
資料 8 4	避難所一覧表	188
資料 8 5	災害時における一時集合場所の提供に関する協定書（学校法人明星学苑）	191
資料 8 5-2	府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用計画（東京都立農業高等学校）	192-2
資料 8 6	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛泉苑ほか））	193
資料 8 6-2	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛緑苑ほか））	195
資料 8 6-3	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（府中市立特別養護老人ホームあさひ苑ほか））	195-3
資料 8 6-4	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人茶屋の園）	195-5
資料 8 6-5	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人正吉福祉会）	195-7
資料 8 6-6	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人安立園）	195-9
資料 8 6-7	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人府中西和会）	195-11
資料 8 6-8	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人太陽会）	195-13
資料 8 7	災害時要援護者・外国人等の現況	196
資料 8 8	広域避難場所一覧表	197
資料 8 8-3	災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（日本中央競馬会東京競馬場）	198-6
資料 8 8-4	災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（日本電気株式会社府中事業場）	198-11
資料 8 8-5	災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（国立大学法人東京農工大学）	198-16
資料 8 8-6	災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（株式会社東芝府中事業所）	198-21
資料 8 9	避難者名簿、避難所日誌、生活物資等受領簿、生活物資等管理簿	199
資料 9 0	救助実施記録日計票	204

資料 9 1	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合府中支部）	209
--------	--	-----

（震災編 第 2 部 第 1 0 章 水・食料・生活必需品の確保）

資料 9 2	災害対策物資備蓄状況	211
資料 9 3	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（サントリービール株式会社武蔵野ビール工場）	213
資料 9 3-2	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（多摩川開発株式会社）	213-4
資料 9 3-3	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（日本中央競馬会東京競馬場）	213-7
資料 9 3-4	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（日本電気株式会社府中事業場）	213-10
資料 9 3-5	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（国立大学法人東京農工大学）	213-13
資料 9 3-6	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（キューピー株式会社中河原工場）	213-16
資料 9 3-7	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（株式会社東芝府中事業所）	213-19
資料 9 4	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（公衆浴場）	214
資料 9 5	災害時における物資の供給協力に関する協定（酒販組合）	215
資料 9 6	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（株式会社伊藤園）	218
資料 9 7	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（株式会社八洋）	221
資料 9 8	応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定（東京都）	224
資料 9 8-2	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書（東京都）	227-2
資料 9 9	備蓄倉庫一覧表	228
資料 1 0 0	市所有の車両及び調達予定	229
資料 1 0 1	災害発生時の米穀・乾パン配給経路	230
資料 1 0 2	災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定書（社団法人府中市シルバー人材センター）	233
資料 1 0 3	災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）	235
資料 1 0 4	災害時における麺類等の供給協力に関する協定書（東京都麺類共同組合府中支部）	238
資料 1 0 5	災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社銀しゃり）	239
資料 1 0 6	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書（東京都水道局）	242
資料 1 0 7	耐震性貯水槽一覧	245
資料 1 0 8	浄水所及び応急給水施設設置図	246
資料 1 0 9	（削除）	247
資料 1 1 0	上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書（東京都）	249
資料 1 1 1	災害時における応急給水活動及び公共下水道施設の応急復旧に関する協定書（府中市管工事協会）	251
資料 1 1 2	米穀関係災害対策実施要綱	255
資料 1 1 3	災害時における応急炊出し活動等応急対策業務の協力に関する協定書（府中市プロパンガス商工組合）	260
資料 1 1 4	災害時における応急炊出し活動業務の協力に関する協定書（府中市燃料商組合）	262

(震災編 第2部 第12章 市民の生活の早期再建)

資料115	し尿収集・搬入における物資、資材等備蓄保有状況.....	264
資料116	し尿処理の方式.....	264
資料117	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東 京都下水道局）.....	265
資料118	ごみ処理.....	266
資料119	地震、風水害等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定書（府中 廃棄物処理事業協同組合）.....	267
資料120	応急仮設住宅の建設予定地一覧表.....	269
資料121	り災証明書、り災台帳の様式.....	271
資料122	義援金品受領書.....	274
資料123	府中市災害見舞金支給等に関する取扱基準.....	275
資料124	府中市災害見舞品支給要綱.....	276
資料125	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表.....	277
資料125-2	ガス供給停止等発生時における防災行政用無線等の使用に関する協定 書（東京瓦斯株式会社多摩支店）.....	278

(震災編 第2部 第13章 大規模事故の対策)

資料126	米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故に関する緊急措置要綱.....	281
-------	------------------------------------	-----

(風水害編 第2部 第1章 水害予防対策)

資料127	河川防災計画における河川の整備状況.....	285
資料128	浸水想定区域内に所在する災害所要援護者施設・保育施設.....	286
資料128-2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域.....	287-3
資料128-3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に所在する災害時要配 慮者利用施設.....	287-11
資料129	重要水防箇所.....	288

(風水害編 第2部 第4章 市民と地域の防災力向上)

資料130	浸水危険度の高い地域（浸水履歴）.....	302
-------	-----------------------	-----

(風水害編 第3部 第1章 初動態勢)

資料131	浸水想定区域図（多摩川水系多摩川）.....	303
資料132	府中市水防応急対策室運営要領.....	304

(風水害編 第3部 第3章 水防対策)

資料133	水防信号.....	306
資料134	水防工法・材料・労力法.....	307

資料1 府中市付近の地形 (震8頁)

1 府中市付近の地形

府中市は広大な武蔵野の南部に位置している。その南側には多摩川が東へ流れ、多摩丘陵との境をなしている。多摩川を境に北方の府中市やその周辺地域は平野がはてしなく続く武蔵野を形成する台地であるが、南側は多摩丘陵であって、一段高い丘陵が西から東へと連なっている。

府中市付近の地形を大別すると三段の階段状地形、すなわち段丘に区別され、これを上位のものから武蔵野段丘、立川段丘、青柳段丘と呼んでいる。

これらの段丘はいずれも古い多摩川の営力で形成されたもので、当時の運搬物である砂礫層によって構成されている。砂礫層の上には火山灰が堆積してきた関東ローム層が重なっている。

これらの段丘形成の順序は上位の武蔵野段丘が最も古く、立川段丘、青柳段丘の順である。

(1) 武蔵野段丘

この段丘の分布は府中市内では北西部の都立多摩総合医療センターなどのある地域で、この段丘はさらにその西方、北方、東方へと広く続いている。すなわち三鷹、小金井、国分寺各市などに続く台地はすべてこの段丘に属し、関東平野の中では最も支配的な広がりをもっている。次に高さについては、府中市域内では高さ80メートルで、北西方は国立市、立川市、青梅市方面にかけて次第に高くなり、東方は三鷹市、都内山の手方面にかけて次第に低くなっており、武蔵野台地全体としてはすでに知っている古多摩川の扇状地であって、青梅市付近を要として東方へ広く展開している。古多摩川はかつてこの段丘の上を自由に氾濫したのであったが、今は扇状地の南側を限って流れている。府中市は扇状地の南部に位置している。武蔵野段丘と立川段丘の境は明瞭で、段丘崖線となっている。府中市北西部地域では崖の高さ10メートル程度で、府中市の北縁を取り囲むように北西方向から東ないし南東方向へ続き、ほぼ多摩川の流路に平行している。

この段丘崖は国分寺崖線、あるいは武蔵野段丘線と呼ばれている。

府中市には直接関係はないが、史跡武蔵国分寺跡はこの崖の麓にあり、また崖に沿って密生する自然林、崖の砂礫層から所々に湧き出る泉、そしてこの段丘崖を切り開いて建てられた住宅によって府中市は取り囲まれている。

(2) 立川段丘

この段丘は武蔵野段丘崖線の南側に広がり、府中市域の北部約3分の2を占めている。ここは甲州街道、京王線などの主な交通を始め、東芝府中事業所などの各種工場、官公署、学校、商店などの市街地、住宅地等が立地していて、府中市の経済活動の主な舞台をなしている。

立川段丘は武蔵野段丘と同様西方から東方へ緩やかに傾斜し、市の西端部では高さ70メートルであるが、約7キロメートルはなれた東端部では40メートルとなっている。

段丘面は多少の起伏はあるが、全体としてごく平坦でよく原地形をなしている。府中市においてはその南北の幅2.5キロメートルくらいであるが、西方の立川市、昭島市方面では幅5キロメートルに及び、段丘の発達著しく、この段丘を立川段丘と呼ぶのも立川方面の広がりのおかげである。

東方は調布市をへて狛江市付近で消失している。

立川段丘の南縁を限る崖は立川段丘崖線で、武蔵野段丘崖線と同じようにほぼ東南に走り、市域の中央を貫いている。崖の高さ(比高)は平均7~8メートルで、この値は西部ほど大きく、東部に向かって徐々に減少している。立川段丘崖線は府中崖線ともよばれている。この崖線には武蔵野段丘崖線ほどではないが、いくつかの侵食谷が発達し、段丘内部へ食い込んでいる。この侵食谷の主なものは府中本町駅の東隣り安養寺の北、東京競馬場に面した段丘崖、東郷寺の東隣等にみられる。

(3) 浅間山の地形

立川段丘面地域で特異な地形は、地域の東部にある浅間山である。この山は立川段丘面(高さ50メートル)から突き出し、孤立した丘陵で、高さ約80メートルある。南から北へ前山、中山、堂山と三つの山崖からなり、最高部は北部の堂山である。周囲の立川面との比高約30メートルであって、周辺にさえぎるものがないので山頂での眺望はすこぶるよい。浅間山の地質は多摩丘陵を構成する三浦層群から成るもので周囲の段丘の地質とは全く異なっている。すなわち武蔵野段丘や立川段丘の形成される以前に、すでに、古多摩川やその他の河川によって、その周辺がけずり取られ、孤立丘となって残った侵食残丘である。従って、地形的には多摩丘陵の一部で、多摩段丘に属していると考えられる。

(4) 青柳段丘

この段丘は立川段丘に付随して発達し、主に国立市谷保天満宮以西に分布しているのが、府中第五小学校から分倍河原駅にいたる段丘もこれに相当するものと考えられる。

ここではその延長は約1キロメートル、最大の幅約100メートルであり、立川段丘より1~2メートル低く、沖積低地より、4~6メートル高い、この段丘の西方連続は国立市西部の青柳付近で模式的に発達し、ここではその幅約700メートルである。

資料2 府中市付近の地質 (震8頁)

1 府中市付近の地質

(1) 基盤岩地質のボーリング資料

府中市地域は全標的に低平で、基盤岩の露出はごく少なく、段丘崖に沿って、わずかの露出を見るのみである。したがって、基盤岩の地質については主としてボーリング資料や電気比抵抗探査などの物理探査によらなければならない。

第7図は府中市及びその周辺地域のボーリング資料のいくつかをほぼ南北、東西の二方向に配列し、層序を対比したものである。また、第8図は第7図の柱状図並びにここに掲載できなかった多数のボーリング資料を組み合わせて作成した地質断面図である。この地域の地下の地質はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの四つの地層群に大別される。なお、この地質区分はボーリングコアの調査によるほか、ボーリングの進捗と岩石耐圧力との関係からの検討、さらに電気探査、電気検層による検討を合わせ行ない推定したものである。柱状図、断面図に示したとおり、Ⅱ層とⅢ層との間を境にして、上部と下部で著しい岩質の差別が見られる。すなわち、下部のⅢⅣ層では砂層の占める割合が多い。たとえば深度150メートルまでを限って考えると、砂層の占める割合は全体の80%以上というように非常に砂質のまざった地層である。ところが上部のⅠ、Ⅱ層では粘土層、礫層が多く著しく下部と異なった岩相を示している。地層の硬さは、Ⅰ、Ⅱ層はⅢⅣ層に比べておおむね軟かいことがボーリング工事に際し経験的に知られている。当地域の南方の多摩丘陵では三浦層群が丘陵を構成し、ひろく地表に露出している。この付近に分布している三浦層群は南多摩累層とも呼ばれ、おもに砂層からなっている。たとえば平山砂層、連光寺瓦層、稲城砂層などがそれである。しかもこれらの地層は走行ほぼ北東-南西で、傾斜は1~4度である。

(2) 三浦層群

本地域の基盤岩は三浦群であって、この地層は第三紀鮮新世(1500万年~100万年前)に属していない。

三浦層群の下位には多摩川、秋川などの上流の関東山地に分布している中生代ないし古生代の地層群の続きが予想されるが、現在のところボーリング資料によっても三浦層群より古期の地層は確認されている。

立川段丘崖では谷保天満宮付近から分倍河原駅西方、また大國魂神社付近から清水が丘付近にかけて段丘崖の基部1~2メートルの部分にその一部が露出している。一般に淡黄褐色の泥質砂岩からなり、ところにより小礫を混じえ、また浮石の薄層をはさむ場合がある。本地層は立川段丘崖に沿って西北西に、多摩川左岸の段丘崖に断続して露出している。立川市柴崎町普濟寺西方の中央線下の露頭などは古くから知られている。

又八高線鉄橋下一帯の多摩川河床にひろく黄灰色無層理の細砂岩層が露出している。府中市の北東部にある浅間山もその主体は連光寺瓦層でできている。この基盤岩の上位には径30センチメートルの巨礫を含む褐色の礫層が不整合に重なり、さらに関東ローム層(多摩ローム層)によっておおわれている。

2 段丘の地質

(1) 東京層群

三浦層群の上に重なって段丘を構成する地層に東京層群がある。この地層は東京山の手台地によく発達している海成洪積層のことである。これらの地層群を堆積した堆積盆地は古東京湾と呼ばれるもので、関東平野の中央部を占めている。

府中市近傍では第6図に示すように浅間山をはさんで東西側に北東にのびる二本の地下谷が認められ、府中市付近では最深部で地下50~60メートルに達すると推定される。調布市南部又は府中市南西部では下部東京層の分布が見られない。だいたい第6図の40メートル線付近の分布が限界のようである。

(2) 沖積地の地積

府中市の南部の立川段丘崖線以南地域には、多摩川に沿って沖積低地が広がっている。ここでは表層部約10センチメートルを除き、以深には粗大な礫と砂の混合した沖積層があって、これが基盤岩である三浦層群を覆っている。沖積低地の地下には旧河道にあたる地下谷が伏在しているが、この谷の最深部は15メートルに達しているようである。分倍河原の合戦のあったところは、いうまでもなく沖積低地であるが、当時の多摩川は現在よりさらに北側を流れていたことが知られており、現地形にも一部これが明瞭に残っている。

すなわち、旧河道を示す凹地帯が市内では四谷6丁目(三屋)と国立市中平のほぼ中間部より日本電気府中事業場(本宿新田)の北側、府中崖焼の下をすぎさらに住吉町3丁目(小野宮)の北側を通り、分梅町、南町(芝間)からは是政方面にかけてよく連続している。

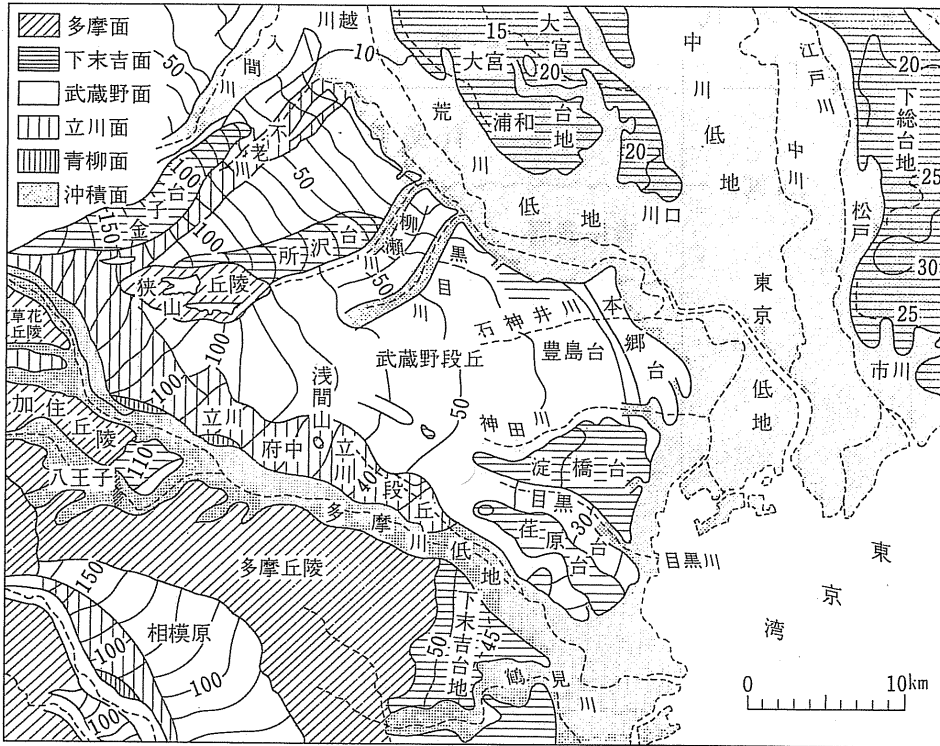
第1表 府中市地方の地層層序と地変（府中市史上巻による）

地質時代区分		絶対年代(年)	府中市地方	段丘面区分	隆起 沈隆
第四紀	沖積世	10,000	沖積層 有楽町層 ~~~~~	沖積面	
	洪積世		青柳礫層 江古田植物層 ~~~~~	青柳面	
立川ローム層 ~~~~~		立川面			
立川礫層 ~~~~~		武蔵野面			
武蔵野ローム層 ~~~~~		下末吉層			
第三紀	鮮新世	武蔵野礫層 ~~~~~	多摩面		
		下末吉層 ~~~~~			
		上部東京層 ~~~~~			
		2,000,000	御殿峠礫層 ~~~~~		
		2,000,000	下部東京層 ~~~~~		
			↑ 稲城砂層		
			三浦層群 連光寺礫層		
			三沢泥岩層		
			小宮砂層 加住礫層		
		13,000,000			

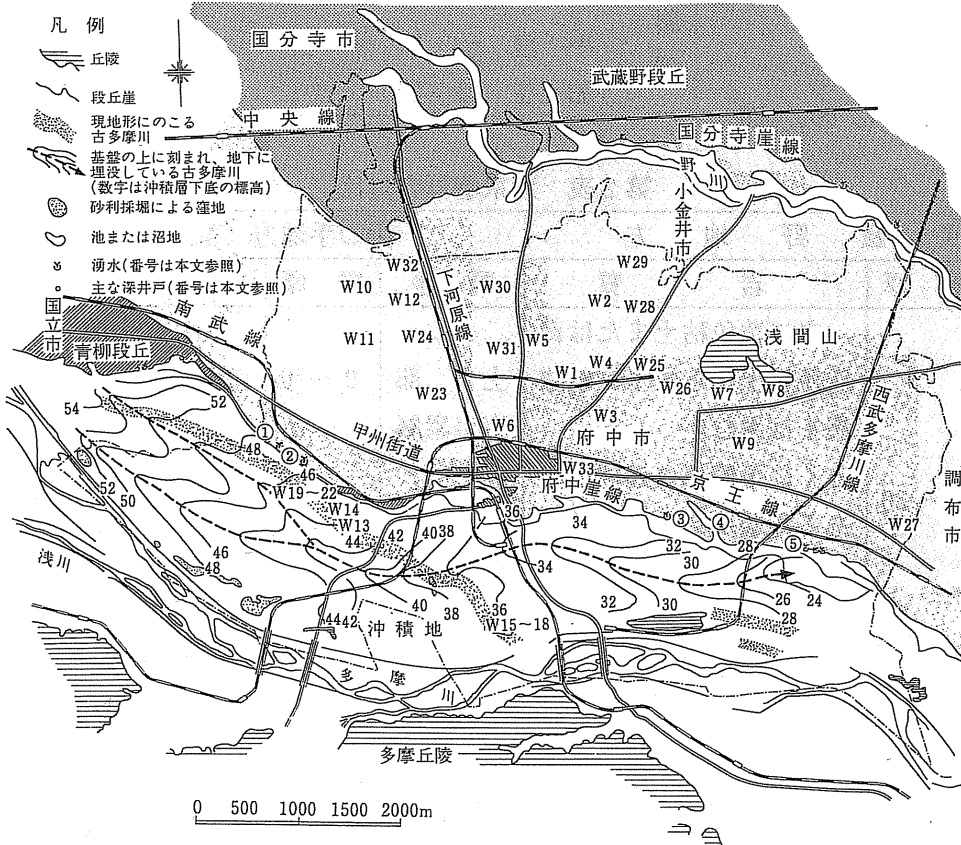
第2表 東京層群の対比（府中市史上巻による）

武蔵野地方			山の手地方（東京地盤調査会）		
層序	層厚	岩質	層序	層厚	岩質
上部東京層	0~50	主に黄色粘土または青灰色粘土から成り、砂礫層をはさむ。 とくに下底部に連続性のある礫層がある。この厚さは15~25m。	上部東京累層	0~70	主に砂と泥から成り、相の変化著しく、礫はまれにレンズ状にはさまれているのみ。
			東京礫層	5~20	連続性のある砂礫層で、重要な帯水層でもある。礫の大きさには変化が多い。
下部東京層	0~90m	主に粘土層から成り、貝化石を含む。所々に砂礫層をはさむがとくに下底部に連続する礫層あり。	下部東京累層	最厚150m	砂ないし砂礫層より成り、泥層のところも多い。全体として、西部では泥がち、東部では砂層がふえる。

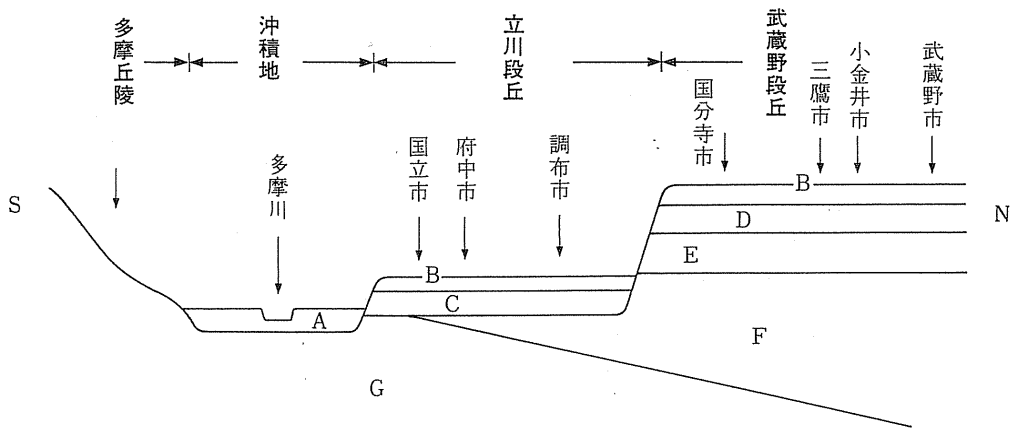
第1図 武蔵野台地付近の地形区分・段丘面の分布（東京の自然史による）



第2図 府中市付近の地形（府中市史上巻による）

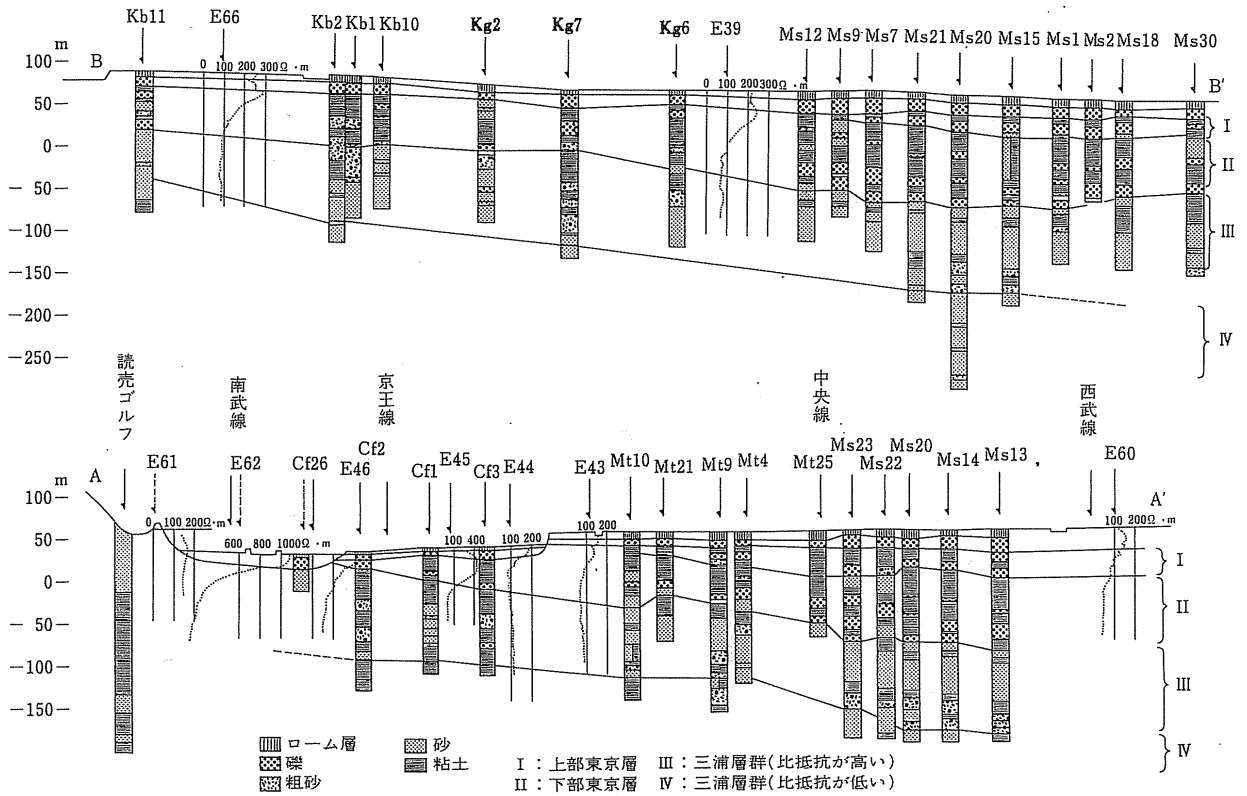


第3図 府中市付近の地形と地質の概念図 (府中市史上巻による)

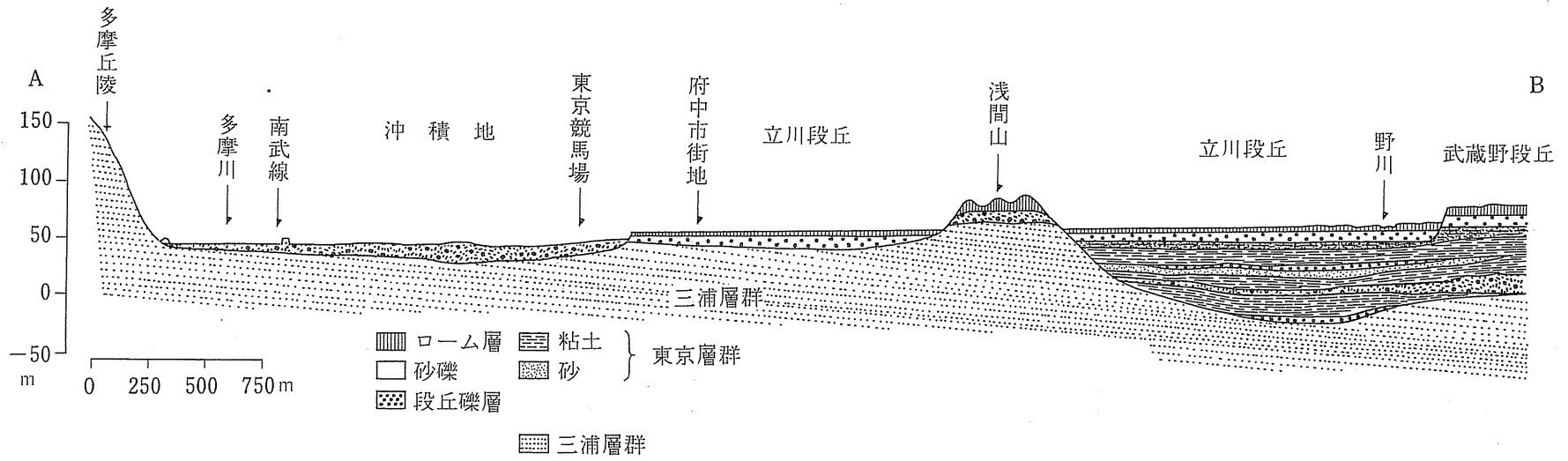


- A 沖積層
- B 立川ローム層
- C 立川礫層
- D 武蔵野ローム層
- E 武蔵野礫層
- F 東京層群
- G 三浦層群

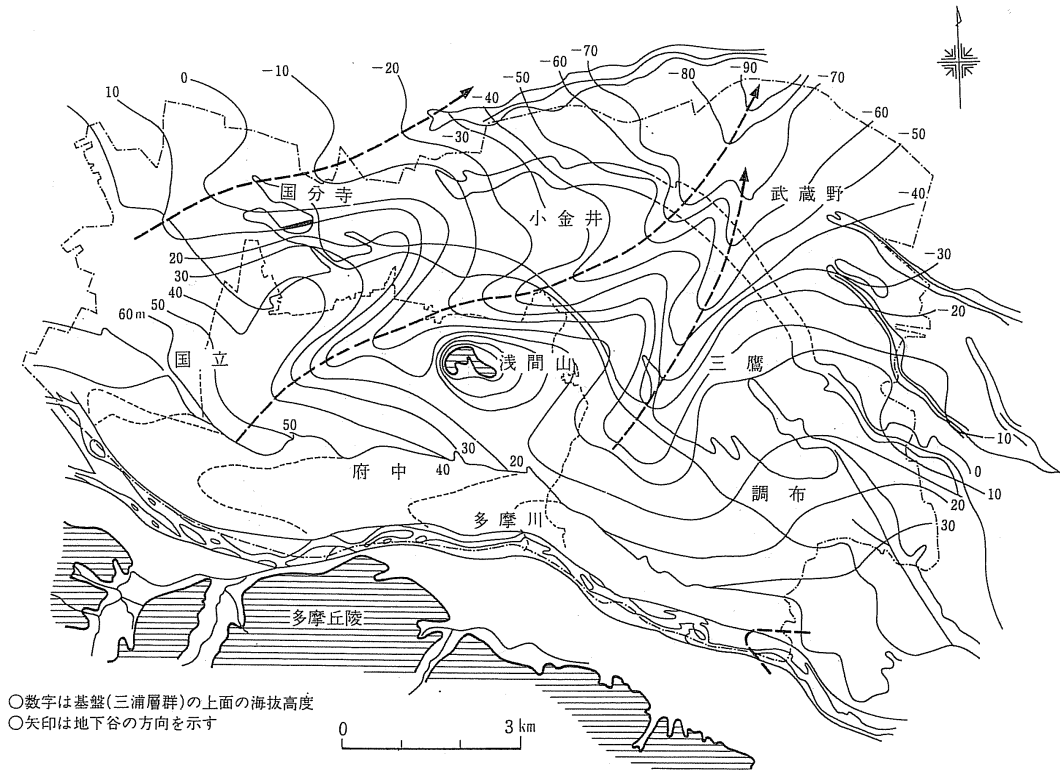
第4図 府中市付近の深井戸ボーリングによる柱状図 (比抵抗曲線・層序の対比)
(府中市史上巻による)



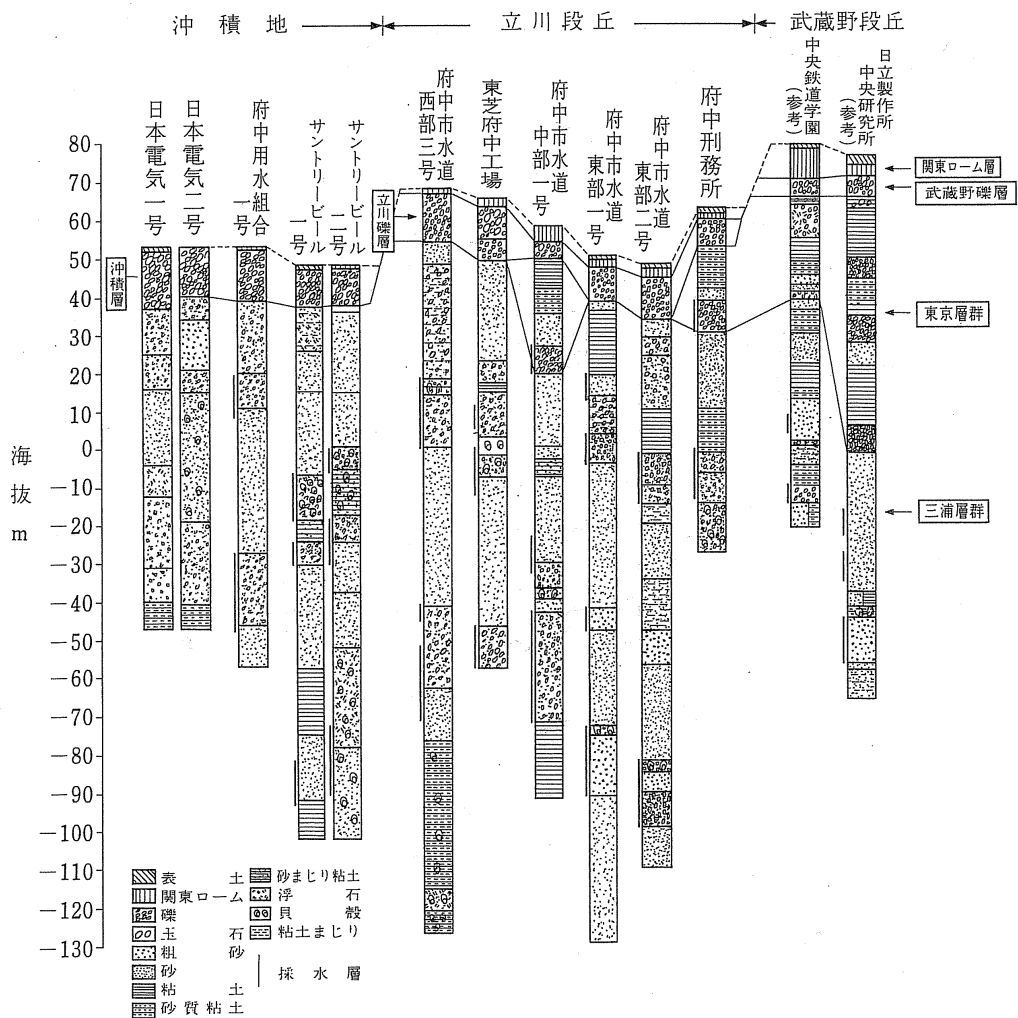
第5図 府中市付近の地質断面図（府中市史上巻による）（第8図参照）



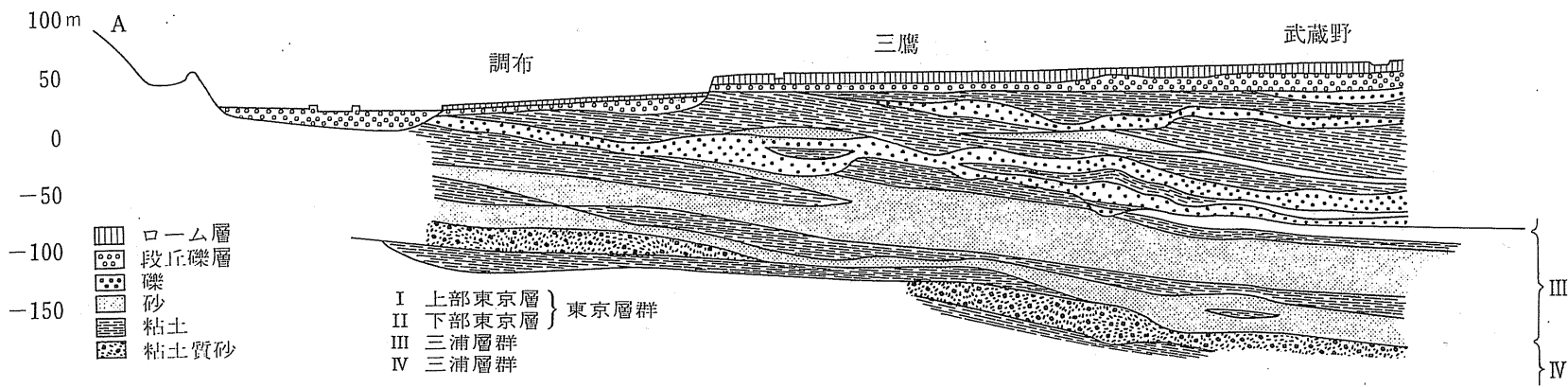
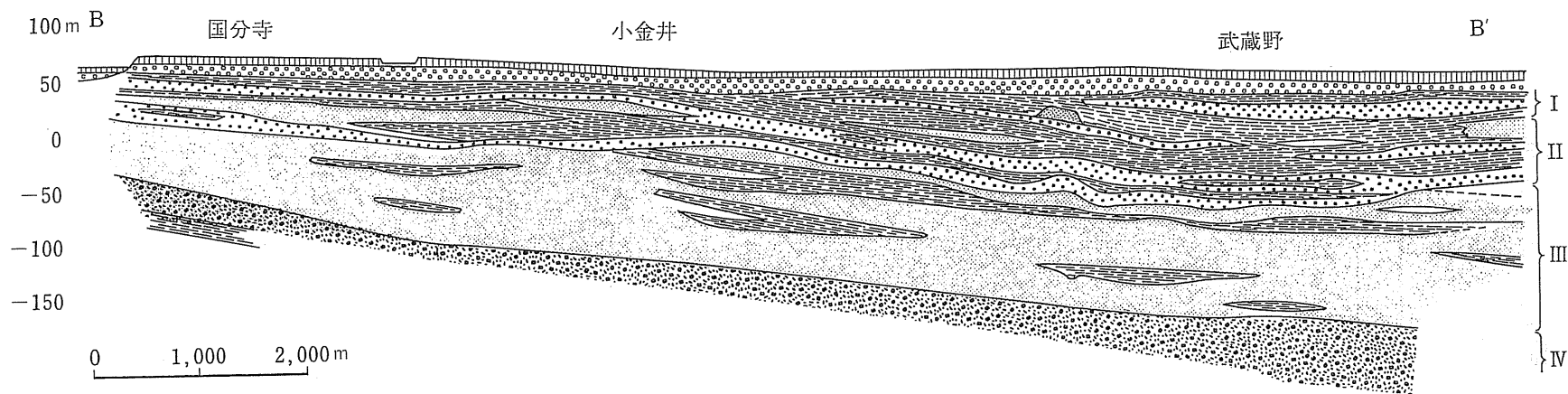
第6図 府中市付近の東京層群の下底(三浦層群上)の不整合面の等高線図 (府中市史上巻による)



第7図 府中市および近傍の主な深井戸柱状図による地層の対比図 (府中市史上巻による)



第8図 武蔵野台地の南部（府中市近傍）の東-西：南-北の地質断面図（府中市史上巻による）



（東京層群・三浦層

群の地質構造を示す)(第5図参照)

資料3 住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口 (震11頁)

(平成25年10月1日現在)

世帯総数	人 口		
	総 数	男	女
118,851	253,530	128,344	125,186

地 域 町丁名	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
多磨町1丁目	819	1,828	904	924
2丁目	874	2,039	1,029	1,010
3丁目	0	0	0	0
4丁目	1	5	3	2
朝日町1丁目	744	1,748	848	900
2丁目	720	1,466	683	783
3丁目	1,675	1,803	1,272	531
紅葉丘1丁目	1,305	3,152	1,517	1,635
2丁目	1,069	2,406	1,202	1,204
3丁目	1,257	2,850	1,398	1,452
白糸台1丁目	1,934	4,137	2,077	2,060
2丁目	1,288	2,524	1,291	1,233
3丁目	1,472	3,535	1,738	1,797
4丁目	1,246	2,366	1,180	1,186
5丁目	1,090	2,260	1,122	1,138
6丁目	1,138	2,333	1,152	1,181
押立町1丁目	1,888	4,324	2,083	2,241
2丁目	713	1,721	858	863
3丁目	540	1,358	667	691
4丁目	494	1,225	628	597
5丁目	605	1,468	748	720
小柳町1丁目	556	938	478	460
2丁目	1,070	2,070	1,109	961
3丁目	483	1,255	636	619
4丁目	780	1,682	877	805
5丁目	957	2,158	1,081	1,077
6丁目	241	575	294	281
若松町1丁目	1,724	3,310	1,670	1,640
2丁目	1,641	3,531	1,822	1,709
3丁目	1,050	2,303	1,172	1,131
4丁目	1,120	2,633	1,368	1,265
5丁目	227	622	295	327
浅間町1丁目	290	534	339	195
2丁目	543	1,165	581	584
3丁目	1,129	3,172	1,565	1,607
4丁目	895	2,063	1,034	1,029

地 域 町丁名	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
天神町1丁目	1,274	3,260	1,616	1,644
2丁目	771	1,686	848	838
3丁目	552	1,236	639	597
4丁目	606	1,445	715	730
新町1丁目	1,761	3,771	1,859	1,912
2丁目	1,532	3,689	1,806	1,883
3丁目	1,012	2,227	1,040	1,187
幸町1丁目	827	1,614	791	823
2丁目	817	1,853	916	937
3丁目	237	684	342	342
府中町1丁目	1,333	2,323	1,227	1,096
2丁目	1,410	2,524	1,264	1,260
3丁目	791	1,709	880	829
緑町1丁目	1,466	2,786	1,373	1,413
2丁目	1,110	2,134	1,092	1,042
3丁目	1,225	2,226	1,119	1,107
宮町1丁目	1,628	3,322	1,581	1,741
2丁目	628	1,137	569	568
3丁目	333	634	309	325
八幡町1丁目	848	1,689	847	842
2丁目	1,526	2,879	1,530	1,349
3丁目	529	990	525	465
清水が丘1丁目	693	1,163	566	597
2丁目	1,196	2,342	1,178	1,164
3丁目	1,279	2,407	1,232	1,175
日吉町	0	0	0	0
是政1丁目	1,029	2,404	1,223	1,181
2丁目	734	1,508	801	707
3丁目	885	2,080	1,105	975
4丁目	1,211	3,456	1,703	1,753
5丁目	1,311	2,977	1,502	1,475
6丁目	377	853	455	398
矢崎町1丁目	481	969	502	467
2丁目	531	1,163	601	562
3丁目	13	27	16	11
4丁目	234	488	244	244
5丁目	73	184	99	85
南町1丁目	575	1,276	642	634
2丁目	560	1,454	751	703
3丁目	725	1,675	842	833
4丁目	1,642	3,295	1,555	1,740
5丁目	303	751	393	358
6丁目	186	455	233	222
本町1丁目	597	1,249	636	613
2丁目	1,264	2,827	1,412	1,415
3丁目	385	864	450	414
4丁目	590	1,163	597	566

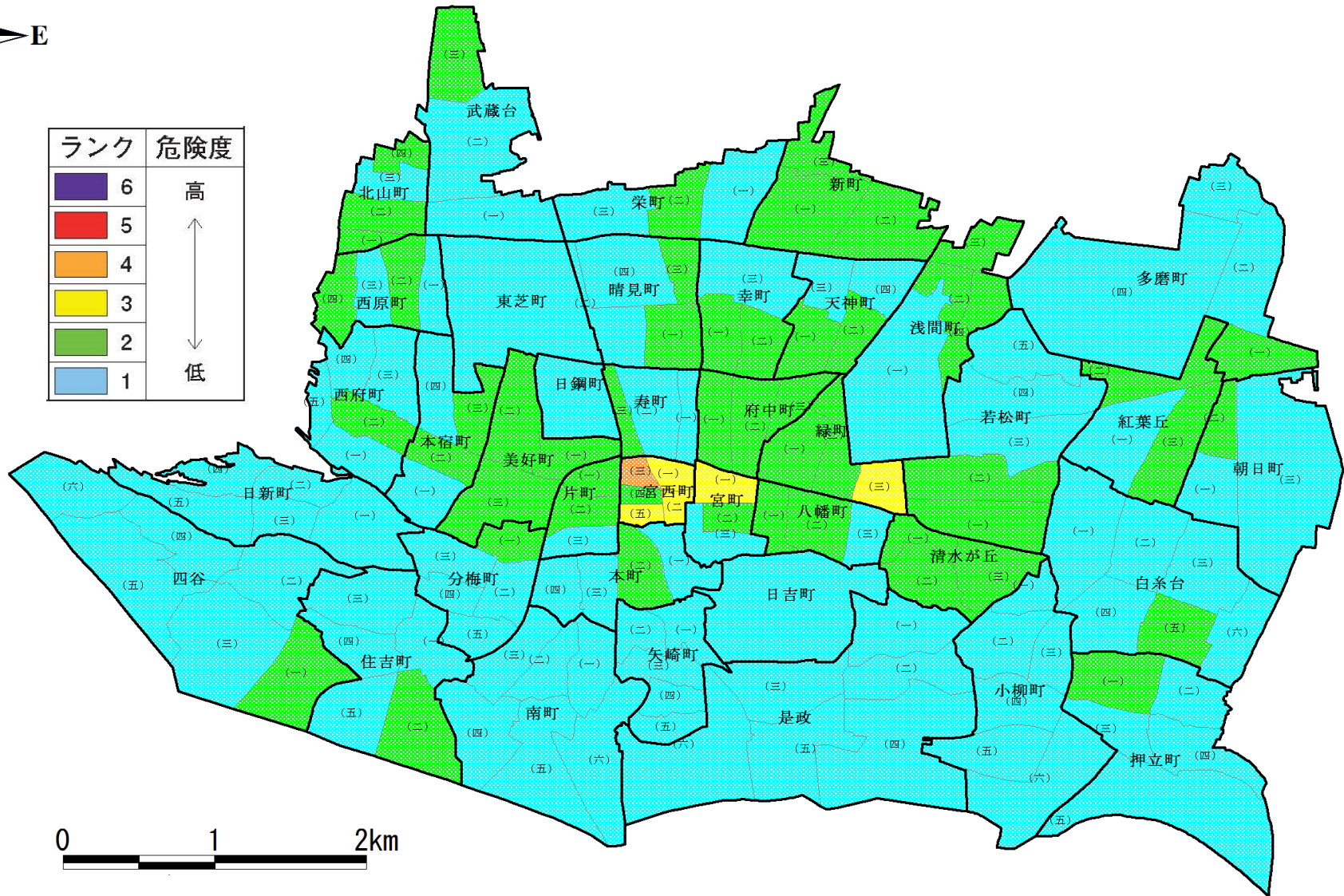
地 域 町丁名	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
片町1丁目	861	1,698	866	832
2丁目	477	945	503	442
3丁目	221	389	220	169
宮西町1丁目	431	929	438	491
2丁目	343	540	283	257
3丁目	904	1,563	859	704
4丁目	225	341	191	150
5丁目	524	920	490	430
寿町1丁目	267	476	222	254
2丁目	538	995	492	503
3丁目	467	826	382	444
日鋼町	613	1,317	675	642
晴見町1丁目	1,746	3,468	1,705	1,763
2丁目	685	1,506	749	757
3丁目	595	1,137	595	542
4丁目	532	829	470	359
栄町1丁目	845	1,726	838	888
2丁目	693	1,423	683	740
3丁目	996	2,193	1,115	1,078
武蔵台1丁目	1,245	2,724	1,364	1,360
2丁目	1,100	1,996	924	1,072
3丁目	1,429	2,876	1,440	1,436
北山町1丁目	297	656	314	342
2丁目	751	1,622	782	840
3丁目	382	835	392	443
4丁目	468	1,095	472	623
西原町1丁目	69	133	66	67
2丁目	578	1,437	708	729
3丁目	403	886	454	432
4丁目	659	1,610	796	814
東芝町	1,165	2,509	1,419	1,090
美好町1丁目	1,061	2,034	977	1,057
2丁目	1,520	3,273	1,715	1,558
3丁目	2,054	3,836	2,076	1,760
分梅町1丁目	689	1,341	687	654
2丁目	643	1,497	769	728
3丁目	579	1,303	689	624
4丁目	355	826	405	421
5丁目	734	1,557	794	763
住吉町1丁目	1,177	2,441	1,201	1,240
2丁目	2,199	4,829	2,392	2,437
3丁目	972	2,100	1,130	970
4丁目	787	1,517	803	714
5丁目	724	1,524	713	811

地 域 町丁名	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
四谷1丁目	1,456	3,377	1,697	1,680
2丁目	527	1,226	615	611
3丁目	1,377	3,171	1,581	1,590
4丁目	638	1,471	777	694
5丁目	653	1,860	957	903
6丁目	354	897	471	426
日新町1丁目	363	460	356	104
2丁目	363	897	473	424
3丁目	347	770	431	339
4丁目	170	455	236	219
5丁目	435	1,024	538	486
本宿町1丁目	779	1,631	839	792
2丁目	770	1,608	862	746
3丁目	701	1,682	848	834
4丁目	659	1,602	792	810
西府町1丁目	583	1,463	753	710
2丁目	771	1,646	859	787
3丁目	696	1,604	816	788
4丁目	446	1,014	534	480
5丁目	289	577	304	273

資料4 総合出火危険度の高い地域 (震15頁)



ランク	危険度
6	高
5	↑
4	
3	
2	↓
1	低



資料5 災害時における郵便局と府中市の協力に関する覚書（武蔵府中郵便局・多摩郵便局）（震29頁）

災害時における郵便局と府中市の協力に関する覚書

東京都府中市（以下「甲」という。）と武蔵府中郵便局及び東京多摩郵便局（以下「乙」という。）は、府中市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な応急対策を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、府中市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として、提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難所、物資集積場所等として提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を乙が取り扱う小包等の支援物資の中継基地及び集積所等として提供すること。
- (4) 被災した市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 乙は、甲の提供する施設において、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ可能な範囲において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力したものが要した経費については法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請したものが負担する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては府中市総務部防災課長とし、乙においては武蔵府中郵便局総務課長及び東京多摩郵便局総務課長とする。

（覚書の効力及び更新）

第8条 この覚書の有効期間は、平成10年4月1日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了日60日までに、甲又は乙がそれぞれの相手方に文書をもって覚書を延長しない旨の通知をしない場合は、この覚書は更に1年間延長されたものとする。

以後の期間についても同様とする。

（雑則）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議し決定する。

この覚書の成立の証とするため、本書3通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその一通を所持する。

平成 10 年 3 月 26 日

甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 24 番地
府中市長 吉野 和男

乙 東京都府中市寿町 1 丁目 7 番地
武蔵府中郵便局長 小寺 勝

東京都府中市南町 4 丁目 40 番地 35 号
東京多摩郵便局長 永山 和磨

資料6 災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利 用に関する協定書（東京多摩青果株式会社）

災害時における東八道路沿線5市に対する 青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関 する協定書

三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国立市、（以下これらを「甲」という。）と東京多摩青果株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に青果物の提供及び甲が避難場所として乙の管理する敷地の一部を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害対策業務に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における避難所開設や運営を行う地域住民及び従事職員等に対して、緊急に青果物を調達する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、青果物の提供（運搬を含む。以下同じ。）及び災害時に市民の避難場所として、乙が定めた敷地の範囲内で、敷地の利用を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、青果物の提供及び避難場所の敷地利用に協力するものとする。

（青果物の受領）

第4条 青果物の提供場所は、甲が指定するものとし、当該提供場所において甲が青果物の品目、個数等を確認のうえ、受け取るものとする。

（避難場所の利用の通知）

第5条 甲は、第2条の規定により乙が定めた敷地を避難場所として利用する場合は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲は、避難場所の利用に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に通知することなく乙が定めた敷地を避難所として利用できるものとする。ただし、この場合において、甲は、速やかに乙に利用した旨を通知しなければならない。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による甲の要請により、乙が実施する青果物の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が甲に対して提供する青果物の価格は、災害発生前の一般市場の卸価格とする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第3条に規定する協力業務が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、青果物の提供に要した費用を請求するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

附 則

この協定の締結に伴い、災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定（平成18年10月24日締結）は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月 1 日

甲 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市
代表者 三鷹市長 清原 慶子

東京都府中市宮西町二丁目 24 番
府中市
代表者 府中市長 高野 律雄

東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市
代表者 調布市長 長友 貴樹

東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市
代表者 小金井市長 稲葉 孝彦

東京都国立市富士見台二丁目 47 番の 1
国立市
代表者 国立市長 佐藤 一夫

乙 東京都国立市谷保 367 番地
東京多摩青果株式会社
代表取締役社長 柏 武彦

青果物の内容及び避難場所	
青果物品名	バナナ、ジャガイモ、玉ネギ 他
用途	場 所
一時避難場所	東京都多摩青果株式会社 国立市場 国立市谷保 367 番地
<p>1 青果物の提供できる内容は上記のとおりです。</p> <p>2 避難場所として利用可能な場所は上記のとおりです。</p> <p>平成 24 年 11 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">東京都国立市谷保 367 番地 東京都多摩青果株式会社 代表取締役社長 柏 武彦</p>	

資料7 災害時における農産物の優先供給に関する協定書（府中市農業生産者団体）

災害時における農産物の優先供給に関する協定書

災害時における農産物の優先供給に関し、府中市（以下「甲」という。）と府中市（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、甲が行う食料供給活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、農産物の優先供給を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請をうけたときは、甲の要請した農産物を甲の指定した場所に、できる限り優先供給するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、要請の理由協力の内容その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な業務を実施するものとする。

（価格）

第4条 甲の要請に基づき乙が供給する農産物の価格は、災害発生直前時における標準小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（経費負担）

第5条 甲は、乙の農産物供給協力に要した経費を負担するものとする。ただし、直接市民に供給した農産物の代金については負担しない。

（請求）

第6条 乙は、第2条の業務終了後、当該業務に要した経費を甲に請求するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙から前条の規定により請求を受けたときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の協力業務に従事した者の損害補償は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の定める条例の規定を準用して行う。

（市民への周知）

第9条 甲乙双方は、本協定の趣旨を広く市民に周知するよう努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成8年5月29日から平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年5月29日

- 甲 府中市
代表者 府中市長 吉野和男
- 乙 代表者 1.協定団体(8団体)
府中市畜産連合会 府中市農事研究会連合会
府中市果実生産出荷組合 府中市椎茸生産出荷組合
府中市花卉園芸組合 府中市是政出荷組合 府中市押立営
農組合府中市いちご組合

府中市自主防災組織育成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民が結成した自主防災組織（以下「防災組織」という。）に対し、防災資器材を給付または貸付することにより、地域における自主防災活動を促進し、市民生活の安全確保に資することを目的とする。

(対象)

第2条 防災資器材の給付を受けることができる対象は、単一の防災組織とする。

2 防災資器材の貸与を受けることができる対象は、町単位で結成された防災組織または町内全世帯の80%以上の世帯が防災組織を結成した連合体とする。

(防災資器材)

第3条 市長が給付または貸与することができる防災資器材および対象は、予算の範囲内で別表に定めるとおりとする。

(防災資器材の給付・貸与申請)

第4条 防災資器材の給付または貸与を受けようとする防災組織の代表者は、防災資器材給付（貸与）申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

(防災資器材の給付・貸与決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、給付または貸与の可否を調査し、給付または貸与が適当と認めるときは、防災資器材給付（貸与）決定書（第2号様式）により申請者に通知する。

(受領書の提出)

第6条 防災組織の代表者は、防災資器材受領書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(防災資器材の使用)

第7条 防災資器材の給付または貸与を受けた防災組織は、当該防災資器材をその目的にそって効果的に使用するとともに、防災訓練に努めるものとする。

(防災資器材の管理)

第8条 防災組織の代表者は、給付または貸与された防災資器材の良好な管理に努めなければならない。

2 給付または貸与された防災資器材の維持及び修理に要する経費は、防災組織で負担するものとする。

3 貸与された防災資器材は、受領した日から10年以上責任をもって管理するものとする。

(防災資器材の返還命令)

第9条 市長は、防災組織が次の各号の一に該当すると認めるときは、給付または貸与した防災資器材の全部または一部の返還を命ずることができる。

ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 防災資器材を他に譲渡し、または故意に棄損したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 防災組織の自主的な活動及び運営ができなくなったとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付則

この要綱は、昭和58年2月10日から適用し、すでに給付されたものは、この要綱により給付されたものとみなす。

付則

この要綱は、昭和60年1月19日から施行する。

別 表

1 給付することができる防災資器材及び対象

区 分	品 名	数 量	対 象
避難誘導用具	組織旗、腕章	防災組織で必要な数	単一の防災組織

2 貸与することができる防災資器材及び対象

区・分	品 名	数 量	対 象
情報伝達用具	トランジスタメガホン	町単位 1 個 丁目単位各 1 個	町単位で結成された防災組織又は町内全世帯数の 80%以上の世帯が防災組織を結成した連合体
救助用具	発電機、投光機、はしご、パール、のこぎり、掛矢、スコップ、つるはし、ロープ、鉄線ばさみ	町単位 1 組	
救護用具	テント、シート、タンカ（2 個）、救急箱	町単位 1 組	
給食給水用具	ポリタンク（3 個）炊飯器（2 個）、リヤカー	町単位 1 組	
格納用具	防災倉庫	町単位 1 棟	

申請者 住 所
組織名
代表者

防災資器材給付（貸与）申請書

このことについて、次のとおり防災資器材を給付（貸与）願いたく申請します。

- 1 防災資器材の品名・数量
- 2 団体名
- 3 防災資器材の設置場所
 - (1) 所在地
 - (2) 施設名

府中市長

防災資器材給付（貸与）決定書

このことについて、次のとおり防災資器材を給付（貸与）を決定いたしましたので報告いたします。

- 1 防災資器材の品名・数量
- 2 団体名
- 3 防災資器材の設置場所
 - (1) 所在地
 - (2) 施設名

府 中 市 長

申請者 住 所
組織名
代表者

防災資器材受領書

このことについて、次のとおり防災資器材を受領いたしました。

- 1 防災資器材の品名・数量
- 2 団体名
- 3 防災資器材の設置場所
 - (1) 所在地
 - (2) 施設名

資料9 自主防災組織の結成及び活動環境の整備 (震39頁)

(平成25年4月1日現在)

分類	詳細
自主防災組織の団体数	139 団体
自主防災組織の世帯数	58,270 世帯
自主防災組織の連絡会議委員	町ごと、各1名、計37名選出
自主防災組織の資機材倉庫	57 箇所

資料 10 消防団分団別応急資機材保管状況 (震42頁)

(平成 25 年 11 月現在)

区分 分団名	保管場所	資 機 材 配 布 内 訳									
		チェーン ソー	バール	大ハンマー	鋸 (のこぎり)	ロープ 100m×2	ジャッキ	救急箱	担架	剣先 スコップ	角形 スコップ
第1分団	押立町4-17	1	1	1	1	3	1	2	3	2	
第2分団	白糸台3-8-39	1	1	1	1	3	1	2	2	3	2
第3分団	紅葉丘2-12	1	1	1	1	3	1	2	3	3	1
第4分団	若松町4-22	1	1	1	1	3	1	2	3	5	2
第5分団	小柳町2-50	1	1	1	1	3	1	2	3	3	
第6分団	是政3-20	1	1	1	1	3	1	2	2	2	
第7分団	緑町1-6	1	1	1	1	3	1	2	1	2	
第8分団	新町1-64	1	1	1	1	3	1	2	3	5	
第9分団	宮町3-16	1	1	1	1	3	1	2	2	1	2
第10分団	宮西町3-21	1	1	1	1	3	1	2	3	3	3
第11分団	本町1-21	1	1	1	1	3	1	2	3	3	
第12分団	片町1-17	1	1	1	1	3	1	2	4	4	
第13分団	南町2-32	1	1	1	1	3	1	2	1	2	
第14分団	本宿町2-22	1	1	1	1	3	1	2	2	4	
第15分団	住吉町1-24	1	1	1	1	3	1	2	2	7	
第16分団	四谷2-50	1	1	1	1	3	1	2		3	
第17分団	清水が丘2-7	1	1	1	1	3	1	2	1	3	
第18分団	武蔵台2-17	1	1	1	1	3	1		1	1	2
計	18ヶ所	18	18	18	18	54	18	36	39	56	12

資料 1 1 災害時における地域応急活動に関する協定書（府中消友会） （震 4 6 頁）

災害時における地域応急活動に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と府中消友会（以下「乙」という。）は、災害時における地域応急活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、地域応急活動に関する協力体制を確立し、市民の安定した生活確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 甲のみでは、十分な応急措置を実施することができない場合、地域応急活動を行うものとする。

（協力要請）

第 3 条 甲は前条における協力を必要とする場合は、協力要請書を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、速やかに同要請書を提出することとする。

（協力）

第 4 条 乙は、前条による要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第 5 条 乙は、甲と円滑に連絡を行えるよう窓口を設置するものとする。

（費用負担）

第 6 条 乙が提供した資機材及び消耗品については、甲が負担する。このときの価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（費用の請求）

第 7 条 甲は、乙から前条の規定により代金の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第 8 条 甲の要請に基づき、乙が実施した第 2 条の協力業務の従事者に対する損害補償は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価額の限度において損害補償の責を免れる。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間終了の日 3 月前までに、甲乙何らの意思表示がないときは 1 年間延長されたものとみなし、以降もこの例によるものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 22 日

甲 府中市 代表者
府中市長 野口 忠直

乙 府中消友会 代表者
会 長 臼井 正

資料 1 2 災害時におけるボランティア活動に関する協定書（府中市社会福祉協議会）

（震 5 0 頁）

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

東京都府中市（以下「甲」という。）と府中市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急・復旧活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第 2 条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救急活動の実施・協力に関する事項
- (2) 避難者の誘導・避難所内の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 罹災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力
- (4) 被災状況調査等・災害対策業務全般についての協力

（要請）

第 3 条 甲はこの協定に基づく乙への要請は日時、場所、協力内容を明記して、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は災害の事態が急迫し、甲からの協力要請を待つことができないときは、協力内容に基づく救助等に着手し、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について甲の指示を受けるものとする。

（ボランティアの養成）

第 4 条 乙は平常時よりボランティアの研修・講習等を行い、またボランティアの受入・派遣等非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は前項の事項に関し、必要な範囲で支援することとする。

（活動拠点）

第 5 条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等活動は乙を拠点とするものとする。

（近隣団体との協力体制）

第 6 条 乙は登録ボランティア以外のボランティアとの協力体制の確立を図るものとする。

（合同訓練）

第 7 条 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

（資器材等の確保）

第 8 条 乙は災害時の復旧活動等に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の基に準備するものとする。

2 乙は配備してある災害時等用の資器材については、配置場所、量及び管理者等を明記した文書を甲に提出しなければならない。

（関係機関等との協力体制）

第 9 条 乙は災害時にどのように活動すべきであるのか関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

（費用負担）

第 10 条 甲の要請に基づき協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（指揮命令）

第 11 条 乙のボランティア活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(損害補償)

第 12 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は「ボランティア保険」によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険の加入金については甲が支払うものとする。

(報告)

第 13 条 甲の要請に基づく乙の当該業務については、1 週間単位で甲に報告しなければならない。

(業務期間)

第 14 条 甲の要請に基づく乙の当該業務期間については甲の指示があるまで続くものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定する。

(有効期限)

第 16 条 この協定の有効期限は、平成 7 年 11 月 22 日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期限終了の日の 3 ヶ月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 7 年 11 月 22 日

甲 東京都府中市
代表者 府中市長 吉野和男

乙 東京都府中市社会福祉協議会
代表者 会長 吉野政男

資料 1 3 府中駅南口地区の計画概要 (震 6 0 頁)

< 府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業概要 >

施行区域面積		約 11,000 m ²
施設 建 築 物 概 要	敷地面積	約 6,731 m ²
	建築面積	約 5,500 m ²
	延べ面積	約 58,200 m ²
	階 数	地下 4 階、地上 15 階
	住宅戸数	約 140 戸
	駐車施設	約 190 台
	駐輪施設	約 1,200 台
工事しゅん工予定		平成 27 年



資料 1 4 市内橋りょう現況 (震 6 1 頁)

No.	橋梁名	路線名	所在地	橋 長 (m)	架設年度 (西暦)	橋 種	管理者
1	鶴代橋	しみず下通り	小柳町 2-45	213	1990	PC 橋	市
2	富士見通り立体橋	富士見通り	晴見町 2-24-14	35.4	1973	鋼橋	市
3	白糸橋 1 号	白糸台通り	白糸台 5-18-2	15	1976	RC 橋	市
4	白糸橋 2 号	白糸台通り	白糸台 5-19-15	10.5	1976	RC 橋	市
5	白糸橋 3 号	市道 2-221 号	白糸台 5-5	10.5	1976	RC 橋	市
6	小柳橋	市道 2-107 号	小柳町 2-14	16	1984	RC 橋	市
7	みょうらい橋	市道 4-90 号	本町 2-10-13	20	1977	RC 橋	市
8	中央道側道 1 号	中央道側道 1 号	是政 3-64-5	8.14	1950	RC 橋	市
9	矢崎排水第三号橋	市道 4-280 号	是政 3-47-1	5.51	1962	鋼橋	市
10	北多摩第一水門	多摩川通り	小柳町 6-19	29.05	1978	鋼橋	市
11	256 号	市道 4-276 号	是政 3-61-2	4.47	1967	RC 橋	市
12	雑田橋	市道 4-173 号	本町 3-31-22	5.75	1972	RC 橋	市
13	261 号	市道 6-117 号	住吉町 1-33-2	2.56	1972	RC 橋	市
14	262 号	市道 6-121 号	住吉町 4-26-1	2.83	1965	RC 橋	市
15	大山橋	大山道	日新町 2-23-1	7.11	1963	RC 橋	市
16	相模橋	大山道	日新町 2-40-1	4.08	1963	RC 橋	市
17	264 号	市道 6-67 号	日新町 5-17-1	2.75	1965	RC 橋	市
18	208 号	東大山道	四谷 2-44-5	3.7	1964	RC 橋	市
19	265 号	市道 6-263 号	四谷 2-37-5	2.36	1966	RC 橋	市
20	火の見橋	市道 6-176 号	四谷 2-54-3	2.9	1965	RC 橋	市
21	267 号	三屋通り	日新町 5-50-7	2.99	1970	RC 橋	市
22	270 号	市道 6-269 号	日新町 4-44-1	3.41	1967	RC 橋	市
23	271 号	三屋通り	四谷 5-15	4.28	1967	RC 橋	市

府中市インフラマネジメント白書(平成 24 年 10 月)

資料 15 災害時における応急対策業務に関する協定書（府中市建設業協会）（震 6 1 頁）

災害時における応急対策業務に関する協定書

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、東京都府中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、府中市が府中市建設業協会に対し、災害応急対策事業に関する協力を求める手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 府中市長（以下「甲」という。）は、災害が発生し府中市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により府中市建設業協会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第 3 条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し、防災計画に定める府中市各部局の分掌事務に従い所管部長より業務内容・日時及び場所を指示して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第 4 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

（費用負担）

第 5 条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

（請求）

第 6 条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（損害の負担）

第 7 条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責については甲、乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第 8 条 甲は、乙に属する会員のうち、災害応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合が定める条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、双方が別途協議して定める。

（雑則）

第 10 条 この協定は、昭和 53 年 8 月 31 日から適用する。

この協定を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

昭和 53 年 8 月 31 日

甲 府中市
代表者 府中市長

乙 府中市建設業協会
代表者 会長

府中市建設業協会災害時対策本部規約

第1章

- 1 本部は、府中市建設業協会事務所に置く。
- 2 対策本部は、府中市建設業協会会員を以って組織する。
- 3 対策本部の目的は、府中市災害対策本部に協力することを目的とする。

第2章

- 1 本部は次の役員を置く。
本部長 1 名
副本部長 2 名
地区長 東部 中部 中南部 西部 各1名
副地区長 若干名
- 2 本部の編成は、府中市建設業協会の理事会にて決定する。

第3章

- 1 本部長は、府中市災害対策本部の要請があった時、又は其の必要が生じた時に本部の指揮をとる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故ある時は、本部長の代理を行う。
- 3 地区長は、本部長又は府中市からの連絡により地区会員に伝達し、地区会員の指揮をとる。
- 4 副地区長は、地区長を補佐し、地区長事故ある時は、地区長の代理を行う。

第4章

1 出動

当協会員は、府中市災害対策本部又は府中市役所より、緊急応援の要請があった場合は、即時本部長と連絡をとり、その指示に従うものとする。

昭和 51 年 9 月 制定

昭和 56 年 8 月 改正

資料 15-2 災害時における応急対策業務に関する協定（府中市造園業協会）

災害時における応急対策業務に関する協定

府中市（以下「甲」という。）と府中市造園業協会（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙に対し、災害応急対策事業等に関する協力を求める場合に必要となる事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、緊急の必要があると認めるときは、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し、防災計画に定める府中市各部の分掌事務に従い、所管部長より業務内容・日時及び場所を指示して資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。

（費用負担）

第5条 甲の使用した資機材等に要する費用は、甲が負担する。

（請求）

第6条 乙は業務終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責については甲、乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員のうち、災害応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたときは、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、双方が別途協議して定める。

（協定の期間）

第10条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年 3月10日

甲 府中市

代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 府中市造園業協会

代表者 会 長 田 中 善 雄

資料 16 公園・緑地の整備 (震 6 1 頁)

<緑地の現況量及び変化量>

	平成10年3月末		平成20年3月末		増 減 面積(ha)
	面積(ha)	市域に占める 割合(%)	面積(ha)	市域に占める 割合(%)	
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園)	168.14	5.73	180.68	6.16	12.54
都市公園	155.23	5.29	171.69	5.85	16.46
条例等の公園	12.91	0.44	8.99	0.31	-3.92
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	462.20	15.75	450.47	15.35	-11.73
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	95.74	3.26	113.20	3.86	17.46
合 計	726.08	24.75	744.35	25.37	18.27

出典元：「府中市緑の基本計画 2009」

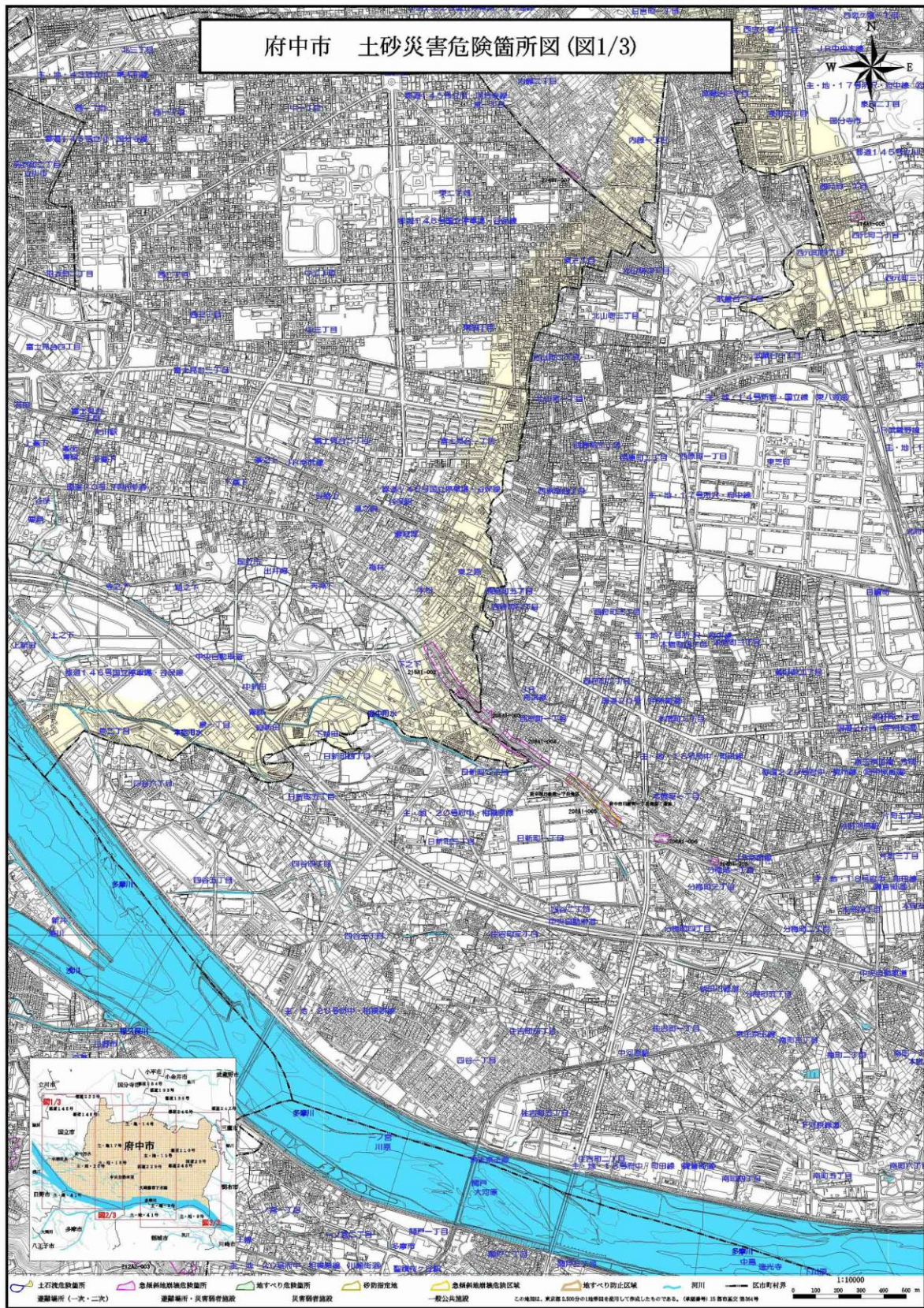
資料 17 農地の保全 (震 6 1 頁)

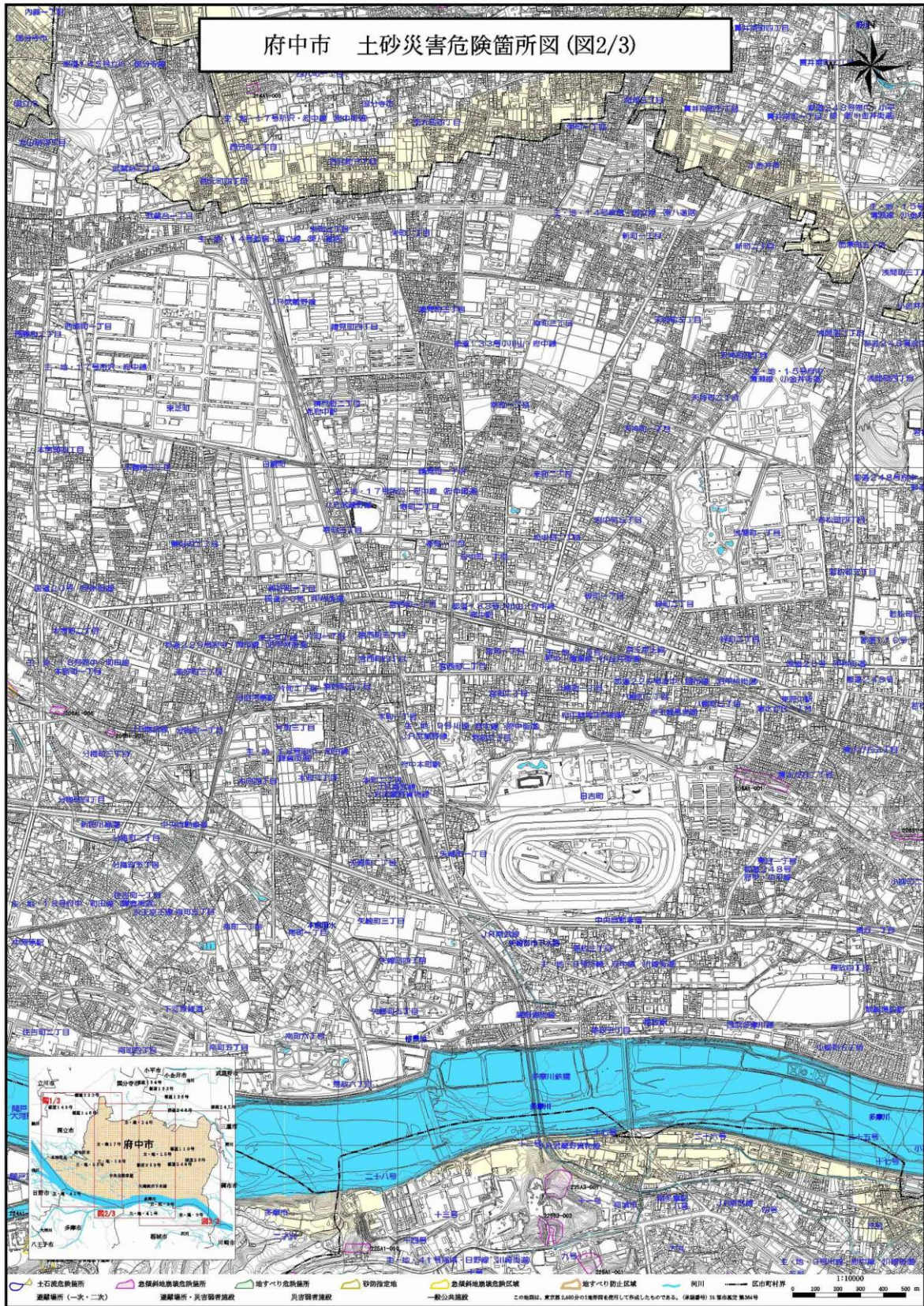
<生産緑地地区の指定状況>

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

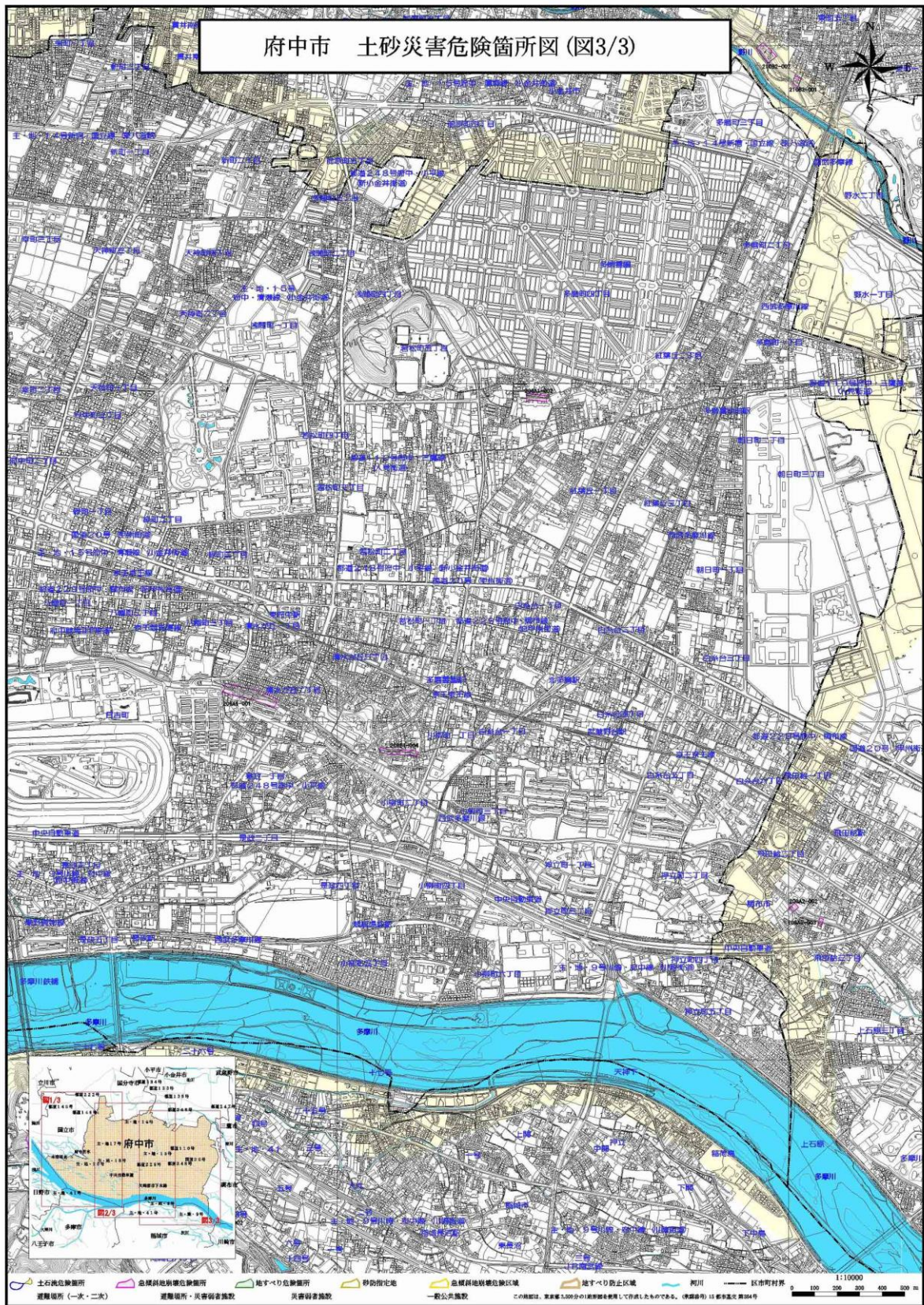
24 年度末指定状況
470 件 105.33ha

資料 18 土砂災害危険箇所図 (震6 2頁)





府中市 土砂災害危険箇所図 (図3/3)



資料 19 全建造物数および延べ面積 (震 6 3 頁)

(平成 24 年 1 月 1 日現在)

全棟数	構造別内訳		延面積 (千㎡)
	木造	非木造	
54,041	38,850	15,191	11,097

注 非課税建物は除いてある。

出典元：「府中市統計書（平成 24 年版）」

資料 20 用途別建築物の数 (震 6 3 頁)

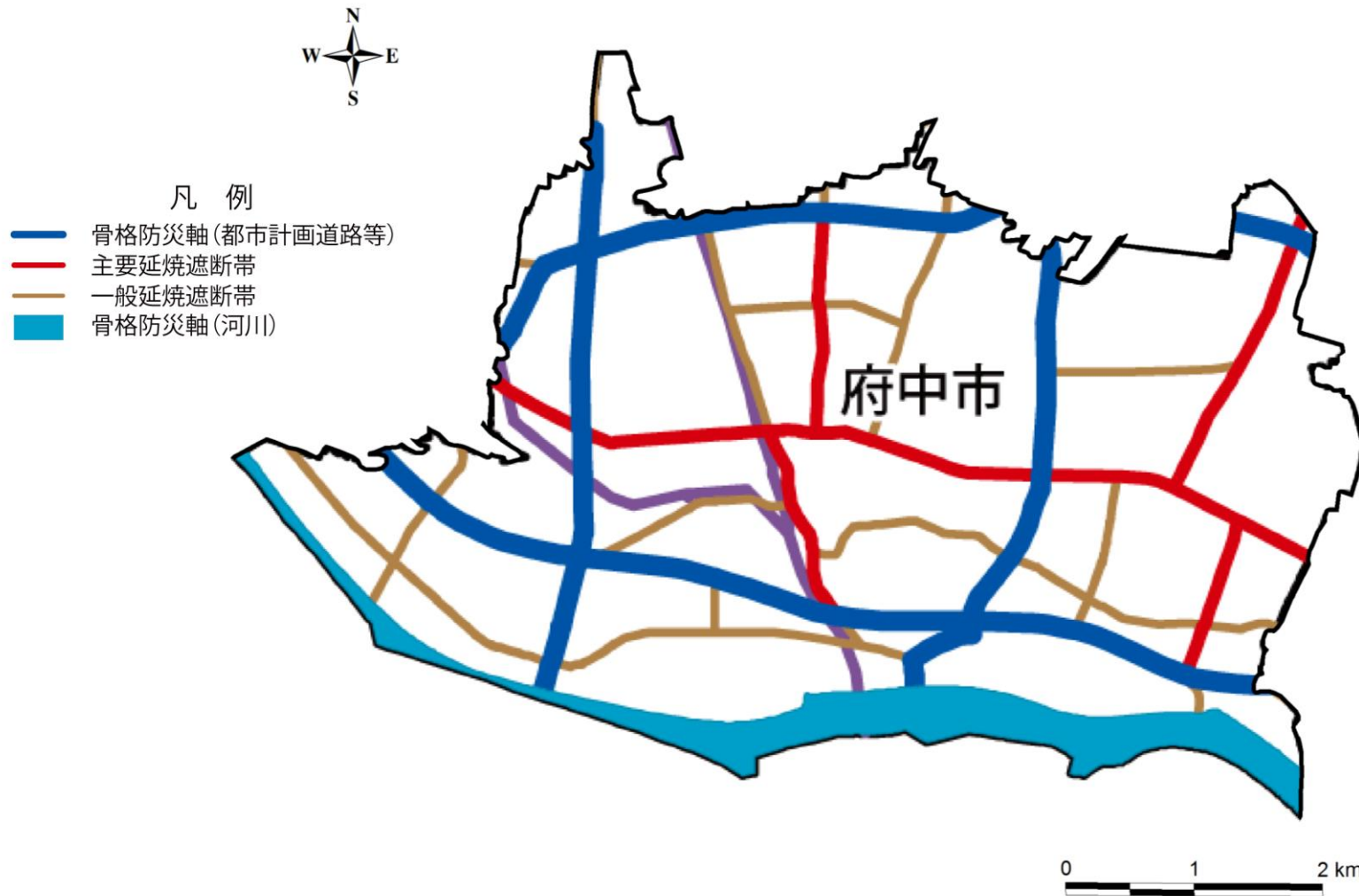
(平成 24 年 1 月 1 日現在)

用途別	木造(棟)	非木造(棟)	計
専用住宅	32,076	10,858	47,498
併用住宅	1,591		
共同住宅	2,973		
その他	2,210	4,333	6,543
計	38,850	15,191	54,041

注 非課税建築物は除いてある。

出典元：「府中市統計書（平成 24 年版）」

資料 2 1 都が設定する延焼遮断帯とする道路 (震6 3頁)



引用元「東京都防災都市づくり推進計画」
「一部未形成（整備）の道路あり」

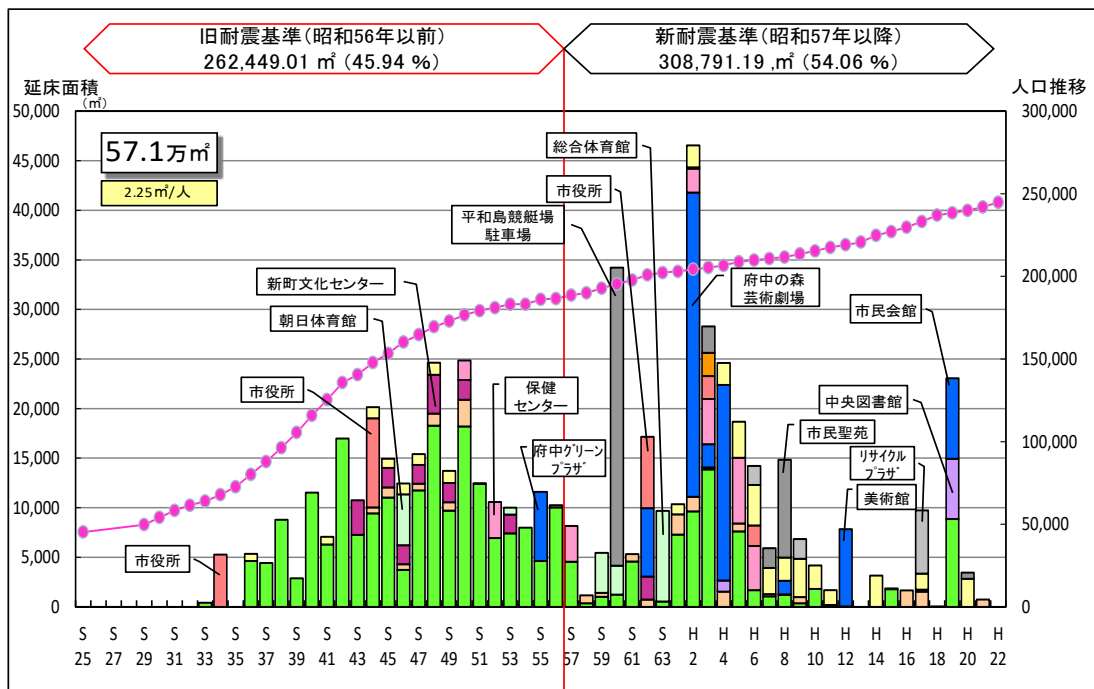
資料 2 2 防火地域の指定 (震 6 3 頁)

<防火地域、準防火地域指定の推移>

(平成 25 年 10 月 31 日現在)

区 分	平成 8 年 5 月	平成 17 年 9 月	平成 25 年 10 月
防 火 地 域	258.4 ha (9.5 %)	263.2 ha (9.7 %)	267.2 ha (9.8 %)
準 防 火 地 域	1,462.4 ha (53.7 %)	1,467.4 ha (53.8 %)	1,467.5 ha (53.8 %)
計	1,720.8 ha (63.2 %)	1,730.6 ha (63.5 %)	1,734.7 ha (63.7 %)

資料 2 3 公共施設の現況 (震 6 3 頁)



用途	延床面積	構成比	用途	延床面積	構成比
学校教育系施設 小学校、中学校	26万2,297.07㎡	45.92%	行政系施設 市役所、市政情報センター、 女性センター、防災ステーション、 防災センター	2万5,859.33㎡	4.53%
子育て支援系施設 保育所、幼稚園、子ども家 庭支援センター、学童クラブ	2万1,625.75㎡	3.79%	スポーツ・レクリエーション	2万2,284.62㎡	3.90%
文化センター	2万1,295.35㎡	3.73%	産業系施設	2,336.80㎡	0.41%
図書館 生涯学習センター図書館、 中央図書館	7,182.53㎡	1.26%	市営住宅	4万1,667.50㎡	7.29%
市民文化系施設 グリーンプラザ、市民会館、 生涯学習センター、博物館、 国際交流サロン	8万3,915.84㎡	14.69%	供給処理施設 リサイクルプラザ	1万0,300.00㎡	1.80%
保健福祉系施設 老人ホーム、高齢者在宅サ ビスセンター、保健センター、 ふれあい会館	2万7,267.47㎡	4.77%	その他 駐車場、市民聖苑	4万5,207.94㎡	7.91%

府中市インフラマネジメント白書(平成 24 年 10 月)

資料 2 4 文化財施設の現況及び一覧表 (震 6 7 頁)

文化財一覧 (平成 2 3 年 2 月 7 日現在)

国指定文化財

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	指定年月日	文化財類別
1	鉄造阿弥陀如来坐像 附 鉄造阿弥陀如来立像	本町 1-5	善明寺	大 2. 4. 14	重要文化財
2	馬場大門のケヤキ並木	宮町・宮西町他	大國魂神社	大 13. 12. 9	天然記念物
3	銅造阿弥陀如来立像	白糸台 1-1 1	上染屋八幡神社	昭 3. 8. 17	重要文化財
4	木造狛犬	宮町 3-1	大國魂神社	昭 24. 2. 18	重要文化財
5	南部家文書	清水が丘 3 丁目	個人	昭 59. 6. 6	重要文化財
6	薙刀無銘一文字	清水が丘 3 丁目	個人	昭 61. 6. 6	重要文化財
7	武蔵国分寺跡(武蔵国分寺参道口跡)	栄町 3-1 7	東京都	平 17. 3. 2	史跡
8	武蔵府中熊野神社古墳	西府町 2-9	熊野神社	平 17. 7. 14	史跡
9	武蔵国府跡	宮町 2-5, 3-1 本町 1-1 4	府中市・大國魂神社 府中市	平 21. 7. 23 平 23. 2. 7	史跡

国登録有形文化財

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	指定年月日	文化財類別
1 0	東京農工大学農学部本館	幸町 3-5	国	平 12. 10. 11	登録有形文化財

国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	指定年月日	文化財類別
1 1	武蔵府中の太鼓講の習俗	宮西町	大國魂神社太鼓講中	昭 54. 12. 7	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

文部科学省認定重要美術品

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	指定年月日	文化財類別
1 2	紙本墨書後柏原天皇宸翰御詠草	浅間町 3 丁目	個人	昭 12. 12. 24	重要美術品
1 3	木彫仏像五体	宮町 3-1	大國魂神社	昭 23. 4. 27	重要美術品
1 4	古鏡四面	宮町 3-1	大國魂神社	昭 23. 4. 27	重要美術品
1 5	古写本三種	宮町 3-1	大國魂神社	昭 24. 4. 13	重要美術品

都指定文化財

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	指定年月日	文化財類別
1 6	分倍河原古戦場	分梅町 2 丁目付近一帯	民有地 (府中市)	大 8. 10. 1	旧跡
1 7	府中高札場	宮西町 5-1	大國魂神社	昭 4. 10. 2	旧跡
1 8	井田是政墓	日吉町 1 (東京競馬場内)	個人	昭 4. 10. 2	旧跡
1 9	人見原古戦場	浅間山の周辺	-	昭 11. 3. 4	旧跡
2 0	浅野長政隠棲の跡	白糸台 5 丁目	個人	昭 12. 7. 22	旧跡
2 1	川崎定孝墓	押立町 4 丁目	個人	昭 12. 10. 18	旧跡
2 2	木曾源太郎墓	片町 2-4	高安寺	昭 14. 5. 1	旧跡
2 3	依田伊織墓	本町 1-5	善明寺	昭 14. 5. 1	旧跡
2 4	西園寺美満墓	本町 1-5	善明寺	昭 14. 5. 1	旧跡
2 5	大國魂神社本殿	宮町 3-1	大國魂神社	昭 37. 3. 31	有形文化財 (建造物)
2 6	蓮華形磬	南町 6-3 2	妙光院 (郷土の森博物館)	昭 39. 4. 28	有形文化財 (工芸品)
2 7	旧府中町役場庁舎	南町 6-3 2	府中市 (郷土の森博物館)	昭 62. 2. 24	有形文化財 (建造物)
2 8	双盤念仏	白糸台 5-2 0 (本願寺内)	車返本願寺結衆講	平 3. 3. 8	無形民俗文化財 (風俗慣習)
2 9	旧三岡家長屋門	南町 6-3 2	府中市 (郷土の森博物館)	平 7. 3. 27	有形文化財 (建造物)
3 0	三千人塚	矢崎町 2 丁目	個人	平 17. 2. 22	史跡
3 1	武蔵府中のくらやみ祭	宮町 3-1 (大國魂神社内)	武蔵府中くらやみ祭保存会	平 22. 3. 23	無形民俗文化財 (風俗慣習)

市指定文化財

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日	文 化 財 類 別
32	小田原北条免稅朱印状(2通)	南町6-32	高安寺 (郷土の森博物館)	昭34.12.11	有形文化財
33	野村瓜州の墓	片町2-4	高安寺	昭34.12.11	史跡
34	建長4年の三所宮板碑	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
35	応永16年の法華經板碑	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
36	鹿島神社懸仏	南町6-32	是政三丁目西部自治会 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
37	北条氏照の書翰(2通)	南町6-32	妙光院 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
38	井田墓地内の板碑(33基)	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
39	大國魂神社境内樹木の一部	宮西町3-1	大國魂神社	昭36.12.15	天然記念物
40	竜光寺阿弥陀如来像	押立町4-35	竜光寺	昭39.1.9	有形文化財
41	紹巴の賛のある渡唐天神の軸	是政2丁目	個人	昭39.1.9	有形文化財
42	関良雪の自画像軸	本町1丁目	個人	昭39.1.9	有形文化財
43	文禄3年の幣束立	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭39.1.9	有形文化財
44	文禄3年の検地帳	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭40.3.11	有形文化財
45	天正18年の検地帳	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭40.3.11	有形文化財
46	天正8年の鐔口	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭40.3.11	有形文化財
47	有海の鞍	四谷2丁目	個人	昭40.3.11	有形文化財
48	文禄3年在銘の鞍	四谷2丁目	個人	昭40.3.11	有形文化財
49	高林吉利の墓	片町2-4	高安寺	昭45.8.24	旧跡
50	徳川慶喜自筆の額	宮町3-1	大國魂神社	昭47.6.30	有形文化財
51	徳川家の朱印状(12通)	宮町3-1	大國魂神社	昭49.3.15	有形文化財
52	大國魂神社神宝の刀剣(3振)	宮町3-1	大國魂神社	昭49.3.15	有形文化財
53	大國魂神社鼓樓	宮町3-1	大國魂神社	昭56.10.16	有形文化財
54	大國魂神社神宝の刀剣(1振)	宮町3-1	大國魂神社	昭56.10.16	有形文化財
55	府中囃子	—	府中囃子保存会	昭58.4.22	無形民俗文化財
56	旧河内家住宅	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	昭58.5.27	有形文化財
57	甲州街道常久一里塚跡	清水が丘3-15	府中市	昭59.1.27	史跡
58	甲州街道本宿一里塚跡	日新町1-10	日本電気(株)府中事業場	昭59.1.27	史跡
59	大國魂神社奉納刀剣(10振)	宮町3-1	大國魂神社	昭60.1.25	有形文化財
60	矢島稲荷の大ケヤキ	宮西町4丁目	個人	昭61.5.23	天然記念物
61	久世大和守進物(7品)	宮町3-1	大國魂神社	昭63.12.26	有形文化財
62	八雲神社脇の元応の板碑	美好町3-40	八雲神社氏子中	平1.8.23	有形文化財
63	高安寺観音堂	片町2-4	高安寺	平2.12.26	有形文化財
64	ケヤキ並木馬場寄進の碑	宮町1-5	大國魂神社	平5.12.22	有形文化財
65	高倉古墳群出土銀象嵌大刀その他	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	平6.2.25	有形文化財
66	長福寺出土の板碑群	南町6-32	長福寺 (郷土の森博物館)	平8.4.8	有形文化財
67	仏像を伴った中世壘墓出土一括品	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	平13.10.30	有形文化財
68	高倉塚古墳	分梅町1-11	府中市	平13.10.30	史跡
69	御嶽塚	西府町1-9	府中市	平16.3.31	史跡
70	国史跡武蔵府中熊野神社古墳出土銀象嵌 鞆尻金具他一括品	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	平18.5.29	有形文化財
71	熊野神社本殿・拝殿	西府町2-9	熊野神社	平20.5.30	有形文化財
72	旧陸軍調布飛行場白糸台掩体壕	白糸台2-17	府中市	平20.11.27	史跡

市登録有形文化財

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日	文 化 財 類 別
73	谷中真吾彰徳碑	是政1-34 (市立府中第八小学校校庭内)	府中市	平20.11.27	有形文化財 (歴史資料)

資料 2 5 消防署活動体制の整備 (震 6 9 頁)

＜府中消防署の配備体制＞ (平成 29 年 3 月 1 日現在)

消防署	消防出張所	消防職員
1 箇所	4 箇所	282 名

＜府中消防署の消防車両等＞ (平成 29 年 3 月 1 日現在)

ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	その他の車両	合 計	その他可搬ポンプ
12 台	1 台	1 台	7 台	1 台	7 台	29 台	10 台

資料 2 6 消防団活動体制の整備 (震 7 0 頁)

＜消防団の体制等＞ (平成 29 年 4 月 1 日現在)

消防団	団員	ポンプ車	照明電源車	可搬ポンプ
18 分団	416 名	18 台	2 台	31 台

資料 2 7 消防水利の確保 (震 7 1 頁)

＜防火水槽等の現況・事業計画＞ (平成 29 年 4 月 1 日現在)

現 況	備 考	
防火水槽	府中消防署と協議し、消防水利の整備計画を立て水利の確保に努める。	
100 t 以上		72 基
40 t 以上 100t 未満		714 基
20 t 以上 40t 未満		21 基
貯 水 池		18 箇所
プ ー ル 等		61 箇所
消 火 栓	3,011 基	

資料 2 8 危険物製造所等の現況 (震 7 2 頁)

(平成 25 年 10 月 31 日)

区分 町名別	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	計
多摩町	1							2		1	4
朝日町				5				1		4	10
紅葉丘				1							1
若松町	1			5		3		4		2	15
白糸台	4		1	1				2	1		9
押立町						1		1		1	3
小柳町	1			3						3	7
是政	1			2				2		1	6
矢崎町	6			2						2	10
日吉町			3					1		2	6
本町	2							1			3
宮西町	1									1	2
宮町											
八幡町				4		1		1		1	7
清水が丘				1							1
緑町								2			2
府中町			1	2						1	4
寿町				4				1		1	6
幸町	4			2				1		1	8
天神町			2					1	1		4
浅間町	4	2		6				1		3	16
新町	1			1		2					4
栄町			1					1		1	3
武蔵台	1			4		2				5	12
北山町		1								1	2
西原町	5							2		1	8
東芝町	15							1		5	21
日鋼町			5	13						10	28
美好町			2	1				1			4
本宿町								1			1
西府町	1		1			1		2	1		6
日新町	2			3			2			1	8
分梅町						1		1			2
片町			2	1		1					4
南町	2			3						1	6
住吉町	1		1	1				2			5
四谷	8			1				2			11
晴見町	3			5				1		2	11
合計	64	2	20	71		12	2	35	3	51	260

資料 2 9 高圧ガス等関係施設の現況 (震 7 2 頁)

(平成 25 年 10 月 31 日現在)

区分 町名別	製造 所	販売 所	冷蔵 施設	貯蔵 所	貯蔵 消費	計	区分 町名別	製造 所	販売 所	冷蔵 施設	貯蔵 所	貯蔵 消費	計
多摩町		2			1	3	本町					3	3
朝日町		1				1	片町		1			2	3
紅葉丘		1			1	2	宮西町					1	1
白糸台		2		3	17	22	寿町					6	6
押立町	1	2		1	4	8	日鋼町						
小柳町				1	7	8	晴見町	1	1			2	4
若松町		1			9	10	栄町					2	2
浅間町		1	1	1	9	12	武蔵台	1		1	1	5	8
天神町					2	2	北山町		1			1	2
新町		3			1	4	西原町		1			5	6
幸町					1	1	東芝町	12				9	21
府中町					8	8	美好町					11	11
緑町					13	13	分梅町		1		1	5	7
宮町					1	1	住吉町	1		1		26	28
八幡町		3			1	4	四谷	3		1	2	32	38
清水が丘		2	1		1	4	日新町	3				18	21
日吉町							本宿町		1			15	16
是政				1	21	22	西府町		2		2	22	26
矢崎町		1	1		16	18							
南町		1	1	1	9	12	合計	21	28	7	14	287	357

資料30 毒物・劇物施設の現況 (震72頁)

(平成25年12月1日現在)

区分 町名別	教育 機関	研究 機関	医療 機関	民間 機関	計	区分 町名別	教育 機関	研究 機関	医療 機関	民間 機関	計
多 磨 町						本 町					
朝 日 町						片 町					
紅 葉 丘						宮 西 町					
白 糸 台						寿 町					
押 立 町				1	1	日 鋼 町					
小 柳 町						晴 見 町					
若 松 町						栄 町					
浅 間 町						武 蔵 台					
天 神 町						北 山 町					
新 町						西 原 町					
幸 町						東 芝 町				7	7
府 中 町						美 好 町			1		1
緑 町						分 梅 町					
宮 町						住 吉 町					
八 幡 町						四 谷				1	1
清水が丘						日 新 町				1	1
日 吉 町						本 宿 町					
是 政				1	1	西 府 町					
矢 崎 町				3	3						
南 町				3	3	合計			1	17	18

※ () は再掲数値である。

資料 3 1 放射性物質関係施設の現況 (震 7 2 頁)

(平成 25 年 12 月 1 日現在)

区分 町名別	教育 機関	研究 機関	医療 機関	民間 機関	計	区分 町名別	教育 機関	研究 機関	医療 機関	民間 機関	計
多 磨 町						本 町					
朝 日 町						片 町					
紅 葉 丘						宮 西 町					
白 糸 台						寿 町					
押 立 町						日 鋼 町					
小 柳 町						晴 見 町					
若 松 町						栄 町					
浅 間 町						武 蔵 台			1		1
天 神 町						北 山 町					
新 町						西 原 町					
幸 町	4				4	東 芝 町				3	3
府 中 町						美 好 町					
緑 町						分 梅 町					
宮 町						住 吉 町				1	1
八 幡 町						四 谷					
清水が丘						日 新 町				3	3
日 吉 町						本 宿 町					
是 政						西 府 町					
矢 崎 町											
南 町						合計	4		1	6	11

資料3 2 府中市における応急手当の普及に関する協定（府中市医師会・府中消防署）

（震74、124頁）

府中市における応急手当の普及に関する協定

高齢化社会の進展や生活形態の多様化の中で、予期せぬ事故や病人に遭遇することがますます増加すると予想され、安心してらせる人にやさしいまち府中をめざして不慮の事故、病気等から尊い人命を救うためには、救急隊が現場に到着するまでの間にその場に居合わせた市民の迅速な応急手当が、救命に極めて重要である。

府中市（以下「甲」という。）と社団法人府中市医師会（以下「乙」という。）及び東京消防庁府中消防署（以下「丙」という。）は、この重要性についての共通認識に立ち、甲乙丙間において次の条項により、応急手当の普及に関する協定を取り交わす。

（目的）

第1条 府中市では、緊急の場面での市民による応急手当の必要性と併せて、地震などの大規模、広域的な災害発生時の市民による自主救護活動の向上を図るため、市民に対する応急手当の普及活動を積極的に推進していく。これらの普及活動が、円滑かつ効果的に実施されるよう、甲と乙と丙が、ここに役割分担を含む相互協力態勢を確立し、心ふれあう緑ゆたかな住みよいまちをめざすことを目的とする。

（役割）

第2条 甲は事業主体となり、市民に対する啓発活動を行う。

2 乙は、応急手当に関する医学的見地から、技術的助言を行う。

3 丙は、応急手当に関する講習の実施及び講習修了者に対する認定書の交付を行う。

（実施方法）

第3条 甲は、応急手当の講習について、自主防災組織・自治会町会を対象として広報等で受講者を募集する。また、市内の中学校の生徒を対象とした当該講習の実施を推進するものとする。

2 乙は、丙の講習に携わる職員に対し、必要により技術的指導を行う。

3 丙は、受講者に対して、講習会場及び普及機材を準備し、心肺蘇生法及び応急手当法の講習を行う。

（費用の負担）

第4条 当該事業の費用のうち、啓発活動及び前条第1項の講習受講に関する費用については、甲の負担とする。

2 その他の費用については、役割分担の中で負担する。

（協議）

第5条 運営上疑義が生じた場合は、その都度協議の上、定めるものとする。

この協定の証とするため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年11月9日

甲 府中市
府中市長 野口 忠直

乙 社団法人府中市医師会
会長 奥島 平八郎

丙 東京消防庁
府中消防署長 深澤 政富

資料 3 3 道路の整備 (震 8 5 頁)

<市内道路>

種 別		平成 25 年 3 月 31 日現在	
		路線数	延 長
高	速 国 道	---	7,178m
国	道	1	6,710
都	道	11	36,746
市 道	幹 線 道 路	60	87,967
	一 般 道 路	2,320	336,559
	合 計	2,380	424,526
合 計		2,392	475,129

資料34 府中市内道路区分 (震85頁)

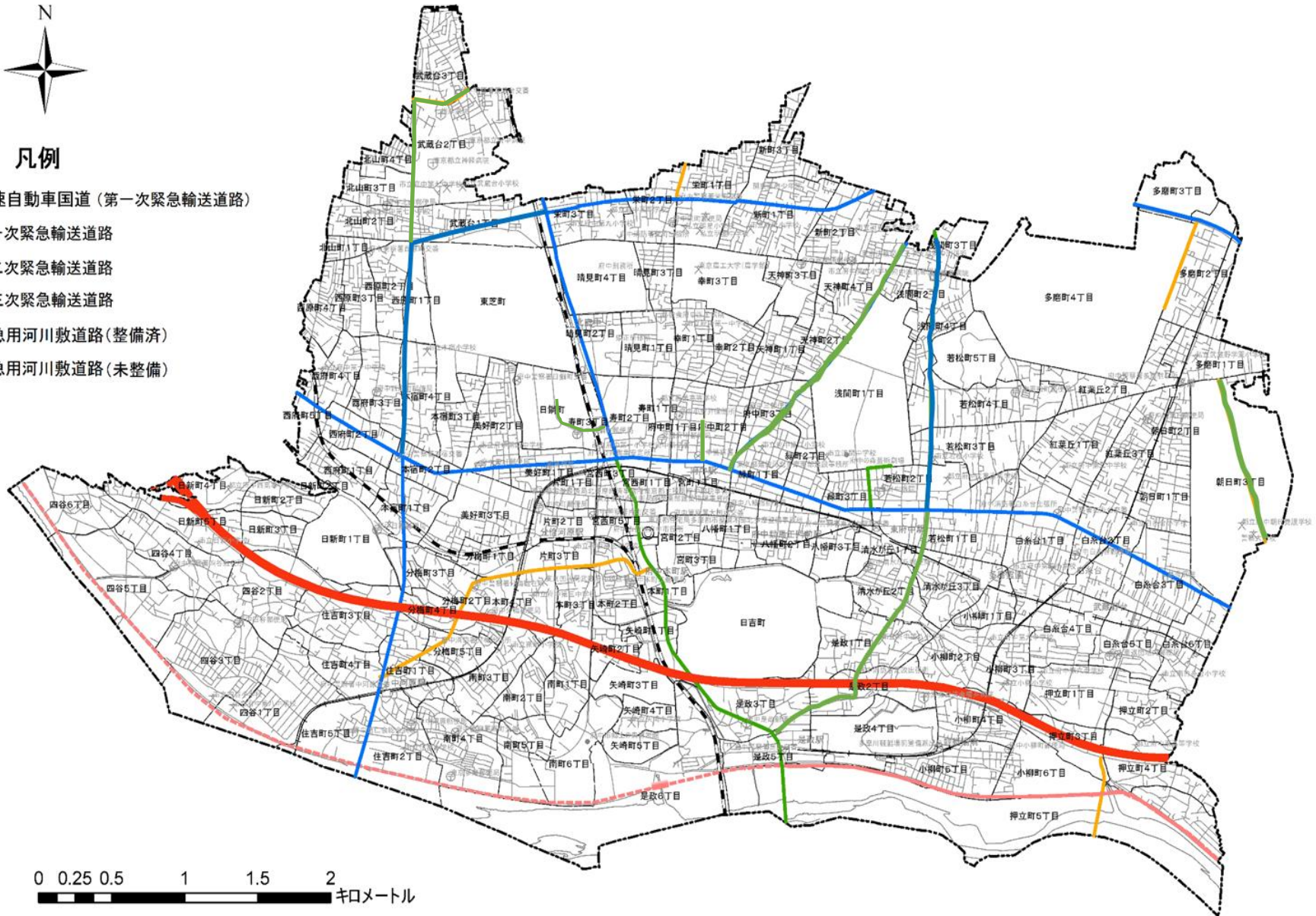


資料35 災害時の緊急啓開路線図（緊急輸送ネットワーク）（震87頁）



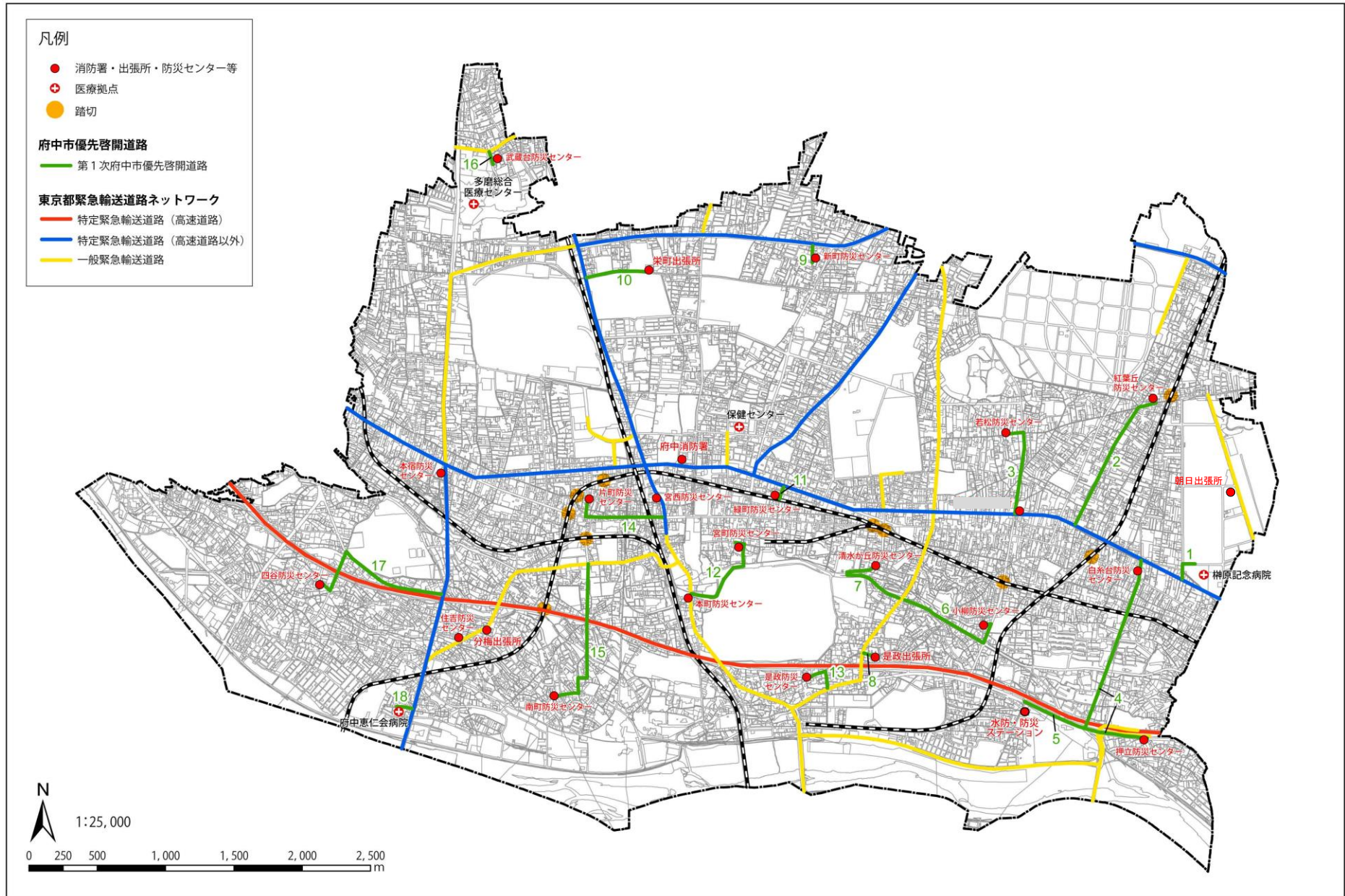
凡例

- 高速自動車国道（第一次緊急輸送道路）
- 第一次緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路
- 第三次緊急輸送道路
- - - 緊急用河川敷道路（整備済）
- - - 緊急用河川敷道路（未整備）

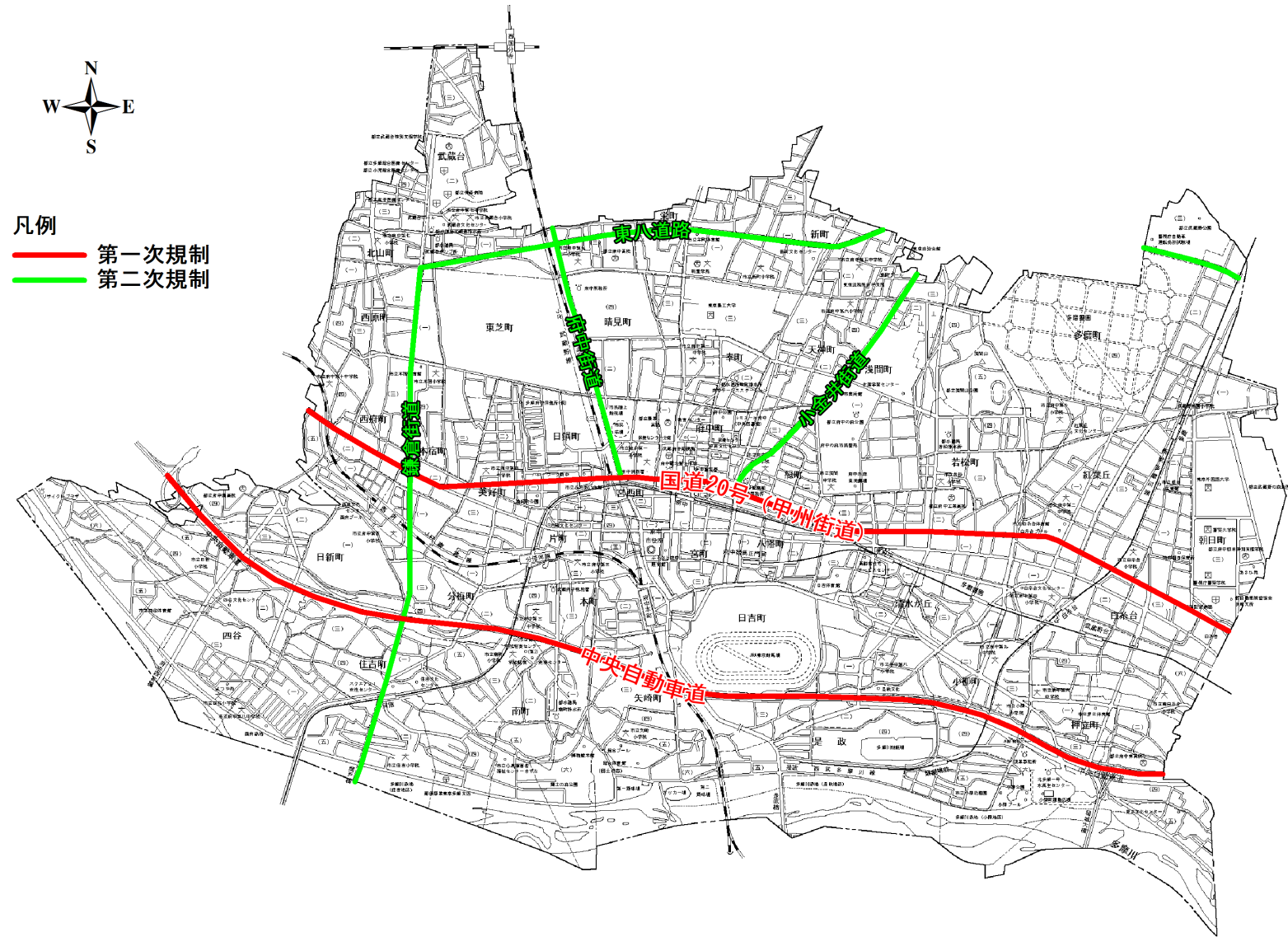


資料35-2 優先啓開道路図 (震87頁)

頁



資料36 大震災時における交通規制図 (震87頁)



資料37 緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係わる事務の
処理要綱（警視庁）（震87頁）

通達甲（交. 規. 規3）第18号

平成24年12月26日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

緊急通行車両等の確認事務等の実施要領の制定について

このたび、別添のとおり、緊急通行車両等の確認事務等の実施要領を制定し、平成25年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の処理要領について（平成8年2月19日通達甲（交. 都. 対2）第4号）は廃止する。

別添

緊急通行車両等の確認事務等の実施要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及びこれらの法律（地震法を除く。）の規定に基づき実施される交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定のあった車両（以下「規制除外車両」という。）の確認に関する事務の円滑かつ適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

緊急通行車両等の確認事務等については、災対法、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）、地震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）、原災法、国民保護法等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 防災基本計画 災対法第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。
- 2 防災業務計画 災対法第2条第9号に規定する防災業務計画をいう。
- 3 地域防災計画 災対法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。
- 4 指定行政機関 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- 5 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- 6 指定公共機関 災対法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- 7 指定地方公共機関 災対法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。
- 8 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- 9 国民の保護に関する基本指針 国民保護法第32条第1項に規定する国民の保護に関する基本指針をいう。

- 10 国民の保護に関する計画 国民保護法第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定する国民の保護に関する計画をいう。
- 11 国民の保護に関する業務計画 国民保護法第36条第1項又は第2項に規定する国民の保護に関する業務計画をいう。

第4 緊急通行車両等の事前届出

1 緊急通行車両等の事前届出の対象車両

緊急通行車両等として使用される車両であることの確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前の届出（以下「緊急通行車両等の事前届出」という。）の対象車両は、次に掲げるものとする。

なお、災害対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官等の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両とする。

(1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「災害応急対策」という。）を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 災害発生時に、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関又は指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は災害発生時に、指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両としての対象車両

地震法第24条に規定する緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を行うこととなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 地震法第9条第1項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときに、地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域として指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項に規定する地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を行う車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために常時

使用される車両又は警戒宣言が発せられたときに、指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が他の関係機関・団体等から調達する車両

(3) 原災法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策（以下「緊急事態応急対策」という。）を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 原災法第15条第2項の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発せられたときに、緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有する車両若しくは原子力事業者等との契約等により当該原子力事業者等の活動のために常時使用される車両又は原子力緊急事態宣言が発せられたときに、原子力事業者等が他の関係機関・団体等から調達する車両

(4) 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は武力攻撃事態等において、指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両

2 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

(1) 緊急通行車両等の事前届出の受理

緊急通行車両等の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出の受理に当たっては、車両を緊急通行車両等として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「緊急通行車両等業務責任者」という。）に別記様式第1号の「緊急通行車両等事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び輸送協定書その他当該車両が前1に掲げる車両であることを疎明する書類（以下「事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

(3) 警察署長が事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長は、自署管内に緊急通行車両等として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する緊急通行車両等業務責任者から事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（規制第三係経由）に当該事前届出書等を送付するものとする。

(4) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出を受理した場合は、事前届出書等に係る車両が前1に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第1号の「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を当該事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(3)の規定により警察署長から送付を受けた事前届出書等に係る届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 届出済証の再交付

(ア) 交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等の事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出を受けた場合は、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、再交付する届出済証に「再」と朱書すること。

(イ) 警察署長は、前アの規定により経由して交付した届出済証について前(ア)の申出を受けた場合は、その旨を交通規制課長（規制第三係経由）に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた交通規制課長は、当該警察署長を経由して再交付を行うこと。

ウ 届出済証の返還

交通規制課長及び警察署長は、届出済証に係る車両（以下「事前届出車両」という。）が緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなった場合、廃車となった場合又はその他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったと認めた場合は、速やかに公安委員会（交通規制課規制第三係経由）に当該届出済証を返還させるものとする。

3 緊急通行車両等の事前届出に係る処理経過

- (1) 交通規制課長は、別記様式第2号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。
- (2) 警察署長は、別記様式第3号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第5 緊急通行車両等の確認

1 緊急通行車両等の確認の手続

(1) 緊急通行車両等の確認の実施

緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通規制課長等」という。）が、警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに交通部長が別に定めるところにより設置される交通検問所（以下「本部等」という。）において行うものとする。この場合において、届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から緊急通行車両等の確認を求める旨の中出があったときは、届出済証の交付を受けていない者からの中出に優先して取り扱うこと。

(2) 緊急通行車両等の確認の際に提出させる書類等

ア 事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、届出済証の交付を受けている者に、届出済証を提示させるとともに、別記様式第4号の「緊急通行車両等確認申請書」及び必要事項を記載した災対法施行規則別記様式第4の証明書又は地震法施行規則別記様式第7の証明書（以下総称して「証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び輸送協定書その他当該車両が緊急通行車両等として使用される車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、緊急通行車両等確認申請書及び必要事項を記載した証明書を提出させるものとする。

(3) 緊急通行車両等の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第3の標章又は地震法施行規則別記様式第6の標章（以下総称して「確認標章」という。）及び証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(4) 道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の取扱い

道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の交付を受けている者から、緊急通行車両等の確認を求める旨の申出を受けた場合は、当該緊急通行車両等届出済証を届出済証とみなして、届出済証の交付を受けている者と同様に取り扱うものとする。

2 緊急通行車両等の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第5号の「緊急通行車両等確認申請取扱簿」を備え付け、緊急通行車両等の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（規制第三係経由）に通知すること。

第6 規制除外車両の事前届出

1 規制除外車両の事前届出の対象車両

規制除外車両として使用される車両であることの確認（以下「規制除外車両の確認」という。）に係る事前の届出（以下「規制除外車両の事前届出」という。）の対象車両は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両として災対法、原災法又は国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外することが適切であり、かつ、緊急通行車両等として使用されることとなる車両に該当しないものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両ではあるが、規制除外車両の事前届出は要しないものとする。

- (1) 医師若しくは歯科医師又は医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等を搬送する車両（そのために必要な特別の構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機
- (5) 道路啓開作業車両
- (6) 重機輸送用車両

2 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 規制除外車両の事前届出の受理

規制除外車両の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。ただし、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者である者に限って受理すること。

(2) 規制除外車両の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の受理に当たっては、車両を規制除外車両として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「規制除外車両業務責任者」という。）に別記様式第6号の「規制除外車両事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び次に掲げる書類（以下「除外事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

ア 前1の(1)に規定する車両については、医師免許証若しくは歯科医師免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

イ 前1の(2)に規定する車両については、使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造業者又は販売業者であることを確認できる書類の写し

ウ 前1の(3)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

エ 前1の(4)及び(5)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

オ 前1の(6)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状（建設用重機を積載した状況）が確認できるもの）

(3) 警察署長が除外事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長が、自署管内に規制除外車両として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する規制除外車両業務責任者から除外事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（規制第三係経由）に当該除外事前届出書等を送付するものとする。

(4) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出を受理した場合は、除外事前届出書等に係る車両が前1に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第6号の「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を当該除外事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(3)の規定により警察署長から送付を受けた除外事前届出書等に係る除外届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付及び返還に関する規定の準用

前記第4の2の(4)のイ及びウの規定は、除外届出済証の再交付及び返還の手續に準用する。

3 規制除外車両の事前届出に係る処理経過

(1) 交通規制課長は、別記様式第7号の「規制除外車両事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2) 警察署長は、別記様式第8号の「規制除外車両事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第7 規制除外車両の確認

1 規制除外車両の確認の手續

(1) 規制除外車両の確認の実施

規制除外車両の確認は、交通規制課長等が、本部等において行うものとする。この場合

において、除外届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から規制除外車両の確認を求める旨の申出があったときは、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 規制除外車両の確認の際に提出させる書類等

ア 除外事前届出車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外届出済証に係る車両（以下「除外事前届出車両」という。）に対する規制除外車両の確認に当たっては、除外届出済証の交付を受けている者に、除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第9号の「規制除外車両確認申請書」及び必要事項を記載した別記様式第10号の「規制除外車両確認証明書」（以下「除外証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び前第6の1に掲げる車両又は交通対策本部長（交通部長）が別途指示する車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、規制除外車両確認申請書及び必要事項を記載した除外証明書を提出させるものとする。

(3) 規制除外車両の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、規制除外車両の確認を行った場合は、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

2 規制除外車両の拡大

災対法、原災法又は国民保護法に基づく交通規制の実施後において、被害状況、道路及び交通状況、災害応急対策、緊急事態応急対策又は国民の保護を実施するための措置の進展状況等により、規制除外車両の対象範囲を拡大する場合は、車両の種別、確認事務の手續その他必要事項について、交通対策本部長が別途指示する。

3 規制除外車両の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第11号の「規制除外車両確認申請取扱簿」を備え付け、規制除外車両の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（規制第三係経由）に通知すること。

<input type="checkbox"/> 災害防原子力国民 <input type="checkbox"/> 地震防災国民 <input type="checkbox"/> 災害対策保護 <input type="checkbox"/> 緊急措置 緊急通行車両等事前届出書 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地番 電話番号 取扱責任者氏名 印	<input type="checkbox"/> 災害防原子力国民 <input type="checkbox"/> 地震防災国民 <input type="checkbox"/> 災害対策保護 <input type="checkbox"/> 緊急措置 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会
番号 表示されている番号 車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名) 使用者機関名 所在地番 電話番号 取扱責任者氏名 届出車両の出発地 ※ この事前届出書 (2枚組のもの) を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	備考 (注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通警察隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部 (交通規制課) に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会 (届出をした警察署経由) に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなつたとき。 (2) 廃車となつたとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなつたとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

整理番号 (署
課
隊 号)

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書 東 京 都 公 安 委 員 会 殿 申 請 機 関 名 所 在 地 電 話 番 号 氏 名 <div style="text-align: right;">印</div>		年 月 日
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

<input type="checkbox"/> 災害対応策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害保護措置用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用	<input type="checkbox"/> 災害対応策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害保護措置用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用
規制除外車両事前届出書 年 月 日	規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日
東京都公安委員会殿 申請機関所在地番号 住所電話番号取扱責任者役職氏名 印	東京都公安委員会
番号標に表示されている番号	備考
車両の用途	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届けて再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当する場合は、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 規制除外車両として使用されることとなる車両でなくなつたとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両として使用される必要性がなくなつたとき。
使用者機関所在地番号役職氏名	
届出車両の出発地	
※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第9号

署 課 隊
整理番号 (

号)

災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 確 認 申 請 書 東 京 都 公 安 委 員 会 殿 申 請 機 関 名 所 在 地 号 名 電 話 番 号 名 氏 名 印		年	月	日
番号標に表示 されている番号				
車 両 の 用 途				
使 用 者	住 所	()	局	番
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地		目 的 地
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第10号

署 課 隊
整理番号 (

号)

第		年	月	日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書				
番号標に表示 されている番号		東京都公安委員会 印		
車 両 の 用 途				
使 用 者	住 所	()	局	番
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地		目 的 地
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

資料 3 8 鉄道施設 (震 8 8 頁)

<線路>

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

機 関 名	路線延長 (m)	内 訳						
		掘割 区間	地下 区間	高架 区間	盛土 区間	切土 区間	平地 区間	橋梁 区間
J R 東 日 本	9,691		1,299	356	220	629	6,270	987
京 王 電 鉄	8,480			1,837	791		5,657	195
西 武 鉄 道	5,096				590	330	4,080	96

<駅舎>

機 関 名	駅舎数	構造別内訳				立地別内訳			
		防火	簡易 耐火	耐火	その他	地下	高架上	橋上	平地
J R 東 日 本	3			3			2		1
京 王 電 鉄	7	1	4	2			2		5
西 武 鉄 道	4		4						4

資料 3 9 ガス施設 (震 9 1 頁)

<市内の供給施設>

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

ホルダー基数		0 基
ガス整圧器基 (ガバナー) 数		42 基
ガ ス 導 管	高 圧 管 延 長	6.2 km
	中 圧 管 延 長	57.5 km
	低 圧 管 延 長	566.0 km
需 要 家 件 数		107,224 件

資料 4 0 道路応急対策用資材備蓄保有状況 (震 9 8 頁)

(平成 25 年 10 月 31 日現在)

置 場 名	所 在 地	砕 石	砂
現業事務所	小柳町 6-3	687 m ³	37 m ³

※なお、緊急の場合には、契約業者より優先的に調達する。

資料 4 1 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書（東京都石油商業組合府中市部）（震 1 0 6 頁）

災害時における燃料等の優先供給に関する協定書

災害時における燃料（ガソリン、軽油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）及び資器材の優先供給に関し、東京都府中市（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合府中市部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な燃料及び資器材を市内石油販売事業者の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急輸送用車両、災害応急対策用の燃料及び災害応急対策用の資器材が必要であると認めるときは、乙に対し、燃料等の優先供給を要請するものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、燃料の優先供給に協力するものとする。

（価格）

第 4 条 前条の規定により供給した燃料の価格は、災害発生前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（請求）

第 5 条 乙は、燃料供給後、前条規定の価格により燃料代金を甲に請求するものとする。

（支払）

第 6 条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（協力店の表示）

第 7 条 甲は、乙の給油所に災害時協力店である旨の表示を行うものとする。

（資器材供与）

第 8 条 災害時における給油用資器材は、甲があらかじめ準備し、必要に応じて乙に供与する。

（報告）

第 9 条 乙は甲に対し、毎年 4 月に燃料の供給可能数量等を報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたとき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（期間）

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 7 年 12 月 26 日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の 3 箇月前までに、甲乙なんらの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 7 年 12 月 26 日

甲 東京都府中市
代表者 東京都府中市長 吉 野 和 男

乙 東京都石油商業組合府中市部
代表者 支 部 長

資料 4 2 府中市防災会議条例 (震 1 0 9 頁)

府中市防災会議条例

(昭和 38 年 7 月 1 日条例第 15 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき府中市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 府中市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 府中市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 府中市の教育委員会の教育長
- (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者及び消防団長
- (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから市長が任命する者
- (8) 前号に準ずるもので市長が任命する者

6 前項の委員の総数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、府中市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 39 年 10 月 10 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 12 年 3 月 10 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 9 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 3 府中市防災会議運営規程 (震 1 0 9 頁)

府中市防災会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都府中市防災会議条例（昭和 38 年 7 月府中市条例第 15 号）第 6 条の規程に基づき、東京都府中市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第 3 条 会議の議事は会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第 4 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議題及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第 5 条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第 6 条 専門委員は、調査の結果を報告することができる。

(部会)

第 7 条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和 38 年 7 月 29 日から実施する。

資料 4 4 府中市防災会議委員名簿 (震 1 0 9 頁)

No.	役名	勤務先職名
1	会長	府中市長

条例第 3 条第 5 項第 2 号の東京都の知事の部内の職員

2	委員	東京都 福祉保健局 多摩府中保健所長
3	委員	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所長
4	委員	東京都 水道局 多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所長

条例第 3 条第 5 項第 3 号の警視庁の警察官

5	委員	警視庁 府中警察署長
---	----	------------

条例第 3 条第 5 項第 4 号の市の部内の職員

6	委員	府中市 副市長
7	委員	府中市 副市長
8	委員	府中市 政策総務部長
9	委員	府中市 行政管理部長
10	委員	府中市 市民部長
11	委員	府中市 生活環境部長
12	委員	府中市 市民協働推進部長
13	委員	府中市 文化スポーツ部長
14	委員	府中市 福祉保健部長
15	委員	府中市 子ども家庭部長
16	委員	府中市 都市整備部長

条例第 3 条第 5 項第 5 号の教育委員会の教育長

17	委員	府中市教育委員会 教育長
----	----	--------------

条例第 3 条第 5 項第 6 号の東京消防庁の消防吏員及び消防団長

18	委員	東京消防庁 府中消防署長
19	委員	府中市消防団長

条例第 3 条第 5 項第 7 号で市長が任命する者

20	委員	東日本旅客鉄道(株) 府中本町駅長
21	委員	NTT 東日本 東京武蔵野支店長
22	委員	東京電力パワーグリッド(株) 武蔵野支社長
23	委員	東京ガス(株) 東京西支店長
24	委員	日本郵便(株) 武蔵府中郵便局長
25	委員	社団法人 府中市医師会長
26	委員	社団法人 東京都府中市歯科医師会副会長

条例第 3 条第 5 項第 8 号で市長が任命する者

27	委員	学識経験者
28	委員	学識経験者

資料45 府中市防災会議地震部会構成員名簿 (震109頁)

	役職名	勤務先職名
1	部会長	府中市 行政管理部長
2	副部会長	警視庁 府中警察署 警備課長
3	副部会長	東京消防庁 府中消防署 警防課長
4	副部会長	府中市消防団 副団長
5	専門委員	東京都 福祉保健局 多摩府中保健所 企画調整課長
6	専門委員	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所 補修課長
7	専門委員	警視庁 府中警察署 警備課 警備係長
8	専門委員	東京消防庁 府中消防署 警防課 防災安全係長
9	専門委員	府中市消防団 副団長
10	専門委員	NTT 東日本 東京武蔵野支店府中サービスセンタ担当課長
11	専門委員	東京電力株式会社 武蔵野支社 府中制御所配電保守グループマネージャー
12	専門委員	東京ガス(株)東京西支店 主任
13	専門委員	社団法人 府中市医師会 理事
14	専門委員	社団法人 東京都府中市歯科医師会 理事
15	専門委員	青梅市 事業部 管理課長
16	専門委員	日本中央競馬会 東京競馬場 お客様事業課長
17	専門委員	府中市 政策総務部 政策課長
18	専門委員	府中市 政策総務部 財政課長
19	専門委員	府中市 政策総務部 広報課長
20	専門委員	府中市 行政管理部 建築施設課長
21	専門委員	府中市 都市整備部 住宅課長
22	専門委員	府中市 都市整備部 道路課長
23	専門委員	府中市 都市整備部 計画課長
24	専門委員	府中市 都市整備部 下水道課長
25	専門委員	府中市 都市整備部 建築指導課長
26	専門委員	府中市 教育委員会 教育部 総務課長

資料 4 6 災害時応援協定一覧 (震 1 0 9 頁)

災害協定・覚書一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

機 関	名 称	締結日
府中市建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	S53.8.31
府中市医師会	災害時の医療救護活動についての協定書	H7.11.13
府中市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	H8.8.15
東京都柔道整復師会武蔵野支部	災害時における公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書	H26.8.1
一般社団法人府中市薬剤師会	災害時の救護活動に関する協定書	H27.3.9
市内事業所等	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	H26.5.26
市内公衆浴場	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	S60.8.26
府中市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	H7.11.22
東京都石油業組合府中支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	H7.12.26
府中市プロパンガス商工組合	災害時における応急炊出し活動等応急対策業務の協力に関する協定書	H24.1.18
府中市燃料組合	災害時における応急炊出し活動業務の協力に関する協定書	H7.12.26
東京都トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	H7.12.26
府中市管工事協会	災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書	H8.3.5
東京都 27 市・3 町・1 村	震災時等の相互応援に関する協定書	H8.3.1
東京都 (水道局)	応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定	H13.10.30
学校法人明星学苑	災害時における一時集合場所の提供に関する協定書	H19.7.20
特定非営利活動法人府中電設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H23.12.1
株式会社ジェイコム東京	災害時における放送等に関する協定	H18.7.19
府中消友会	災害時における地域応急活動に関する協定書	H19.3.22
東京多摩青果株式会社	災害時における東八道路沿線 5 市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書	H24.11.1
府中市農業生産者団体	災害時における農産物の優先供給に関する協定書	H8.5.29
武蔵府中郵便局・多摩郵便局	災害時における郵便局と府中市の協力に関する覚書	H10.3.26
東京都理容生活衛生同業組合府中支部	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書	H18.5.10
市内老人福祉施設	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定	H27.4.1
競艇事業施行自治体 17 市	大規模災害時の相互応援に関する協定	H19.4.2
甲州街道サミット参加 12 市	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書	H8.11.27
府中廃棄物処理事業協同組合	地震、風水害等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定書	H21.4.30
府中市医師会・府中消防署	府中市における応急手当の普及に関する協定	H13.11.9
日本赤十字社東京都支部	府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイドステーション (帰宅支援ステーション) 資材保管庫の使用に関する覚書	H16.1.13
警視庁府中警察署	府中市防災行政無線局設置等に関する覚書	H8.12.27
東京消防庁府中消防署	非常通信の運用に関する協定書	H20.3.21
東京電力株式会社武蔵野支社	大規模停電発生時における防災行政無線の使用に関する覚書	S61.6.30
府中消防署	消防水利の設置等に関する協定	H3.12.27
社団法人日本心臓血管研究振興会	防災倉庫に関する覚書	H16.7.1
都、市、放送事業者	放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ	H19.3.26
社団法人府中市シルバー人材センター	災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定書	H19.6.20
東京都水道局	上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書	H21.3.30
東京都水道局	上水道における消火栓補償費に関する覚書	H21.3.30
東京都下水道局	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	H21.7.14
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	H22.3.1
東京都麺類協同組合府中支部	災害時における麺類等の供給協力に関する協定書	H22.4.1
府中消防署	東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定書	H22.9.3

機 関	名 称	締結日
東京消防庁	東京消防庁府中消防署・府中市中央防災センターの維持管理に関する協定	H22.10.12
府中消防署	府中市と東京消防庁府中消防署間における全国瞬時警報システム(J-Alert)により配信される情報等の取り扱いに関する覚書	H23.9.12
株式会社八洋	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	H23.12.1
府中市酒販組合	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.3.2
東京都(水道局)	上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書	H24.9.10
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	H25.3.29
国分寺市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	H25.6.15
東京都(水道局)	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	H25.7.18
株式会社伊藤園	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	H25.8.1
東京多摩葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書	H25.8.2
公益社団法人東京都獣医師会 多摩東支部	災害時の動物救護活動についての協定書	H25.10.22
府中ビル管理協同組合	災害時における避難所等の環境管理に関する協定書	H25.12.16
株式会社銀しゃり	災害時における物資の供給協力に関する協定書	H25.12.25
長野県南佐久郡佐久穂町	災害時における姉妹都市相互応援協定	H26.1.15
府中市造園業協会	災害時における応急対策業務に関する協定	H27.3.10
株式会社小池商店府中営業所	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	H26.5.22
株式会社ジェイコム東京西エリア局	防災行政無線の再送信連携に係る覚書	H27.5.18
公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 附属榊原記念病院	府中市と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院との間における災害医療に関する協定書	H26.7.28
府中刑務所	災害時における施設等の使用に関する協定	H27.3.23
東京都立農業高等学校	府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用計画	H26.12.26
市内事業所等	災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書	H26.5.15
東京都(水道局)	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	H26.3.31
東京瓦斯株式会社多摩支店	ガス供給停止等発生時における防災行政用無線等の使用に関する協定書	H26.12.1
医薬品等卸売会社	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	H27.8.24
全国建設労働組合総連合東京土建一般 労働組合府中国立支部	災害時における応急対策活動に関する協定書	H27.9.1
東電タウンプランニング株式会社多摩 総支社	広告付避難場所等誘導電柱看板に関する協定	H27.12.21
公益財団法人東京都助産師会府中地区 分会	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	H28.10.20
兵庫県宝塚市	府中市・宝塚市災害時相互応援協定書	H29.2.9
大東京総合卸売センター事業協同組合	災害時における物資の供給協力に関する協定書	H29.3.7
株式会社大東京総合卸売センター	災害時に開設する避難場所に関する協定書	H29.3.7
稲城・府中墓苑組合	災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定書	H29.3.13
NPO 法人 全日本レッカー協会	災害時における車両の牽引作業の協力に関する協定書	H29.3.29
平成 27 年度～29 年度都市農地保全支 援プロジェクトに伴う施設管理者 (13名)	災害時における生活用水の供給協力に関する協定書	H28.3.3 H29.3.31 H30.3.31
東京都(水道局)	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	H29.4.20
府中駅南口第一地区市街地再開発組合	災害時における帰宅困難者一時滞在施設の開設に関する協定書	H29.4.21
NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャ パン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書	H29.7.26

(空白)

資料 4 8 府中市災害対策本部条例 (震 1 1 1 頁)

府中市災害対策本部条例

昭和38年7月1日

条例第16号

改正 平成24年9月27日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、府中市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例14・一部改正)

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、府中市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、府中市規則で定める。

付 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

付 則(平成24年9月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

府中市災害対策本部条例施行規則

昭和58年12月3日

規則第54号

改正 昭和63年12月14日規則第34号
平成2年4月19日規則第14号
平成4年5月2日規則第16号
平成5年4月27日規則第12号
平成6年4月1日規則第11号
平成7年6月14日規則第14号
平成8年4月1日規則第10号
平成10年3月31日規則第20号
平成11年6月7日規則第20号
平成13年5月15日規則第25号
平成14年3月28日規則第10号
平成15年3月27日規則第11号
平成17年3月31日規則第13号
平成18年3月7日規則第11号
平成19年3月27日規則第14号
平成19年3月27日規則第29号
平成20年3月25日規則第11号
平成21年3月25日規則第10号
平成21年3月26日規則第11号
平成24年3月30日規則第16号
平成25年3月29日規則第18号
平成27年4月28日規則第40号
平成29年3月27日規則第19号

府中市災害対策本部条例施行規則(昭和38年7月府中市規則第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市災害対策本部条例(昭和38年7月府中市条例第16号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の各号に掲げる事項について府中市災害対策本部(以下「本部」という。)の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 東京都、関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。
- (5) 隣接市との相互応援に関すること。
- (6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の組織)

第3条 本部長室は、次の者をもって組織する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 条例第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理するものとする。

(平13規則25・平19規則14・平25規則18・一部改正)

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもつて充てる。

政策総務部長、政策総務部財政担当参事、行政管理部長、市民協働推進部長、市民部長、生活環境部長、文化スポーツ部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、事業部長、会計管理者、教育部長、議会事務局長及び東京消防庁府中消防署長又はその指定する消防吏員

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、府中市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(昭63規則34・平2規則14・平5規則12・平6規則11・平10規則20・平11規則20・平13規則25・平14規則10・平17規則13・平18規則11・平19規則14・平20規則11・平24規則16・平27規則40・平29規則19・一部改正)

(部長)

第6条 部長は、当該部に対応する通常の行政組織における機関の長をもつて充てる。

(平24規則16・追加)

(部)

第7条 部の名称及び編成並びに分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

2 部に属すべき本部の職員は、当該部に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員とする。

3 本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整を図るため、部に本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、部の職員のうちから部長が指名する。

5 前4項に掲げるもののほか、部の編成に関して必要な事項は、部長が定める。

(昭63規則34・平5規則12・平6規則11・平7規則14・平8規則10・平10規則20・平11規則20・平13規則25・平14規則10・平17規則13・平18規則11・平19規則29・平20規則11・一部改正、平24規則16・旧第6条繰下・一部改正)

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(平24規則16・旧第7条繰下)

(雑則)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

(平24規則16・旧第8条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年12月14日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成2年4月19日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

付 則(平成4年5月2日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

付 則(平成5年4月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則(平成6年4月1日規則第11号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成7年6月14日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

付 則(平成8年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月31日規則第20号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年6月7日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市災害対策本部条例施行規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

付 則(平成13年5月15日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年3月28日規則第10号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月27日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第13号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月7日規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月27日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月27日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月25日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月25日規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月26日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中府中市災害対策本部条例施行規則別表地区整備推進本部の項の改正規定及び第2条中府中市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則別表地区整備推進本部の項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年4月28日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月27日規則第19号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料50 府中市災害対策本部運営要領 (震111頁)

府中市災害対策本部運営要領 (震災編)

(趣旨)

第1条 この要領は、府中市災害対策本部条例施行規則(昭和58年12月府中市規則第54号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、府中市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害のうち、地震により生ずる被害で災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に定める程度のものをいう。
- (2) 本部連絡員 災害対策本部条例施行規則(昭和53年規則第54号)第7条2号及び3号に定めるもので、第13条にて定める活動を行う者をいう。
- (3) 本部応援員 市において、災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、必要に応じて指名し本部または現地対策本部に召集して、第15条に定める活動を行う者をいう。
- (4) 初動班 市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったとき、速やかに指定された避難所に参集し、所定の活動を行う者をいう。活動内容は、別途要領にて定める。

(本部の設置等)

第3条 府中市災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、市の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、第7条に定める非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、本部を設置する。

- 2 規則第5条の規程により本部員の職に充てられている者(以下「本部員」という。)は、本部を設置する必要があると認めるときは、行政管理部長に本部の設置を要請することができる。
- 3 行政管理部長は、前項の規定による要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、副本部長と協議の上、本部の設置を本部長に要請しなければならない。
- 4 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部に本部員以外の者の出席を許可することができる。
- 5 本部は中央防災センターに設置する。損壊等により、中央防災センターに本部の設置が困難な場合は、矢崎町防災公園会議室又は水防・防災ステーションを一時的な本部設置場所とする。
- 6 本部長は、災害応急対策のために必要と認める場合は、現地対策本部を設置できる。

(本部の設置の通知等)

第4条 行政管理部長は、本部が設置されたときは、直ちに東京都知事に通知するとともに、次に掲げる者のうち必要と認められた者に本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 警視庁府中警察署長
 - (2) 東京消防庁府中消防署長
 - (3) 府中市消防団長
 - (4) 関係防災機関の長又は代表者
 - (5) 隣接市長
 - (6) その他本部長が必要と認める関係機関の長又は代表者
- 2 本部員は、本部が設置されたときは所属職員に対しその旨を周知徹底させなければならない。
- 3 政策総務部長は、本部が設置されたときは直ちにその旨を報道機関に発表しなければならない。

(本部の標示の掲出)

第5条 本部が設置された場合は、設置場所に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。

(本部の廃止)

第6条 本部長は、市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

- 2 本部の廃止の通知等は、第4条に準じて処理する。

(非常配備態勢の種別)

第7条 本部長は、災害の発生等の状況に応じ、別表に定める非常配備態勢を発令するものとする。

(参集)

第8条 職員は、第11条に基づく配備態勢に応じて参集しなければならない。なお参集先は、次の各号に定める者を除き自己の職場を原則とする。

- (1) 本部員、本部連絡員、本部応援員は、本部設置場所へ参集する。
- (2) 初動班は、第三及び第四非常配備態勢の場合は、指定された避難所へ参集する。

(非常配備態勢の特例)

第9条 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢を発令し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

(非常配備態勢に基づく措置)

第10条 本部員は、災害対応に係る要領をあらかじめ定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

- 2 本部員は非常配備態勢の指令を受けたときは、前項の規定に基づき所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(職員の配置)

第11条 本部員は、部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において配置すべき職員を規則第7条第5項の規定に基づく本部の職員として指名し、各部内の課ごとに配備態勢・参集予定確認票(第1号様式)を作成しておかなければならない。

- 2 本部員は、配備態勢・参集予定確認票(第1号様式)を所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

- 3 本部員は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。

- (1) 職員を所定の部署に配置すること。
- (2) 府中市地域防災計画(以下「防災計画」という。)等に定める部のとるべき措置を周知徹底させること。
- (3) その他、高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置のための措置を講ずること。

(職員の服務)

第12条 すべて本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害に関する情報の収集及び本部の指示
- (2) 不急の行事、会議、出張等の中止
- (3) 正規の勤務時間外対応についての上司の指示

- 2 すべての本部の職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意しなければならない。

(本部連絡員の職務等)

第13条 本部員は、本部と部の連絡、部相互間及び部内の連絡調整を推進するため、部所属の課長の職にある者のうちから本部連絡員を指名しなければならない。

- 2 本部連絡員は、本部が設置されている間交替で勤務する。
- 3 本部連絡員は、その勤務を交替したときは直ちに行政管理部長に報告しなければならない。

(本部連絡員の招集)

第14条 行政管理部長は、部相互間の連絡調整を図るため必要があると認めるときは、本部又は指定した場所に本部連絡員を招集することができる。

(本部応援員の職務等)

第15条 本部応援員は災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、本部運営に必要となる情報収集、分析及び庶務を行うものとする。

- 2 本部応援員は、本部が設置されている間交替で勤務する。
- 3 本部応援員は、その勤務を交替したときは直ちに行政管理部長に報告しなければならない。

(本部応援員の指名)

第16条 行政管理部長は、災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、必要と認めるときは、政策総務部長と協議の上、政策総務部に所属する者のうちから本部応援員を指名し、災害の状況に応じて本部又は現地対策本部に本部応援員を招集することができる。

(報告事項)

第17条 本部に報告する事項は、規則第2条に定めるもののほか、防災計画に定める事項とする。

(発信事項の処理)

第18条 行政管理部長は、本部長の指示のうち必要と認められた事項について、本部長の確認を経て発信しなければならない。

- 2 本部連絡員は、前項の規定により伝達された発信事項を、部内の関係ある課に伝達しなければならない。

- 3 政策総務部長は、発信事項のうち必要と認められたものを報道機関に発表しなければならない。

(受信事項の処理)

第19条 行政管理部長は、関係機関からの受信事項を本部に報告するとともに、本部連絡員等に連絡しなければならない。

2 本部連絡員は前項により連絡を受けた受信事項を、部内の関係各課に連絡しなければならない。
(通信伝票)

第20条 本部における発信事項及び受信事項の処理は、通信伝票によらなければならない。
(災害対策の実施)

第21条 本部の各機関が実施する災害対策はこの要領に定めるもののほか、防災計画等に定めるところによる。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年3月6日から施行し、この要領による改正後の府中市災害対策本部運営要領の規程は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年6月10日から施行する。

別表（第7条）

震災編

種別	発令基準	態勢	職員態勢	
			平日（勤務時間内）	休日夜間
第一非常 配備態勢	<input type="checkbox"/> 東海地震の判定会が招集されたとき。 <input type="checkbox"/> 災害その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課当番職員 ※自宅待機（出動の準備）
第二非常 配備態勢	<input type="checkbox"/> 東海地震の警戒宣言が発せられたとき。 <input type="checkbox"/> 局地的災害が発生したとき。 <input type="checkbox"/> その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	<input type="checkbox"/> 第一非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢 <input type="checkbox"/> 災害が起きたとき直ちに対処できる態勢	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員 <input type="checkbox"/> 関係課職員	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課当番職員 <input type="checkbox"/> 防災危機管理課の管理職を含む指定職員 <input type="checkbox"/> 行政管理部長が必要と認める部課の職員
第三非常 配備態勢	<input type="checkbox"/> 震度5弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 <input type="checkbox"/> その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	市の地域の災害に直ちに対処できる態勢	<input type="checkbox"/> 第三非常配備態勢要員 <input type="checkbox"/> 本部員 <input type="checkbox"/> 本部連絡員 <input type="checkbox"/> 本部応援員 <input type="checkbox"/> 初動班 <input type="checkbox"/> 本部長が必要と認める部課の全職員	（平日の態勢に準ずる）
第四非常 配備態勢	<input type="checkbox"/> 震度6弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 <input type="checkbox"/> その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢	<input type="checkbox"/> 第四非常配備態勢要員 ※全職員が対象	（平日の態勢に準ずる）

第1号様式（第11条）

配備態勢・参集予定確認票

（ 課 ）

	配備	職位	入庁年度	氏名	住所			電話	参集時間	参集手段	遅延・ 不能事由	特記事項	最寄の避難所
					市	町	丁目						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

合計欄

職員数	人	市内・市外居住地別人数				配備態勢別人数			
		市内	人	市外	人	第3	人	第4	人

府中市災害対策本部運営要領（風水害編）

（趣旨）

第1条 この要領は、府中市災害対策本部条例施行規則（昭和58年12月府中市規則第54号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、府中市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れにより生ずる被害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定める程度のものをいう。
- (2) 本部連絡員 災害対策本部条例施行規則（昭和53年規則第54号）第7条2号及び3号に定めるもので、第14条にて定める活動を行う者をいう。
- (3) 本部応援員 市において、災害対策本部設置の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、必要に応じて指名し本部または現地対策本部に召集して、第15条に定める活動を行う者をいう。
- (4) 初動班 別表1、2及び3に定める水防警戒配備態勢が発令された場合に速やかに指定された避難所に参集し、所定の活動を行う者をいう。活動内容は、別途要領にて定める。
- (5) 水防非常参集職員（以下「ユニット職員」という。） 別表1、2及び3に定める水防警戒配備態勢が発令された場合、各所属の中であらかじめ編成されている班により参集し、第18条に定める活動を行う者をいう。

（災害対策本部事前会議の開催）

第3条 府中市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、台風等の気象現象が市内に大きな影響を及ぼすことが予測される、または、これに類する状況に至った場合、規則第5条の規程により本部員の職に充てられている者（以下「本部員」という。）を招集し災害対策本部事前会議（以下「事前会議」という。）を開催することができる。

2 事前会議で決定した内容については、災害対策本部で決定した事項に準ずるものとする。

（本部の設置等）

第4条 本部長は、市の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、第7条に定める非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。

2 本部員は、本部を設置する必要があると認めたときは、行政管理部長に本部の設置を要請することができる。

3 行政管理部長は、前項の規定による要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副本部長と協議の上、本部の設置を本部長に要請しなければならない。

4 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部に本部員以外の者の出席を許可することができる。

5 本部は中央防災センターに設置する。損壊等により、中央防災センターに本部の設置が困難な場合は、市役所本庁舎又は市役所第二庁舎を一時的な本部設置場所とする。

6 本部長は、災害応急対策のために必要と認める場合は、現地対策本部を設置できる。

（本部の設置の通知等）

第5条 行政管理部長は、本部が設置されたときは、直ちに東京都知事に通知するとともに、次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部の設置を通知しなければならない。

(1) 国土交通省京浜河川事務所

(2) 警視庁府中警察署長

(3) 東京消防庁府中消防署長

(4) 府中市消防団長

(5) 関係防災機関の長又は代表者

(6) 隣接市長

(7) その他本部長が必要と認める関係機関の長又は代表者

2 本部員は、本部が設置されたときは所属職員に対しその旨を周知徹底させなければならない。

3 政策総務部長は、本部が設置されたときは直ちにその旨を報道機関に発表しなければならない。

（本部の標示の掲出）

第6条 本部が設置された場合は、設置場所に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。

（本部の廃止）

第7条 本部長は、市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止の通知等は、第4条に準じて処理する。

(水防非常配備態勢の種別)

第8条 本部長は、災害の発生等の状況に応じ、別表1、2及び3に定める配備態勢を発令するものとする。

(職員の参集)

第9条 職員は、別表1、2及び3に定める配備態勢の発令に応じて参集しなければならない。

- (1) 本部員、本部連絡員、本部応援員は、本部設置場所へ参集する。
- (2) 浸水想定区域外の避難所に指定されている初動班は、指定された避難所へ参集するものとする。
- (3) ユニット職員は、あらかじめ指定されている場所へ参集するものとする。
- (4) 上記以外の場合は、原則として自己の職場に参集するものとする。ただし、多摩川の浸水が想定される区域内に職場がある場合は本庁舎へ参集するものとする。
- (5) 浸水被害等により参集が困難な者については、その旨を自己の職場へ連絡しなければならない。

(水防非常配備態勢の特例)

第10条 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して水防非常配備態勢を発令し、または特定の部に対して種別の異なる水防非常配備態勢を発令することができる。

(水防非常配備態勢に基づく措置)

第11条 本部員は、災害対応に係る要領をあらかじめ定め、所属職員に対し周知徹底させておかななければならない。

2 本部員は水防非常配備態勢の指令を受けたときは、前項の規定に基づき所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(職員の配置)

第12条 本部員は、部の分掌事務を遂行するため、別表1、2及び3に定める配備態勢において職員を適切に配置しなければならない。

- 2 本部員は、あらかじめユニット参集職員を編成し、所属職員に周知しておかななければならない。
- 3 本部員は、水防警戒配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。
 - (1) 職員を所定の部署に配置すること。
 - (2) 府中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）等に定める部のとるべき措置を周知徹底させること。
 - (3) その他、高次の配備態勢に応ずる職員の配置のための措置を講ずること。

(職員の服務)

第13条 すべて本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害に関する情報の収集及び本部の指示
 - (2) 不急の行事、会議、出張等の中止
 - (3) 正規の勤務時間外対応についての上司の指示
- 2 すべての本部の職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意しなければならない。

(本部連絡員の職務等)

第14条 本部員は、本部と部の連絡、部相互間及び部内の連絡調整を推進するため、部所属の課長の職にある者のうちから本部連絡員を指名しなければならない。

- 2 本部連絡員は、本部が設置されている間交替で勤務する。
- 3 本部連絡員は、その勤務を交替したときは直ちに行政管理部長に報告しなければならない。

(本部応援員の職務等)

第15条 本部応援員は災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、本部運営に必要となる情報収集・分析、広報及び庶務を行うものとする。

- 2 本部応援員は、本部が設置されている間交替で勤務する。
- 3 本部応援員は、その勤務を交替したときは直ちに行政管理部長に報告しなければならない。

(本部応援員の指名)

第16条 行政管理部長は、災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、必要と認めるときは、政策総務部長と協議の上で政策総務部に所属する者のうちから災害の状況に応じて、本部又は現地対策本部に本部応援員を指名し、招集することができる。

(ユニット職員の職務等)

第17条 ユニット職員は、市民等の避難者の安全を守るため、自主避難所及び避難所の開設、管理・運営を円滑かつ迅速に行うものとする。

- 2 ユニット職員は、自主避難所及び避難所が開設されている間交代で勤務する。
- 3 ユニット職員は、その勤務を交代したときは直ちに行政管理部長に報告しなければならない。
(ユニット職員の指名及び編成)

第18条 本部員は、自主避難所及び避難所の開設、管理・運営を円滑かつ迅速に行うため、あらかじめ所属職員をユニット集職員として指名し、班編成しておかなければならない。

- 2 前項の班編成は原則として次のとおりとする。
 - (1) 班は各部ごとで構成する。
 - (2) 人数は一班四名とする。
 - (3) 係長以上の職にあるものを一名以上配置する。
 - (4) 女性職員を一名以上配置する。
 - (5) 第9条第1項第2号に規定されている初動班は除くものとする。
 - (6) 消防団員はユニット職員として指名することができる。ただし、分団長の職にあるものは除くこととする。

(報告事項)

第19条 本部に報告する事項は、規則第2条に定めるもののほか、防災計画に定める事項とする。
(発信事項の処理)

第20条 行政管理部長は、本部長の指示のうち必要と認めた事項について、本部長の確認を経て発信しなければならない。

- 2 本部連絡員は、前項の規定により伝達された発信事項を、部内の関係ある課に伝達しなければならない。
- 3 政策総務部長は、発信事項のうち必要と認めたものを報道機関に発表しなければならない。

(受信事項の処理)

第21条 行政管理部長は、関係機関からの受信事項を本部に報告するとともに、本部連絡員等に連絡しなければならない。

- 2 本部連絡員は前項により連絡を受けた受信事項を、部内の関係各課に連絡しなければならない。
(通信伝票)

第22条 本部における発信事項及び受信事項の処理は、通信伝票によらなければならない。
(災害対策の実施)

第23条 本部の各機関が実施する災害対策はこの要領に定めるもののほか、防災計画等に定めるところによる。

付 則

この要領は、令和元年6月10日から施行する。

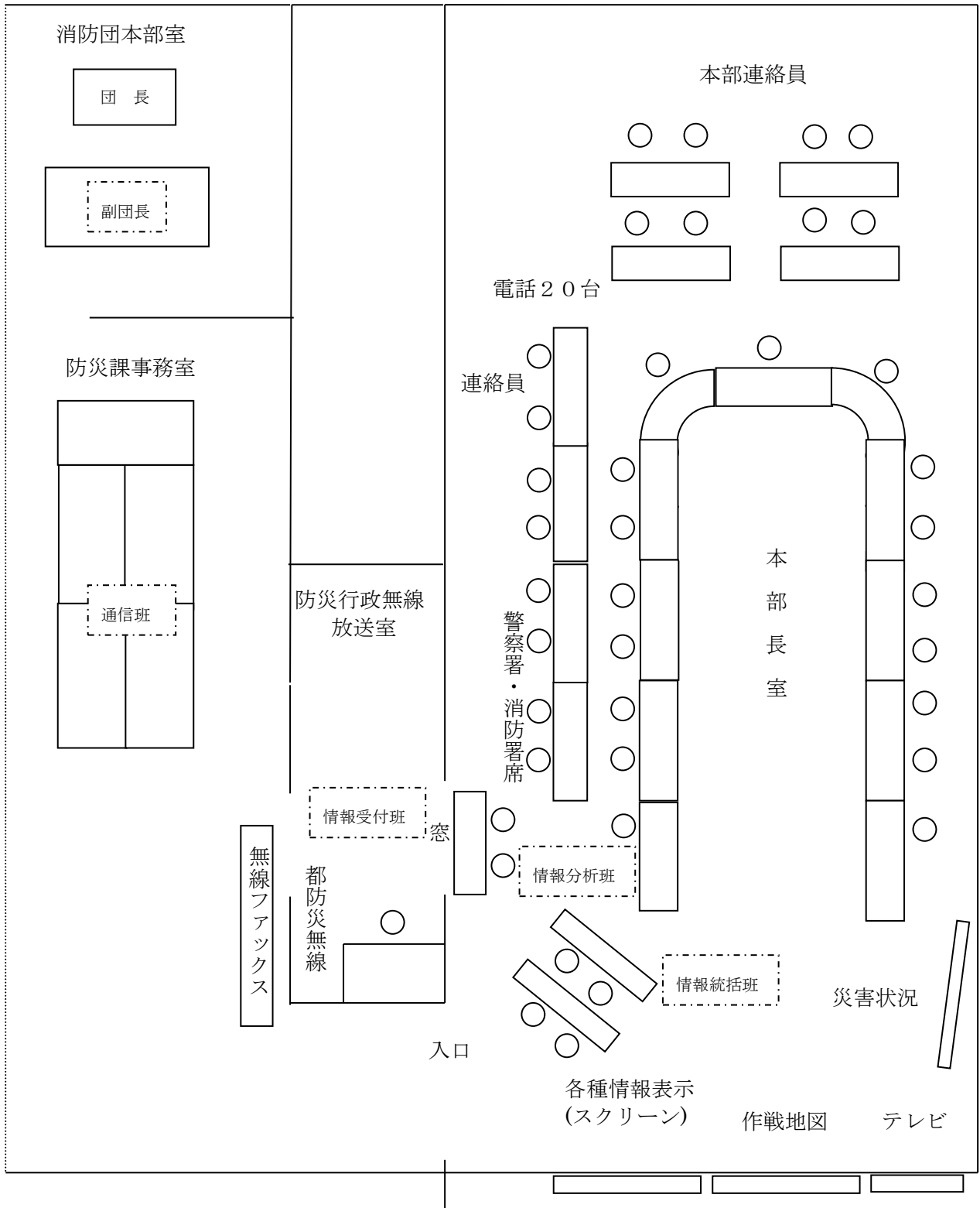
この要領は、令和2年9月24日から施行する。

別表

種別	発令基準	職員態勢	
		平日（勤務時間内）	休日夜間
水防警戒 配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災危機管理課職員 ○ 水防応急対策室関係課 ○ 本部員・本部連絡員 ○ 本部応援員 ○ ユニット職員 ○ 初動班職員（浸水想定区域外） 市の地域の災害に直ちに対処できる態勢	（平日の態勢に準ずる）
水防非常 配備態勢	<p>【台風】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設） ○ 台風にかかる大規模な事故又は災害が発生したとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 <p>【大雨・洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設） ○ 多摩川の水位が氾濫注意水位・避難判断水位（石原 4.3m）を越え、更なる水位の上昇が見込まれるとき。 ○ 市内の複数箇所において、小規模な災害の発生が予想されるとき又は発生したとき。 ○ 市内に記録的短時間雨量情報が発令されたとき。 ○ 府中市に特別警報が発令された場合 ○ 北多摩 1 号水再生センターの水門閉鎖の連絡があった場合 ○ 多摩川の堤防に異常な漏水や亀裂等が発見された場合 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難開始を発令したとき。（避難所の開設） ○ 市域内で土砂災害が発生したことが確認されたとき。 ○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の斜面から水の噴き出しや小石の落下、土の腐った臭気が確認された場合 ○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の上端や斜面上に亀裂が確認された場合 ○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の一部が崩れている、又は斜面上の樹木に倒木が確認された場合 ○ その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めるとき。 	上記に加え <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置	（平日の態勢に準ずる）
応急復旧 態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害に関する調査及び応急復旧の必要があるとき。 	<input type="checkbox"/> 全ての職員	（平日の態勢に準ずる）

資料5 1 府中市災害対策本部長室 配置図 (震111頁)

本部長室 (中央防災センター) 配置図



資料5 2 府中市震災時特別非常配備態勢初動班に関する要領 (震118頁)

府中市震災時特別非常配備態勢初動班に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、市内において震度5弱以上の地震が発生したとき、指定された避難所へ出動し、市内の被害状況等の情報連絡及び避難所の開設・運営の準備活動等を行う初動班について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 初動班は、第三非常配備態勢職員の中から指名し、1班4人をもって組織する。

2 初動班の統括者は、行政管理部長をもってこれに充て、初動班を指揮監督する。

3 行政管理部長に事故があるとき又は行政管理部長が欠けたときは、防災危機管理課長をもって充て、初動班の指揮監督をする。

4 行政管理部長及び防災危機管理課長に事故があるときは、行政管理部長があらかじめ指名した職員が初動班の統括を行う。

(任免)

第3 市長は、市内又は近隣市に居住する職員のうちから初動班を指名する。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する職員以外の職員のうちから初動班を指名する。

3 市長は、初動班の指名に際し、各初動班が担当する避難所及び確認施設を別表に定めるところにより指定する。

4 初動班は、病気、転居等により初動班として活動することが困難になったときは、遅滞なく市長にとどけなければならない。

5 初動班に、欠員その他の事情が生じた場合は、市長は随時補充するものとする。

(出動)

第4 初動班は、市内において震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに指定された避難所に出動しなければならない。

2 初動班は、特別の事情により出動できないときは、速やかに災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は防災危機管理課）に連絡しなければならない。

(業務)

第5 初動班は、指定された避難所を中心に、発災初期の市民援護の実施に当たり、次の各号に定める業務を行う。

(1) 出動途上の被災状況を把握し、速やかに災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は防災危機管理課）へ報告すること。

(2) 火災等が避難所へ迫ってきた場合における避難者の広域避難場所への誘導に関すること。

(3) 避難者への世話に関すること。

(4) 避難所開設にむけた諸準備を行うこと。

(5) 避難所開設時及び避難所が開設された後、新たな職員等が派遣されるまでの間、行政管理部長の指示のもとに避難所の運営・管理を行うこと。

2 市長が特に必要と認めるときは、特命事項を発し種別の異なる業務に付く場合もある。

付 則

この要領は、平成8年2月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月16日から施行し、この要領による改正後の「府中市震災時特別非常配備態勢初動班に関する要領」の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表

避難所及び確認施設

避 難 所	確 認 施 設
府中第一小学校	市民球場、市民陸上競技場、都立農業高校及び府中グリーンハイツ
府中第二小学校	ルミエール府中
府中第三小学校	いきいきプラザ
府中第四小学校	白糸台文化センター
府中第五小学校	西府文化センター
府中第六小学校	
府中第七小学校	
府中第八小学校	是政文化センター及び日吉体育館
府中第九小学校	
府中第十小学校	紅葉丘文化センター
武蔵台小学校	武蔵台文化センター
住吉小学校	住吉文化センター
新町小学校	新町文化センター及び栄町体育館
本宿小学校	本宿体育館
白糸台小学校	朝日体育館
矢崎小学校	
若松小学校	
小柳小学校	
南白糸台小学校	押立文化センター
四谷小学校	
南町小学校	給食センター
日新小学校	四谷文化センター及び四谷体育館
府中第一中学校	中央文化センター
府中第二中学校	白糸台体育館
府中第三中学校	いきいきプラザ
府中第四中学校	片町文化センター
府中第五中学校	
府中第六中学校	押立体育館
府中第七中学校	武蔵台文化センター
府中第八中学校	
府中第九中学校	
府中第十中学校	
浅間中学校	生涯学習センター
総合体育館	

資料53 震災時等の相互応援に関する協定書（東京都27市・3町・1村）

（震126、198頁）

震災時等の相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも緊密な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久
武蔵野市長	土屋正忠
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	田辺栄吉
府中市長	吉野和男
昭島市長	伊藤徳彦
調布市長	吉尾勝征
町田市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市長	細淵一男
国分寺市長	本多良雄
国立市長	佐伯有行
田無市長	末木達男
保谷市長	保谷高範
福生市長	石川彌八郎
狛江市長	石井三雄
東大和市長	尾又正則
清瀬市長	星野繁
東久留米市長	稲葉三千男
武蔵村山市長	志々田浩太郎
多摩市長	臼井千秋
稲城市長	石川良一
羽村市長	井上篤太郎
あきる野市長	田中雅夫
瑞穂町長	関谷久
日の出町長	青木國太郎
奥多摩町長	大館誉
檜原村長	鈴木陸實

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

資料5 4 大規模災害時の相互応援に関する協定（競艇事業施行自治体17市）

（震126、198頁）

大規模災害時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、徳山市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、三国町及び箕面市（以下「協定市町」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市町では十分に被災者の支援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市町間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定市町は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請）

第3条 協定市町は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資器材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市町は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

（応援の経費）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市町の負担とする。

（災害補償等）

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市町が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市町への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市町は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成9年3月27日

伊丹市長	松下 勉	徳山市長	小川 亮
青梅市長	田辺栄吉	常滑市長	石橋誠晃
大竹市長	豊田伊久雄	戸田市長	齋藤純忠
岡崎市長	中根鎮夫	鳴門市長	山本幸男
唐津市長	福島善三郎	府中市長	吉野和男
蒲郡市長	鈴木克昌	丸亀市長	片山圭之
桐生市長	日野 茂	三国町長	半澤政二
倉敷市長	中田武志	箕面市長	橋本 卓
津市長	近藤康雄		

大規模災害時の相互応援に関する協定の 一部を改正する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定（平成 9 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「三国町」を「坂井市」に、「協定市町間」を「協定市間」に、「協定市町」を「協定市」に改める。

第 2 条から第 8 条までの規定中「協定市町」を「協定市」に改める。

附則

この協定は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する

平成 19 年 4 月 2 日

資料55 大規模災害時等における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加12市）（震126、198頁）

大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書

大規模災害発生時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に大規模災害が発生した場合における相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

（協定市）

第2条 この協定は、次の各号に掲げる市（以下「協定市」という。）相互間において行うものとする。

（1）東京ブロック

- ア 八王子市
- イ 立川市
- ウ 府中市
- エ 調布市
- オ 日野市
- カ 国立市

（2）山梨・長野ブロック

- ア 甲府市
- イ 諏訪市
- ウ 山梨市
- エ 大月市
- オ 韮崎市
- カ 茅野市

2 協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表第1のとおりとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、地震、風・水害及び火災とする。

（ブロックの代表市）

第4条 相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックごとに代表市を定めるものとする。

2 代表市の任期は、2年とする。

3 代表市は、第2条に定める各ブロック内の協定市の市制施行順に、その任に当たるものとする。ただし、各ブロック内の協定市の承認を受けた場合はこの限りでない。

第2章 相互応援

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、第3条に規定する災害が発生した市（以下「発災市」という。）の市長が、前条に規定するブロックの代表市（以下「応援代表市」という。）の市長に行うものとする。

2 前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）協定市が保有する車両の提供及び救助、復旧活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）ボランティアのあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか、救助又は復旧のために必要な事項

3 第 1 項に規定する応援要請は、口頭等により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。この場合において、応援要請を行った発災市の市長は、後日、応援代表市に対して文書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 結集場所
- (4) 要請する職種別人数及び期間
- (5) 車両並びに資器材の規格、数量及び期間
- (6) 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の要請）

第 6 条 応援代表市は、発災市から応援要請があったときは、ブロック内の各市に要請内容を連絡するものとする。

2 応援代表市から連絡を受けた市は、これに応じ、応援に努めるものとする。

（資器材及び物資の調達等の手配）

第 7 条 応援代表市の市長は、発災市の市長から資器材及び物資の調達等について要請があった場合には、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災市の市長に連絡するものとする。

（派遣職員の指揮）

第 8 条 応援を行う市（以下「応援市」という。）から第 5 条第 2 項第 3 号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の指揮は、発災市の市長が派遣職員の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接派遣職員に行うことができる。

（報告）

第 9 条 派遣職員の長は、救助等の活動の結果を、速やかに、発災市の市長に報告するものとする。

（災害状況の報告）

第 10 条 発災市の市長は、救助等の状況を応援代表市の市長に報告するものとする。

第 3 章 会議

（連絡会議）

第 11 条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができるものとする。

2 連絡会議は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が召集するものとする。

（協議連絡事項）

第 12 条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 相互応援の円滑化に関すること。
- (2) 協定市間の情報交換に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本協定の実施に関し必要なこと。

第 4 章 雑則

（経費負担）

第 13 条 この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、派遣職員に係る経費については、同一人の派遣期間が 1 月未満である場合は公務出張による応援市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、別途、発災市と応援市との間において協議するものとする。

（災害補償等）

第 14 条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては発災市が賠償の責めを負い、発災市の往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(疑義等)

第 15 条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市の市長が協議して定めるものとする。

第 16 条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、協定市の市長が協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第 17 条 この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれその 1 通を保管する。

附則

この協定は、平成 8 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

平成 8 年 11 月 27 日

八王子市長
波多野 重雄
立川市長
青木 久
府中市市長
吉野和男
調布市長
吉尾勝征
日野市長
森田喜美男
国立市長
佐伯有行

甲府市長
山本栄彦
諏訪市長
笠原俊一
山梨市長
高田清一
大月市長
西室 覚
韮崎市長
秋山幸一
茅野市長
矢崎和広

別表第1（第2条関係） 本協定書に係る連絡担当部署

	市名	担 当 部 署
東京 ブ ロ ッ ク	八王子市	総務部 防災課
	立川市	総務部 防災課
	府中市	総務部 防災課
	調布市	総務部 防災課
	日野市	企画財政部 企画課 総務部 安全防災課
	国立市	総務部 地域防災課
山 梨 ・ 長 野 ブ ロ ッ ク	甲府市	総務部 防災対策課
	諏訪市	企画部 企画調整課
	山梨市	企画課 行政係
	大月市	総務課 行政文書係
	韮崎市	総務課 消防交通係
	茅野市	総務部 庶務課

資料56 災害時における姉妹都市相互応援協定（長野県南佐久郡佐久穂町）

（震126頁）

災害時における姉妹都市相互応援協定

姉妹都市である東京都府中市と長野県南佐久郡佐久穂町は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姉妹都市である東京都府中市と長野県南佐久郡佐久穂町の行政区域内に災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した自治体の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資器材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) ボランティアのあっ旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっ旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 災害の発生により応援を要する自治体（以下「被災自治体」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、口頭等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 結集場所
- (4) 食料、飲料水及び生活必需品の種類、数量
- (5) 資器材及び物資の規格（種類）、数量及び期間
- (6) 要請する応援職員の職種別人数及び期間
- (7) 要請する車両の規格、台数及び期間
- (8) 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該応援の要請に応じるものとする。なお、被災自治体と連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき、要請がなくとも第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については原則被災自治体の負担とし、災害復旧後、両自治体で協議のうえ速やかに清算することとする。
- (2) 応援職員が、応援活動中又は被災自治体への出勤及び帰路の途中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合に要した費用は、応援自治体の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体はその賠償の責を負うものとする。

ただし、応援職員の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援自治体の負担とする。

- (4) 応援職員が1か月を越えて災害応急活動にあたる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣として取扱い、その定めにより経費を負担することとする。

(連絡担当部署)

第6条 両自治体は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部署を定める。

2 前項の規定に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

3 連絡担当部署は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までにいずれの自治体からも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両自治体の長が協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年1月15日

東京都府中市宮西町2丁目24番地

東京都府中市

代表者 市長 高野 律 雄

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

長野県南佐久郡佐久穂町

代表者 町長 佐々木 定 男

資料56-2 災害時における緊急輸送業務に関する協定書（株式会社小池商店）

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社小池商店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等により府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策について、乙の協力を得ることにより、緊急輸送を迅速かつ確実に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資の緊急輸送のほか、乙の保有する機材により実施可能な災害応急業務が必要であると認めたときは、乙に対し、協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し物資輸送の協力を依頼する場合は、物資輸送協力依頼書（第1号様式）により乙に対し、輸送日時、品目、数量、受取場所、輸送先その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資輸送協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により物資輸送を実施した場合は、輸送日時、輸送先、輸送距離、従事人員、従事車両数、品目及び数量その他必要な事項を記載した書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。

（経費負担）

第4条 甲の依頼に基づき業務を実施した場合の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時の直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、物資輸送の終了後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかにその経費を乙に支払うものとする。

（事故等の報告）

第6条 乙は、物資輸送の際、従事車両が事故その他の理由により運行を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（賠償責任）

第7条 乙は、物資輸送の実施のための車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、その責に帰する理由により、物資輸送の実施のための車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

（損害補償）

第9条 甲の依頼に基づき乙が実施した応急措置業務に係る従事者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月組合法第19号）に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年 5月22日

甲 東京都府中市宮西町二丁目24番地

東京都府中市
代表者 市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市四谷六丁目56番地

株式会社 小池商店 府中営業所
代表者 代表取締役 小池 茂 男

府 第 号
年 月 日

株式会社 小池商店 様

府中市長

物資輸送協力依頼書

「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」に基づき、災害応急対策に係る物資の輸送について、下記のとおり依頼します。

記

輸送品目・数量	品目名	数量
輸送日時	年 月 日	時
受取場所		
輸送先		
その他		

※連絡先 府中市 部 課
担当
電話

資料57 府中市防災行政無線移動系・デジタルMCA無線一覧 (震134頁)

府中市防災行政無線移動系

局種等	呼出名称等	設置場所等
基地局	ぼうさいふちゅう	
制御器	ぼうさいふちゅう	
2		東庁舎7階
3		東庁舎6階
5		東庁舎8階
7		西庁舎2階
8		府中駅北第2庁舎5階
9		中央防災センター
A		リサイクルプラザ4階
B		現業事務所
C		東庁舎5階
D		府中駅北第2庁舎7階
E		北庁舎3階
車載	5W	
陸上移動局	ふちゅう1	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう2	地域安全対策課
陸上移動局	ふちゅう3	管理課
陸上移動局	ふちゅう4	管理課
陸上移動局	ふちゅう5	建築指導課
陸上移動局	ふちゅう6	下水道課
陸上移動局	ふちゅう7	下水道課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう8	下水道課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう9	下水道課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう10	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう11	生涯学習スポーツ課
陸上移動局	ふちゅう12	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう13	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう14	ごみ減量推進課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう15	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう16	環境政策課
陸上移動局	ふちゅう17	環境政策課
陸上移動局	ふちゅう18	環境政策課
陸上移動局	ふちゅう20	公園緑地課
陸上移動局	ふちゅう21	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう22	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう23	下水道課
陸上移動局	ふちゅう24	生涯学習スポーツ課
陸上移動局	ふちゅう25	広報課
陸上移動局	ふちゅう26	下水道課
陸上移動局	ふちゅう27	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう28	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう29	管理課(現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう30	ごみ減量推進課(リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう31	ごみ減量推進課(リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう32	ごみ減量推進課(リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう33	ごみ減量推進課(リサイクルプラザ)

局種等	呼出名称等	設置場所等
陸上移動局	ふちゅう 35	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 36	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 37	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 38	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 40	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 41	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 42	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 43	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 44	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 45	ごみ減量推進課
陸上移動局	ふちゅう 46	ごみ減量推進課
陸上移動局	ふちゅう 47	ごみ減量推進課
可搬	5W	
陸上移動局	ふちゅう 51	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 53	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 54	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 55	中央文化センター
陸上移動局	ふちゅう 56	白糸台文化センター
陸上移動局	ふちゅう 57	西府文化センター
陸上移動局	ふちゅう 58	武蔵台文化センター
陸上移動局	ふちゅう 59	新町文化センター
陸上移動局	ふちゅう 60	住吉文化センター
陸上移動局	ふちゅう 61	是政文化センター
陸上移動局	ふちゅう 62	紅葉丘文化センター
陸上移動局	ふちゅう 63	四谷文化センター
陸上移動局	ふちゅう 64	押立文化センター
陸上移動局	ふちゅう 65	片町文化センター
陸上移動局	ふちゅう 66	社会福祉協議会 (ふれあい会館)
陸上移動局	ふちゅう 68	市民会館 (ルミエール府中)
陸上移動局	ふちゅう 69	グリーンプラザ
陸上移動局	ふちゅう 70	保健センター分館
携帯	1W	
陸上移動局	ふちゅう 119	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 120	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 121	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 122	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 123	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 124	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 126	管理課
陸上移動局	ふちゅう 127	管理課
陸上移動局	ふちゅう 128	下水道課 (現業事務所)
陸上移動局	ふちゅう 130	生涯学習スポーツ課
陸上移動局	ふちゅう 132	防災危機管理課
陸上移動局	ふちゅう 133	生涯学習スポーツ課
陸上移動局	ふちゅう 134	生涯学習スポーツ課
携帯	5W	
陸上移動局	ふちゅう 135	ごみ減量推進課 (リサイクルプラザ)
陸上移動局	ふちゅう 201	第一小学校
陸上移動局	ふちゅう 202	第二小学校

局種等	呼出名称等	設置場所等
陸上移動局	ふちゅう 203	第三小学校
陸上移動局	ふちゅう 204	第四小学校
陸上移動局	ふちゅう 205	第五小学校
陸上移動局	ふちゅう 206	第六小学校
陸上移動局	ふちゅう 207	第七小学校
陸上移動局	ふちゅう 208	第八小学校
陸上移動局	ふちゅう 209	第九小学校
陸上移動局	ふちゅう 210	第十小学校
陸上移動局	ふちゅう 211	武蔵台小学校
陸上移動局	ふちゅう 212	住吉小学校
陸上移動局	ふちゅう 213	新町小学校
陸上移動局	ふちゅう 214	本宿小学校
陸上移動局	ふちゅう 215	白糸台小学校
陸上移動局	ふちゅう 216	矢崎小学校
陸上移動局	ふちゅう 217	若松小学校
陸上移動局	ふちゅう 218	小柳小学校
陸上移動局	ふちゅう 219	南町小学校
陸上移動局	ふちゅう 220	四谷小学校
陸上移動局	ふちゅう 221	南白糸台小学校
陸上移動局	ふちゅう 222	日新小学校
陸上移動局	ふちゅう 223	第一中学校
陸上移動局	ふちゅう 224	第二中学校
陸上移動局	ふちゅう 225	第三中学校
陸上移動局	ふちゅう 226	第四中学校
陸上移動局	ふちゅう 227	第五中学校
陸上移動局	ふちゅう 228	第六中学校
陸上移動局	ふちゅう 229	第七中学校
陸上移動局	ふちゅう 230	第八中学校
陸上移動局	ふちゅう 231	第九中学校
陸上移動局	ふちゅう 232	第十中学校
陸上移動局	ふちゅう 233	浅間中学校

デジタルMC A無線

局種等	無線番号	名称等
基地局	101	中央防災センター
移動局	106	府中警察署
	107	府中消防署
	226	府中市消防団第1分団 防災センター
	227	府中市消防団第2分団 防災センター
	228	府中市消防団第3分団 防災センター
	229	府中市消防団第4分団 防災センター
	230	府中市消防団第5分団 防災センター
	231	府中市消防団第6分団 防災センター
	232	府中市消防団第7分団 防災センター
	233	府中市消防団第8分団 防災センター
	234	府中市消防団第9分団 防災センター
	235	府中市消防団第10分団 防災センター
	236	府中市消防団第11分団 防災センター
	237	府中市消防団第12分団 防災センター
	238	府中市消防団第13分団 防災センター
	239	府中市消防団第14分団 防災センター

局種等	無線番号	名称等
	240	府中市消防団第15分団 防災センター
	241	府中市消防団第16分団 防災センター
	242	府中市消防団第17分団 防災センター
	243	府中市消防団第18分団 防災センター
携帯型	102	中央防災センター
	103	中央防災センター
	104	中央防災センター
	105	中央防災センター
	201	府中市消防団本団
	202	府中市消防団本団
	203	府中市消防団本団
	204	府中市消防団本団
	205	府中市消防団本団
	206	府中市消防団本団
	207	府中市消防団本団
	208	府中市消防団第1分団 ポンプ車内
	209	府中市消防団第2分団 ポンプ車内
	210	府中市消防団第3分団 ポンプ車内
	211	府中市消防団第4分団 ポンプ車内
	212	府中市消防団第5分団 ポンプ車内
	213	府中市消防団第6分団 ポンプ車内
	214	府中市消防団第7分団 ポンプ車内
	215	府中市消防団第8分団 ポンプ車内
	216	府中市消防団第9分団 ポンプ車内
	217	府中市消防団第10分団 ポンプ車内
	218	府中市消防団第11分団 ポンプ車内
	219	府中市消防団第12分団 ポンプ車内
	220	府中市消防団第13分団 ポンプ車内
	221	府中市消防団第14分団 ポンプ車内
	222	府中市消防団第15分団 ポンプ車内
	223	府中市消防団第16分団 ポンプ車内
	224	府中市消防団第17分団 ポンプ車内
	225	府中市消防団第18分団 ポンプ車内

資料58 大規模停電発生時における防災行政無線の使用に関する覚書（東京電力株式会社武蔵野支社）（震134頁）

大規模停電発生時における防災行政無線の使用に関する覚書

府中市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社調布支社（以下「乙」という。）は、府中市内において大規模な停電事故が発生した場合における府中市防災行政無線の使用について、次のとおり覚書を取り交わす。

- 1 乙は、府中市内において大規模な停電（被害世帯が1,000以上で、復旧に30分以上要すると思われるもの。）が発生した場合、当該地域の住民に停電についての情報を知らせるため、甲に対し、甲が管理している防災行政無線の使用を要請することができる。
 - 2 乙は、前項の要請をする場合、電話または文書により、停電の区域、停電の原因及び復旧の見込み等停電に関する必要な情報を、安全対策課長に連絡するものとする。ただし、平日の勤務時間外または日曜日、休日の場合は、警備員に連絡するものとする。停電が復旧した場合も同様とする。
 - 3 甲は、1の停電が地域の住民に重大な影響や不安を与えると判断される場合には、乙からの要請に基づき、防災行政無線により当該地域の住民に対し、停電の区域、停電の原因及び復旧見込み等について広報するものとする。
- ただし、広報の必要がないと認められる場合には、その旨を乙に連絡するものとする。
- 4 乙は、甲との情報連絡が迅速に行われるために必要な電話またはファックス等の確保に努めるものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和61年6月 30日

甲 府中市
代表者 府中市長 吉野和男

乙 東京電力株式会社調布支社
支社長 若林秀雄

追加覚書

東京電力株式会社調布支社（以下「乙」という。）は府中市（以下「甲」という。）と昭和61年6月30日付で締結した、覚書（以下「原契約」という。）を機能移転に伴い、下記のとおり原契約を変更し、追加覚書を締結する。

1. 覚書の事業所名称ならびに住所を下記のとおり変更する。

現 東京電力株式会社調布支社 新 武蔵野市西久保1丁目6番24号
東京電力株式会社武蔵野支社

この追加覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 府中市宮西町2丁目24番地
府中市
府中市長 野 口 忠 直

乙 武蔵野市西久保1丁目6番24号
東京電力株式会社武蔵野支社
支社長 市 東 利 一

資料59 府中市職員緊急参集システム運用要領 (震135頁)

府中市職員緊急参集システム運用要領

(目 的)

第1条 この要領は、地震等の大規模災害発生時において、市の防災態勢を早期に構築し、被害の拡大防止を図り、市民の生命・身体・財産等の保全を確保するため、職員間の情報伝達をより確実にすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領における適用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地震災害、風水害等の自然災害発生時（発生のおそれがある場合を含む）
- (2) 大雨・洪水等の気象庁が発する気象に関する警報が発令された場合
- (3) 大規模事故発生時
- (4) 武力攻撃・緊急対処事態
- (5) 防災訓練等の訓練実施時
- (6) その他防災危機管理課長が必要と認める場合

(対象職員)

第3条 緊急参集の対象となる職員は、参集システムの登録職員及びその他防災危機管理課長が必要と認める関係課職員とする。

(管理権限)

第4条 参集システムの管理権限者は防災危機管理課長とする。また、前第3条に示す関係課職員の管理権限者は各所属長とする。

(配信内容)

第5条 配信内容は次のとおりとする。

- (1) 職員及び家族の安否に関する事項
- (2) 職員の参集の可否に関する事項
- (3) 各所属職員の参集状況に関する事項
- (4) 災害対策本部が発する指示、連絡に関する事項
- (5) その他管理権限者が必要と認める事項

(返 信)

第6条 前条の内容について、配信を受けた職員は、災害の状況により返信が出来ない場合を除き、遅滞なく返信しなければならない。

(登録及び更新)

第7条 職員の登録等に関する事務は防災危機管理課が行うものとする。

また、登録は毎年4月1日の人事異動に併せて更新するものとする。

(情報管理)

第8条 職員の氏名及び各個人に当てる個人IDは、防災危機管理課において漏洩がないよう管理する。

(訓 練)

第9条 システムの熟知を図り、運用を円滑かつ確実なものとするため、防災訓練等の機会を捉え、メール送受信訓練を行うものとする。

付 則

この要領は、平成21年1月7日から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

資料60 東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定書（府中消防署）（震135頁）

東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定書

（目的）

第1条 府中市（以下「甲」という。）と東京消防庁府中消防署（以下「乙」という。）とは、甲において発生した災害時に、乙が府中市中央防災センター経由で甲に提供する情報と、府中市消防団緊急招集メール配信システムの取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書の中で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) ヘリテレ映像 災害に出場した東京消防庁のヘリコプターが撮影したヘリコプターテレビ電送システムの映像をいう。
- (2) 隊現況表示 東京消防庁情報通信規程事務処理要綱（平成21年3月17日20総情第1421号総務部長依命通達）第2、4、(5)により設置されている災救端末装置に表示される、府中消防署に配置されている消防部隊の動態情報をいう。
- (3) 団招集システム 府中市消防団規則（昭和42年4月20日規則第5号）第3条の規定による府中市消防団に対する災害出場指令、緊急連絡等を携帯電話のメール機能を用いて行う府中市消防団緊急招集メール配信システムをいう。
- (4) 団招集システム関係情報 団招集システムにより配信される情報の総称をいう。
- (5) モニター 府中市中央防災センターに設置された、各種映像情報を投影する映像表示装置をいう。

（取り扱う情報）

第3条 この協定が取り扱う情報は、次のとおりとする。

- (1) ヘリテレ映像
 - (2) 隊現況表示
 - (3) 団招集システム関係情報
- （ヘリテレ映像及び隊現況の表示）

第4条 ヘリテレ映像及び隊現況表示（以下「映像等」という。）の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害等への初動対応のため、警防態勢上対応が困難な場合を除き、映像等を提供するものとする。
- (2) 甲は、モニターに表示された映像等を甲の災害対応に向けた活動方針等の決定のために使用するものとする。

（団招集システムの運用）

第5条 乙は、甲における災害出場指令等を受信した場合には、府中市消防団の迅速かつ確実な活動態勢を確保するため、団招集システムを用いて速やかにその内容を甲に伝達する。

（映像等及び団招集システム関係情報の管理）

第6条 甲は、乙から提供された映像等及び団招集システム関係情報を、甲の責任において適切に管理するものとする。

2 甲は、乙から提供された映像等及び団招集システム関係情報を第三者に管理、運用又は使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、映像等の表示及び団招集システムの運用に係る電子情報資源及び個人情報については、府中市個人情報の保護に関する条例（平成15年6月20日条例第8号）及び府中市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成15年7月29日規則第22号）、並びに東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）、東京消防庁個人情報取扱事務要綱（平成17年4月15日16総総第1478号総務部長依命通達）及び東京消防庁情報通信規程（平成21年3月東京消防庁訓令第17号）に基づき、適正に管理するものとする。

（訓練演習の参加）

第8条 甲及び乙は、第4条及び第5条の運用が円滑に行われるよう、平素より連携訓練等に職員が積極的に参加できるよう配慮するものとする。

(設備の設置)

第9条 甲は、全国瞬時警報システムの運用にあたり、必要な設備を設置するものとする。

(設備の維持管理)

第10条 甲及び乙は、映像等の表示及び団招集システムの運用に必要な設備の点検、修理、その他の維持管理(前条の規定による設置を除く。)に要する費用を別に定める区分に基づき負担するものとする。

(設備の責任区分)

第11条 映像等の表示及び団招集システムの運用に関する設備の責に区分は、別に定めるものとする。

(設備の移転及び変更)

第12条 設備に変更又は移設の必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。

(設備の管理における連絡)

第13条 甲及び乙は、映像等の表示及び団招集システムの運用に関して障害を認めたとき及び当該障害が回復したときは、直ちに相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、設備の点検、保守等のため、映像等の表示及び団招集システムの運用を一時停止する必要があるときは、あらかじめ相手方に連絡するものとする。

(その他)

第14条 映像等の表示及び団招集システムの運用に関する細目については、甲乙協議の上、乙が定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議をするものとする。

(適用)

第15条 この協定は、締結日から施行する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、おのおのその1通を保有する。

平成22年 9月 3日

甲 府中市宮西町二丁目24番地
府中市長 野口 忠直

乙 東京都府中市寿町三丁目7番地の1
東京消防庁
府中消防署長 阿出川 悟

資料6 1 東京消防庁府中消防署と府中市間における全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により配信される情報等の取り扱いに関する覚書（府中消防署）

（震138頁）

東京消防庁府中消防署と府中市間における 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）に より配信される情報等の取り扱いに関する 覚書

（目 的）

第1条 この覚書は、「東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報等の取り扱いに関する協定書（以下、「協定書」という。）」（平成22年8月2日締結）に基づき、府中市（以下「甲」という。）と東京消防庁府中消防署（以下「乙」という。）間における全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により配信される情報等の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書の中で用いる用語の定義は、協定書第2条に定めるもののほか次の各号のとおりとする。

- (1) 全国瞬時警報システムにより配信される情報 国（内閣官房）及び気象庁から総務省消防庁を経由し、通信衛星並びに地上回線（地域通信衛生ネットワーク）を介して配信される情報で、全国瞬時警報システム業務規程（平成22年12月15日制定 総務省消防庁国民保護運用室長）第4条各号に規定する事項をいう。
- (2) 全国瞬時警報システム回転灯 府中消防署に設置された全国瞬時警報システムによる警報伝達時に点灯及び警報鳴動する回転灯をいう。

（取り扱う情報）

第3条 この覚書が取り扱う情報は、次のとおりとする。

- (1) 団招集システム関係情報
- (2) 全国瞬時警報システムにより配信される情報

（団招集システムの運用）

第4条 乙は、休日・夜間等に全国瞬時警報装置により配信される情報を受信し、全国瞬時警報システム回転灯が別紙に定める点灯種別を表示した場合、団招集システムを用いて速やかにその内容を甲（府中市環境安全部防災課員）に伝達する。

（全国瞬時警報システムにより配信された情報）

第5条 甲は、全国瞬時警報システムにより配信される情報を受信した場合には、必要に応じ速やかにその内容を乙に伝達する。

（団招集システム関係情報及び全国瞬時警報システムにより配信された情報の管理）

第6条 甲は、乙から提供された団招集システム関係情報を、甲の責任において適切に管理するとともに、第三者に管理、運用又は使用させてはならない。

2 乙は、甲から提供された全国瞬時警報システムにより配信された情報を、乙の責任において適切に管理するとともに、第三者に管理、運用又は使用させてはならない。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙は、団招集システムの運用に係る電子情報資源及び個人情報については、協定書第7条の規定に基づき、適正に管理するものとする。

（訓練演習の参加）

第8条 甲及び乙は、第4条及び第5条の運用が円滑に行われるよう、平素より連携訓練等に職員が積極的に参加できるよう配慮するものとする。

（設備の設置）

第9条 甲は、全国瞬時警報システムの運用にあたり、必要な設備等を設置・提供するものとする。

（設備の維持管理）

第10条 甲は、全国瞬時警報システムの運用に必要な設備の点検、修理、その他の維持管理に要する費用を負担するものとする。

（設備の移転及び変更）

第11条 設備に変更又は移設の必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。

(設備の管理における連絡)

第12条 甲及び乙は、全国瞬時警報システムの運用に関して障害を認めたとき及び当該障害が回復したときは、直ちに相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、設備の点検、保守等のため、全国瞬時警報システムの運用を一時停止する必要があるときは、あらかじめ相手方に連絡するものとする。

(その他)

第13条 全国瞬時警報システムの運用に関する細目については、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

2 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議をするものとする。

(適用)

第14条 この覚書は、平成23年9月12日から施行する。

上記覚書締結の証として本覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、おのその1通を保有する。

平成23年 9月 12日

甲 府中市宮西町二丁目24番地
府中市長 野口 忠直

乙 東京都府中市寿町三丁目7番地の1
東京消防庁
府中消防署長 小川 一行

別紙

全国瞬時警報システム（J-ALERT）回転灯の点灯種別

点灯種別	警報音	区分	警報名	連絡要否
赤	短音	国民保護	ゲリラ攻撃	団招集システムによる連絡要
			航空攻撃	
			弾道ミサイル	
			大規模テロ	
		地震	緊急地震速報（震度4以上）	
			東海地震予知情報	
		津波	大津波警報	
			津波警報	
		火山	噴火警報レベル5（避難）	
			噴火警報レベル4（避難準備）	
黄	長音	地震	東海地震注意情報	
		津波	津波注意報	

備考：全国瞬時警報システム「自動告知システム操作説明書 P191」（PFC株式会社プラムファイブ システム事業部 2011年3月作成）から一部加工、抜粋

資料62 災害時における放送等に関する協定書（株式会社ジェイコム東京）

（震140頁）

災害時における放送等に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府中市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条甲は災害時に、災害情報の放送等を、乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として放送要請書（第1号様式）により、ファクシミリ又は電子メールで行う。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送及び他の業務に優先して、協力するものとする。

（放送内容）

第3条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次に掲げる事項に関する予知、防止、発生、復旧等とする。

(1) 地震に関する事項

(2) 風水害に関する事項

(3) その他の災害に関する事項

（連絡調整）

第4条 本協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては、府中市総務部広報課長、乙においては株式会社ジェイコム東京西エリア局管理部長とする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期限は、平成18年7月19日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間終了の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、この協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ一通を保有する。

平成18年7月19日

甲 東京都府中市
代表者 市長 野口 忠直

乙 株式会社ジェイコム東京
代表者 代表取締役社長 高橋 進

第1号様式（第2条）

年 月 日	
放 送 要 請 書	
株式会社ジェイコム東京 代表取締役社長 高橋 進 様	
府中市長 野口 忠直	
次のとおり災害情報等の放送をお願いします。	
件 名	
放送希望日	年 月 日から 年 月 日まで 前 午 時 分の放送 後
担 当 者	連絡先 府中市宮西町2丁目24番地 府中市 部 課 TEL:042-335-4098 FAX:042-335-6395 E-mail:bousai01@city.fuchu.tokyo.jp
放 送 内 容	

資料62-2 防災行政無線の再送信連携に係る覚書（株式会社ジェイコム東京西エリア局）

防災行政無線の再送信連携に係る覚書

府中市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、甲が防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送を、乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので本覚書を締結する。

（再送信の同意）

- 第1条 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している放送を、乙の設備（第6条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。
- 2 乙は、甲が提供する放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

- 第2条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了3か月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

- 第3条 本覚書で合意した再送信の提供対象は、東京都府中市内とし、乙が運営するサービス提供が可能な世帯とする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

（費用）

- 第4条 本覚書による甲の放送内容提供の対価は無償とする。
- 2 乙は、甲から提供された放送内容を乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で再送信するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。
- 3 甲及び乙は、再送信を実施するに当たり必要となる甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。
- 4 乙の設備設置が原因で、甲の設備の本来の使用目的（別途定める）が達成できない場合は、甲は乙に原状回復に係る費用を請求できるものとする。

（免責事項）

- 第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。
- 2 再送信する放送内容に関しては、甲が実施したものは甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。
- 3 甲は、乙の緊急地震速報サービス加入者から乙の設備や端末についての操作や不具合等についての質疑、異議、請求等があるときは、これを乙に引き継ぐ。

（設備の維持管理）

- 第6条 甲の設備及び乙の設備は、別紙1に規定する。
- 2 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、事前に甲の承諾を得たうえで、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。
- 4 前項に定める点検や維持管理に関する作業を実施する場合、甲は乙からの要請があった場合、甲の施設管理を委託する事業者へ協力を要請するものとする。

（守秘義務）

- 第7条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（解除）

- 第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、3か月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

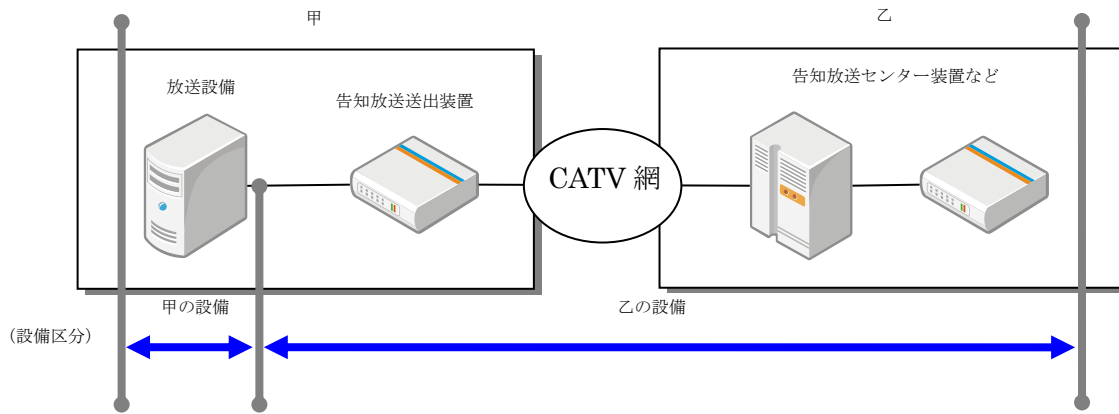
本覚書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。

平成27年5月18日

甲：東京都府中市宮西町2-24
府中市
市長 高野 律 雄

乙：東京都小金井市梶野町4-5-1
株式会社ジェイコム東京 西エリア局
局長 葛西 昭 人

別紙1 甲の設備及び乙の設備



非常通信の運用に関する協定書

東京都府中市（以下「甲」という。）及び東京消防庁府中消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（情報の提供）

第 5 条 甲が送受信する非常通信文について、非常時における対策上有用な情報については、その内容を乙に提供することができる。

（非常通信の受付）

第 6 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 7 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 8 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 9 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 10 条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 11 条 この協定書の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定書は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を 2 通作成し、それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保管する。

平成 20 年 3 月 21 日

東京都府中市宮西町 2 丁目 24 番地
甲 府中市
代表者 府中市長 野 口 忠 直

東京都府中市寿町 3 丁目 7 番地の 1
乙 東京消防庁府中消防署
代表者 府中消防署長 市 村 近 夫

資料 6 4 被害程度の認定基準 (震 1 4 4 頁)

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河翹またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港安通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、うかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通橋不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 69 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

- (10) 「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 6 5 応急措置状況報告 (震 1 4 4 頁)

コード	区市町村名	報 告		
		月日時	氏 名	電 話

応急措置状況報告 (第 _____ 号)

受信者	入力者	確認者

				特記事項 ・人的被害の状況 (日時・場所・原因・住所・氏名・性別・被害の程度) ・その他 (措置状況の内容)
水 防 本 部	・ ・ ・	・ ・ ・	配備職員数 現員 人 延	
そ の 他	・ ・ ・	・ ・ ・		
避 難 所		食料・生活必需品等給与		
開設場所名	収容者数			
	人	給 食	食	
		給 水	有 ・ 無	
		毛 布	枚	
		敷 物	枚	
		学 用 品	人分	
計 箇所	人			
医 療 ・ 保 健 衛 生				
救 護 所				
医療救護班				
取扱患者数				
消 毒				
清 掃				

資料 6 6 災害状況即報 (震 1 4 4 頁)

第 4 号様式(その 1)

消防庁受信者氏名 _____ 災害名 _____ (第 _____ 報)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">報告日時</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 15%;">分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	報告日時	年	月	日	時	分	都道府県						市町村 (消防本部)						報告者名					
報告日時	年	月	日	時	分																				
都道府県																									
市町村 (消防本部)																									
報告者名																									

災害の概要	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損棟		
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水棟		
応急対策の状況	災害対策本部等の設定状況		(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

都道府県				区		分		被		害		
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日現在)		田	流失・埋没	ha						
報告者名					畑	冠 水	ha					
区		分		被		害						
人的被害	死者	人			そ の 他	文教施設	箇所					
	行方不明者	人				病院	箇所					
	負傷者	重傷	人			道路	箇所					
		軽傷	人			橋りょう	箇所					
住家被害	全壊	棟				河川	箇所					
		世帯				港湾	箇所					
		人				砂防	箇所					
	半壊	棟				清掃施設	箇所					
		世帯				崖くずれ	箇所					
		人				鉄道不通	箇所					
	一部破損	棟			被害船舶	隻						
		世帯			水道	戸						
		人			電話	回線						
	床上浸水	棟			電気	戸						
世帯				ガス	戸							
人				ブロック塀等	箇所							
床下浸水	棟			り 災 世 帯 数	世帯							
	世帯			り 災 者 数	人							
	人			建 物	件							
非住家	公共建物	棟			火災発生	危 険 物	件					
	その他	棟			そ の 他	件						

(被害状況即報) 第4号様式(その2)
 ※被害額は省略であることができるものとする。

区		分		被		害		災害対策本部等の設置状況	都道府県		
公立文教施設		千円								市町村	
農林水産業施設		千円									
公共土木施設		千円									
その他の公共施設		千円									
小 計		千円									
公共施設被害 市町村数		団体									
そ の 他	農産被害	千円						町村名 災害救助法適用市			
	林業被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円									
そ の 他	千円								計	団体	
被 害 総 額		千円						消防職員出動 延人数	人		
								消防団員出動 延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況										

資料67 被害概況速報、被害状況報告書様式 (震144頁)

災害報告様式
No.1 被害概況速報

地区名 _____

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No.2 被害状況調

市町村名 _____

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	地区	計
		人的被害	死者	行方不明				
負傷	重傷							
	軽傷							
	小計							
住家の被害	棟数		全壊・全焼又は流失					
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯人員					
			世帯人員					
		半壊又は半焼	世帯人員					
			世帯人員					
		一部破損	世帯人員					
			世帯人員					
		床上浸水	世帯人員					
			世帯人員					
床下浸水	世帯人員							
	世帯人員							

No.3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

市町村名 _____

被害別	世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
	全壊・全焼														
流失															
半壊・半焼															
床上浸水															

No.4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1)収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2)炊 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 費	延 人			
(3)飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4)被 服 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 給 (貸) 与 費	世 帯			員 数 内 訳 別 表 の と お り
(5)医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6)災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7)住 宅 の 応 急 修 理 費	世 帯			
(8)生 業 資 金 の 貸 与 費	世 帯			
(9)学 用 品 の 給 与 費	人			員 数 内 訳 別 表 の と お り
小 学 校 児 童	人			う ち 教 科 書 円
中 学 校 児 童	人			う ち 教 科 書 円
高 等 学 校 等 生 徒	人			う ち 教 科 書 円
(10)埋 葬 費	体			
大 人	体			
子 人	体			
(11)死 体 の 捜 索 費	体			
(12)死 体 の 処 理 費	体			
(13)障 害 物 の 除 去 費	世 帯			
(14)輸 送 費				
(15)人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

別表 世帯構成員別被害状況

被害別	世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
	全壊(焼)流失														
半壊(焼)床上浸水															

府中市防災行政無線局設置等に関する覚書

府中市長（以下「甲」という。）と警視庁府中警察署長（以下「乙」という。）とは、府中市地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関し相互に緊密な連絡を図るため、府中市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり覚書を締結する。

第 1 章 総則

（無線局の設置）

第 1 条 府中市長は、府中市役所内に無線局を設置する。

（無線設置の経費負担）

第 2 条 無線設備を設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所等の無償使用）

第 3 条 乙は、無線設備を設置するために必要な場所及びその他の付属設備並びにその他の工作物を、甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第 4 条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとする時は、甲にその理由及び新たに設置する場所を指示のうえ、協議するものとする。

2 前項により、場所を変更するために必要な費用については、乙の負担とする。

3 甲が、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、乙にその都合を提示し協議する。

4 前項により、場所を変更するために必要な経費については、甲の負担とする。

（設置機器類の基準）

第 5 条 無線局の無線設備は、甲の所管する庁舎内に無線機基地局装置を設置し、乙の所管する庁舎内に陸上移動局装置を設置する。

2 前項の機器を変更しようとする場合は、甲乙協議するものとする。

（無線管理者等）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれの庁舎内に設置された無線局の運用に関し、無線管理者及び無線従事者をおく。

2 無線管理者は、甲及び乙の防災を主管する課長をもって充てる。

3 無線従事者は、甲及び乙の職員で、当該無線設備の運用に適合した総務大臣の免許を取得した者をもって充てる。

第 2 章 管理運用

（定期点検）

第 7 条 甲は、無線設備を常に確実かつ安全に作動させるために、定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検または修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業を要する範囲において便宜を供するものとする。

3 無線設備の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

（法規に定める備え付け品）

第 8 条 無線局の管理運用に関するもので、電波法及び同法施行規則等で規定された備え付け品については、甲の負担において常備する。

（光熱水費等の負担）

第 9 条 乙の庁舎内に設置された無線設備の運用に要する電力その他消耗品等は、乙の負担とする。

（通信の原則）

第 10 条 通信は、府中市地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

（無線局の管理運用）

第 11 条 この覚書に定めるものを除くほか、無線局の管理運用に関する事項は、府中市長が定める府中市防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱の規定による。

第3章 その他

(有効期間)

第12条 本覚書の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。なお、期間満了の3か月前までに、甲、乙、いずれからも、何らの申し出がないときは、この覚書はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲、乙は、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成29年5月25日

甲 府中市長 高野 律雄

乙 警視庁府中警察署長 池田 学

資料 6 9 市所有広報転用可能自動車 (震 1 4 5 頁)

市所有広報転用可能自動車

(平成 25 年 11 月 1 日現在)

課 名	台 数	備 考
広 報 課	1	広報車
防災危機管理課	3	緊急車
地域安全対策課	1	交通安全 パトロール車
環 境 政 策 課	1	
ごみ減量推進課	3	清掃関係車
管 理 課	2	パトロール車
消 防 団	20	ポンプ自動車 照明電源車
計	31	

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 森北佳昭（以下「甲」という。）と、府中市長 高野律雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京都府中市（以下、「府中市」という）の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 府中市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合。
- 二 府中市災害対策本部が設置された場合。
- 三 その他甲または乙が必要とする場合。

（情報交換の内容）

第 3 条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項。

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。また、派遣に伴う費用負担については、国土交通省災害支援ガイドによるものとする。

（平素の協力）

第 5 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（協定の有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の定めによる期間の末日の 3 箇月前までに甲、乙いずれからも異議がないときは、期間が 1 年延長されたものとし、その後もまた同様とする。

本協定は、2 通作成し、甲乙押印のうえ各 1 通を所有する。

平成 25 年 3 月 29 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館
国土交通省
関東地方整備局長 森北 佳昭

乙) 東京都府中市宮西町二丁目 2 4 番地
府 中 市 長 高野 律雄

資料71 災害時における応急対策業務に関する協定書（特定非営利活動法人府中電設業協会）（震149頁）

災害時における応急対策業務に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都府中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、特定非営利活動法人府中市電設業協会に対し、災害応急対策事業等に関する協力を求める手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府中市長（以下「甲」という。）は、災害が発生し府中市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、緊急の必要があると認めるときは特定非営利活動法人府中市電設業協会（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し、防災計画に定める府中市各部の分掌事務に従い所管部長より業務内容・日時及び場所を指示して電気設備関係資機材及び労力等（以下「電気設備関係資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（電気設備関係資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し電気設備関係資機材等を提供する。

（費用負担）

第5条 甲の使用した電気設備関係資機材に要する費用は、甲が負担する。

（請求）

第6条 乙は業務終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責については甲、乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員のうち、災害応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたときは、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、双方が別途協議して定める。

（協定の期間）

第10条 この契約の期間は、平成23年12月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間終了の際、甲乙双方から何らの意思表示のないときは、1か年延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 府中市
代表者 府中市長 野口 忠直

乙 特定非営利活動法人府中市電設業協会
代表者 理事長 遠藤 泰夫

資料72 災害時の医療救護活動についての協定書（府中市医師会）

（震153、159頁）

災害時の医療救護活動についての協定書

府中市を「甲」とし、社団法人府中市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、府中市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害時医療救護活動計画要綱に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等へ派遣するものとする。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため災害時医療救護計画を策定しこれを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護婦 1名
- (3) その他補助事務

3 前項の医療救護班の数は、災害の状況により定める。

4 第2項第2号及び第3号の者は乙を主体とし、状況により甲は協力する。

（医療救護班の活動）

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難場所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙協議のうえ被災地周辺の使用可能な医療施設を救護所とすることができる。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 助産救護
- (5) 精神相談
- (6) 死亡の確認

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として、乙の自主努力により行うものとする。

（医療品等の備蓄、輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。

3 市内医療施設への給水等供給が確保されるよう甲は努力する。

4 備蓄医薬品等の輸送は原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第9条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は東京都が指定する後方施設に対し、その受入れ要請することができる。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加者中傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため甲及び乙から必要と認める関係機関をもって構成する府中市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項及び解釈上又は実施上の疑義については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(契約の期間)

第16条 この契約の期間は、平成7年11月13日から平成8年3月31日までとする。ただし、期間終了の際、甲乙双方から何らの意思表示のないときは、1か年延長されたものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年11月13日

甲 府中市

代表者 府中市長 吉野和男

乙 社団法人府中市医師会

代表者 会長 野里春夫

災害時の医療救護活動実施細目

昭和 53 年 8 月 31 日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」(以下「協定書」という。)第 14 条に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護班の緊急活動)

第 1 条 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し協定書第 2 条第 1 項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動期において甲の要請があったものとみなす。

(救護所設置の特例)

第 2 条 甲の避難所等に設置する救護所のほか必要と認めるときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めるときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

(費用弁償等)

第 3 条 前条により救護所を設置した医療施設において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

(費用弁償等の請求報告)

第 4 条 協定書第 12 条及び前条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、医療救護活動終了後速やかに乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は費用弁償等請求書(様式 1)に各医療救護班ごとの医療救護活動を報告医療救護班員名簿(様式 1-1)及び医療救護診療記録(様式 1-2)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式 1 に「薬品、衛生材料使用報告書」(様式 2)を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式 3)に「事故傷病者概要」(様式 3-1)を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による様式 1 に「物件損傷等報告書」(様式 4)を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和 38 年規則第 136 号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第 5 条 甲は、前条により請求報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めるときは、協定書第 12 条第 2 項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

(経過措置)

第 6 条 東京都地域防災計画に定める後方医療施設の指定が行われるまでの間は協定書及び本細目中の「後方医療施設」を「救急告示医療機関又は一般医療機関」に読みかえるものとする。

(協議)

第 7 条 前各条に定めのない事項及び解釈上又は実施上の疑義については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(契約の期間)

第 8 条 この契約の期間は、昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙双方から何らの意思表示のないときは、1 か年間延長されたものとし、以後も同様とする。

様式 1

費用弁償等請求書

年 月 日から 年 月 日までに於ける

災害
訓練
時医療救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
医療救護班 実費弁償					延 班
小 計					詳細は別紙の とおり
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙の とおり
施設・設備 実費弁償					同 上
計					

年 月 日

印

府 中 市 長 殿

様式 1-1

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

地 区 医師会名	所属医療機関 責任者名	氏 名	職 種	救護活動場所	救護活動期間	救 護 実 績				
						死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
					午前 月 日 午後 時 分 から 午前 月 日 午後 時 分 まで					
計				—	—					

様式 1-2

医 療 救 護 班 診 療 記 録

地 区 医師会名	所属医療期間 責 任 者 名	番 号	氏 名	性別 男・女	年令	住 所	傷病名	程 度	処置概要 重・中・軽	備 考

注) 備考欄には、死亡又は転送先等を記入のこと。

様式2

薬品・衛生材料使用報告書

地区 医師会名	所属医療機関 責任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価額		備考
			単位	数量	単位	金額	

様式 3

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける

災害

時医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

訓練

年 月 日

府 中 市 長 殿

印

様式 3-1

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性別	男・女	年齢	才	住所
職 種		所属医療機関・団体名				
傷病名			程 度	重症・中等症・軽症	転 帰	
外来・入院（ 月 日）		診療（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日	（午前・午後）		時	分	
受傷（発病）日時						
受傷（発病）時の状況						

様式 4

物 件 損 傷 報 告 書

医療施設名 及び所在地	物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計							

- 注 1 医療施設ごとに記入のこと。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
 - 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
 - 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
 - 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

府中市（以下「甲」という。）と一般社団法人府中市医師会（以下「乙」という。）との間において昭和 53 年 8 月 31 日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第 1 条 医療救護の従事者に対する実費弁償の額は、1 回の出勤につき次のとおりとする。

- (1) 医 師 22,600 円
- (2) 看護婦 8,300 円
- (3) 事 務 4,700 円

2 医療救護活動の時間が 3 時間をこえる場合は、次表の時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職 種	1 時間単価	ただし、従事時間が午後 5 時から同 10 時まで、及び午前 5 時から同 9 時までの場合は左記単価の 125/100 を、又、午後 10 時から午前 5 時までの場合は 150/100 を乗じた額とする。
医 師	7,560 円	
看 護 婦	2,750 円	
事 務	1,540 円	

（医薬品等の実費弁償）

第 2 条 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は実費とする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第 3 条 医療救護に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている額を基準として、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づいて算出した額とする。なお、本項の規定は出務及び退務の途上にも適用するものとする。

（合同訓練参加費）

第 4 条 合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 医 師 24,820 円
- (2) 看護師 8,210 円
- (3) 事 務 4,100 円

2 医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

（医事紛争の処理）

第 5 条 甲の要請に基づき出勤した医療救護班に係る医事紛争は甲の責任において処理するものとする。

2 医療救護班が転送した患者の診療について、この患者を診療した後方医療施設と患者との間に医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

3 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し甲乙協議のうえ誠意をもって解決のための適切な措置をとるものとする。

(未収金の処理)

第6条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは速やかにとりまとめ、別に定める様式により甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ、支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は乙と協議のうえ、後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項及び解釈上または実施上の疑義については、甲乙協議の上決定するものとする。

(契約の期間)

第8条 この契約の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 府中市
市長 高野 律雄

乙 一般社団法人府中市医師会
会長 都築 康夫

府中市医師会災害時医療救護活動計画要綱

本要綱は「災害時医療救護活動についての協定書」に基づき災害時における医師会の救護活動計画の基本的事項を定めるものとする。

1 災害救護対策本部の設置

協定書第2条の要請があった場合は、これに対応するため速やかに次の組織による救護対策本部を医師会館内に設置する。

対策本部長は会長、副本部長は副会長とする。

本部に次の係を置く。

- (1) 情報連絡係 甲との連絡、マスコミ対策、情報の収集、指令の伝達
- (2) 記録係 各種記録の整備、保存、報告書の作成
- (3) 業務係 医薬品、衛生材料の出納配給、交替要員の確保

2 救護班の編成

本部長は、災害の規模に応じ次の医療救護班を編成出動させるものとする。

	被害規模	出動班数	応援医療班
第1次出動態勢	小規模被害 死者0人、負傷者30人	1～3	なし
第2次出動態勢	中規模被害 死者3人、負傷者250人	4～15	要請
第3次出動態勢	大規模被害 死者130人、負傷者1,560人	16～60	要請

救護班は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動するものとする。

(1) 現場救護班

- ① 医師1名、看護婦1名、事務員1名の編成をもって1班とし、災害規模に応じて班数を定め、複数の班を配したときは、医師の1名が指揮者となる。なお、看護婦、事務員は原則として乙の分担業務とするが、状況により甲も協力する。
- ② 指揮者は、医療救護における傷病者へのトリアージの判定及び医療救護活動の指揮をとる。

(2) 保健センター救護班

医師数名、X線技師1名、看護婦、補助事務員若干名なお、X線技師以下は乙の分担業務とするが甲も協力する。

- (3) 救護班の執務が過労及び長期に及ぶことが予想される場合は、本部は配備計画をもとに交替要因を確保し補充する。

3 救護班の任務（業務）

- (1) 現場救護班は、災害現場に出動し、現場に設置された救護所において次の業務を行う。
 - ① 傷病者に対する応急処置及び重症度の区分
 - ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（重症者は、直接救急車により後方医療施設に輸送、中軽症者は原則として保健センターへ輸送）
 - ③ 死亡の確認
 - ④ 記録の調整
 - ⑤ 処置済みの者には標識をつける
- (2) 保健センター救護班は、保健センターに出務し、災害現場より搬送された傷病者に対し次の業務を行う。
 - ① 傷病者の確認、カルテ製作
 - ② 可能な限りの医療救護活動（X線診断、酸素吸入等を含む）
 - ③ 救急病院、都立病院等への転送要否の決定
 - ④ 必要な記録の調整

4 連絡及び報告

- (1) 救護活動実施中、班長は、必要に応じ随時業務の状況を本部に報告連絡するものとする。
- (2) 救護班が業務終了したときは、班長は、本部に業務に関する報告（班の編成、出務時間、傷病者の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をするものとする。
- (3) 災害発生時、担当理事及び各ブロック長は、本部及び相互間の連絡に当たるほか、電話連絡が不能の場合は会員への連絡は徒歩等可能な方法を用いて迅速に行うものとする。

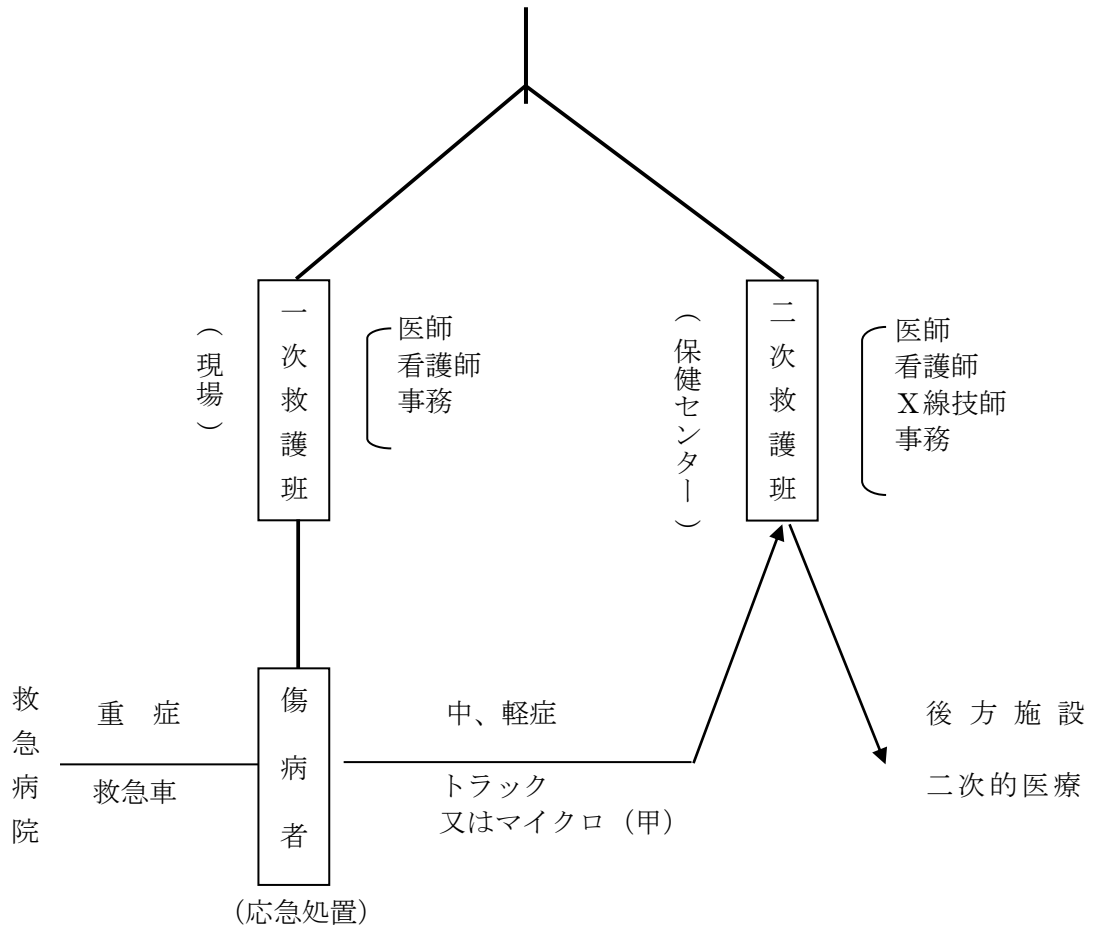
5 施行日

本要綱は平成 17 年 11 月 13 日に一部改正し、同日より施行する。

府中市医師会災害救護対策本部

本部長 ————— 会長

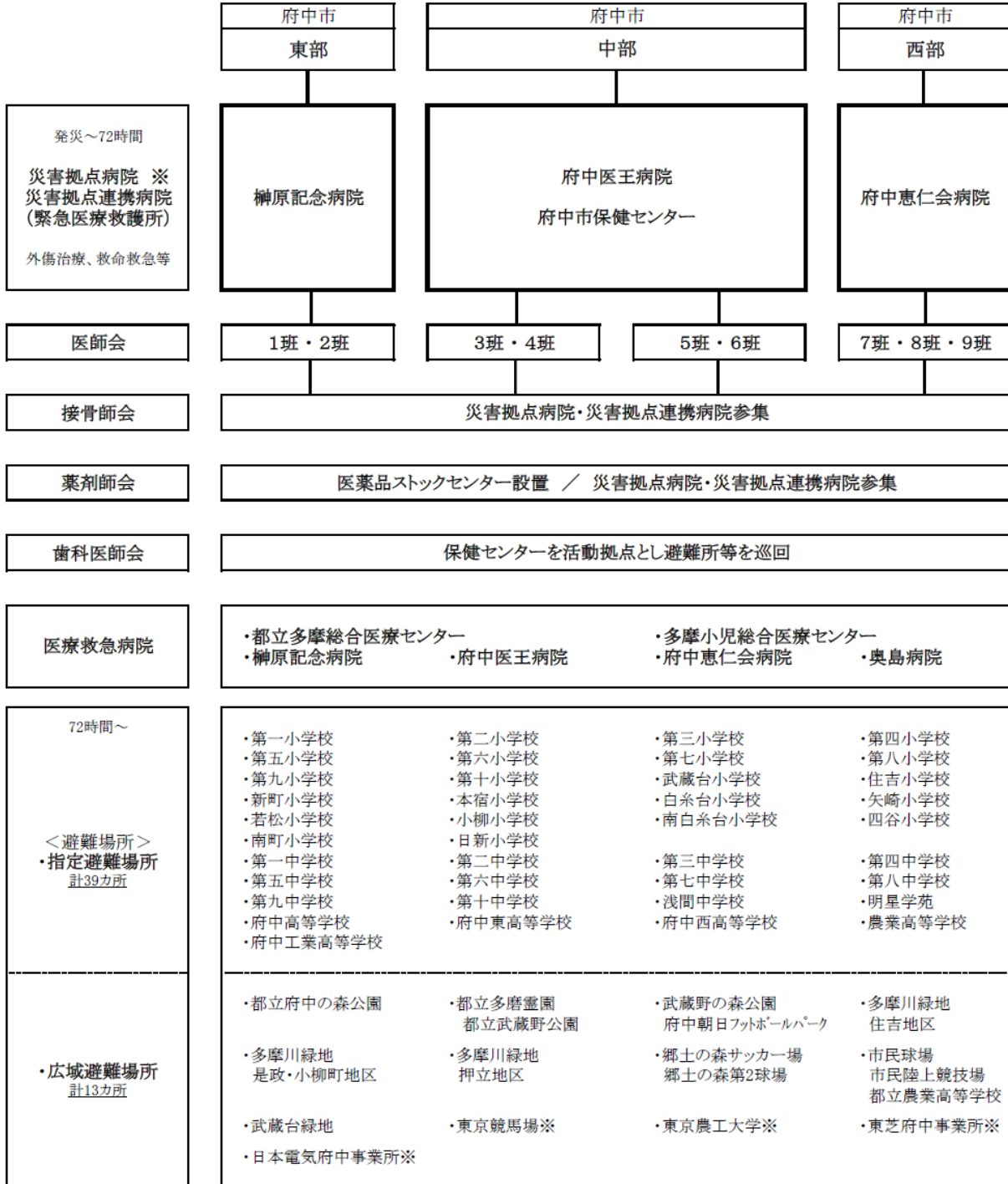
- 医
師
会
館
- 1 情報係
 - 1 甲との連絡、マスコミ対策
 - 2 情報の収集、指令の伝達 等
 - 2 記録係
 - 1 各種記録の整理
 - 2 報告書の作成 等
 - 3 業務係
 - 1 医薬品衛生材料の出納配給
 - 2 交代要員の確保 等



災害時医療救護体制について

災害時の医療救護活動については既に「府中市医師会災害時救護活動計画要綱」に明記されている通りであるが本要綱を基として具体的に実を挙げるため下記のような体制をとるものとする。

【府中市災害時医療救護体制】



※企業・大学の敷地については、市の要請に基づいて開場し、市の職員や警察官の誘導により避難する場所となりますので、通常時や発災直後は自由に入出入りすることは出来ない。

資料73 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（府中市歯科医師会）

（震153、159頁）

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

府中市を「甲」とし、社団法人府中市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、府中市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士}若干名
- (3) その他の補助事務

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として乙の自主努力により行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえその1通を保有する。

平成8年8月15日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 吉野 和男

乙 東京都府中市府中町2丁目25番地の18
社団法人 府中市歯科医師会
代表者 会長 加藤 千織

歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

府中市（以下「甲」という。）と社団法人府中市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において平成 8 年 8 月 15 日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（歯科医療救護従事者の実費弁償）

第 1 条 医療救護の従事者に対する実費弁償の額は、1 回の出勤につき次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 22,600 円
- (2) 歯科衛生士 8,300 円
- (3) 事務 4,700 円

2 歯科医療救護活動の時間が 3 時間をこえる場合は、次表の時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職 種	1 時間単価	ただし、従事時間が午後 5 時から同 10 時まで、及び午前 5 時から同 9 時までの場合は左記単価に 125/100 を、又、午後 10 時から午前 5 時までの場合は 150/100 を乗じた額とする。
歯 科 医 師	7,560 円	
歯 科 衛 生 士	2,750 円	
事 務	1,540 円	

（医薬品等の実費弁償）

第 2 条 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は実費とする。

2 後方歯科医療施設及び救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第 3 条 歯科医療救護に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている額を基準として災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づいて算出した額とする。なお、本項の規定は出務及び退務の途上にも適用するものとする。

（合同訓練参加費）

第 4 条 合同訓練参加者に対する実費弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 24,820 円
- (2) 歯科衛生士 8,210 円
- (3) 事務 4,100 円

2 医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

（医事紛争の処理）

第 5 条 甲の要請に基づき出勤した歯科医療救護班に係る医事紛争は甲の責任において処理するものとする。

2 歯科医療救護班が転送した患者の診療について、この患者を診療した後方歯科医療施設と患者との間に医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し甲乙協議のうえ誠意を持って解決のための適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第 6 条 後方歯科医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは速やかにとりまとめ、別に定める様式により甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ、支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は乙と協議のうえ、後方歯科医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項及び解釈上または実施上の疑義については、甲乙協議の上決定するものとする。

(契約の期間)

第8条 この契約の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 府中市
市長 高野律雄

乙 社団法人東京都府中市歯科医師会
会長 杉田廣己

資料74 災害時における緊急輸送業務に関する協定書（東京都トラック協会多摩支部）
(震153、231頁)

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、府中市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき緊急輸送用車両確保の一環として、支部加盟の運送事業者の積極的な協力を得ることにより、円滑な輸送業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急輸送用車両が必要であると認めたときは、乙に対し、輸送用車両（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（車両の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲の申請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し、車両を供給しなければならない。

（経費の負担）

第4条 甲の要請に基づき業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両に係る運賃
- (2) 有料道路及び有料駐車場等の利用料金並びに実費

（請求）

第5条 乙は、業務終了後、甲の認定を受け、前条による経費を甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

（事故等）

第7条 乙の供給した事業用自動車は事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第8条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第9条 甲は、その責に帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

（損害補償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急措置業務に係る従事者の損害補償については、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月1日組合条例第19号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（報告）

第11条 乙は、甲に対し、毎年4月に車両保有台数及び供給可能数量を報告するものとする。

（合同訓練）

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

（細目）

第13条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第 14 条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

第 15 条 この協定の期限は、平成 7 年 12 月 26 日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、期限満了の日の 3 カ月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 7 年 12 月 26 日

甲 東京都府中市
代表者 府中市長 吉野 和男

乙 社団法人 東京都トラック協会多摩支部
代表者 支部長 清本 敏克

災害時における緊急輸送業務に関する実施細目

府中市を「甲」とし、社団法人東京都トラック協会多摩支部を「乙」とし、甲乙間において平成7年12月26日に締結した「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」(以下「協定書」という。)第10条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

(業務の内容)

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、救助救護等災害応急対策を実施するために必要な人員及び物資等の輸送とする。

(出動の要請)

第2条 協定書第2条の規定に基づく乙に対する要請は、日時、場所を指定して、別紙要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により出動を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、前条に基づき出動要請があったときは、会員を指定場所に出動させ業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、指定場所に出動し業務を実施するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 会員は、業務を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(経費の算定)

第6条 協定書第4条の規定による経費は、東京都と社団法人東京都トラック協会との間で協定している運賃及び料金その他の条件を準用し、算定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第7条 協定書第5条の規定により乙の会員が経費を請求するときは、乙が会員の請求書を取りまとめ、甲に請求するものとする。

2 前項の規定により経費を請求するときは、府中市会計事務規則に基づく所定の用紙を使用するものとする。

(報告)

第8条 協定書第8条の規定に基づき行う報告は、別紙供給可能数量報告書(第2号様式)による。

(合同訓練経費)

第9条 協定書第9条に規定する合同訓練で乙の要する経費は、協定書に基づき、甲が乙の請求により支払うものとする。

平成7年12月26日

甲 東京都府中市
代表者 府中市長 吉野 和男

乙 社団法人 東京都トラック協会多摩支部
代表者 支部長 清本 敏克

第1号様式

要 請 書

社団法人 東京都トラック協会多摩支部

支部長 様

要請者

府中市長 吉野 和男

事 項	
相 手 方	
理 由	
業 務 内 容	
日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分から 平成 年 月 日 (曜日) 時 分まで
場 所	
受 信 者 氏 名	
備 考	

府 中 市 長 殿

団 体 名

代 表 者 名

供 給 可 能 数 量 報 告 書

平成 年 月 日現在の供給可能数量を下記のとおり報告します。

記

<p>車 両 総 数</p>	<p>大 型 車 台 普 通 車 台 小 型 車 台 軽 自 動 車 台 合 計 台</p>
<p>供 給 可 能 数 量</p>	<p>大 型 車 台 普 通 車 台 小 型 車 台 軽 自 動 車 台 合 計 台</p>
<p>組 合 員</p>	<p>別紙名簿のとおり</p>

資料75 災害時における避難所等の環境管理に関する協定書（府中ビル管理協同組合）
(震154、217頁)

災害時における避難所等の環境管理に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と、府中ビル管理協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等の環境管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府中市内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、「府中市地域防災計画」に基づき甲が実施する災害対策業務に対する、乙の協力内容について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力の依頼をするものとする。乙の協力内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 避難所等の環境衛生面に係る被害状況の確認及び対処方法の報告

(2) 避難所等の環境衛生管理など環境衛生面に係る応急措置

例：避難所の床面清掃、トイレ等の清掃

(3) 避難所等付帯設備の運転、保守管理

例：避難所に付帯されているボイラー、空調設備等の運転、保守管理、管球交換

(4) 避難所等の治安維持パトロール

2 甲は、乙に対し協力を依頼する場合は、「環境管理協力依頼書（第1号様式）」により、協力日時、協力場所、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「環境管理協力依頼書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの協力依頼に対し、乙の対応可能な範囲内で協力するものとする。

（緊急対応）

第3条 乙は、甲の依頼がない場合において、緊急を要すると判断したときは、甲の依頼によらず、第2条に規定する協力を行うことができる。なおその際の判断基準については、事前に甲乙協議のうえ明らかにしておく。

2 乙は、前項の規定による協力を行った場合は、活動終了後、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が実施した協力を要する次に掲げる経費は、予算その他法令に定める手続きにより、甲が負担するものとする。

(1) 避難所の環境衛生管理、付帯設備の運転、保守管理及び治安維持パトロール活動に伴う車両等の提供及び作業員の派遣時の移動に要した経費

(2) 薬品代

2 前項の規定による費用の額については、災害発生直前のものを基準とした適正な額とする。

（損害補償）

第5条 甲は、第2条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（賠償）

第6条 乙は、その供給した車両の運行に際して、乙の責任に帰する事由で、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義を生じた場合又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月16日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地

東京都府中市
代表者 市長 高野 律雄

乙 東京都府中市紅葉丘1丁目38番地の7
ハイツ花恋301号室

府中ビル管理協同組合
代表者 理事長 菅原 信吾

第1号様式（第2条関係）

府 第 号
平成 年 月 日

府中ビル管理協同組合
様

府 中 市 長

環 境 管 理 協 力 依 頼 書

「災害時における避難所等の環境管理に関する協定書」に基づき、災害対策業務に対する支援について、下記のとおり依頼します。

記

協 力 日 時	平成 年 月 日 時から
協 力 場 所	
そ の 他	

※連絡先

部

課

担当
電話

資料76 災害時の動物救護活動についての協定書（公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部）（震154、166、171、203、221頁）

災害時の動物救護活動についての協定書

府中市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部（以下「乙」という。）は、府中市内において大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生したときにおける協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、市内被災地域で人に飼育されている犬・猫等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（動物救護活動の内容）

第3条 乙が協力する動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災動物に対する動物医療行為
- (2) 後方支援動物医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災動物の死亡の確認
- (4) 飼い主の不明な被災動物の個体識別補助
- (5) 甲が設置する避難所等に関する衛生管理指導
- (6) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (7) その他必要な災害応急業務

（動物救護活動の場所）

第4条 乙は、甲が設置する避難所等又は被災を免れた乙に所属する会員の施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（協力の要請等）

第5条 甲は、地域防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は次に掲げる事項を口頭その他の方法により連絡するものとし、甲は事後、速やかに動物救護活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 活動内容
- (3) 活動の期日又は期間及び場所
- (4) その他必要な事項

3 乙は、前2項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

4 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うものとする。

5 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（連絡調整）

第6条 動物救護活動に係る連絡調整は、乙所属の府中地区防災担当部の者が行うものとする。

（業務報告）

第7条 乙は第5条に規定する協力業務が完了したときは、動物救護活動終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(非常措置)

第8条 乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合又は「東京都動物の保護及び管理に関する条例」に基づき人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害の恐れがあると認められた場合は、甲と協議して非常措置をとることができる。

2 前項の規定により非常措置をとる場合は、可能な限り被災動物の飼い主の了解を得るか、または後日飼い主に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

(医療費)

第9条 甲が設置する避難所等又は被災を免れた乙に所属する会員の施設において実施した動物救護活動における医療費は、原則として飼い主負担とする。

(合同訓練)

第10条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が実施した動物救護活動に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が設置した避難所等における動物救護活動及び衛生管理指導に伴う獣医師の派遣等に要する経費
- (2) 逸走等により飼い主が不明な被災動物に対する動物医療行為及び一時保護に伴う医薬品及びペットフード等の実費弁償
- (3) 合同訓練参加において乙が拋出した医薬品及びペットフード等の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 前2項の規定による費用弁償等については、動物救護活動費用請求書(第3号様式)により、甲に請求するものとする。

(動物救護計画の策定及び提出)

第12条 乙は、動物救護活動を実施するため動物救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の計画に変更があった場合も、また同様とする。

(飼い主への啓発)

第13条 甲及び乙は、平常時から次の事項について飼い主への啓発に努めるものとする。

- (1) 災害への備え
 - ア ペットフードの備蓄
 - イ 動物収容設備(ケージ等)の準備
 - ウ 飼育動物のしつけ
- (2) 避難生活
 - ア 飼育動物を同行避難する際の管理方法
 - イ 感染症の予防
 - ウ 他の避難者への配慮

(従事者の災害補償)

第14条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙に属する会員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の期間は協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえその1通を保有する。

平成25年10月22日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都国分寺市東元町1丁目38番地47
公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部
代表者 支部長 木 村 讓

第1号様式（第5条関係）

動物救護活動要請書

府 第 号
平成 年 月 日

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部
支部長 様

府 中 市 長

「災害時の動物救護活動についての協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 理 由	
活 動 内 容	
活 動 期 間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 から 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
活 動 場 所	
そ の 他	

第2号様式（第7条関係）

動物救護活動終了報告書

平成 年 月 日

府中市長 様

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部
支部長 (印)

「災害時の動物救護活動についての協定書」に基づく、動物の救護活動が終了したので、下記のとおり報告します。

記

1 活動終了日時	平成 年 月 日 時 分
2 活動場所	
3 活動人員	
4 現場責任者	
5 活動内容	
6 その他	

活動期間	活動場所	責任者氏名	従事者氏名 (責任者を含む)	職種	救護実績			
					死亡	重症	中等症	軽症
月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで								
月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで								
月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで								
月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで								

第3号様式（第11条関係）

動物救護活動費用請求書

平成 年 月 日

府中市長 様

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部
支部長 (印)

「災害時の動物救護活動についての協定書」に基づき、動物の救護活動に要した費用を下記のとおり報告します。

記

金 _____ 円也

第3号様式内訳書

	名 称	数 量	単 価	金 額
	獣医師の派遣に係る実費弁償			
小 計				
	使用薬品 ・衛生材料			
小 計				
	ペットフード			
小 計				
	そ の 他			
小 計				

資料77 災害時における公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書（公益財団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部）

災害時における公益財団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、府中市の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、府中市（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部（以下「乙」という。）が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力内容は次の範囲のものとする。

- (1) 傷病者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
- (2) 傷病者に対する応急手当に関する衛生材料等の提供
- (3) 傷病者に対する応急手当に関する労務提供

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令および連絡調整については、甲が指定する者が行い、応急手当に係る必要な指示については、府中市医師会長の指定する者（医師）が行うものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は乙の協力に係る衛生材料等の供給及び使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請にもとづく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の定める条例の規定を準用して行う。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙なんらの申出がないときは、さらに1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議細目）

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別紙の協定細目によるものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の定めない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年8月1日

甲 東京都府中市
代表者 府中市長 高野 律雄

乙 公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部
会 長 支部長 高橋 邦章

災害時の公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定細目

平成26年8月1日付で締結した「災害時における公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書」（以下「協定書」という。）第9条にもとづく細目は、次のとおりとする。

（要請の手続内容）

第1条 協定書第3条に定める要請に必要な事項は要請書（様式1）に記載するものとする。

（費用弁償）

第2条 協定書第6条に定める実費とは次による。

衛生材料等は、発災時直前の時価とする。

（費用弁償の報告及び請求）

第3条 協定書第6条及び前条の定める費用弁償等の報告及び請求については、応急対策業務終了後速やかに乙が一括して次により甲に報告し請求するものとする。

応急対策業務実施に係る費用弁償は、費用弁償請求書（様式2）に、応急対策業務活動報告書（様式2-1）を添えて請求するものとする。

（費用弁償の支払い）

第4条 甲は、前条により報告及び請求された費用弁償請求書の内容を調査のうえ、相当と認めたときは、細目第2条の基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

様式 1

要 請 書

種 別	事 項
要請の理由	
要請の内容	
要請の日時	
要請の場所	
その他必要な事項	

年 月 日

公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部長

殿

府中市長

様式2

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の応急対策実施に係る費用弁償を、次のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

	品名	数量	単価	金額
衛生材料費				
計				

年 月 日

府中市長 _____ 殿

公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部長

様式 2 - 1

応 急 対 策 業 務 活 動 報 告

責任者名	従事者名	活動場所	活動期間	備考

資料 7 8 災害時の救護活動に関する協定書（一般社団法人府中市薬剤師会）

災害時の救護活動に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と一般社団法人府中市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の救護活動について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、甲が行う医薬救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第 2 条 甲は、府中市地域防災計画に基づき、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲からの要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第 3 条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第 4 条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第 5 条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第 6 条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第 7 条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として、乙の自主努力により行うものとする。ただし、災害の状況等により乙による輸送が困難な場合は、甲が薬剤師班の輸送を行うよう努めるものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第 8 条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第 9 条 救護所等における調剤費は無料とする。

（防災訓練）

第 1 0 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第 1 1 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、その他補助員の派遣に伴うもの
 - ア 薬剤師班及びその他補助員の編成に要する経費
 - イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 薬剤師班の薬剤師及びその他補助員が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 防災訓練時における医療救護活動の(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及び解釈上又は実施上の疑義については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書（昭和57年6月1日締結）は廃止する。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえその1通を保有する。

平成27年3月9日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市寿町2丁目25番地
一般社団法人府中市薬剤師会
代表者 会 長 内 坪 誉 志

災害時の救護活動実施細目

府中市（以下「甲」という。）と一般社団法人府中市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において平成27年3月9日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条にもとづく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の構成）

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班は、薬剤師及びその他補助員で構成するものとし、問題なく甲の要請を実施できる数の班を編成するものとする。

- 2 第1項に規程するその他補助員は、登録販売者又は乙に所属する会員の薬局及び薬店等（以下「薬局等」という。）で従事する事務員等のうち、甲が必要と認めたものとする。

（医薬品等供給要請の特例）

第2条 甲は、協定書第8条に定める備蓄医薬品が不足し、又は不足するおそれのあるときは、乙に対し、薬局等からの一般医薬品及び衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の供給を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、薬局等に対し、医薬品等を供給するよう要請するものとする。

（費用弁償等）

第3条 前条により薬局等が供給した医薬品等については、実費により甲が負担するものとする。

- 2 薬局等の施設において救護活動により生じた施設・設備の損傷の修繕に係る費用については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる、費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1-1）に薬剤師班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」（様式1-2）を添付して請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償は、様式1-1に、「医薬品・衛生材料等使用報告書」（様式2）を添付して請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師及びその他補助員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3-1）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添付して報告するものとする。
- (4) 第3条第2項に係る実費弁償は、様式1-1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添付して請求するものとする。

(5) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を精査し、適当と認めるときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

（協議）

第6条 前各条に定めのない事項及び解釈上又は実施上の疑義については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この細目の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この実施細目書を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえその1通を保有する。

平成27年3月9日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野律雄

乙 東京都府中市寿町2丁目25番地
一般社団法人府中市薬剤師会
代表者 会長 内坪誉志

様式1-1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害訓練 時

救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職種	延人員数	単価	金額	備考
薬 劑 師 班 実 費 弁 償					延 班
	小計				
医薬品・衛生材料等 実 費 弁 償					同上
施設・設備等 実 費 弁 償					同上
計					

年 月 日

印

府 中 市 長

様式1-2 薬剤師班活動報告及び班員名簿

薬剤師会 支部名	所属支部等 責任者名	氏名	職種	救護活動 期 間	救護活動 場 所	救護活動内容
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
計						

様式3-1

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 訓練 時
救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

印

府 中 市 長

様式 3 - 2 事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢		住所	
職種		所属機関・団体名					
傷病名		程度	重症・中等症・軽度		転帰		
外来・入院（ 月 日）		診療（入院医療機関名）					
受傷（発病）日時		年 月 日		午前	時 分		
受傷（発病）場所							
受傷（発病）の状況							

様式4 物件損傷報告書

施設名 及び所在地	物件名	損傷の 種類	損傷の 程度	数量	単価	金額	備考
計							

注

- 1 施設ごとに記入してください。
- 2 物件名欄は、建造物、機器類及び自動車等を記入してください。
- 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入してください。
- 4 破損の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入してください。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

資料79 災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書（東京多摩葬祭業協同組合）

（震168、173頁）

災害時における葬祭用品等の供給に関する 協定書

府中市（以下「甲」という。）と東京多摩葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府中市内において、地震、風水害、その他災害が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合に、甲が行う遺体の搬送、遺体収容所の運営等に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、遺体の搬送、遺体収容所の運営等を実施するにあたり、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の収容及びこれらに必要な機材、人材等の提供
- (2) 遺体を安置する施設の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等の提供

（要請方法）

第3条 甲の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急かつ、やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（業務）

第4条 前条の要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、甲の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて業務を行った場合は、実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に対する経費は甲が負担するものとする。ただし、甲以外の要請による行為を行った場合に要した経費は、甲は負担しない。

（経費の決定）

第7条 甲が、前条の要請に基づき負担する経費の金額は、災害発生時における標準的な価格を参考にして、甲乙が協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、内容審査のうえ、適正と認める場合に速やかに支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。

なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成25年8月2日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野律雄

乙 東京都立川市錦町四丁目8番3号
東京多摩葬祭業協同組合
代表者 理事長 金子重明

資料 79-2 府中市と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院との間における災害医療に関する協定書（公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院）

府中市と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院との間における
災害医療に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院（以下「乙」という。）は、「府中市と財団法人日本心臓血圧研究振興会との間における病院建設に関する基本協定書」第4条第2項に基づき、大規模な災害及び不慮の事故の発生時（以下「災害時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が専門医療機関として広域災害時医療に果たす役割を踏まえて、甲が災害時に実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（医療救護活動の実施）

第2条 乙は、府中市域において震度5強以上の地震が発生した時は、甲の要請を待たずに医療救護班を編成し医療救護活動が実施できるものとする。

2 乙は、前項の規定に係わらず、災害時において、甲の要請を受けたときは、すみやかに医療救護班を編成し医療救護活動を実施するものとする。

3 前2項の医療救護活動は、乙の施設において救護所を開設し、実施するものとする。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出する。

2 乙は、災害時医療救護計画の内容を変更したときは、すみやかに変更事項を甲に提出するものとする。

（医療救護活動の業務）

第4条 乙が実施する医療救護活動の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージの実施
- (2) 応急処置及び他の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認
- (4) その他状況に応じた処置

（連絡調整）

第5条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指示した者が協議して行うものとする。

（医療救護活動に係る資器材等）

第6条 医療救護活動に必要な資器材は、甲乙の協議により、甲が調達し朝日町防災倉庫に保管するものとする。

2 前条の連絡調整を行うために必要な通信機器は、甲が乙の施設に配備するものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護に要する費用弁償
- (2) 医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

（医事紛争の処理）

第8条 この協定により実施した医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙または当該医師に求償しないものとする。

（災害救助法との関係）

第9条 本協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合は、指定日より災害救助法の定めるところにより運用する。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 7月28日

甲 府中市宮西町2丁目24番地
府中市
府中市長 高野 律 雄

乙 府中市朝日町3丁目16番地の1
公益財団法人 日本心臓血圧研究振興会附属
榊原記念病院
病院長 友池 仁 暢

資料 80 死体処理票、遺留品処理票、遺骨処理票 (震169頁)

死体処理票

災害死体番号		第	号
死 亡 者	氏名 (年令)	(才)	
	住所		
	死亡年月日	年	月 日
	死亡原因		
	死体発見の 日時・場所		
引 取 人	氏名		
	住所		
	死亡者との 関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処理番号	第	号
	保管所		
備考			
死体収容所			

遺留品処理票

遺留品処理番号		第	号
遺 留 品	品目	数量	品目 数量
引 取 人	氏名		
	住所		
	引取年月日	年	月 日
死 亡 者	死体番号	第	号
	氏名		
	住所		
備考			
遺留品保管所			

遺骨処理票

遺骨処理番号		第	号
死 亡 者	災害死体番号	第	号
	氏名		
	住所		
引 取 人	焼骨日時 場所		
	氏名		
	死亡者との 関係		
遺 留 品	引取年月日	年	月 日
	処理番号	第	号
保管所			
備考			
納骨場所			

(注) 身元不明死体の場合は、備考欄にその旨記 (注) 遺留品の特徴、その他を備考欄に記入すること。
載し、死体の特徴、その他参考となる事項を詳しく記入すること

**資料 8 1 府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイドステーション(帰宅支援ステーション)
資材保管庫の使用に関する覚書 (日本赤十字社東京都支部) (震193頁)**

**府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイド
ステーション (帰宅支援ステーション)
材保管庫の使用に関する覚書**

(趣旨)

第 1 条 府中市 (以下「甲」という。) と日本赤十字社東京都支部 (以下「乙」という。) とは、府中市朝日町防災倉庫 (府中市朝日町 3 丁目 16 番地の 1) (以下、「朝日町防災倉庫」という。) の一部使用に関して必要な事項を定める。

(資材保管庫の設置)

第 2 条 乙は、赤十字エイドステーション (帰宅支援ステーション) の資材保管場所 (以下「資材保管庫」という。) の設置に当たっては、甲の許可を得るものとする。

(資材保管庫の使用)

第 3 条 資材保管庫の使用は、第 2 条で許可された目的の範囲内で、次の場合とする。

- (1) 災害が発生したとき。
- (2) 赤十字エイドステーションに関連した訓練に資材を使用するとき。
- (3) 資材の搬入搬出をするとき。
- (4) 資材の点検をするとき。
- (5) その他、甲が使用を認めたとき。

(資材の使用)

第 4 条 乙が朝日町防災倉庫内の資材を使用しようとするときは、甲の許可を得るものとする。

2 甲が資材保管庫内の資材を使用しようとするときは、乙の許可を得るものとする。

3 甲または乙が前 2 項で使用した資材については、後に内容を報告するものとし、使用に伴う実費は、使用した者に請求することができる。

4 前 3 項は、災害等緊急時の場合は適用しない。

(資材の補償)

第 5 条 朝日町防災倉庫の崩壊または火災、その他不慮の事故によって乙の資材が被害を受けたときでもあっても、甲の故意または重大な過失による場合を除き、補償しないものとする。

(鍵の管理)

第 6 条 甲は乙に朝日町防災倉庫の鍵 (以下「鍵」という。) 1 個を貸与する。

2 乙は、甲に、前項で貸与された鍵を管理する者の住所及び氏名を明らかにする。

3 乙は、第 2 条の許可が更新されないとき、または、取り消されたとき、若しくは乙が資材保管庫の設置を中止したときは、速やかに甲に鍵を返還する。

4 乙が複製を作成しようとするときは、あらかじめ、その数量とそれぞれの管理者の住所、氏名を明らかにし、甲の許可を得るものとする。

5 主たる管理者及び第 4 項の複製の管理者の届出事項が変更になる場合は、あらかじめ甲に届けるものとする。

6 第 3 項は、乙が第 4 項で鍵の複製を作成した場合にも適用する。

(災害発生時等の対応)

第 7 条 災害発生等緊急時は、甲、乙は、可能な限り互いに協力するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この覚書の有効期間は、第 2 条で許可された期間とする。

2 乙が第 2 条の許可を更新しようとするとき、甲、乙双方から何らの意思表示がないときは、覚書の内容は継続されたものとする。

(その他)

第 9 条 資材保管庫の使用に関してこの覚書に定めがない事項、及び覚書の解釈について疑義があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本覚書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 16 年 1 月 13 日

- 甲 府中市
代表者 府中市長 野口 忠直
- 乙 日本赤十字社東京都支部
代表者 支部長 石原 慎太郎

資料 8 2 災害時の避難場所相互利用に関する協定書（国分寺市）（震 1 9 8 頁）

災害時の避難場所相互利用に関する協定書

（趣旨）

第 1 条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と府中市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第 2 条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第 3 条 甲及び乙の市民は、災害時において甲及び乙が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第 4 条 避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、当該避難場所を有する市は、同等に救援活動を行うものとする。

（経費の負担）

第 5 条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、その市民が住所を有する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第 6 条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第 7 条 甲及び乙は、双方の市境に近接する避難場所について、甲及び乙が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

（疑義等の決定）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえその 1 通を保有する。

平成 2 5 年 6 月 1 5 日

東京都国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地の 1
甲 東京都国分寺市
代表者 国分寺市長 星 野 信 夫

東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地
乙 東京都府中市
代表者 府中市長 高 野 律 雄

資料 8 2 - 2 災害時における施設等の使用に関する協定（府中刑務所）

災害時における施設等の使用に関する協定

府中市（以下「甲」という。）と府中刑務所（以下「乙」という。）は、災害時における乙の施設及び敷地（以下「施設等」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、府中市内において大規模な災害が発生した場合における、甲の申請に基づく乙の施設等の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第 2 条 乙が使用を許可することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 武道場
- (2) 体育館
- (3) グラウンド

（使用の申請）

第 3 条 甲は、府中市内で大規模災害が発生した場合において、府中市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として使用するため、乙に対し前条に掲げる施設の使用を申請することができる。

2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（使用許可）

第 4 条 乙は、甲からの第 3 条第 2 項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第 19 条において準用する同法第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の申請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（使用期間）

第 5 条 施設等の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第 6 条 甲は、乙から提供された施設等の使用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、使用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第 7 条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

甲乙は、本書を 2 通作成し、それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保管する。

平成 27 年 3 月 23 日

甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市晴見町 4 丁目 1 0 番地
府中刑務所
代表者 所長 松本 忠 良

資料 8 3 指定緊急避難場所一覧表 (震 1 9 8、2 1 0 頁)

指定緊急避難場所一覧表

施設名	所在地	校庭面積 (㎡)	対応災害種別					
			地震	洪水	内水はん濫	土砂災害	大規模火災	火山の噴火
第一小学校	寿町 2-6	9,369	○	○	○	○	○	○
第二小学校	緑町 1-29	8,897	○	○	○	○	○	○
第三小学校	片町 3-5	16,394	○	—	○	○	○	○
第四小学校	白糸台 1-58	4,076	○	○	○	○	○	○
第五小学校	本宿町 1-51	13,156	○	○	○	—	○	○
第六小学校	天神町 4-14	8,635	○	○	○	○	○	○
第七小学校	北山町 2-23	15,917	○	○	○	○	○	○
第八小学校	是政 1-34	7,301	○	—	○	○	○	○
第九小学校	栄町 3-7	5,156	○	○	○	○	○	○
第十小学校	若松町 4-29	9,074	○	○	○	—	○	○
武蔵台小学校	武蔵台 2-3	6,174	○	○	○	○	○	○
住吉小学校	住吉町 2-30	8,293	○	—	—	○	○	○
新町小学校	新町 1-25	5,228	○	○	○	○	○	○
本宿小学校	本宿町 4-19	10,824	○	○	○	○	○	○
白糸台小学校	白糸台 2-16	7,801	○	○	○	○	○	○
矢崎小学校	矢崎町 4-9	5,425	○	—	—	○	○	○
若松小学校	若松町 3-11	4,627	○	○	○	○	○	○
小柳小学校	小柳町 3-21	8,461	○	—	—	○	○	○
南白糸台小学校	白糸台 6-48	8,262	○	—	—	○	○	○
四谷小学校	四谷 3-2740	11,893	○	—	—	○	○	○
南町小学校	南町 3-6	6,407	○	—	○	○	○	○
日新小学校	日新町 5-22	7,926	○	—	○	○	○	○
第一中学校	幸町 1-22	15,365	○	○	○	○	○	○
第二中学校	紅葉丘 1-23	8,655	○	○	○	○	○	○
第三中学校	本町 4-16	8,201	○	—	○	○	○	○
第四中学校	美好町 2-13	9,142	○	○	○	○	○	○
第五中学校	新町 2-44	9,343	○	○	○	○	○	○
第六中学校	押立町 1-2	10,063	○	—	—	○	○	○
第七中学校	武蔵台 2-4	6,748	○	○	○	○	○	○
第八中学校	四谷 1-2827	8,960	○	—	—	○	○	○
第九中学校	小柳町 2-49	8,818	○	—	—	○	○	○
第十中学校	西府町 4-21	9,026	○	○	○	○	○	○
浅間中学校	浅間町 1-1	10,736	○	○	○	○	○	○
明星学苑	栄町 1-1	14,472	○	○	○	○	○	○
府中高等学校	栄町 3-3	7,200	○	○	○	○	○	○
府中東高等学校	押立町 4-21	10,240	○	—	—	○	○	○
府中西高等学校	日新町 4-6	10,282	○	—	○	○	○	○
農業高等学校	寿町 1-10	14,015	○	○	○	○	○	○
府中工業高等学校	若松町 2-19	15,201	○	○	○	○	○	○

凡例 ○：該当 —：非該当

資料 8 4 指定避難所一覧表 (震 1 9 8、2 0 2 頁)

	収容施設名	所在地	電話 (042)	収容可能面積 (㎡)	一時収容 (人)	長期収容 (人)	校舎等の面積		避難地域の目安
							体育館 (㎡)	教室 (㎡)	
1	第一小学校	寿町 2-6	363-9131	735	891	445	735	31室 2,179	宮西町1丁目、宮西町2丁目、宮西町3丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、府中町1丁目
2	第二小学校	緑町 1-29	363-9132	592	718	359	592	27室 1,737	府中町2丁目、府中町3丁目、緑町1丁目
3	第三小学校	片町 3-5	363-9133	593	719	359	593	32室 1,927	宮西町5丁目、片町3丁目
4	第四小学校	白糸台 1-58	363-9134	592	718	359	592	20室 1,323	白糸台1丁目
5	第五小学校	本宿町 1-51	363-9135	592	718	359	592	23室 1,481	日新町1丁目、分梅町3丁目、本宿町1丁目、本宿町2丁目
6	第六小学校	天神町 4-14	363-9136	592	718	359	592	20室 1,281	天神町3丁目、天神町4丁目
7	第七小学校	北山町 2-23	363-9137	592	718	359	592	20室 1,256	北山町1丁目、北山町2丁目、北山町3丁目、北山町4丁目
8	第八小学校	是政 1-34	363-9138	593	719	359	593	25室 1,593	是政1丁目、是政2丁目、清水が丘1丁目、清水が丘2丁目
9	第九小学校	栄町 3-7	363-9139	592	718	359	592	27室 1,739	栄町2丁目、栄町3丁目、晴見町2丁目、晴見町4丁目
10	第十小学校	若松町 4-29	363-9130	592	718	359	592	20室 1,260	若松町4丁目、若松町5丁目
11	武蔵台小学校	武蔵台 2-3	322-0617	585	709	355	585	20室 1,321	武蔵台1丁目、武蔵台2丁目
12	住吉小学校	住吉町 2-30	361-6319	577	699	350	577	27室 2,223	住吉町2丁目、南町4丁目
13	新町小学校	新町 1-25	363-3908	590	715	358	590	18室 1,221	栄町1丁目、新町1丁目
14	本宿小学校	本宿町 4-19	365-2652	590	715	358	590	19室 1,221	西府町3丁目、東芝町、本宿町4丁目
15	白糸台小学校	白糸台 2-16	365-2650	579	702	351	579	17室 1,086	朝日町1丁目、白糸台2丁目、白糸台3丁目
16	矢崎小学校	矢崎町 4-9	363-9128	607	736	368	607	15室 975	矢崎町4丁目、矢崎町5丁目

17	若松小学校	若松町 3-11	364-1771	617	748	374	617	14室 906	若松町2丁目、若松町3丁目
18	小柳小学校	小柳町 3-21	365-5371	596	722	361	596	28室 1,792	小柳町2丁目、小柳町3丁目、小柳町4丁目
19	南白糸台小学校	白糸台 6-48	365-5381	586	710	355	586	26室 1,662	白糸台5丁目、白糸台6丁目
20	四谷小学校	四谷 3-2740	364-0881	675	818	409	675	23室 1,565	四谷2丁目、四谷3丁目、住吉町3丁目、住吉町4丁目
21	南町小学校	南町 3-6	366-3320	606	735	367	606	17室 1,263	南町2丁目、南町3丁目、分梅町2丁目
22	日新小学校	日新町 5-22	368-6241	637	772	386	637	14室 952	日新町2丁目、日新町3丁目、日新町4丁目、日新町5丁目
23	第一中学校	幸町 1-22	361-9301	1,672	2,027	1,013	1,672	23室 1,449	宮町1丁目、宮町2丁目、宮町3丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、晴見町1丁目、晴見町3丁目、天神町1丁目
24	第二中学校	紅葉丘 1-23	363-9122	2,835	3,436	1,718	2,835	21室 1,305	紅葉丘1丁目、紅葉丘2丁目、紅葉丘3丁目、多磨町1丁目、多磨町2丁目、多磨町3丁目、多磨町4丁目、朝日町2丁目、朝日町3丁目
25	第三中学校	本町 4-16	363-9123	2,789	3,381	1,690	2,789	20室 1,260	是政3丁目、是政5丁目、是政6丁目、南町1丁目、南町5丁目、南町6丁目、分梅町1丁目、分梅町5丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、矢崎町1丁目、矢崎町2丁目、矢崎町3丁目
26	第四中学校	美好町 2-13	363-9124	2,459	2,981	1,490	2,459	25室 1,615	宮西町4丁目、日鋼町、美好町1丁目、美好町2丁目、美好町3丁目、分梅町4丁目、片町1丁目、片町2丁目、本宿町3丁目
27	第五中学校	新町 2-44	363-9125	2,956	3,583	1,792	2,956	19室 1,197	新町2丁目、新町3丁目、浅間町2丁目、浅間町3丁目、浅間町4丁目、天神町2丁目
28	第六中学校	押立町 1-2	363-9126	2,829	3,429	1,715	2,829	25室 1,586	押立町1丁目、押立町2丁目、押立町3丁目、押立町4丁目、押立町5丁目、小柳町5丁目、小柳町6丁目、白糸台4丁目
29	第七中学校	武蔵台 2-4	322-0557	2,806	3,401	1,701	2,806	14室 1,174	西原町1丁目、西原町2丁目、武蔵台3丁目
30	第八中学校	四谷 1-2827	364-1881	1,673	2,028	1,014	1,673	23室 1,466	四谷1丁目、四谷4丁目、四谷5丁目、四谷6丁目、住吉町1丁目、住吉町5丁目
31	第九中学校	小柳町 2-49	367-0320	1,101	1,335	667	1,101	15室 1,018	若松町1丁目、小柳町1丁目、是政4丁目、清水が丘3丁目、日吉町
32	第十中学校	西府町 4-21	364-3166	1,119	1,356	678	1,119	12室 816	西原町3丁目、西原町4丁目、西府町1丁目、西府町2丁目、西府町4丁目、西府町5丁目

33	浅間中学校	浅間町 1-1	360-0031	1,127	1,366	683	1,127	17室 1,164	浅間町1丁目、八幡町1丁目、八幡町2丁目、八幡町3丁目、緑町2丁目、緑町3丁目
34	郷土の森総合体育館	矢崎町 5-5	363-8111	3,860	4,679	2,339			
35	中央文化センター	府中町 2-25	364-3611	367	445	222			
36	白糸台文化センター	白糸台 1-60	363-6208	251	304	152			
37	西府文化センター	西府町 1-60	364-0811	250	303	152			
38	武蔵台文化センター	武蔵台 2-2	576-3231	244	269	148			
39	新町文化センター	新町 1-66	366-7611	287	348	174			
40	住吉文化センター	住吉町 1-61	366-8611	283	343	172			
41	是政文化センター	是政 2-20	365-6211	266	322	161			
42	紅葉丘文化センター	紅葉丘 2-1	365-1188	246	320	160			
43	押立文化センター	押立町 5-4	488-4966	65	79	39			
44	四谷文化センター	四谷 2-75	367-1441	191	232	116			
45	片町文化センター	片町 2-17	366-7001	292	354	177			
46	ルミエール府中 (市民会館)	府中町 2-24	361-4111	2,400	2,909	1,455			
47	生涯学習センター	浅間町 1-7	336-5700	912	1,105	552			
			計	46,590	56,471	28,248			

注 各文化センター、ルミエール府中及び生涯学習センターは二次避難所として活用する。

被害状況によっては、避難者数に応じた避難所の変更を行うこともある。

資料 8 5 災害時における一時集合場所の提供に関する協定書（学校法人明星学苑）

（震 2 0 0 頁）

災害時における一時集合場所の提供に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と学校法人明星学苑（以下「乙」という。）は、地震等による災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における一時集合場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、乙が定めた敷地の範囲内を一時集合場所として、地域住民のために提供し、市民の安全の確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 乙の協力内容は、次のとおりとする。

(1) グラウンドの一部提供

(2) 広域避難場所である農工大学への避難に伴う敷地内の通路の提供

（協力要請）

第 3 条 甲は前条における協力を必要とする場合は、協力要請書（第 1 号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、速やかに同要請書を提出することとする。

（協力）

第 4 条 乙は、前条による要請を受けたい場合は、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（費用負担）

第 5 条 乙が、実施した第 2 条各号の協力に係る費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が実施した第 2 条各号の協力業務の従事者に対する損害補償については、東京都市町村消防団等公務災害補償条例（昭和 63 年 4 月 1 日組合条例第 19 号）に定めるところにより、その損害を補償する。

ただし、当該業務従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、平成 19 年 7 月 20 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日 3 月前までに、甲乙何らの意思表示がないときは 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 19 年 7 月 20 日

甲 府中市
代表者 府中市長 野口 忠直

乙 学校法人 明星学苑
理事長 齋藤 和明

資料 85-2 府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用計画（東京都立農業高等学校）

府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用計画

1 利用条件

府中市地域防災計画に規定されている災害時において、次の区分により、指定された区域を利用することができる。

(1) 指定避難場所

市民が一時的に避難・集合して身の安全を確保し、家族等の安否確認を行う場所

(2) 広域避難場所

火災が拡大し、炎や熱、煙などで指定避難場所においても生命に危険が生じた際に身の安全を確保する場所

2 指定区域

別図に示す範囲（屋外部分）とする。

3 指示誘導

市民の自主的避難による利用、または市職員、警察・消防職員等の到着後は当該職員の指示誘導によるものとする。

また、学校職員は生徒の安全確保を優先に対応するものとする。

4 その他

この計画は、避難場所としての利用に限定されるものであり、防災倉庫等の付帯設備は設置しないものとする。

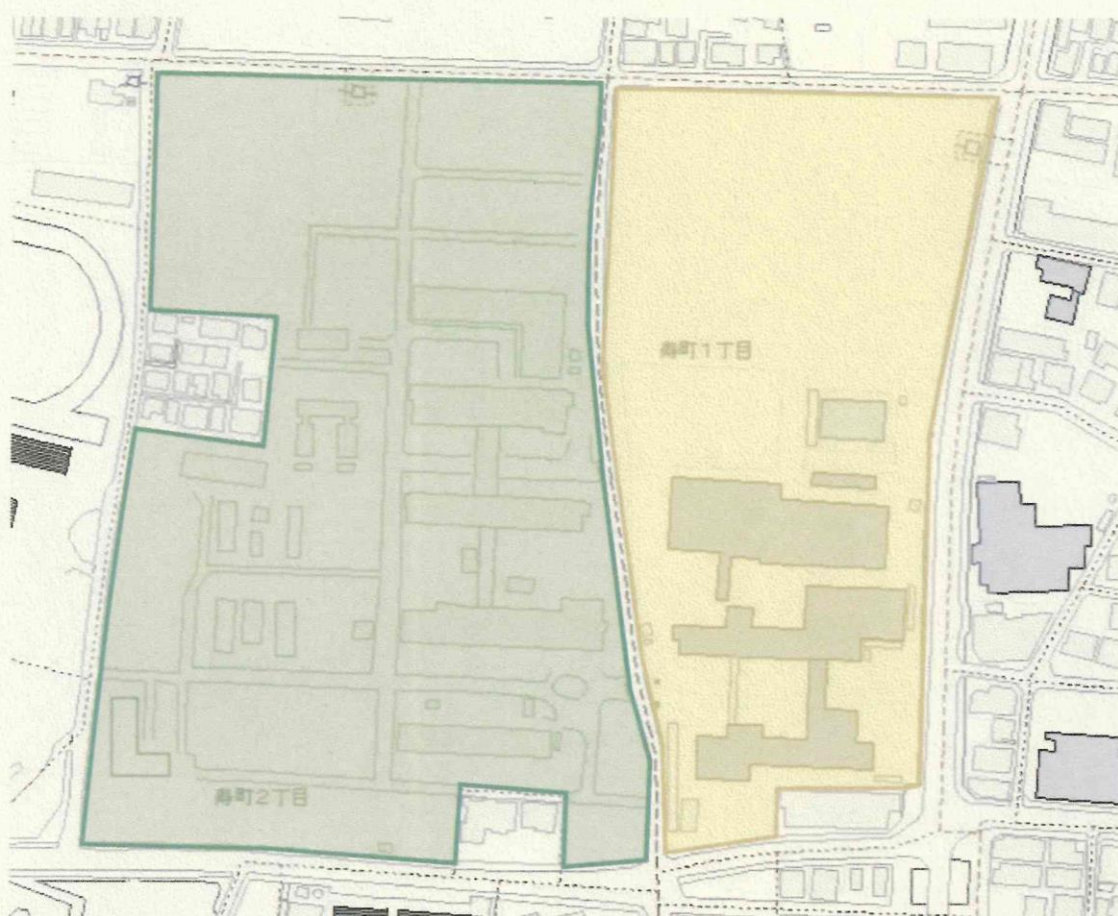
本計画を2部作成し、記名押印の上、東京都立農業高等学校及び府中市双方で1部ずつ保管することとする。

平成26年12月26日

東京都立農業高等学校
校長 金子 勉

府中市
市長 高野 律 雄

避難場所としての利用範囲



- ・黄色部分は府中市地域防災計画に基づく、「指定避難場所」として利用する。
- ・緑色部分は同じく、「広域避難場所」として利用し、原則として市職員や警察署員の誘導により避難した市民等が利用する。
- ・避難者の利用範囲は、屋外部分とする。

資料 8 6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛泉苑ほか））

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

（趣旨）

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人多摩同胞会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として 65 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号に準じる者

（対象施設）

第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム信愛泉苑
- (2) 泉苑ケアセンター
- (3) 白鳥寮
- (4) 子ども家庭支援センターしらとり

（要請及び協力）

第 4 条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（要請の手続）

第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先
- (3) 協力を必要とする機関
- (4) その他必要な事項

（要援護高齢者の移送）

第 6 条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第 7 条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（報告）

第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 福祉避難所の設置期間
- (2) 福祉避難所の介護支援者数
- (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用
- (4) 要援護高齢者の心身の状況
- (5) 要援護高齢者への介護の提供状況
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 介護支援者に要する人件費
 - (2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費
 - (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用
- 2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

（事前協議）

第 10 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成17年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地

乙 社会福祉法人 多摩同胞会
代表者 理事長 鈴木 恂子
所在地 府中市武蔵台1丁目10番地

資料 86-2 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛緑苑ほか））

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人多摩同胞会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号に準じる者

（対象施設）

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム信愛緑苑
- (2) 養護老人ホーム信愛寮

（要請及び協力）

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先
- (3) 協力を必要とする機関
- (4) その他必要な事項

（要援護高齢者の移送）

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 福祉避難所の設置期間
- (2) 福祉避難所の介護支援者数
- (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用
- (4) 要援護高齢者の心身の状況
- (5) 要援護高齢者への介護の提供状況
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 介護支援者に要する人件費
- (2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費
- (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

（事前協議）

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成17年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

- 甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地
- 乙 社会福祉法人 多摩同胞会
代表者 理事長 鈴木 恂子
所在地 府中市武蔵台1丁目10番地

資料 86-3 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（府中市立特別養護老人ホームあさひ苑ほか））

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人多摩同胞会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号に準じる者

（対象施設）

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 府中市立特別養護老人ホームあさひ苑
- (2) 府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター

（要請及び協力）

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先
- (3) 協力を必要とする機関
- (4) その他必要な事項

（要援護高齢者の移送）

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 福祉避難所の設置期間
- (2) 福祉避難所の介護支援者数
- (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用
- (4) 要援護高齢者の心身の状況
- (5) 要援護高齢者への介護の提供状況
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 介護支援者に要する人件費
- (2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費
- (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

（事前協議）

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成17年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

- 甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地
- 乙 社会福祉法人 多摩同胞会
代表者 理事長 鈴木 恂子
所在地 府中市武蔵台1丁目10番地

資料 86-4 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人茶屋の園）

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人茶屋の園（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号に準じる者

（対象施設）

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホームたちばなの園白糸台

（要請及び協力）

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先
- (3) 協力を必要とする機関
- (4) その他必要な事項

（要援護高齢者の移送）

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 福祉避難所の設置期間
- (2) 福祉避難所の介護支援者数
- (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用
- (4) 要援護高齢者の心身の状況
- (5) 要援護高齢者への介護の提供状況
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 介護支援者に要する人件費
 - (2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費
 - (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用
- 2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

（事前協議）

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期限）

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成17年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地

乙 社会福祉法人 茶屋の園
代表者 理事長 木所 まさ子
所在地 府中市白糸台6丁目2番地の17

資料 86-5 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人正吉福祉会）

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人正吉福祉会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号に準じる者

（対象施設）

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 府中市立特別養護老人ホームよつや苑
- (2) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (3) グループホームよつや正吉苑

（要請及び協力）

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先
- (3) 協力を必要とする機関
- (4) その他必要な事項

（要援護高齢者の移送）

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 福祉避難所の設置期間
- (2) 福祉避難所の介護支援者数
- (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用
- (4) 要援護高齢者の心身の状況
- (5) 要援護高齢者への介護の提供状況
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 介護支援者に要する人件費
- (2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費
- (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

（事前協議）

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成17年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地

乙 社会福祉法人 正吉福社会
代表者 理事長 櫻井 千馨
所在地 稲城市平尾1127番地1

資料 86-6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定(社会福祉法人安立園)

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人安立園（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者

(2) 前号に準じる者

(対象施設)

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

(1) 安立園特別養護老人ホーム

(2) 安立園養護老人ホーム

(要請及び協力)

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(要請の手続)

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先

(2) 身元引受人の氏名及び連絡先

(3) 協力を必要とする機関

(4) その他必要な事項

(要援護高齢者の移送)

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

(1) 福祉避難所の設置期間

(2) 福祉避難所の介護支援者数

(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用

(4) 要援護高齢者の心身の状況

(5) 要援護高齢者への介護の提供状況

(6) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

(1) 介護支援者に要する人件費

(2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費

(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

(事前協議)

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成17年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地

乙 社会福祉法人 安立園
代表者 理事長 本間 達三
所在地 府中市晴見町1丁目13番地の5

資料 86-7 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人府中西和会）

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 府中西和会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号に準じる者

（対象施設）

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム鳳仙寮
- (2) 鳳仙寮デイサービス

（要請及び協力）

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先
- (3) 協力を必要とする機関
- (4) その他必要な事項

（要援護高齢者の移送）

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 福祉避難所の設置期間
- (2) 福祉避難所の介護支援者数
- (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用
- (4) 要援護高齢者の心身の状況
- (5) 要援護高齢者への介護の提供状況
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 介護支援者に要する人件費
- (2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費
- (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

（事前協議）

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成19年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

- 甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地
- 乙 社会福祉法人 府中西和会
代表者 理事長 松村 秀
所在地 府中市西府町2丁目24番地の6

資料 86-8 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定(社会福祉法人太陽会)

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人太陽会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者

(2) 前号に準じる者

(対象施設)

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家府中」

(要請及び協力)

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(要請の手続)

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先

(2) 身元引受人の氏名及び連絡先

(3) 協力を必要とする機関

(4) その他必要な事項

(要援護高齢者の移送)

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

(1) 福祉避難所の設置期間

(2) 福祉避難所の介護支援者数

(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用

(4) 要援護高齢者の心身の状況

(5) 要援護高齢者への介護の提供状況

(6) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

(1) 介護支援者に要する人件費

(2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費

(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

(事前協議)

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終

了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

- 甲 府中市
代表者 府中市長 高野 律雄
所在地 府中市宮西町2丁目24番地

- 乙 社会福祉法人 太陽会
代表者 理事長 藤木 二幸
所在地 足立区鹿浜5丁目25番17号

資料 8 7 災害時要援護者・外国人等の現況 (震 2 0 4 頁)

<災害時要援護者・外国人等の現況>

種 別	人数(人)	備 考
乳 幼 児	11,575	0～4才児 平成 25 年 9 月 1 日現在住民基本台帳
高 齢 者	49,945	65 才以上 平成 25 年 9 月 1 日現在住民基本台帳
在宅寝たきり高齢者	1,756	平成 25 年 9 月 1 日現在の要介護 3 以上の在宅サービス利用者数
高齢者単身世帯	13,499	平成 25 年 9 月 1 日現在
心身障害者(児)	11,822	平成 25 年 9 月 1 日現在手帳交付者
外国人登録者	4,081	平成 25 年 9 月 1 日現在登録者数

資料 8 8 広域避難場所一覧表 (震 2 1 0 頁)

広域避難場所一覧表

避難場所名称	住 所	対応災害種別						備 考
		地震	洪水	内水はん濫	崖崩れ	大規模火災	火山の噴火	
都立府中の森公園	浅間町一丁目	○	○	○	○	○	○	
都立多磨霊園 都立武蔵野公園	多磨町四丁目 多磨町三丁目	○	○	○	○	○	○	
都立武蔵野の森公園 府中朝日フットボールパーク	朝日町三丁目	○	○	○	○	○	○	
多摩川緑地 住吉地区	住吉二丁目	○	—	—	○	○	○	
多摩川緑地 是政・小柳町地区	是政四丁目 小柳町六丁目	○	—	—	○	○	○	
多摩川緑地 押立地区	押立五丁目	○	—	—	○	○	○	
郷土の森サッカー場 郷土の森第2野球場	是政六丁目	○	—	—	○	○	○	
市民球場 市民陸上競技場 都立農業高校	寿町二丁目	○	○	○	○	○	○	
武蔵台緑地	武蔵台二丁目	○	○	○	○	○	○	
東京競馬場	日吉町一丁目	○	—	○	○	○	○	※
東京農工大学	幸町三丁目	○	○	○	○	○	○	※
東芝府中事業所	東芝町	○	○	○	○	○	○	※
日本電気府中事業場	日新町一丁目	○	—	○	○	○	○	※

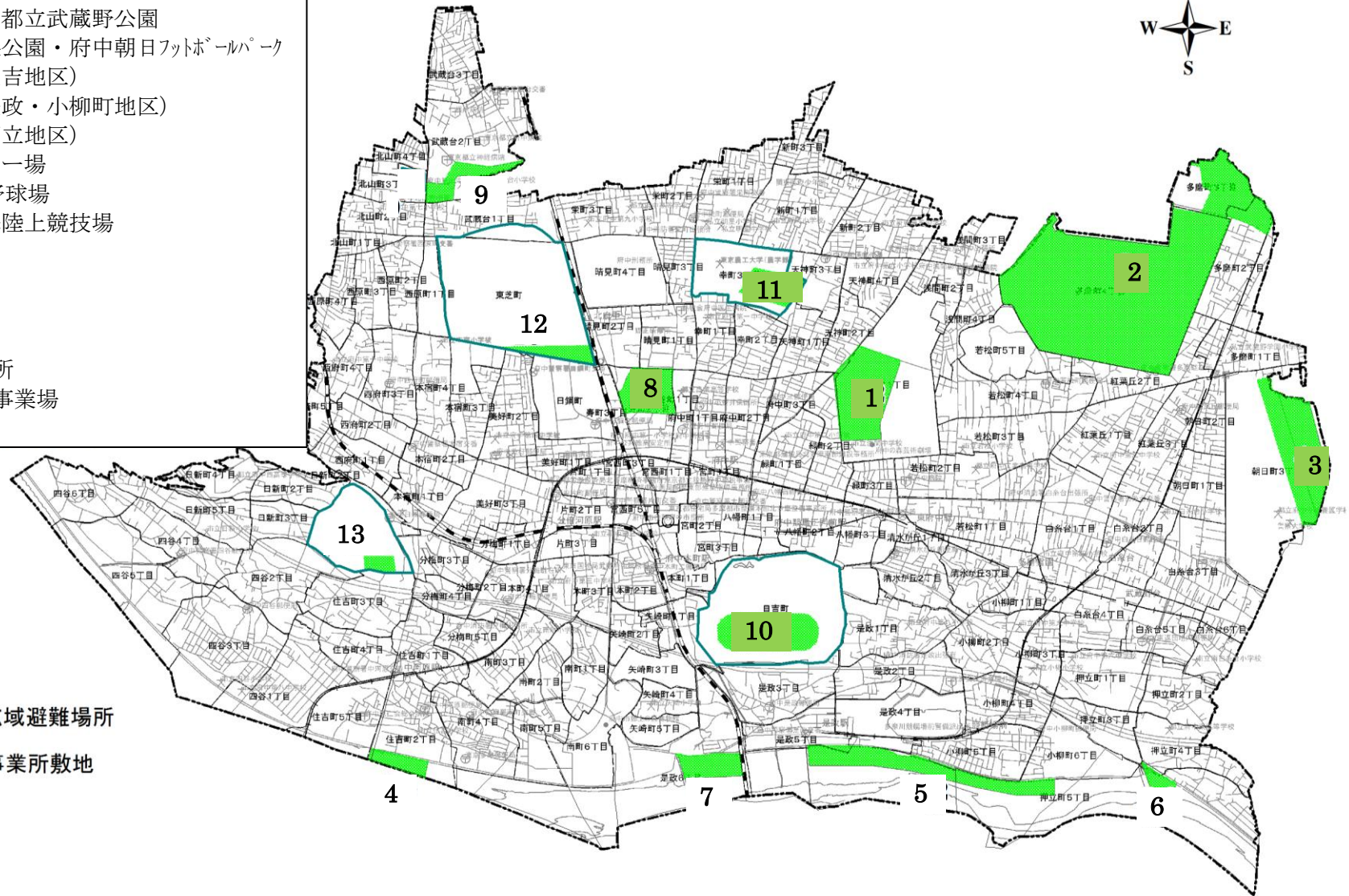
凡例 ○：該当 —：非該当

※ 印の広域避難場所は、火災等により地域避難場所や指定避難場所に危険が迫った場合にのみ利用するもの。利用の際は、市職員及び警察官等により避難者を誘導する。

他の広域避難場所は、地域避難場所として活用可能である。

広域避難場所と区域分け

1. 都立府中の森公園
2. 都立多磨霊園・都立武蔵野公園
3. 都立武蔵野の森公園・府中朝日フットボールパーク
4. 多摩川緑地（住吉地区）
5. 多摩川緑地（是政・小柳町地区）
6. 多摩川緑地（押立地区）
7. 郷土の森サッカー場
郷土の森第2野球場
8. 市民球場・市民陸上競技場
都立農業高校
9. 武蔵台緑地
10. 東京競馬場
11. 東京農工大学
12. 東芝府中事業所
13. 日本電気府中事業場



凡例

- 広域避難場所
- 事業所敷地

(空白)

(空白)

(空白)

(空白)

資料 88-3 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書(日本中央競馬会東京競馬場)

災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書

災害時における広域避難場所(大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース)としての使用に関し、府中市(以下「甲」という。)と日本中央競馬会東京競馬場(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広域避難場所とする施設名称等)

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする。

所在地 東京都府中市日吉町1番地1
施設名称 日本中央競馬会東京競馬場
使用範囲 別紙のとおり

(広域避難場所の開設)

第3条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。

- 2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「広域避難場所開設要請書」をもって処理するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により広域避難場所を開設する場合は、第2条に掲げる施設への入場口として、正門、東門、南門、事務所門、西業務用通用門を開放するものとする。

(広域避難場所の閉鎖)

第4条 前条第3項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所使用終了連絡書」(第2号様式)により行うものとする。ただし、緊急の場合は甲担当者による口頭(電話連絡含む。)で連絡するものとし、後日「広域避難場所使用終了連絡書」(第2号様式)をもって処理するものとする。

(費用負担)

- 第5条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年5月29日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市日吉町1番地1
日本中央競馬会東京競馬場
代表者 場 長 増 田 知 之

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課
担当者
電 話

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

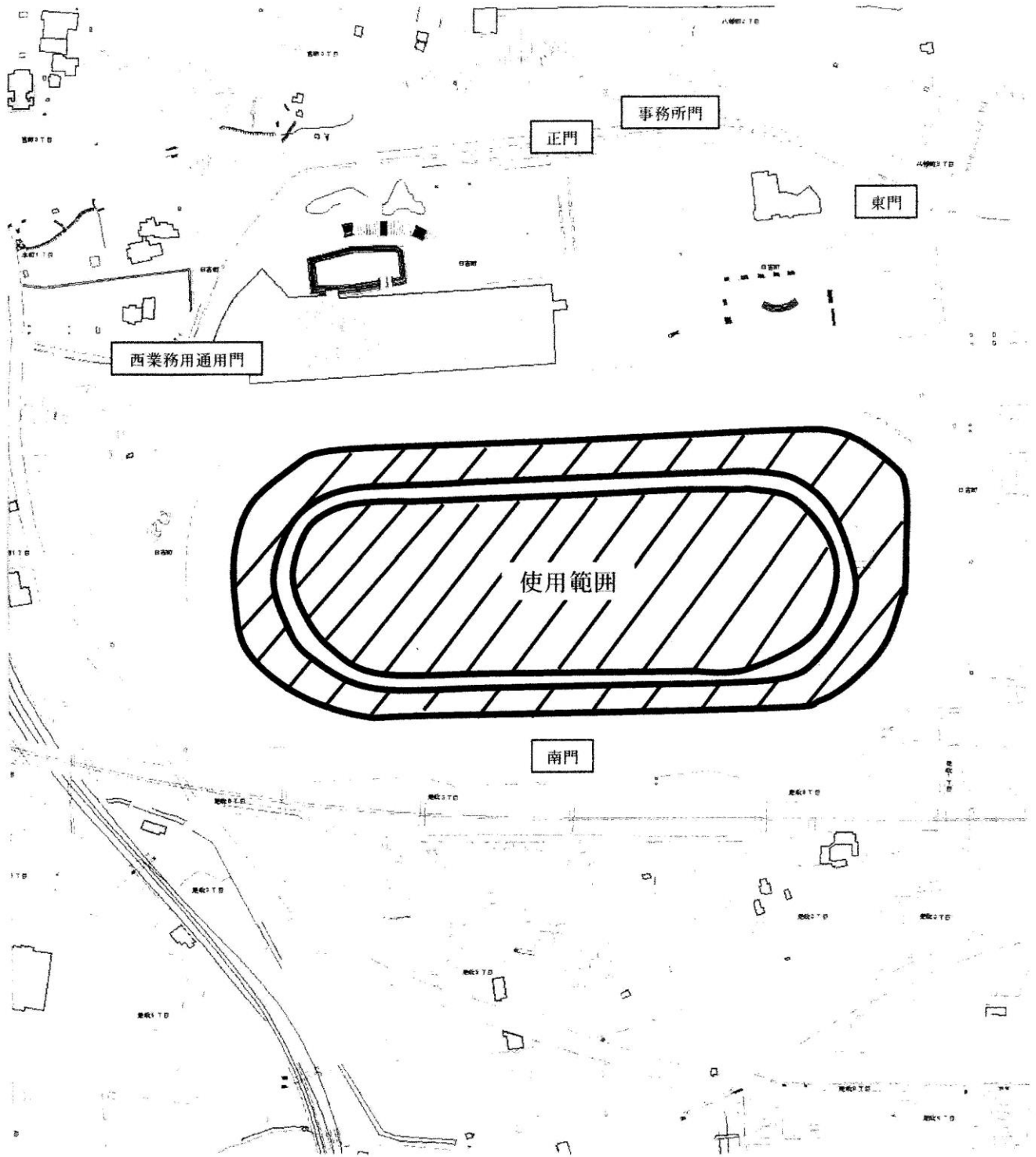
広域避難場所使用終了連絡書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】 府中市 部 課
担当者
電 話



資料 88-4 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書(日本電気株式会社府中事業場)

災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書

災害時における広域避難場所(大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース)としての使用に関し、府中市(以下「甲」という。)と日本電気株式会社府中事業場(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広域避難場所とする施設名称等)

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする。

所在地 府中市日新町1丁目10番地

施設名称 日本電気株式会社府中事業場

使用範囲 別紙のとおり

(広域避難場所の開設)

第3条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」(第1号様式)により行うものとする。

ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「広域避難場所開設要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。

(広域避難場所の閉鎖)

第4条 前条第3項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所使用終了連絡書」(第2号様式)により行うものとする。ただし、緊急の場合は甲担当者による口頭(電話連絡含む)で連絡するものとし、後日「広域避難場所使用終了連絡書」(第2号様式)をもって処理するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年6月4日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野律雄

乙 東京都府中市日新町1丁目10番地
日本電気株式会社府中事業場
代表者 府中地区責任者 笠井孝真

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課
担当者
電 話

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

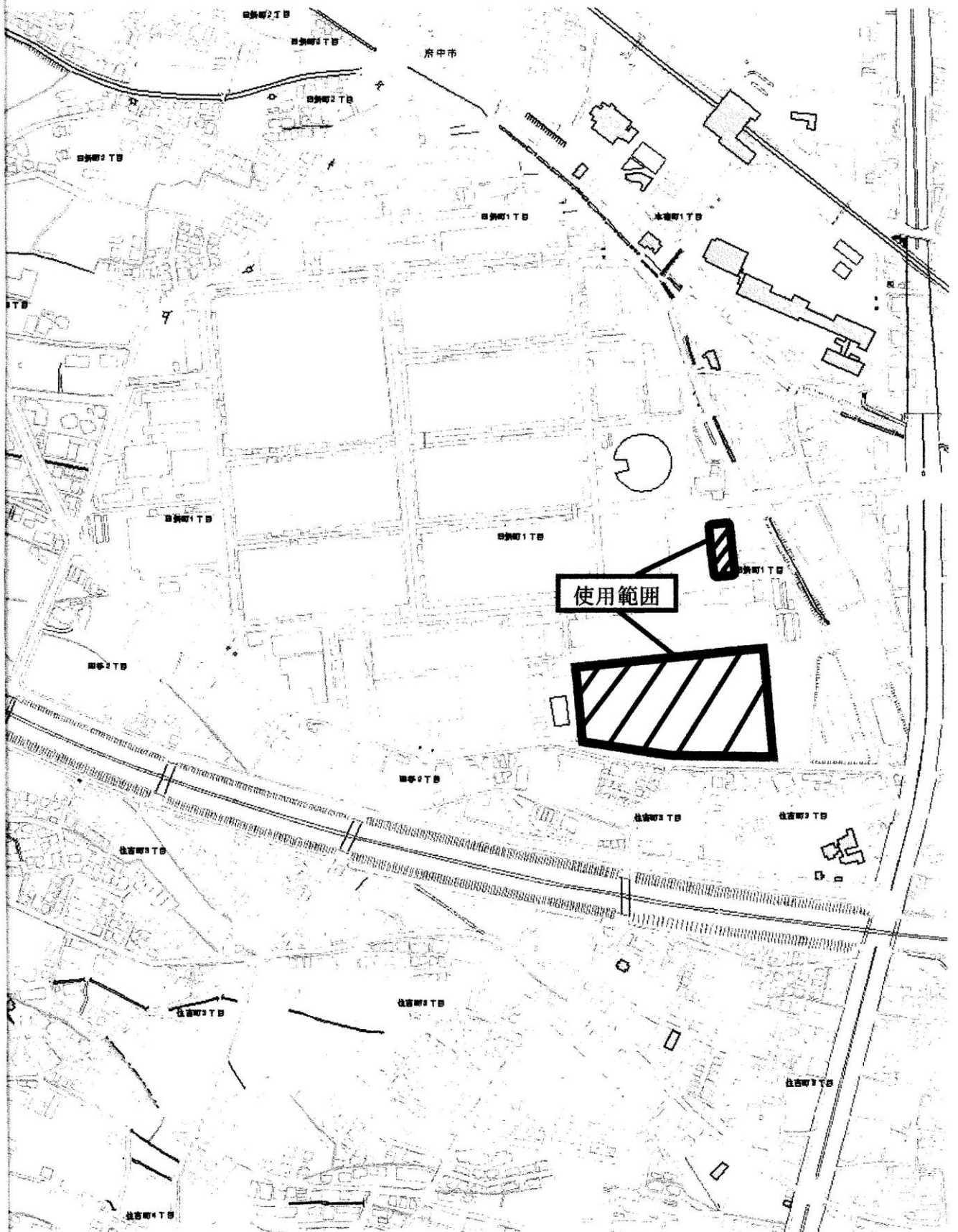
広域避難場所使用終了連絡書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】 府中市 部 課
担当者
電 話



資料 88-5 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書(国立大学法人東京農工大学)

災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書

災害時における広域避難場所（大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース）としての使用に関し、府中市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京農工大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（広域避難場所とする施設名称等）

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする。

所在地 府中市幸町3丁目5番地の8

施設名称 国立大学法人東京農工大学

使用範囲 別紙のとおり

（広域避難場所の開設）

第3条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」（第1号様式）により行うものとする。

ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「広域避難場所開設要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。

（広域避難場所の閉鎖）

第4条 前条第3項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所使用終了連絡書」（第2号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は甲担当者による口頭（電話連絡含む。）で連絡するものとし、後日「広域避難場所使用終了連絡書」（第2号様式）をもって処理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲乙間で協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者に係る損害補償については、当該損害がその者の責に帰することができない理由により生じた場合に限り、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の例により甲が行う。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年6月12日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市晴見町3丁目8番地の1
国立大学法人東京農工大学
代表者 学 長 松 永 是

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課
担当者
電 話

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

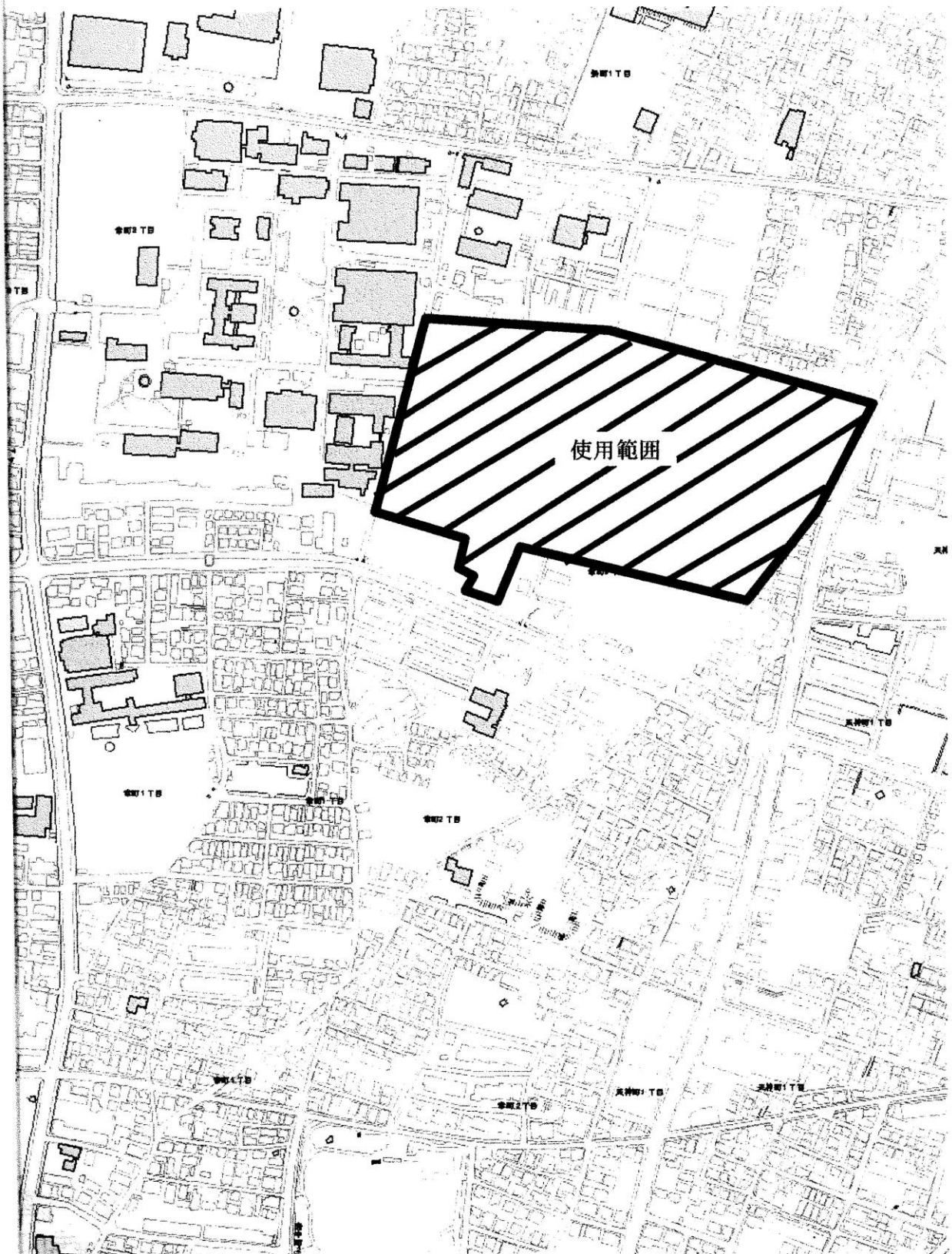
広域避難場所使用終了連絡書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】 府中市 部 課
担当者
電 話



資料 88-6 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書(株式会社東芝府中事業所)

災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書

災害時における広域避難場所(大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース)としての使用に関し、府中市(以下「甲」という。)と株式会社東芝 府中事業所(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広域避難場所とする施設名称等)

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする。

所在地 府中市東芝町1番地
施設名称 株式会社東芝 府中事業所
使用範囲 別紙のとおり

(広域避難場所の開設)

第3条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。

- 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、甲担当者が口頭で乙に連絡し、後日「広域避難場所開設要請書」を乙に提出することで処理するものとする。
- 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。
- 乙は、前項の規定により広域避難場所を開設する場合は、第2条に掲げる施設への入場口として、南門を開放するものとする。
- 避難者の誘導は乙が指示した場所へ甲が安全に実施する。
- 甲は広域避難場所内における避難者による迷惑行為の防止等、秩序維持に努めなければならない。

(広域避難場所の閉鎖)

第4条 前条第3項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所使用終了連絡書」(第2号様式)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、甲担当者が口頭で乙に連絡し、後日「広域避難場所使用終了連絡書」(第2号様式)を乙に提出することで処理するものとする。

- 前項の規定により広域避難場所を閉鎖し、避難者を移動させる必要がある場合は、甲は乙の指示に基づき避難者の誘導を安全に実施する。

(費用負担)

第5条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が負担するものとする。

- 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者(乙から委託された者等の関係者も含む)がその者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除、または

変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市東芝町1番地
株式会社東芝 府中事業所
代表者 所 長 上 條 是

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課
担当者
電 話

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

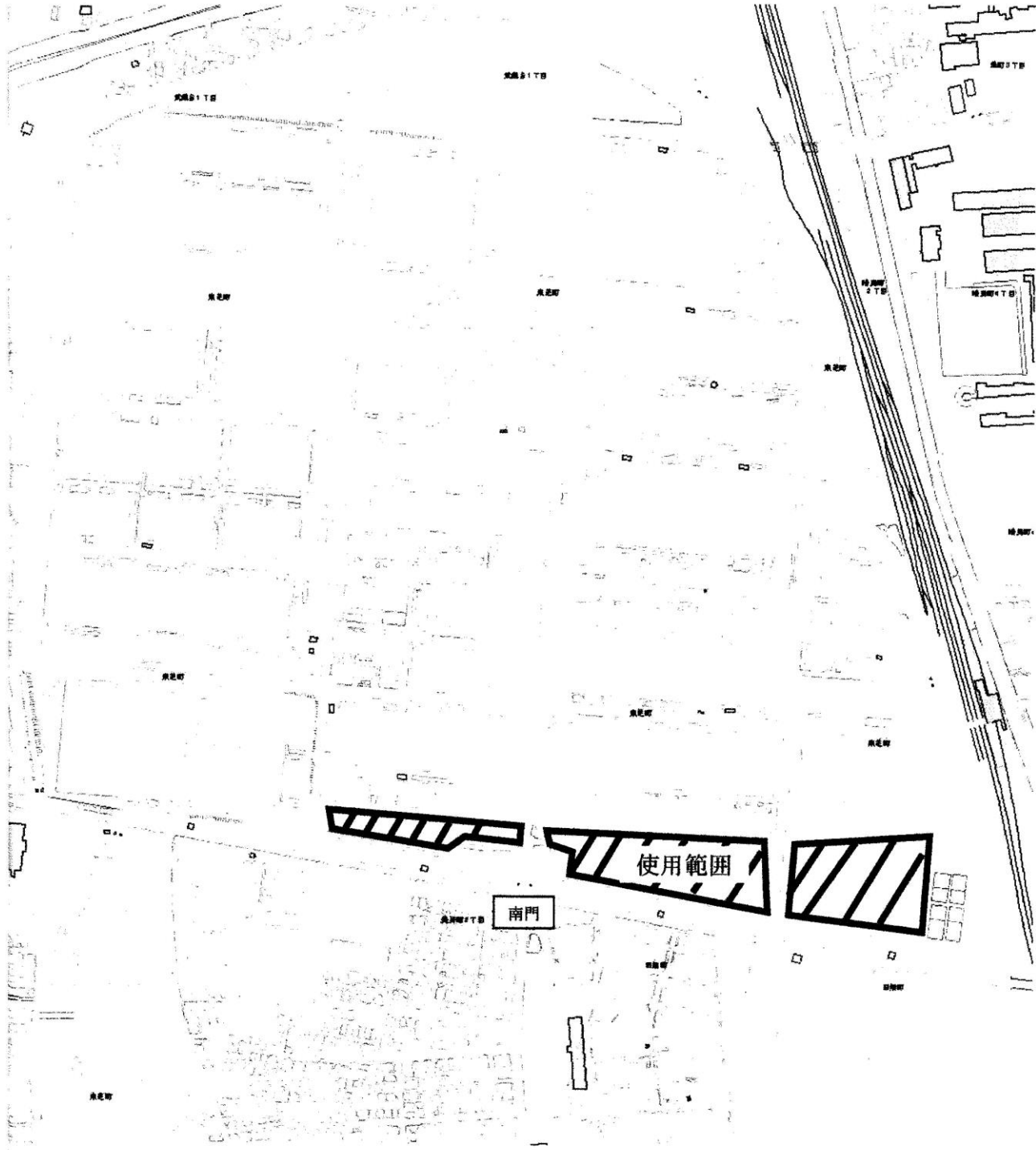
広域避難場所使用終了連絡書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】 府中市 部 課
担当者
電 話



資料 89 避難者名簿、避難所日誌、生活物資等受領簿、生活物資等管理簿 (震 215 頁)

第 1 号様式

避難者名簿 (カード)

(注) 世帯別に作成すること。

										索引
番号	氏名	住所	性別	年齢	電話	傷病の状況	入所月日	退所月日	移転先	備考

第1号様式

避難者名簿（カード）

（注）世帯別に作成すること。

										索引		
番号	氏名	住所	性別	年齢	電話	傷病の状況	入所月日	退所月日	移転先	備考		

避難所日誌

					避難所		
年 月 日 () 曜日					避難所責任者		
気 象 状 況 等	時 間	天 気	気 温	避 難 者 数	避 難 所 職 員		
	9:00						
	12:00						
	15:00						
	18:00						
	21:00						
	24:00						
	3:00						
	6:00						
避 難 所 の 運 営 状 況							
食料等の調達配給状況							
施設内設備の状況							
情報伝達の状況							
協力態勢							
避難者の生活状況							
傷病者の状況							
その他特記事項							

第4号様式

生活物資等管理簿（カード）

品名（ ） （注）管理番号は生活物資等受領簿の番号

管理番号	年	月	日	受領数	配給数	残数	備考

第4号様式

生活物資等管理簿（カード）

品名（ ） （注）管理番号は生活物資等受領簿の番号

管理番号	年	月	日	受領数	配給数	残数	備考

資料 9 0 救助実施記録日計票

(震 2 1 5 頁)

No.1 救助実施記録日計票

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票

救助の種類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	労務供給			

区市町村

責任者氏名 印

No. _____

月 日 時 分

員数 (世帯)	
品目 (数量・金額)	
受入先	
払出先	
場 所	
方 法	
記 事	

救助総括様式 No.2 救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼) 世帯数	() 世帯	
		収容人員	人			流失 世帯数		点
	野外仮設	箇所数	箇所			半壊半焼 世帯数	() 世帯	
		収容人員	人		床上浸水 世帯数		点	
				翌日への繰越量		点		
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助人員	医療班	医療班出動数		ヶ班
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊出し箇所数		箇所			診察者数	医療	人
	救出人員	朝	人		助産		人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人			診療人員	人	
		計	人		助産	施設数	ヶ所	
	供給人員		人		救助終了予定月日		月日	
	供給水量		ℓ		救出地区			
	給水期間	開始月日	月 日		救助した人員		人	
		終了予定日	月 日		今後救出を要する人員		人	
	給水方法				救出終了予定月日		月 日	
				救出の方法				

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊(焼)世帯	()人		死体処理	死体洗浄	体
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人			死体縫合	体
	中学生	全壊(焼)世帯	()人			死体消毒	体
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人		死体処理機関		
	高校生	全壊(焼)世帯	()人		今後処理を要する死体	体	
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人				
翌日への繰越量			点	死体処理終了予定月日	月 日		
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	障害物除去戸数		戸
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	(計戸)	戸
		小人	体		今後除去する戸数	戸	
		計	体		除去終了予定月日	月 日	
	翌日以降の要埋葬数			体	公用車使用	台	
埋葬終了予定月日			月 日	輸	借上車使用	台	
死体の搜索	搜索地区			送	救助の種類		
	死	搜索を要する死体	体				
		本日発見死体	体				
	体	今後の要搜索死体	体				
	搜索の方法			人	人夫雇上げ数		
搜索終了予定月日			月 日	夫	従事作業		
仮設住宅	着工月日	戸	月 日	備考	その他		
	竣工月日	戸	月 日				
住宅修理	着工月日	戸	月 日				
	竣工月日	戸	月 日				

【救助法様式 9 の 2】

行方不明者（遺体） 搜索状況記録簿

市町村名 _____

年月日	搜索地区	行方不明者 (搜索遺体)	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 (管理者) 氏 名		
						円	
計							

資料 9 1 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合府中支部）（震 2 2 0 頁）

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合府中市部（以下「乙」という。）は、災害時における理容サービス業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における衛生活動に関する協力体制を確立し、市民の安定した生活確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害時における利用の実態
- （2）理容活動に必要な資機材及び消耗品の提供

（協力要請）

第 3 条 甲は、前条における協力を必要とする場合は活動協力要請書（第 1 号様式）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、速やかに同要請書を提出することとする。

（協力）

第 4 条 乙は、前条による要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第 5 条 乙は、甲と円滑に連絡を行えるよう窓口を設置するものとする。

（理容料）

第 6 条 この協定に基づいて乙が実施する理容に係る料金は、無料とする。

（費用負担）

第 7 条 乙が、提供した資機材及び消耗品については、甲は負担する。このときの価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（費用の請求）

第 8 条 甲は、乙から前条の規定により、代金の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第 9 条 甲の要請に基づき、乙が実施した第 2 条各号の協力業務の従事者に対する損害補償は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年 4 月 1 日組合条例第 19 号）に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価額の限度において損害補償の責を免れる。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 18 年 5 月 10 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日 3 月前までに、甲乙何らかの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 18 年 5 月 10 日

甲 東京都府中市
代表者 府中市長 野口 忠直

乙 東京都理容生活衛生同業組合府中支部
代表者 支部長 鈴木 孝雄

第1号様式（第3条）

平成 年 月 日

協 力 要 請 書

東京都理容生活衛生同業組合
府中支部長

様

府中市長 野 口 忠 直

「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」第3条に基づき、次のとおり協力を要請します。

業 務 内 容	
日 時	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時まで
場 所	
そ の 他	

資料92 災害対策物資備蓄状況 (震226頁)

(H25.9.30現在)

品名	単位	数量	小柳	紅葉1	紅葉2	緑町	新町	武蔵台	四谷	住吉	片町	朝日町	矢崎	水防防災 ステーション	小中学校	文化 センター	他
7ル米わかめ	食	77,550	0	2,000	0	0	0	2,000	0	0	0	2,000	0	9,550	62,000	0	0
〃赤飯	食	44,000	0	2,000	0	0	0	2,000	0	0	0	2,000	0	2,000	36,000	0	0
〃山菜おこわ	食	21,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,550	18,000	0	0
〃五目	食	70,700	0	2,000	0	0	0	2,000	0	0	0	2,000	0	6,700	58,000	0	0
〃ドライカレー	食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0
〃白米	食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0
〃梅がゆ	食	7,400	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0	2,000	0	2,000	1,400	0	0
〃(東京都寄託分)	食	14,600	0	0	0	0	0	10,600	0	0	0	4,000	0	0	0	0	0
サバイバルフーズ等	食	3,216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	0	216
乾パン	缶	85,512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800	7,112	75,600	0	0
〃(東京都寄託分)	缶	3,990	0	0	0	3,010	0	0	0	0	0	980	0	0	0	0	0
粉ミルク	缶	400	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃(アレルギー児用)	缶	40	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほ乳瓶	本	1,120	0	0	0	560	0	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ろ水機	機	6	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0
給水バケツ	個	10,000	0	0	1,000	0	0	800	0	0	0	400	200	0	7,600	0	0
ポリタンク 20L	個	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0
給水タンク	基	15	武蔵台浄水所4、若松町浄水所4、幸町浄水所3、南町浄水所4														
自動給水分配装置	基	4	武蔵台、若松町、幸町、南町の各浄水所														
組立トイレ(和式)	基	153	6	27	0	35	0	46	0	0	0	0	0	0	0	3	36
〃(洋式)	基	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃(小使用)	基	27	4	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〃(マンホール型)	基	108	4	0	0	0	0	0	0	0	6	6	11	0	80	1	0
〃(マンホール型身障者用)	基	49	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	2	0
ポータブルトイレ	基	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0
簡易トイレ	個	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	0
携帯トイレ	枚	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	800	0	0	0	0
トイレトペーパー	巻	35,600	0	0	1,400	0	0	1,200	0	0	1,800	0	500	0	29,300	1,400	0
生理用品	枚	38,360	0	0	1,200	0	0	1,200	0	0	0	500	1,200	0	34,260	0	0
紙おむつ	枚	34,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0	0	34,260	0	0
毛布	枚	36,414	1,517	0	0	0	0	1,480	4,900	0	342	550	500	360	23,425	3,340	0
〃(東京都寄託分)	枚	4,000	2,000	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0
カーペット	枚	29,820	0	985	1,110	0	0	3,060	1,500	0	3,870	605	0	0	17,340	1,350	0
〃(東京都分)	枚	1,740	750	0	0	0	0	990	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タオル	枚	2,700	360	640	0	0	0	1,200	500	0	0	0	0	0	0	0	0
パーテーション	基	65	8	0	1	0	0	1	0	0	1	0	40	0	14	0	0

品名	単位	数量	小柳	紅葉1	紅葉2	緑町	新町	武蔵台	四谷	住吉	片町	朝日町	矢崎	水防防災 ステーション	小中学校	文化 センター	他
エンジン発電機	台	57	1	1	0	2	0	3	1	0	0	2	3	0	33	11	0
ガス発電機	台	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	3
投光器	機	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バルーン投光器	機	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	32	0	5
組立式煮炊レンジ	組	53	1	0	0	1	0	2	0	0	1	4	3	0	29	12	0
〃（赤十字）	組	12	1	1	1	1	0	2	0	0	1	0	1	0	4	0	0
応急医療セット	セット	106	0	0	0	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酸素吸入器	式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
防水シート	枚	1,862	182	250	0	0	0	410	0	0	700	70	250	0	0	0	0
土のう袋	袋	5,420	4,220	0	0	0	0	0	800	400	0	0	0	0	0	0	0
水のう袋	袋	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
掛矢	丁	8	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
SPパイル	本	3,000	0	0	0	0	0	0	2,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0
砂筒袋	袋	100	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0
一輪車	台	6	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
ショベル	丁	200	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0	0
つるはし	丁	126	0	0	0	0	0	0	126	0	0	0	0	0	0	0	0
テント	張	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0
〃（赤十字）	張	15	1	1	1	1	0	2	0	0	1	0	0	0	8	0	0
災害用資器材セット	組	39	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	36
リヤカー	台	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
台車	台	11	0	0	0	3	0	0	0	0	2	5	1	0	0	0	0
簡易水槽	個	72	34	0	0	0	12	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料93 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（サントリービール株式会社武蔵野ビール工場）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）とサントリー酒類株式会社武蔵野ビール工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第1号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第3条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第4条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書（昭和59年8月27日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年5月26日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市矢崎町3丁目1番地
サントリー酒類株式会社 武蔵野ビール工場
代表者 工場長 岡 賀 根 雄

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市

部
課

担当者
電 話

資料 9 3 - 2 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書(多摩川開発株式会社)

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と多摩川開発株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 4 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書（昭和 5 9 年 8 月 2 7 日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野律雄

乙 東京都府中市是政4丁目11番地
多摩川開発株式会社
代表者 代表取締役社長 上田保治

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
その他	

【担当】府中市 部 課

担当者
電 話

資料93-3 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（日本中央競馬会東京競馬場）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と日本中央競馬会東京競馬場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第1号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第3条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第4条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書（昭和59年8月27日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年5月29日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市日吉町1番地1
日本中央競馬会東京競馬場
代表者 場 長 増 田 知 之

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市

部
課

担当者
電 話

資料 9 3 - 4 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（日本電気株式会社府中事業場）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社府中事業場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 4 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結に伴い、従前の災害時における飲料水の供給協力に関する協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 2 6 年 6 月 4 日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市日新町1丁目10番地
日本電気株式会社府中事業場
代表者 府中地区責任者 笠井 孝

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市

部
課

担当者
電 話

資料 9 3 - 5 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（国立大学法人東京農工大学）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京農工大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲乙間で協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 4 条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者に係る災害補償については、当該損害がその者の責に帰することができない理由により生じた場合に限り、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により甲が行う。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市晴見町3丁目8番地の1
国立大学法人東京農工大学
代表者 学 長 松 永 是

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市

部
課

担当者
電 話

資料 9 3 - 6 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（キューピー株式会社 中河原工場）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）とキューピー株式会社中河原工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 4 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 2 6 年 6 月 2 3 日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市住吉町5丁目13番地の1
キューピー株式会社中河原工場
代表者 工場長 中野 徹

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】 府中市 部 課

担当者
電 話

資料 9 3 - 7 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（株式会社東芝府中事業所）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社東芝 府中事業所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

- 第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、甲担当者が口頭で乙に連絡し、後日「飲料水等供給協力要請書」を乙へ提出することで処理するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、極力甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

- 第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については、原則として甲が用意するものとする。
- 2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 4 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者（乙から委託された者等の関係者も含む）が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 2 6 年 7 月 1 日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市東芝町1番地
株式会社東芝 府中事業所
代表者 所 長 上 條 勉

府 第 号
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課

担当者
電 話

資料 9 4 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（公衆浴場）

(震 2 2 9、2 4 1 頁)

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害における民間協力計画の一環として、府中市（以下「甲」という。）と（市内公衆浴場）(以下「乙」という。)との間に、応急給水業務に関する協力を求める手続を定めるものとする。

(協力の内容)

第 2 条 乙の協力内容は、次に各号に掲げる範囲のものとする。

- (1) 甲が実施する応急給水に対する飲料水の供給
- (2) 乙周辺の住民に対する飲料水及び、生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給

(協力の要請)

第 3 条 甲は、災害発生時に飲料水等の供給を必要とするときは、乙の所有する飲料水等を応急給水用として、提供することを要請することができる。

(要請の手続)

第 4 条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、協力を要請する期間、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(協力)

第 5 条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

(費用)

第 6 条 乙の協力に係る飲料水等及びその供給に要する費用は、無償とする。

(有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は、昭和 60 年 9 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、甲、乙何らの申出がないときは、更に 1 年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第 8 条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

昭和 60 年 8 月 26 日

甲 府 中 市
代表者 府中市長 吉 野 和 男
乙

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定締結公衆浴場

番号	浴 場 名	所 在 地
1	曙 湯	晴見町 1-11-1
2	松 の 湯	新 町 3-6-5
3	旭 湯	宮西町 3-6-2
4	櫻 湯	宮 町 1-23-3
5	藤 の 湯	朝日町 2-27-20

資料95 災害時における物資の供給協力に関する協定（酒販組合）

（震229、230、243頁）

災害時における物資の供給協力に関する協定

災害時に必要となる食料品及び飲料水等（以下「物資」という。）の供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と府中市酒販組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書（第1号様式）により乙の組合長に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の在庫量の範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第5条 甲は、第2条第3項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（連絡体制）

第6条 円滑な連絡体制を構築するため、甲と乙の間において緊急時連絡先を取り交わす。

2 取り交わした緊急時連絡先は、個人情報保護に関する法律、府中市個人情報の保護に関する条例、その他の法律・省令・条例及び所轄官庁の行政指導を遵守し、甲乙双方において適切に管理する。

3 甲と乙は、緊急時連絡先の内容に各々変更があった場合は、速やかに変更後の緊急時連絡先を相手方へ提供する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成24年3月2日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月2日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
東京都府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 府中市
府中市酒販組合
代表者 組合長 高野 教 一

第1号様式（第2条関係）

府 第 号
年 月 日

府中市酒販組合
組 合 長 様

府 中 市 長

物資供給協力依頼書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、次のとおり依頼します。

納入品目・数量	品目名	数量
納入日時	年 月 日 時	
納入場所		
その他		

※連絡先 部 課 担当 電話

資料96 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（株式会社伊藤園）

（震229、230頁）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要であるときは、乙に対し飲料水等の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し飲料水等の供給協力を依頼する場合は、飲料水等供給協力依頼書（第1号様式）により乙の府中支店に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日飲料水等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの飲料水等の協力依頼に対し、乙の府中支店の在庫量の範囲内で、甲の指定する場所へ飲料水等を納入するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した飲料水等の代金を負担するものとする。この場合の飲料水等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とした適正な価格とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による飲料水等の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第5条 甲は、第2条第3項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年8月1日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地

東京都府中市
代表者 市長 高野 律 雄

乙 東京都渋谷区本町3丁目47-10

株式会社伊藤園
総務部長 川本 正 人

第1号様式（第2条関係）

府 第 号
平成 年 月 日

株式会社伊藤園
様

府 中 市 長

飲 料 水 等 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目・数量	品 目 名	数 量
納 入 日 時	平成 年 月 日 時	
納 入 場 所		
そ の 他		
※連絡先	部	課 担当 電 話

資料97 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（株式会社八洋）

（震229、230頁）

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要であるときは、乙に対し飲料水等の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し飲料水等の供給協力を依頼する場合は、飲料水等供給協力依頼書（第1号様式）により乙の府中営業所の所長に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日飲料水等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの飲料水等の協力依頼に対し、乙の府中営業所の在庫量の範囲内で、甲の指定する場所へ飲料水等を納入するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した飲料水等の代金を負担するものとする。この場合の飲料水等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による飲料水等の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第5条 甲は、第2条第3項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成23年12月1日から平成24年11月30日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
東京都府中市
代表者 市長 野口 忠直

乙 東京都新宿区東五軒町2-18
株式会社八洋
代表者 代表取締役社長 後藤 伯彦

第1号様式（第2条関係）

府 第 号
平成 年 月 日

株式会社八洋

様

府 中 市 長

飲 料 水 等 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目・数量	品 目 名	数 量
納 入 日 時	平成 年 月 日 時	
納 入 場 所		
そ の 他		

※連絡先

部

課

担当
電話

資料 9 8 応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定（東京都）

（震 2 2 9、2 4 1 頁）

応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定

東京都を甲とし、府中市を乙とし、甲乙間において府中市地域防災企計画に定める応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関し、次の条項により、協定を締結する。

（設置）

第 1 条 応急給水施設の設置は、甲と乙とが設置場所、設置時期、設置費用等について協議のうえ決定する。

2 甲は前項の決定に基づき工事を施行する。

（所有権の帰属）

第 2 条 前条の規定に基づき設置した応急給水施設の所有権は、甲に帰属するものとする。

（応急給水）

第 3 条 乙は、応急給水を実施するために応急給水施設を使用するものとし、甲の定める「応急給水施設に関する取扱要綱」の規定に基づき使用しなければならないものとする。

2 乙は、応急給水訓練の目的で応急給水施設を使用するときは、甲の承認を受けなければならないものとする。

（維持管理）

第 4 条 甲は、応急給水施設を常に良好な状態で使用できるように応急給水施設の維持管理を行うものとする。

2 甲は、応急給水施設の補修工事を行う場合は、軽微な工事を除き、事前に乙に通知するものとする。

（資器材）

第 5 条 応急給水にかかわる資器材及び資器材収納庫については、乙が購入し、設置し、及び維持管理を行うものとする。

2 前項の購入、設置及び維持管理に要する費用は、乙が負担するものとする。

（争訟等の対応）

第 6 条 応急給水施設に関する第三者との争訟等には、甲と乙とが協議のうえ、甲又は乙が対応する。

（費用の負担）

第 7 条 応急給水施設の設置及び維持管理に要する費用並びに前条の争訟等の解決のために要する費用は、乙が負担する。ただし、応急給水施設の設置工事及び維持管理に関して、甲に過失又はかしがあった場合を除くものとする。

2 前項の応急給水施設の設置に要する費用は、概算で 2 億 1, 320 万円とする。

（費用の算定方法等）

第 8 条 前条の費用の算定、支払及び清算の方法は、別添 1「応急給水施設に係る費用の算定及び支払方法等に関する定」のとおりとする。

（損害賠償）

第 9 条 乙が、故意又は過失により、応急給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責任を負うものとする。

（疑義についての協議等）

第 10 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議のうえ決定する。

附則

この協定は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成しそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 13 年 10 月 30 日

甲 東京都
東京都公営企業管理者
水道局長 飯嶋 宣雄

乙 府中市
府中市長 野口 忠直

別添 1

応急給水施設に係る費用の算定及び支払方法等に関する協定

第 1 費用の算定方法

1 設置費

設置費は、工事費と事務費を合計したものとし、その算定は次のとおりとする。

(1) 工事費

工事費は、調査設計及び築造工事に要する費用とし、その算定は、甲の定める積算基準による。

(2) 事務費

事務費は、調査設計及び築造工事を行うために必要な事務処理に要する費用とし、その算定は、甲の定める「配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱」を準用する。

2 維持管理費

維持管理費は、電力費、通信費、設備補修費、巡回点検費、その他の維持管理費及び用地費を合計したものとし、算定は次のとおりとする。

(1) 電力費

ポンプ運転、照明等に要する電気料金は、東京電力株式会社の「電気供給約款」により算定する。

(2) 通信費

テレメータ設備の通信に要する費用は、当該回線の使用契約により算定する。

(3) 設備補修費

ア 軽微な設備補修に要する費用は、前年度に要した費用に基づき算定する。

イ 協定第 4 条第 2 項に定める工事（アで算定した費用を除く。）に要する費用の算定は、本定第 1 の 1 の(1)の工事費の算定方法を準用する。

(4) 巡回点検費

応急給水施設を定期的に点検するための費用は、別添 2「応急給水施設の維持管理指針」に基づき算定する。

(5) その他の維持管理費

上記(1)から(4)までの維持管理費以外の維持管理に要する費用は、当該維持管理に要する実費とする。

(6) 事務費

上記(1)から(5)までの応急給水施設の維持管理を行うために必要な事務費用は、本定第 1 の 1 の(2)の事務費の算定方法を準用する。

(7) 用地費

応急給水施設の設置用地が借地の場合は、当該用地の賃貸借契約書の定めるところによる。

3 争訟等の解決に要する費用

第三者からの争訟等の解決に要する費用の額については、その都度甲と乙とが協議して決定する。

第 2 費用の支払及び清算方法

1 費用は、甲の請求に基づき、乙が次により支払う。

(1) 設置費は、協定第 1 条の規定に基づく設置の決定後、工事契約締結前に全額納入する。

(2) 維持管理費は、年間分を前納する。ただし、本定第 1 の 2 の(3)のイに定める設備補修費は、その都度前納する。

2 費用の生産は、次のとおり行う。

(1) 設置費は、工事完了後速やかに行う。

(2) 維持管理費は、年間分をその都度行う。ただし、甲と乙が協議して行う工事に要する経費は、工事完了後速やかに行う。

別添 2

応急給水施設の維持管理指針

応急給水施設の水を常時清浄に保持するため、維持管理については、次のとおり行うものとする。

- 1 構築物に関するもの
 - (1) 流入、流出、排水及び消火用の配管設備ならびに貯水槽の点検・整備 1回/月
 - (2) 補修工事の設計・施行 随時
- 2 水質に関するもの
 - (1) 残留塩素、PH、濁度の測定 1回/月
 - (2) 水道法に基づく水質検査 1回/年
- 3 電気・機械設備に関するもの
 - (1) 定期点検整備
 - ① 日常点検（点検・清掃等） 3回/年
 - ② 精密点検（点検・清掃・各種測定等） 1回/年
 - (2) 日常巡視点検整備 1回/月
 - (3) テレメータ装置による施設の遠方監視（扉開・水位・機器作動状態等） 常時
 - (4) 故障発生時の措置 随時
 - (5) 補修工事の設計・施行 随時

* 上記維持管理に要する費用については、東京都水道局の定める「配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱」に基づき算定する。

資料 98-2 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書（東京都）

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と府中市（以下「乙」という。）は指定給水拠点における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び府中市地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第3条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第4条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第5条 乙は、指定給水拠点における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。次項及び第7条において同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 甲は、応急給水資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第6条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

（鍵の管理）

第7条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号（以下これらを「鍵等」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じるものとする。

4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

（費用の補償）

第8条 乙は、乙の職員又は指定従事者が応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

（相互の連絡調整）

第9条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（実施細目）

第10条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（疑義等に関する協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成26年 3月31日

甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 吉田 永

乙 府中市
府中市長 高野 律雄

資料 9 9 備蓄倉庫一覧表 (震 2 3 1 頁)

(H25. 11. 1 現在)

名 称	所 在 地	構 造	面積 m ²
小柳防災倉庫	小柳町 6-3	ブロック造 平屋建	106
新町防災倉庫	新町 1-64	ブロック造 平屋建	80
紅葉丘防災倉庫	紅葉丘 1-7-17	鉄筋コンクリート造 平屋建	66
住吉水防倉庫	住吉町 1-19-6	ブロック造 2 階建	52
緑町防災倉庫	緑町 2-13	鉄筋コンクリート造 平屋建	102
武蔵台防災倉庫	武蔵台 2-17-8	鉄筋コンクリート造 平屋建	92
片町防災倉庫	片町 1-17-2	鉄筋コンクリート造 2 階建	137
四谷防災倉庫	四谷 5-2716	鉄筋コンクリート造 平屋建	66
朝日町防災倉庫	朝日町 3-16-1	鉄筋コンクリート造 平屋建	70
矢崎町防災倉庫	矢崎町 1-16	鉄筋コンクリート造 2 階建	119
紅葉丘第 2 倉庫	紅葉丘 2-9-11	鉄筋コンクリート造 2 階建	54

資料100 市所有の車両及び調達予定 (震231頁)

府中市庁用車両(用途別)(平成25年11月1日現在)

課等	台数	貨物車			バス		特殊	乗用		
		普通	小型	軽	大型	他		普通	小型	軽
広報課	1							1		
総務管理課	1			1						
財産活用課	16		3	4	2			4		3
防災危機管理課	24						24			
資産税課	2									2
納税課	2		1						1	
住宅勤労課	1		1							
経済観光課	1			1						
環境政策課	4	1					1		2	
地域安全対策課	2		1						1	
ごみ減量推進課	23	5	12	3			3			
市民活動支援課	10		7	3						
ふるさと文化財課	2		1	1						
生涯学習スポーツ課	11		2	3			3		3	
図書館	1		1							
美術館	1		1							
地域福祉推進課	1								1	
生活援護課	1								1	
高齢者支援課	1									1
障害者福祉課	1						1			
健康推進課	4			2					2	
子育て支援課	1								1	
保育課	1		1							
児童青少年課	2			1					1	
管理課	15	2	4	1			5			3
土木課	2		1							1
公園緑地課	2		1	1						
下水道課	7		3				3			1
建築指導課	2								1	1
地区整備課	1							1		
事業部庶務課	2							2		
総務課	2		2							
学務保健課	3		1						1	1
指導室	1								1	
議会事務局	2					1		1		
計	153	8	43	21	2	1	40	9	16	13

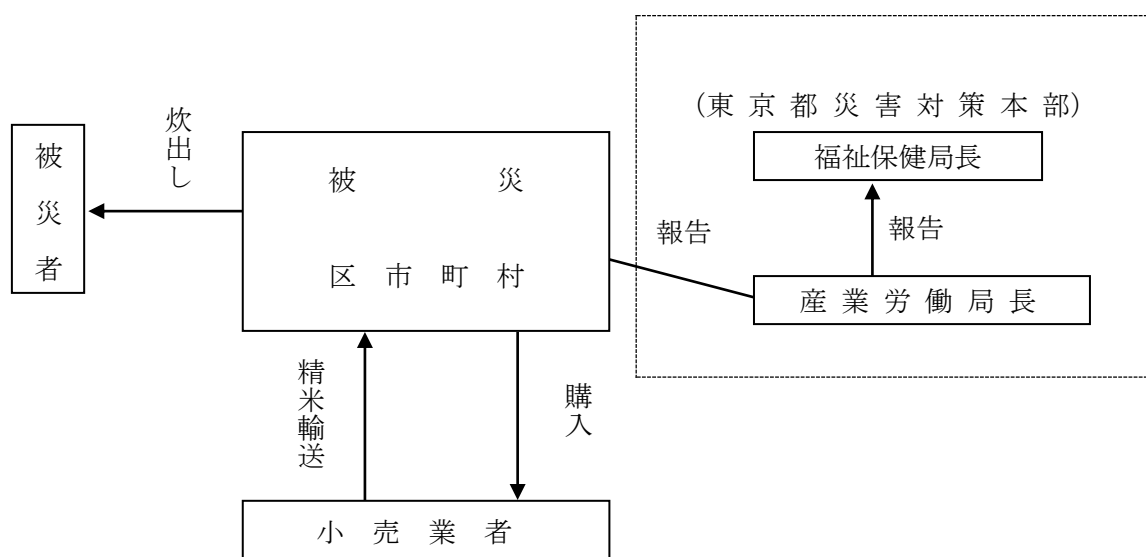
資料101 災害発生時の米穀・乾パン配給経路 (震234頁)

米穀関係災害対策実施要綱における災害時の米穀・乾パン・食塩の配給系統は次のとおりである。

別表1

区市町村長が小売業者から購入する場合

経路図

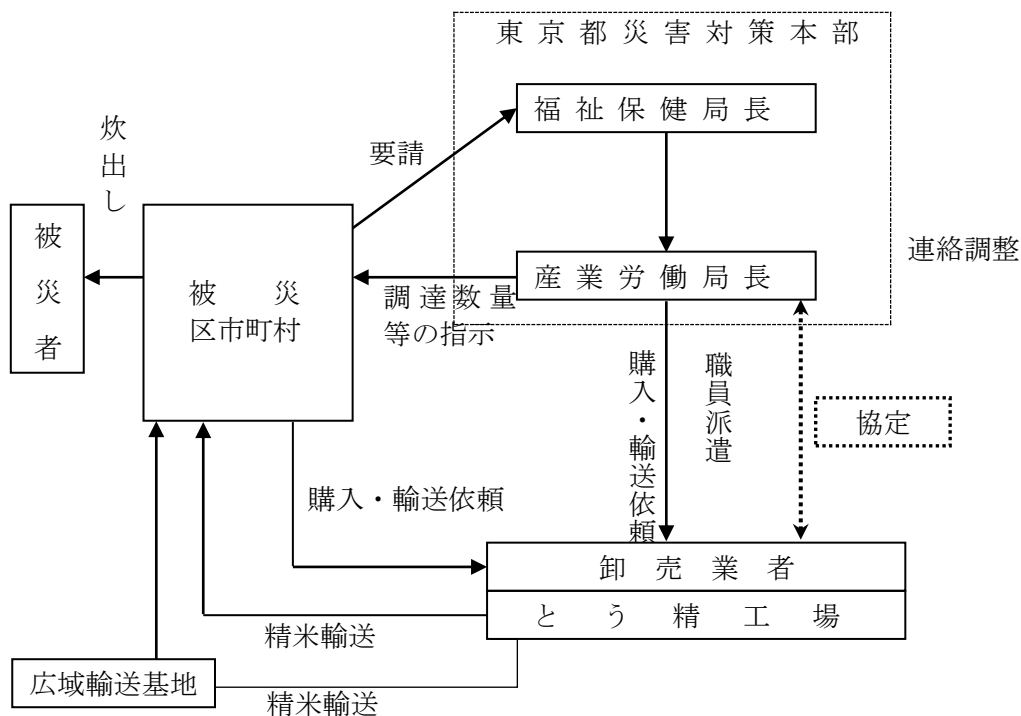


- 1 区市町村長は、当該地域の小売業者から必要な精米を購入する。
- 2 米穀の調達に不足のある場合、又は、不足を生ずると認める場合、区市町村長は、知事に調達を要請する。(別表2)
- 3 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急処理事態対策本部に読み替えるものとする。

別表 2

知事又は当該区市町村長が卸売業者から購入する場合

経路図

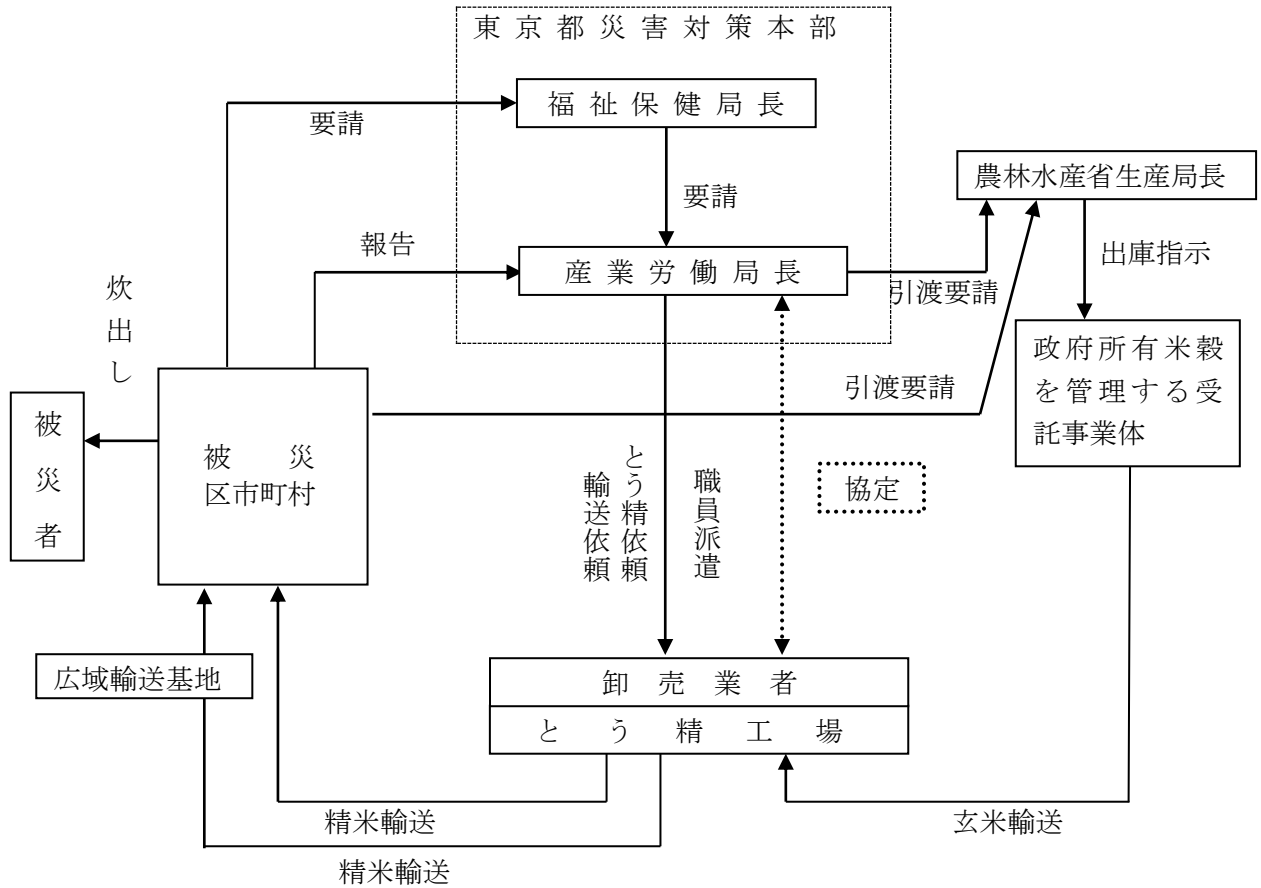


- 1 知事は、区市町村への米穀の引渡しを迅速かつ円滑に行うため、卸売業者と「異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」を締結する。
- 2 知事は、別表 1 の方法で必要量の米穀が調達できない場合、又は被害の状況により必要と認める場合は区市町村長の要請に基づき米穀を調達するよう措置する。
- 3 知事又は当該区市町村長は、1 により協定を結んだ卸売業者から精米を購入する。
- 4 当該区市町村長が米穀を購入する場合には、知事は当該区市町村長に対して、売却を受ける卸売業者名、数量、とう精工場、輸送等必要な事項を指示する。
- 5 知事が直接調達する場合は、調達した精米を当該区市町村長へ支給する。
- 6 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急対処事態対策本部に読み替えるものとする。

別表 3

災害救助法の発動又は国民保護法による国民保護措置時における災害救助用米穀の緊急引渡要請に基づく場合

経路図



- 1 知事又は区市町村長は、農林水産省生産局長に対し、政府米の緊急引渡しを要請する。
- 2 知事又は区市町村長は、「異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」に基づき、とう精及び輸送を卸売業者に依頼することができる。
- 3 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急対処事態対策本部に読み替えるものとする。

資料102 災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定書（社団法人府中市 シルバー人材センター）（震235頁）

災害時における布団乾燥業務の協力に関する 協定書

府中市（以下「甲」という。）と社団法人府中市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、災害時等における布団の乾燥業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時または火災等において、被災者が使用する布団を車載布団乾燥機により、清潔に保つとともに、暖かい布団を提供し、被災者の心の安らぎと精神の安定に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の協力内容は、次ととおりとする。

- (1) 布団乾燥に係る設備機器の提供
- (2) 布団乾燥に係る労務の提供

（協力要請）

第3条 甲は前条における協力を必要とする場合は、協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、速やかに同要請書を提出することとする。

（協力）

第4条 乙は、前条による要請を受けた場合は、特別な事情がない限り、協定の内容に従い業務を実施するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、実施した第2条各号の協力に係る費用については、全て乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した第2条各号の協力業務の従事者に対する損害補償については、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月1日組合同第19号）に定めるところにより、その損害を補償する。

ただし、当該業務従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価額の限度において損害補償の責を免れる。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成19年6月20日から平成20年6月19日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲乙何らの意思表示がないときは1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成19年6月20日

甲 府中市
代表者 府中市長 野口忠直

乙 社団法人 府中市シルバー人材センター
会長 本間幸男

第1号様式（第2条関係）

府 第 号
平成 年 月 日

社団法人府中市シルバー人材センター
様

府 中 市 長

協 力 要 請 書

「災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定書」に基づき、災害対策業務に対する支援について、下記のとおり要請します。

記

協 力 日 時	平成 年 月 日 時から
協 力 場 所	
そ の 他	

※連絡先

部

課

担当
電話

資料103 災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人コメリ災害対策センター)
(震235頁)

災害時における物資供給に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協力の範囲)

第2条 甲は、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第4条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の優先供給)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年3月1日

甲 府中市宮西町二丁目24番地
府中市長 野口 忠直

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、台車、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、段ボール（間仕切り用）、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	発電機、投光器、コードリール、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

**資料104 災害時における麺類等の供給協力に関する協定書（東京都麺類共同組合
府中支部）** （震235頁）

**災害時における麺類等の供給協力に関する
協定書**

府中市（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合府中支部（以下「乙」という。）は、災害時における麺類等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、麺類等の供給による食料の確保とともに、市民の心に安らぎを与え、精神の安定に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 麺類等の提供及び搬入
- (2) 麺類等の供給に係る設備機器の提供
- (3) 麺類等の供給に係る労務の提供

（協力要請）

第3条 甲は前条における協力を必要とする場合は、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条による要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、提供した麺類等については、甲が負担する。この場合の価格は、当該災害が発生した直前の価格とする。

2 乙が、提供した設備機器及び労務に係る費用については、甲は負担しない。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条第1号の麺類等の提供を行ったときは、前条第1号の規定により、甲にその代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の代金の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日3月前までに、甲乙何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 府中市
代表者 府中市長 野口 忠直

乙 東京都麺類協同組合府中支部
代表者 府中支部長 小久保 清正

資料105 「災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社銀しゃり）」

（震235頁）

災害時における物資の供給協力に関する 協定書

災害時に必要となる食料品及び飲料水（以下「物資」という。）の供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社銀しゃり（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書（第1号様式）により、乙の府中工場に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の府中工場にて対応可能な範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 乙は、前項に定める協力内容のほか、甲から災害応急対策を目的とした乙設備の使用要請があった場合は、可能な範囲で提供するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の納入した食料品の代金を負担するものとする。この場合の食料品の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とした適正な価格とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、食料品の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による食料品の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第5条 甲は、第2条第3項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 東京都府中市宮西町2-24

東京都府中市
代表者 市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市日新町5-69-5

株式会社銀しやり
代表者 府中工場長 徳 島 淳

第1号様式（第2条関係）

府 第 号
平成 年 月 日

株式会社銀しゃり
様

府 中 市 長

物 資 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目・数量	品 目 名	数 量
納 入 日 時	平 成 年 月 日	時
納 入 場 所		
そ の 他		

※連絡先 部 課 担当 電話

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する 覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と府中市（以下「甲」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を活用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙の間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

(2) 消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規程する手続により(1)アからエまで及び(2)に掲げる資器材を貸与し、並びに(1)オに掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

(1) 応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（2個）

エ 開栓器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（4本）、コーンウエイト（4個）、コーンバー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ

(2) 消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

(資器材の貸借等の手続)

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を補充することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

(資器材の貸与等の基準)

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 資器材の保管場所(倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所)が確保されていること。

(2) 資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

(資器材の配送及び受領)

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

(資器材の保管及び管理)

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(市(町)職員への訓練等)

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水訓練等の実施)

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条

甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及び覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月18日

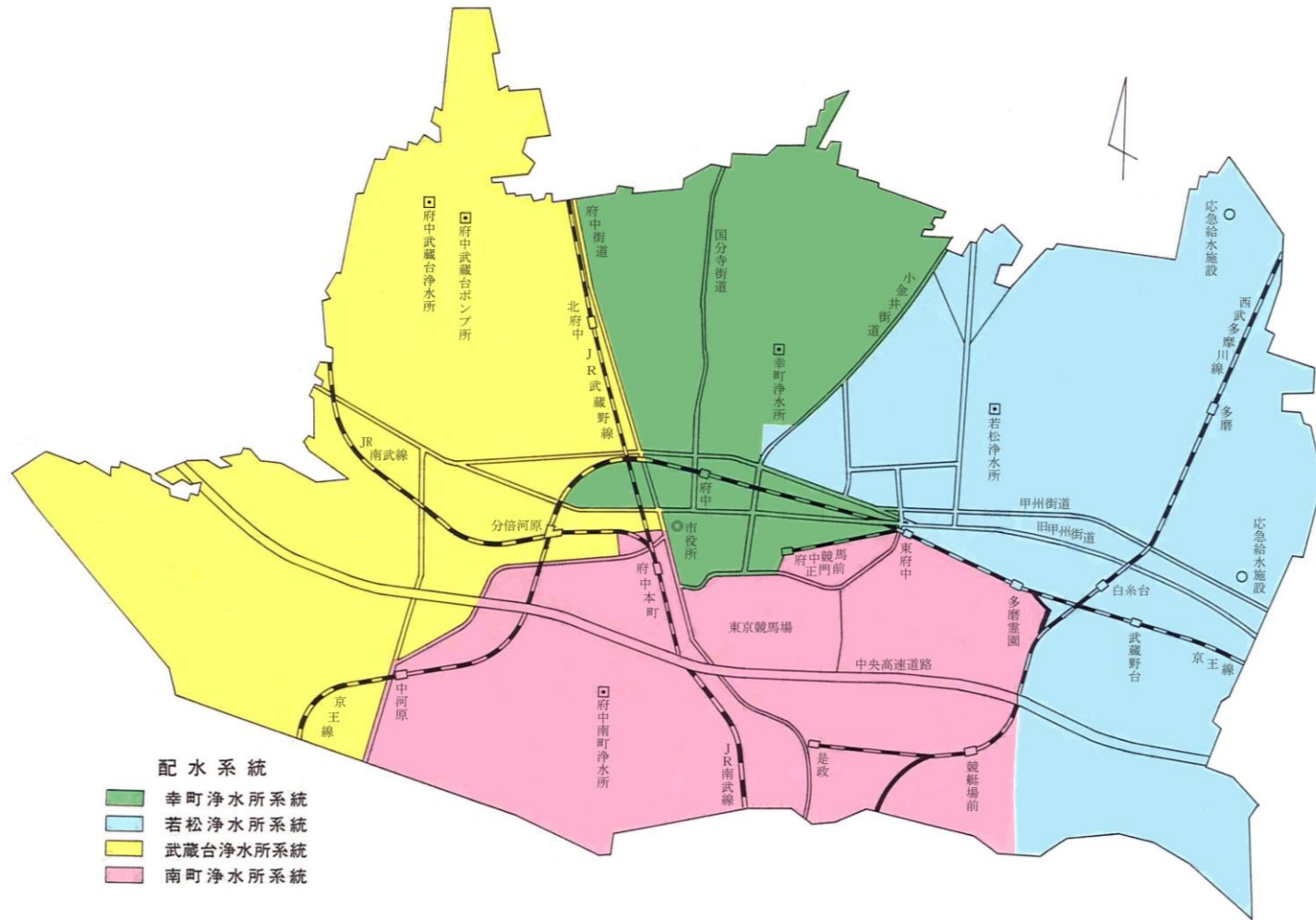
乙 東京都
水道局長 吉田 永

甲 府中市
府中市長 高野 律雄

資料107 耐震性貯水槽一覧 (震239頁)

施設名	所在地	有効容量m ³	使用可能水量m ³	ポンプ	ろ水機	備 考
耐震性貯水槽	宮町3-1	100	100			大國魂神社境内北側
〃	是政2-12	100	100			府中消防署是政出張所
〃	清水が丘3-40	100	100			東郷寺境内
〃	美好町1-27	100	100			美好町公園内東
〃	寿町2-26	100	100			市民球場内西
〃	紅葉丘2-1	100	100			紅葉丘文化センター内北
〃	小柳町6-10	100	100			小柳公園内
〃	四谷3-50	100	100			四谷防災倉庫東
〃	東芝町1-7	100	100			スポットパークあまくぼ内
〃	西府町3-31	100	100			市有地内
〃	栄町3-1	100	100			府中消防署栄町出張所内北
〃	八幡町2-33	100	100			八幡神社境内南
〃	武蔵台2-17	100	100			武蔵台防災センター西
〃	四谷4-46	100	100			市有地内
〃	日新町1-11	100	100			府中日新三号社宅内
〃	押立町1-32	100	100			押立町バス折り返し場内
〃	日鋼町1番地23	100	100			すずかけ公園内
〃	新町2-44	100	100			新町児童公園内
〃	四谷2-75	100	100			四谷文化センター
〃	住吉町2-29	100	100			中河原公園内
〃	矢崎町1-16	100	100			矢崎町防災公園 西側北
〃	〃	100	100			矢崎町防災公園 西側南
小 計		2,200	2,200			

資料108 浄水所及び応急給水施設設置図 (震240頁)



資料 109 (削除)

上水道における排水栓の取扱い等に関する 覚書

府中市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間において、上水道における排水栓の取扱い等に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、甲が消防活動のための水源として、乙が所管する排水栓を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 配水管 乙が所管する水道管で、給水区域への配水を目的として布設されたものをいう。

(2) 排水栓 水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された水栓で、乙が所管する水道施設をいう。

（排水栓の設置等に係る情報提供）

第 3 条 乙は、排水栓の新設、撤去又は移設のための工事を行った場合には、当該排水栓に関する情報を甲に通知するものとする。

（排水栓の使用）

第 4 条 甲は、消防活動及び訓練演習のために排水栓を使用することができる。

2 甲は、排水栓の使用に当たって、水質の保全及び水道施設の維持管理に支障を来さないよう努めるものとする。

3 乙は、甲が防災市民組織等に訓練演習及び消火のために排水栓を使用させることを認めるものとする。

4 甲は、排水栓の使用量を 3 か月ごとにまとめ、乙に通知するものとする。

5 甲は、訓練演習、防火水槽への充水等で排水栓を使用し、又は使用させる場合には、事前に乙へ通知するものとする。

（消防水利としての措置）

第 5 条 甲は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及びこの覚書に基づき排水栓を消防水利とすることができる。

2 甲は、前項の規定により排水栓を消防水利とした場合は、その旨を乙へ通知するものとする。

（費用の補償）

第 6 条 甲は、第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により排水栓を使用し、又は使用させた場合は、これにより生じた水道使用に係る費用及び破損させた場合の修繕費用を、乙に補償するものとする。

2 排水栓の設置費及び維持管理費は、乙が負担するものとする。

（実施細目）

第 7 条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（疑義等に関する協議）

第 8 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（適用年月日）

第 9 条 この覚書は、覚書締結の日から適用する。

上記覚書締結の証として本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 24 年 9 月 10 日

甲 府中市
府 中 市 長 高 野 律 雄

乙 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局 増 子 敦

上水道における排水栓の取扱い等に関する 覚書実施細目

府中市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間にて、上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書（以下「覚書」という。）第7条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（設置等通知）

第1条 覚書第3条に規定する排水栓の設置等に係る通知は、上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書（平成21年3月30日締結。以下「消火栓協定」という。）第4条第2項に規定する消火栓の設置等工事の結果の通知と併せて、行うものとする。

（訓練の立会い等）

第2条 甲は、防災市民組織等が排水栓を使用した訓練演習を実施する場合、甲へ事前に届出を行うよう、関係機関に周知させるものとする。

2 甲は、防災市民組織等から排水栓を使用した訓練演習実施の届出があった場合には、防災市民組織等の訓練演習に立ち会うものとする。

3 甲は、前項の訓練演習の際に、排水栓の操作方法を防災市民組織等に指導するものとする。

4 甲は、第2項に規定する立会及び第3項に規定する指導を、甲が指定する者に行わせることができるものとする。

（使用に関する通知等）

第3条 覚書第4条第4項に規定する排水栓の使用水量の通知は、消火栓協定第6条第1項に規定する消火栓の使用水量の通知と併せて、3か月ごとに行うものとする。

2 甲は、覚書第4条第1項及び第3項の規定により排水栓を使用し、又は使用させたことにより、排水栓を破損させた場合は、排水栓の所在、故障内容を書面により乙に通知するものとする。

（消防水利とした場合の措置等）

第4条 甲は、覚書第5条第1項により排水栓を消防水利とした場合は、排水栓鉄蓋の裏面への管理番号等の表示及び鉄蓋外周の塗色を行うことができる

2 覚書第5条第2項に規定する排水栓を消防水利とした場合の通知は、翌年度の4月末日までに書面により行うものとする。

（費用の補償等）

第5条 覚書第6条の水道使用に係る費用及び破損させた場合の修繕費用は、乙の定める積算基準により算定する。

2 覚書第6条の破損させた場合の修繕費用に付帯する事務費は、前項の破損させた場合の修繕費用の額に対し、乙の定める配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を準用した額とする。

3 乙は、前2項の積算基準及び配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を改廃したときは、速やかに甲に通知するものとする。

4 乙は、覚書第6条の費用を上半期と下半期の2回に分けて算定して甲に通知し、甲と協議の上、甲に請求するものとする。

5 甲は、前項の請求に基づき、速やかに請求額を支払うものとする。

6 前2項の事務処理は、上水道における消火栓補償費に関する覚書（平成21年3月30日締結。）に定める消火栓補償費の事務処理に含めて行うものとする。

（疑義等に関する協議）

第6条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（適用年月日）

第7条 この実施細目は、締結した日から適用する。

上記締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成24年9月10日

甲 府中市
府 中 市 長 高 野 律 雄

乙 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局 増 子 敦

資料 1 1 1 災害時における応急給水活動及び公共下水道施設の応急復旧に関する協定書
(府中市管工事協会) (震 2 4 2 頁)

災害時における応急給水活動に関する協定書

災害時における応急給水に関し、府中市（以下「甲」という。）と府中市管工事協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、市民の生活用水を確保するため、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、応急給水の協力を要請するものとする。

2 前条の規定に基づく乙に対する要請は、要請書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により出動を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

(協力)

第 3 条 乙は前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に協力をしなければならない。

(協議)

第 4 条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(期間)

第 5 条 この協定の期限は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに、甲乙になんらの意志表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 29 年 10 月 19 日

甲

東京都府中市

代表者 府中市長 高野 律雄

乙

府中市管工事協会

代表者 会長 吉沢 和則

災害時における公共下水道施設の応急復旧に関する協定書

災害時における公共下水道施設の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関し、府中市（以下「甲」という。）と府中市管工事協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、災害時における公共下水道施設の機能を確保するため、指定工事店の積極的な協力を得ることにより、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設は、甲が管理する公共下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）とし、下水道管きょ（圧送管を含む）、人孔、公設柵及び取付管とする。

（協力）

- 第3条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、応急復旧の協力を要請するものとする。
- 2 乙は前項の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に協力をしなければならない。
- 3 乙は甲の指示に従い、業務に当たるものとする。災害の規模によっては、甲が別に指示することができる。

（協力要請の方法）

第4条 前条で規定する乙に対する要請は、別紙要請書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により出動を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（業務の内容）

第5条 甲が乙に実施を要請する業務は、協定下水道施設の点検、調査、清掃、及び応急復旧作業を実施するために必要な労力、資材、車両及び機械器具の提供とする。

（費用の負担）

第6条 乙が応急復旧に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

- 第7条 乙は、業務完了後、甲の承認を受け、甲に請求するものとする。
- 2 乙が費用を請求するときは、乙の請求書を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 3 前項の費用を請求するときは、府中市会計事務規則に基づく所定の用紙を使用するものとする。

（支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(損害の補償及び処理)

第9条 甲の請求に基づき、乙が実施した応急措置業務に係る従事者の損害補償については、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年4月1日組合条例第19号)」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

2 業務の実施に伴い、甲、乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(期間)

第11条 この協定の期限は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第12条 甲、乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙は、協議の上、この協定を廃止することができる。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年10月19日

甲 東京都府中市
代表者 府中市長 高野 律雄

乙 府中市管工事協会
代表者 会長 吉沢 和則

様式 1

要 請 書

府中市管工事協会
会 長 様

要請者
府中市長

事 項	
相 手 方	
理 由	
業 務 内 容	
日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分から 平成 年 月 日 (曜日) 時 分まで
場 所	
受 信 者 氏 名	
備 考	

様式 2

1 応急給水

応急給水所別工事店表

ブロック	応 急 給 水 所	備 考
1	幸 町 浄 水 所	
2	若 松 浄 水 所	
3	武 蔵 台 浄 水 所	
4	南 町 浄 水 所	
応急給水 各ブロックごとに車両 4 台、人員 10 名を提供すること。		

2 応急復旧

被害状況により出動を要請する。

米穀関係災害対策実施要綱 (東京都)

制 定 昭和 60 年 12 月 11 日 60 生文価米第 347 号
一部改正 昭和 61 年 10 月 3 日 61 生文価米第 276 号
一部改正 平成 11 年 7 月 30 日 11 生消生流第 174 号
一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 16 産労農食第 109 号
一部改正 平成 19 年 4 月 1 日 18 産労農食第 1044 号

第 1 目的

この要綱は、災害発生時及び、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)に基づき、国民保護措置又は緊急対処保護措置(以下「国民保護等措置」という。)の実施に至ったとき(以下「国民保護措置等実施時」という。)に東京都及び区市町村が行う米穀等(以下「災害用物資」という。)の調達、供給について必要な事項を定め、もって被災者及び救援等作業従事者への米穀等による炊出しの給食を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

第 2 組織及び業務分担

- 1 米穀関係災害対策に関する東京都の組織及び業務内容は、東京都災害対策本部条例施行規則(昭和 38 年東京都規則第 12 号)第八条の定めるところによる。
- 2 東京都災害対策本部運営要綱(昭和 38 年 4 月 8 日)に基づく、産業労働局農林水産部米穀支援課(応援職員を含む)の業務分担は、別に定める非常配備態勢職員動員職務分担表及び米穀関係災害派遣職員一覧表による。
- 3 国民保護措置等実施時に関する東京都の組織及び業務内容は、東京都国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則(平成 18 年東京都規則第 108 号)第八条の定めるところによる。

第 3 業務

- 1 災害用物資の調達、供給業務に従事する東京都及び区市町村の職員(以下「職員」という。)は、業務の実施に当たり、この要綱の定めるところにより、関係諸機関(東京都、区市町村、東京農政事務所、米穀業者等)との密接な連携を図り業務を進行する。
- 2 職員は、この要綱の定めによりがたい事態が発生した場合、産業労働局農林水産部長の指示により、業務を遂行する。
- 3 職員は、前項の指示によりがたい場合は、この要綱の趣旨に基づき、最も適切と思われる措置を講ずることができる。
- 4 職員は、前項の措置を行った場合は、業務終了後速やかに措置の内容及び状況等経過を産業労働局農林水産部長に報告しなければならない。

第 4 派遣

産業労働局農林水産部長は、災害用物資の調達、供給業務のため必要があるときは、農林水産部米穀支援課職員(応援職員を含む)を関係諸機関に派遣することができる。

第 5 米穀の調達

米穀の調達は、被害等の状況、被災者等に必要な給食の規模等を考慮し、次の各号に定めるところによるものとし、別表 1 から 4 により実施する。

1 災害時等における応急供給による措置

(1) 区市町村長の措置

- ア 区市町村長は、被害等の状況により当該地域の小売業者から炊出しに必要な精米を購入する(別表 1)。
- イ アによる米穀の調達量に不足のある場合、又は不足を生ずると認める場合、区市町村長は、知事に調達を要請する。
- ウ 区市町村長は、アにより購入した場合、又は、イにより知事の指示を受けて米穀を調達した場合、災害用米穀購入報告書(別記第 1 号様式)により速やかに知事に報告する。

(2) 東京都の措置

ア 知事は、卸売業者と別に定める「異常災害発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定」を締結し、当該区市町村への米穀の引渡しを迅速かつ円滑に行う。

イ 知事は、被害等の状況により必要と認める場合、又は(1)のイにより区市町村長から米穀の調達要請があった場合は、アにより協定を結んだ卸売業者から精米を調達し(別表2)、さらに不足する場合には、「政府所有米穀の販売要領」(平成16年3月31日15総食第829号総合食料局長通知)(別添)に基づき、東京農政事務所長と協議し政府米を調達し、当該区市町村長に支給する(別表3)。

ウ 知事はイの場合、当該区市町村長に対し、炊出しに必要な米穀の調達について災害用米穀調達指示書(別記第2号様式)により指示する。

2 災害救助法が発動された場合の措置

(1) 災害救助法の適用があった区市町村の被災者への災害用物資の調達は、知事が行う。

(2) 1の(1)により区市町村長が実施した米穀の調達は、災害救助法に基づき知事の指示により実施した救助とする。

(3) 政府米の引渡しについては、別に定める「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」による(別表4-1)。

(4) 交通、通信等の途絶により、知事と区市町村長との連絡が不能になった時は、区市町村長は協定に基づき政府倉庫又は政府指定倉庫から必要な米穀の引渡しを受けるものとする(別表4-2)。

(5) (4)の方法を実施したとき区市町村長は、交通、通信等の回復後速やかに知事に報告しなければならない。

3 国民保護措置等実施時の措置

(1) 国民保護措置等実施時における、被災者等への災害用物資の調達は、知事が行う。

(2) 1の(1)により区市町村長が実施した米穀の調達は、国民保護法第76条第1項に基づき知事の指示により実施した救援とする。

(3) 政府米の引渡しについては、別に定める「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」による(別表4-1)。

(4) 交通、通信等の途絶により、知事と区市町村長との連絡が不能になった時は、区市町村長は協定に基づき政府倉庫又は政府指定倉庫から必要な米穀の引渡しを受けるものとする(別表4-2)。

(5) (4)の方法を実施したとき区市町村長は、交通、通信等の回復後速やかに知事に報告しなければならない。

4 調達すべき米穀の量

1から3により調達すべき米穀の量は、第6に定める基準に基づき必要量を算定し、過不足を出さないよう努めるものとする。

第6 米穀の基準量

災害時において、被災者及び救援等作業従事者に対して調達する米穀の基準量は、1食当たり精米180グラム(玄米200グラム)とする。

第7 乾パンの調達

知事は、乾パンに不足がある場合又は不足を生

じると認める場合は、東京農政事務所長に申請し、政府所有の乾パン(乾燥米飯を含む)を購入する。(別表5)

第8 災害用物資の受渡

災害用物資の受渡は、他に定める場合を除き、災害用物資受領書(別記第3号様式)により行うものとする。ただし、受渡し時に受領書を発行することが困難な場合は、担当責任者の仮受領書により処理し、後に受領書を交付することができる。

第1号様式（第4関係）

番 号

災 害 用 米 穀 購 入 報 告 書

年 月 日

番号	購入年月日	購 入 先		品 名 〔品質区分〕 〔類別等〕	単 位	単 価	数量 (kg)	備 考
		氏 名 (会社名)	住 所					
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合 計								

災害用米穀を上記のとおり購入したので報告します。

年 月 日

東京都生活文化局長 殿

第2号様式（第4関係）

番 号
年 月 日

災害用米穀調達指示書

住 所
指定区市町村長

災害用米穀の調達について、下記のとおり指示する。

年 月 日

知 事 名

記

1 米穀の種別等

(1) 精米 品質区分

(2) 玄米 種別 等級 年産

2 数 量 kg

3 調 達 先

(1) 氏名（会社名等）

(2) 住所

第3号様式（第7条関係）

災害用物資受領書

品名〔品質区分〕 〔種別等〕	単 位	単 価	数 量	備 考
合 計				

上記の物資を確かに受領しました。

年 月 日

区市町村長
又は福祉局長

ρ

資料 1 1 3 災害時における応急炊出し活動等応急対策業務の協力に関する協定書
(府中市プロパンガス商工組合) (震 2 4 3 頁)

**災害時における応急炊出し活動等応急
対策業務の協力に関する協定書**

災害時における応急炊出し活動等応急対策業務の協力に関し、東京都府中市(以下「甲」という。)と、府中市プロパンガス商工組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定締結する。

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力体制の一環として甲が行う避難所施設等を利用した炊出し活動等応急対策業務について、乙の協力を得て、施設の改良、燃料の供給を実施し、円滑なる応急救助活動を図るため必要な事項を定めるものである。

(協力要請)

第 2 条 災害が発生し、避難所施設等における都市ガス供給が不可能となり、炊出し活動等応急対策業務を要するとき、甲は乙に対し第 6 条及び第 7 条第 1 項の措置をとるよう要請するものとする。

(要請の手続き)

第 3 条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書をもって要請しなければならない。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭をもって要請し、後日文書をもって処理する。

(協力)

第 4 条 乙は甲から要請を受けた事項に対し、特別の理由がない限り必要な措置をとるものとする。

(資器材の備蓄)

第 5 条 甲は、避難所施設等がプロパンガスによる炊出し等ができるよう、あらかじめ必要な資器材を備蓄しておくものとする。

(改良工事)

第 6 条 乙は、甲があらかじめ備蓄してある資器材をもって炊出し等が安全にできるよう、必要な改良工事を行うものとする。ただし、炊出し活動等に使用するバーナーについては必要に応じ乙において用意する。

(燃料の供給)

第 7 条 乙は、前条の改良工事完了後は、速やかに炊出し等に必要燃料を供給する。

2 乙は、燃料供給の円滑化と業務分担を明確化するため、あらかじめ甲に対して供給計画や地域分担を定めた計画書を作成し、提出するものとする。

(燃料代金の支払い)

第 8 条 応急炊出し活動等応急対策業務に際し、乙が供給した燃料は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

(費用の請求等)

第 9 条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の時価をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

(有効期限)

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 24 年 1 月 18 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日 3 箇月前までに、甲乙なんらの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたとき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 18 日

- 甲 東京都府中市
代表者 東京都府中市長 野 口 忠 直
- 乙 府中市プロパンガス商工組合
代表者 組 合 長 高 橋 淳 二

資料 1 1 4 災害時における応急炊出し活動業務の協力に関する協定書（府中市燃料商組合）（震 2 4 3 頁）

災害時における応急炊出し活動業務の協力に関する協定書

災害時における応急炊出し活動業務の協力に関し、東京都府中市（以下「甲」という。）と、府中市燃料商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力体制の一環として甲が行う学校給食施設等を利用した炊出し活動等について、乙の協力を得て、施設の改良、燃料の供給を実施し、円滑なる応急救助活動を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第 2 条 災害が発生し、学校給食施設等における都市ガス供給が不可能となり、かつ炊出し活動を要するとき、甲は乙に対し第 6 条及び第 7 条第 1 項の措置をとるよう要請するものとする。

（要請の手続き）

第 3 条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書をもって要請しなければならない。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭をもって要請し、後日文書をもって処理する。

（協力）

第 4 条 乙は甲から要請を受けた事項に対し、特別の理由がない限り必要な措置をとるものとする。

（資器材の備蓄）

第 5 条 甲は、学校給食施設等が乙の供給する燃料による炊出し等ができるよう、あらかじめ必要な資器材を備蓄しておくものとする。

（改良工事）

第 6 条 乙は、甲があらかじめ備蓄してある資器材をもって炊出し等が安全にできるよう、必要な改良工事を行うものとする。

（燃料の供給）

第 7 条 乙は、前条の改良工事完了後は、速やかに炊出し等に必要な燃料を供給する。

2 乙は、燃料供給の円滑化と業務分担を明確化するため、あらかじめ甲に対して供給計画や地域分担を定めた計画書を作成し、提出するものとする。

（燃料代金の支払い）

第 8 条 応急炊出し活動に際し、乙が供給した燃料は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（費用の請求等）

第 9 条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の時価をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

（有効期限）

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 7 年 12 月 26 日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日 3 箇月前までに、甲乙なんらの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたとき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 7 年 12 月 26 日

甲 東京都府中市
代表者 東京都府中市長 吉 野 和 男

乙 府中市燃料商組合
代表者 組 合 長 粕 谷 善 右

資料 1 1 5 し尿収集・搬入における物資、資材等備蓄保有状況 (震 2 5 6 頁)

<物資、資材等備蓄保有状況>

品 名	数量	所 在	
		名 称	場 所
ス コ ッ プ	15	リサイクルプラザ	四谷 6-58
竹 箒	20		
消 毒 用 薬 剤	50		
エンジンスプレー	10		

<ごみ収集車、し尿車調達予定表>

区 分	係・会社名	所在地	保有車両			調達可能台数	
			車 種	積載量	台数	台数	合計
ごみ関係	リサイクルプラザ 収集係	四谷 6-58	2 t クレーン車	2 t	3	3	12
			2 t ダンプ車	2 t	8	8	
			4 t クレーン車	2.5 t	0	0	
			4 t コンテナ車	4 t	0	0	
	リサイクルプラザ 施設係	四谷 6-58	4 t コンテナ車	4 t	1	1	
し尿関係	(有)松村組	日新町 5-3-5	2 t バキューム車	1.8 t	1	1	1

資料 1 1 6 し尿処理の方式 (震 2 5 6 項)

<し尿処理状況>

(平成 24 年度)

処 理	状 況		
し 尿 収 集	汲 み 取 り	395k0	47 世帯 88 人
	浄 化 槽	15k0	
し 尿 収 集	委 託 業 者	1 社	収集車 1 台
し 尿 処 理 方 法	市 保 有 車	無し	
	処 理 方 法	市浄化槽に投入し処理	

**資料 1 1 7 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書
(東京都下水道局) (震 2 5 6 頁)**

**災害時における水再生センターへの
し尿搬入及び受入れに関する覚書**

府中市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都稚気防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第 1 条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩一号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

(事前対応)

第 2 条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩一号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入・受入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに通知する。

(役割分担)

第 3 条 甲は、北多摩一号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩一号水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した北多摩一号水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

(その他)

第 4 条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

(有効期限)

第 5 条 この覚書の有効期限は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書に改定について、期間満了の 1 か月前までに書面による申し出がないときは、さらに 1 年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの 1 通を保有する。

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

甲 府中市長 野口 忠直

乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 新田 洋平

資料 118 ごみ処理 (震 2 5 6 頁)

<ごみ処理状況>

(平成 24 年度)

	平成 24 年度(t)	1 日当たり(t)	1 人 1 日当たり(g)
可 燃 ご み	29,506	80.8	320.0
不 燃 ご み	3,360	9.2	36.0
粗 大 ご み	2,012	5.5	21.8
合 計	34,878	95.6	377.8
事 業 系 ご み	8,484	23.2	92.0

資料 1 1 9 地震、風水害等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定書
(府中廃棄物処理事業協同組合) (震 2 5 6 頁)

**地震、風水害等大規模災害時における
廃棄物処理等に関する協定書**

(協定の主旨)

第 1 条 この協定は、東京都府中市地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合における災害時廃棄物の撤去・収集・運搬及び処理・処分に関し、府中市（以下「甲」という。）が府中廃棄物処理事業共同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この協定において「災害時廃棄物」とは、災害により排出される木くず、コンクリート塊、金属くず、がれき、残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋、倒壊樹木、破損家財、濡水家財及び避難市民の生活廃棄物・し尿をいう。

(災害時廃棄物処理等の内容)

第 3 条 災害時廃棄物処理等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時廃棄物の撤去
- (2) 災害時廃棄物の収集運搬
- (3) 災害時廃棄物の処理処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請)

第 4 条 甲は、地震、風水害等の大規模災害が発生し、甲の委託事業のみでは、廃棄物処理等に関して十分な業務が実施することができない場合において、乙に対し、廃棄物処理業務の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

3 甲は、災害時廃棄物処理等の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。

(協力要請の手続)

第 5 条 前条第 1 項の規定による甲の要請は、災害対策担当部局長が行うものとする。

2 前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況
- (3) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (4) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (5) 災害時廃棄物処理等の期間
- (6) その他必要な事項

(情報提供)

第 6 条 甲は、災害時廃棄物の円滑な処理のために必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、大規模災害時にこの協定に協力できる組合員を甲に報告するものとする。

(災害時廃棄物処理等の実施)

第 7 条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害時廃棄物の処理等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害時廃棄物の処理等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告等)

第8条 乙は、災害時廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (2) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (3) 災害時廃棄物処理等に従事した要員、車両、資機材等
- (4) 災害時廃棄物処理等の従事期間
- (5) その他必要な事項

(費用等の負担)

第9条 乙が第4条の要請に基づき実施した災害時廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙が協議のうえ決定する。

2 前項の費用は、乙の業務完了報告後速やかに甲に請求するものとする。

3 その他、業務の実施に伴い損害が生じた場合は、その賠償の責について甲、乙協議のうえ決定する。

(従事者の災害補償)

第10条 第4条の要請に基づき実施した災害時廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、東京都市町村消防団員等災害補償等組合が定める条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては災害対策担当部局、乙においては府中廃棄物処理事業共同組合事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び連絡体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈等について疑義が生じた場合は、その都度甲、乙が協議のうえ定める。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、平成21年4月30日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間終了の際、甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、1カ年間延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成21年4月30日

(甲) 府中市
代表者 府中市長 野口 忠直

(乙) 府中廃棄物処理事業共同組合
代表理事 古川 敏一

資料 1 2 0 応急仮設住宅の建設予定地一覧表 (震 2 7 8 頁)

	名 称	所 在 地	面 積 m ²	便所	水 源	防火水槽	防災倉庫	施 設 別	面 積 m ²
1	押 立 公 園	押立町 1-24	15,000.00	1		40 t		広 庭 場 庭 球 場	2,936 1,389.48
2	稲 荷 木 公 園	幸町 2-3	3,798.92			40 t	1	広 庭 場	578
3	紅 葉 丘 中 央 公 園	紅葉丘 1-28	3,007.78	1		40 t	1	広 庭 場	268
4	西 府 緑 地	四谷 1-63	17,832.75	1		40 t × 2		広 庭 場 庭 球 場	2,401 1,785.97
5	西 府 緑 地	四谷 3-52	3,157.09	1		40 t	1	広 庭 場	532
6	四 谷 第 4 公 園	四谷 6-54	9,745.25	1		40 t		広 庭 場 キ ャ ン プ 場 野 球 場	4,736 1,520.10 3,600.00
7	寿 中 央 公 園	寿町 2-6	50,800.24	2	池	100 t	1	広 庭 場 庭 球 場 市 民 球 場 陸 上 競 技 場	1,091 1,424.50 15,983.00 12,265.00
8	中 河 原 公 園	住吉町 2-30	7,752.27	1		100 t 40 t × 2		広 庭 場 庭 球 場	2,307 1,481.99
9	小 柳 公 園	小柳町 6-10	49,959.57	3	池	100 t、 40 t	1	広 庭 場 庭 球 場 野 球 場	4,668 3,718.61 2,700.00
10	新 町 公 園	新町 2-57	3,249.58					広 庭 場	351
11	北 府 中 公 園	晴見町 2-18	5,774.15	1			1	広 庭 場	1,573
12	平 和 の 森 公 園	浅間町 1-8	10,000.16	1		60 t		広 庭 場 庭 球 場	3,353 1,885.20
13	南 町 公 園	南町 3-21	3,616.97			40 t		広 庭 場	2,090
14	あ か し あ の 森	南町 3-43	4,825.95	1		40 t		広 庭 場	2,092

	名 称	所 在 地	面 積 m ²	便所	水 源	防火水槽	防災倉庫	施 設 別	面 積 m ²
15	すずかけ公園	日鋼町1番地23	9,101.04	1	流れ	100t、40t		広 場	3,134
16	美好町公園	美好町1-27	5,785.15	1		100 t	1	広 場 水遊び広場	1,947 1,172.65
17	府中公園	府中町2-26	22,501.53	3	池 流れ 地下水	40 t × 2		広 場	7,981
18	武蔵台公園	武蔵台2-2	46,835.08	1		40 t		広 場 庭 球 場 野 球 場	4,900 2,045.67 3,300.00
19	本宿町公園	本宿町4-14	6,519.31	1		40t、 60t		広 場 公 会 堂	1,899 165.00
20	郷土の森公園	矢崎町5-5 是政6-2365	65,025.00	2	池 地下水			広 場 野 球 場 庭 球 場	5,523 20,083 2,813.00
21	三本木公園	緑町2-23	3,137.01			40t、60t	1	広 場	958
22	多磨町仲よし広場	多磨町2-33	4,461.82					広 場	2,994
23	矢崎町防災公園	矢崎町1-16		1	地下水	100 t × 5			2,923
24	若松庭球場	若松町3-28						庭 球 場	2,624.89
25	西府庭球場	西府町4-2						庭 球 場	1,999.05
26	日新庭球場	日新町5-26						庭 球 場	1,093.95
27	日新第二庭球場	日新町2-14						庭 球 場	1,638.83
28	紅葉丘庭球場	紅葉丘3-14						庭 球 場	2,002.59
29	紅葉丘第二庭球場	紅葉丘2-24						庭 球 場	1,856.83
計		347,060.67					(使用可能面積) 149, 784		

資料 1 2 1 リ災証明書、リ災台帳の様式 (震 2 8 2 頁)

証 第 号 年 月 日				
り 災 証 明 書				
世 帯 主 住 所 府中市 町 丁目 番地				
氏 名		世帯人員 名		
被災状況	災害の原因	1 風水害 2 震火災 3 その他		
	被災の年月日	年 月 日		
	被災場所	府中市 町 丁目 番地		
	被災の程度	1 家屋	(1) 全壊 (焼) (2) 流失 (3)大規模半壊 (4) 半壊 (焼) (5) 床上浸水 (6) 床下浸水 (7) その他	
2 人員		(1) 死亡 名 (2) 行方不明 名 (3) 負傷 名		
世帯人員	氏 名	続 柄	年 令	備 考
目 的 上記のとおり被災したことを証明します。 年 月 日 府中市長				

り 災 台 帳

No.

世 帯 主	住 所 府中市 町 丁目 番地			
	氏 名			電 話
世 帯 員 （ 人	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	

災 害 の 原 因		1 風水害 (台風 号) 2 震火災 3 その他		
被 災 年 月 日		年 月 日		
被 災 場 所		府中市 町 丁目 番地		
被 災 状 況	人	1 死亡 名 2 行方不明 名 3 負傷		
	住 家 店 舗 併 用 〔住宅を含む〕	1 全壊 (焼) 2 流失 3 大規模半壊 4 半壊 (焼) 5 一部損壊 6 床上浸水 cm 7 床下浸水 (居住部分のみ)		
	住 家 以 外 の 建 造 物	名称〔ア店舗 イその他〕 1 全壊 (焼) 2 流失 3 半焼 (焼) 4 一部損壊 5 浸水 (土間上 cm)		
	そ の 他			
	調査年月日	年 月 日		
調査員所属		氏 名		

資料 1 2 2 義援金品受領書 (震 2 8 3 頁)

福祉保健部長 政策総務部長 取扱者

※

受 領 書

1 金 額
(品 名)

ただし

上記のもの確かに受領しました。

平成 年 月 日

東京都府中市 (災害対策本部)

福 祉 保 健 部 長 印

殿

※ 備 住所
考 電話

府中市災害見舞金支給等に関する 取扱基準

- 1 この基準は、府中市災害見舞金等支給に関する規則（昭和 4 5 年 2 月 2 7 日規則第 3 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、府中市災害見舞金等支給に関する必要な事務の取扱基準を定める。
- 2 規則第 1 条に定める府中市に居住する住民とは、発災時に府中市に住民登録があるものとする。
- 3 規則第 3 条に定める支給の範囲は、居住する住宅が受けた被害をもって算出するものとし、動産の被害は含まない。
- 4 見舞金等の支給の範囲は、関係機関が定める被害状況を参考に支給決定するものとする。
- 5 府中市まちづくり条例施行規則第 3 6 条第 1 項が定める 1 戸当たり 2 5 平方メートル以上が確保されているワンルーム形式集合住宅が全焼・半焼及び水損等した場合には、支給範囲の最大額を支払うものとする。
- 6 前項の規定に満たないワンルーム形式集合住宅が全焼・半焼及び水損等した場合は、支給範囲最大額の 6 割を支払うものとする。
- 7 災害による被害が汚れのみとなる場合は、災害見舞金を支給しない。
- 8 消火活動時に放水によって水損となった場合には、規則第 2 条 4 号に該当することとし、全水損の場合は第 3 条 1 号、半水損の場合は第 3 条 2 号に準じることとする。

この基準は、平成 2 1 年 6 月 1 8 日から運用する。

府中市災害見舞品支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、府中市に居住する住民が災害を受けたとき、被災者に生活安定のための見舞品を給付、貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で災害とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 風水害
- (2) 地震
- (3) 火災
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不慮の災難で、市長が見舞品を支給する必要があると認めるもの

(範囲)

第 3 条 見舞品は災害により、次のような被害を受けたときに給付、貸与する。

- (1) 災害により、寝具が焼失等により使用にたえなくなった場合、寝具を一人一式貸与し、毛布を一人一枚給付する。
- (2) 災害により、炊事等が困難になった場合、非常食を給付する。

(返還)

第 4 条 貸与された寝具は、おおむね 1 5 日以内に返還し、シーツ等は洗濯するものとする。

付 則

この要綱は、昭和 4 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1 2 5 災害救助基準 (震 2 9 5 頁)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>		

資料 125-2 ガス供給停止等発生時における防災行政用無線等の使用に関する協定書 (東京瓦斯株式会社多摩支店)

ガス供給停止等発生時における防災行政用無線等の使用に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社多摩支店（以下「乙」という。）は、府中市内において大規模なガスの供給に関する事故が発生した場合における府中市防災行政用無線等の市民への情報伝達手段（以下「情報伝達手段」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府中市内においてガスの供給に関する大規模な事故が発生し、市民の生命、財産に危険が生じた場合における、乙の要請に基づく情報伝達手段の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる事故は次のとおりとする。

- (1) 被害世帯が5,000件以上で復旧に1時間以上を要するガスの供給停止が発生した場合
- (2) ガスの供給停止が発生した場合において、復旧後の器具の使用に特段の注意を必要とする場合
- (3) 重大事故防止のため、ガスの使用を中止する必要性が生じた場合
- (4) その他、ガスの使用に伴い重大事故が発生する可能性が生じた場合

（情報伝達手段）

第3条 乙の要請に基づき甲が使用する情報伝達手段は次のとおりとする。

- (1) 府中市防災行政用無線
- (2) 府中市ホームページ
- (3) 府中市メール配信サービス
- (4) 府中市公式ツイッター

（要請）

第4条 乙は、第2条に掲げる事故が発生した場合、甲に対し、甲が所有する情報伝達手段を使用した住民への周知を要請することができる。

2 前項に基づく要請は「ガス供給停止等発生住民周知依頼書」（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭（電話連絡含む。）で連絡するものとし、後日「ガス供給停止等発生住民周知依頼書」（第1号様式）をもって処理するものとする。

（住民周知の実施）

第5条 甲は、第4条に基づく要請があった場合は、その実施について検討し、市長が認めた場合に限り、住民への周知を実施する。

2 甲は、住民への周知を実施しない決定を行った場合は、その旨を乙に連絡するものとする。

3 住民への周知に伴い使用する情報伝達手段は、第3条に掲げるもののうちから甲が決定する。

（復旧）

第6条 乙は、甲への要請の原因となった事故等が収束した場合は、「ガス供給停止等復旧報告書」（第2号様式）により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭（電話連絡含む。）で連絡するものとし、後日「ガス供給停止等復旧報告書」（第2号様式）をもって処理するものとする。

2 甲は、乙から前項に基づく報告があった場合は、必要に応じて住民に周知する。

3 住民への周知に伴い使用する情報伝達手段は、第3条に掲げるもののうちから甲が決定する。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、本協定に定める業務を確実かつ円滑に履行するため、双方に連絡担当者を置くこととする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年12月1日

- 甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄
- 乙 東京都立川市曙町3丁目6番地13号
東京瓦斯株式会社多摩支店
代表者 支店長 長谷川 弘 一

平成 年 月 日

府 中 市 長

東京瓦斯株式会社多摩支店
支店長

ガス供給停止等発生住民周知依頼書

「ガス供給停止等発生時における防災行政無線等の使用に関する協定書」に基づき、住民への周知について、次のとおり要請します。

事故発生日時	平成 年 月 日 時 分
事故発生場所	住所： 町 丁目 番地 号 対象世帯数： 世帯
事故の概要	
復旧予定日時	平成 年 月 日 時 分
発信文案	
その他	

【担当】 東京瓦斯株式会社多摩支店
所 属
担当者
電 話

平成 年 月 日

府 中 市 長

東京瓦斯株式会社多摩支店
支店長

ガス供給停止等復旧報告書

「ガス供給停止等発生時における防災行政無線等の使用に関する協定書」に基づき、次のとおり報告します。

事故発生日時	平成 年 月 日 時 分
事故発生場所	住所： 町 丁目 番地 号 対象世帯数： 世帯
事故の概要	
復旧日時	平成 年 月 日 時 分
事故対応経過	
発信文案	

【担当】 東京瓦斯株式会社多摩支店
所 属
担当者
電 話

資料 1 2 6 米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故に関する緊急措置要綱

(震 2 9 9 頁)

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第 2 条 各関係機関に別表 1 「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表 2 「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表 1 「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第 3 条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 事故の発生日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

(現地連絡所の設置)

第 4 条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第 5 条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表 3 「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第 6 条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第 7 条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

第 8 条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第 5 条に定める会議において検討し改正するものとする。

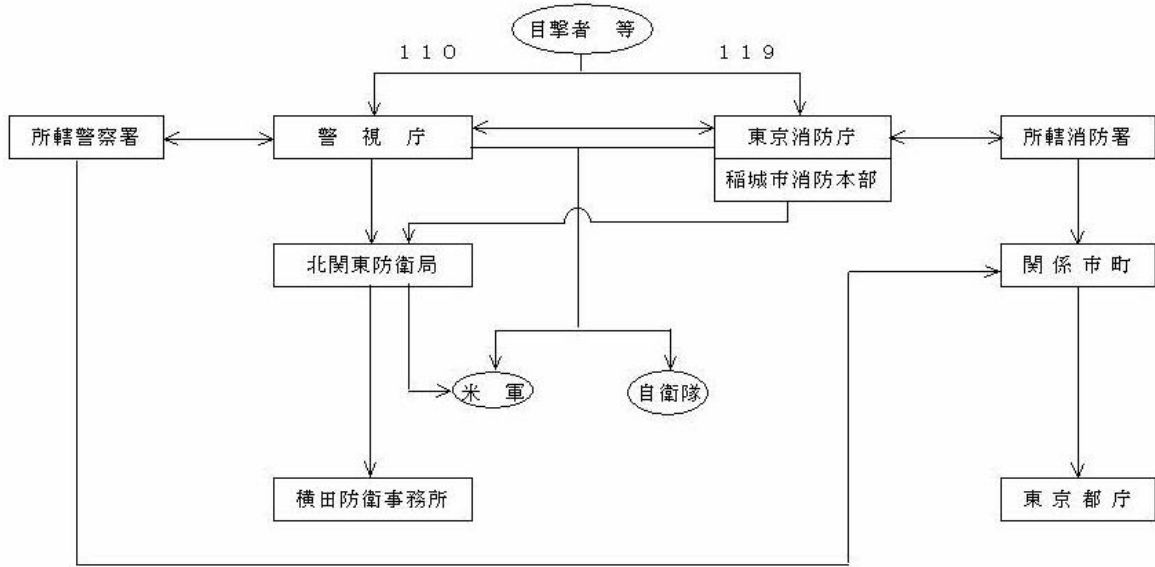
附 則 この要綱は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 6 2 年 6 月 2 6 日から施行する。

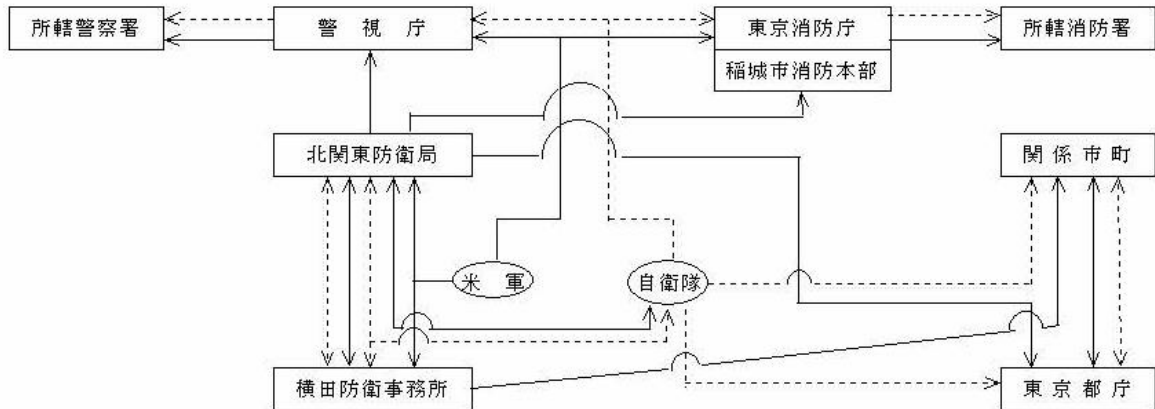
附 則 この要綱は、平成 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 1 9 年 9 月 3 日から施行する。

1 目撃者等からの通報経路：



2 米軍又は自衛隊からの通報経路：



凡	例
——	米軍航空事故等に係る通報経路
----	自衛隊航空事故等に係る通報経路

米軍機事故被災者救援活動分担表

NO	区 分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1) 救急活動	○	◎	○	○	○	○
		(2) 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○
		(3) その他(転院等)			○	○	○	◎
2	現場対策	(1) 消火活動		◎	○		○	
		(2) 警戒区域の設定	○	◎				
		(3) 立入制限、交通整理	◎	○				
		(4) 現地保存	◎	○				○
		(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎
		(6) 通信輸送			○		○	◎
3	財産被災者救援	(1) 財産保護・警備	◎					
		(2) 仮住居の斡旋提供				○	○	◎
		(3) 生活必需品の支給				○	○	◎
備 考	<p>航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。</p> <p>注：◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。</p>							

自衛隊機事故被災者救援活動分担表

NO	区 分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1) 救急活動	○	◎	○	○	○	
		(2) 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	
		(3) その他(転院等)			◎	○	○	
2	現場対策	(1) 消火活動		◎	○		○	
		(2) 警戒区域の設定	○	◎				
		(3) 立入制限、交通整理	◎	○	○			
		(4) 現地保存	◎	○	○			
		(5) 連絡所の設置	○	○	◎	○	○	○
		(6) 通信輸送			◎			
3	財産被災者救援	(1) 財産保護・警備	◎		○			
		(2) 仮住居の斡旋提供			◎	○	○	
		(3) 生活必需品の支給			◎	○	○	
備 考	注 : 1 ◎は、主務機関を示す。 2 ○は、主務機関への援助協力機関を示す。							

資料 1 2 7 河川防災計画における河川の整備状況 (風 5 頁)

<各河川の整備状況>

(1) 多摩川

市の南端を流れる多摩川は、市内延長約 9 kmに及び、流域の開発が進んできているため、今後に対策が必要である。

(2) 野川

市の北端を流れる野川は、市内延長約 250m であり、既に河道改修は完了している。

(3) 第 1 都市下水路

府中市八幡町 3 丁目を起点に、押立町 3 丁目に至る延長 2,380m の第 1 都市下水路は、全線にわたり改修を進め、昭和 48 年度で完成した。これにより、溢水や冠水の危険はなくなった。

(4) 第 2 都市下水路

府中市本宿町 1 丁目を起点に、是政 5 丁目に至る延長 3,430m の第 2 都市下水路は、昭和 53 年度に全線改修が完了した。これにより、溢水の危険はなくなった。

(5) 第 3 都市下水路

府中市住吉町 2 丁目を起点に、是政 6 丁目に至る延長 1,620m の第 3 都市下水路は、昭和 50 年度に全線改修が完了した。これにより、溢水の危険はなくなった。

(6) 第 4 都市下水路

府中市日新町 2 丁目を起点に、是政 6 丁目に至る延長 3,240m の第 4 都市下水路は、平成 2 年度に全線改修が完了した。これにより、溢水の危険はなくなった。

(7) その他の用水路

府中市南部地区の用水路については、幹線的な都市下水路の改修により、公共下水道の雨水渠としては完成した。今後もその他整備の必要な箇所については、改修を進め浸水解消に努める。

資料128 浸水想定区域内に所在する災害時要配慮者利用施設 (風9頁)

高齢者施設、障がい児・者施設等

No.	施設名	種別	所在地
1	ファミリー・ホスピス ライブクロス	住宅型有料老人ホーム	是政2-38-9
2	そんぼの家S府中住吉	サービス付き高齢者向け住宅	住吉町3-13-1
3	そんぼの家S府中中河原	サービス付き高齢者向け住宅	住吉町4-17-1
4	グランド・マスターズ武蔵府中	サービス付き高齢者向け住宅	分梅町5-28-1
5	そんぼの家S府中南町	サービス付き高齢者向け住宅	南町1-48-10
6	デイサービスももたろう	通所介護(デイサービス)	矢崎町2-3-5
7	たのしいデイ むさしふちゅう	通所介護(デイサービス)	分梅町5-30-1
8	デイサービスセンター遊・府中	通所介護(デイサービス)	四谷2-75-2
9	府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター	通所介護(デイサービス)	四谷3-66
10	アズハイム府中中河原デイサービスセンター	通所介護(デイサービス)	四谷3-14-9
11	介護老人保健施設ふれあいの里	通所リハビリテーション(デイケア)	押立町1-9-1
12	介護老人保健施設ウイング	通所リハビリテーション(デイケア)	四谷6-15-2
13	総合在宅支援センター いぶき	通所リハビリテーション(デイケア)	日新町5-53-1
14	特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」	短期入所生活介護(ショートステイ)	南町6-60-3
15	府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター	短期入所生活介護(ショートステイ)	四谷3-66
16	介護老人保健施設ふれあいの里	短期入所療養介護(ショートステイ)	押立町1-9-1
17	介護老人保健施設ウイング	短期入所療養介護(ショートステイ)	四谷6-15-2
18	府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター	認知症対応型通所介護	四谷3-66
19	車返団地デイサービスセンター スカイ	地域密着型通所介護(デイサービス)	白糸台5-26-7
20	デイサービス パーク郷土の森	地域密着型通所介護(デイサービス)	是政6-27-1
21	リハビリフィットネス ゆずりは 府中是政	地域密着型通所介護(デイサービス)	是政1-54 小原ビル1階
22	介護センターはんの木	地域密着型通所介護(デイサービス)	南町6-52-10
23	わの会デイサービスりんりん	地域密着型通所介護(デイサービス)	四谷6-6-1
24	デイサービスパーク中河原	地域密着型通所介護(デイサービス)	南町2-5-26
25	車返団地コラボケアセンター	小規模多機能型居宅介護	白糸台5-26-7
26	小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑	小規模多機能型居宅介護	四谷4-46-8
27	たのしい家 武蔵府中	認知症対応型共同生活介護	分梅町5-30-1
28	グループホーム みんなの家 府中	認知症対応型共同生活介護	四谷2-75-2
29	グループホーム よつや正吉苑	認知症対応型共同生活介護	四谷4-46-8
30	グループホームみんなの家 府中南町	認知症対応型共同生活介護	南町2-39-3
31	グループホームこもれび家族	認知症対応型共同生活介護	是政2-19-1
32	特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」	地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設	南町6-60-3
33	府中市立特別養護老人ホームよつや苑	介護老人福祉施設	四谷3-66
34	介護老人保健施設ふれあいの里	介護老人保健施設	押立町1-9-1
35	介護老人保健施設ウイング	介護老人保健施設	四谷6-15-2
36	グッドタイムナーシングホーム・府中式番館	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	是政1-17-5
37	まどか府中	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	矢崎町1-32-1
38	グッドタイムホーム・府中	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	矢崎町4-10-2
39	ニチケアセンター府中南町	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	南町1-48-1
40	ヘルス・ケア・ヴィラ府中	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	本町4-18-2
41	フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	日新町5-53-1
42	アメニティ府中	共同生活援助	押立町1-17-14
43	たんぼぼ	共同生活援助	本町2-19-33
44	くるみの木	共同生活援助	矢崎町4-15-3
45	チロリン村・はなさき	共同生活援助	矢崎町4-15-43
46	府中つばめの里	共同生活援助	日新町5-16-7
47	森の時計	共同生活援助	本町2-8-20
48	風媒花	共同生活援助	
49	グループホーム こんべいどう第1 グループホーム こんべいどう第2	共同生活援助	矢崎町4-13-1 1F・2F
50	グループホーム Vif	共同生活援助	本町1-1-22 プラージュハウス3階・4階
51	グループホームパレシア	共同生活援助	
52	ひばりの里	共同生活援助	四谷3-52-31
53	第一府中寮	共同生活援助	是政5-7-25 ラベラは政303
54	みなみ	共同生活援助	南町2-28-11
55	グループホームみち	共同生活援助	
56	グループホームあけぼの 第一樹林の家 グループホームあけぼの 第二樹林の家	共同生活援助	南町6-52-10
57	第二府中寮	共同生活援助	
58	プロジェクトけやきのもり	就労継続支援(B型)	住吉町1-60-10

59	コットンハウス	就労継続支援(B型)	住吉町2-13-3 ヘルムゾン住吉第2-101
60	フレンズファーム	就労移行	住吉町2-13-4
61	作業所スクラム	生活介護・就労継続支援(B型)	分梅町5-25-1
62	集いの家	生活介護・就労継続支援(B型)	南町1-45-1
63	梅の木の家共同作業所	就労継続支援(B型)	分梅町3-34-8
64	府中市立心身障害者福祉センター	生活介護	南町5-38
65	府中あゆみ園	生活介護	押立町1-17-9
66	府中ひまわり園	生活介護	押立町1-17-13
67	毎日CAMP	就労継続支援(B型)	本町1-1-22
68	府中市立心身障害者福祉センター 子ども発達支援センターあゆの子	児童発達支援	南町5-38
69	ポップシップ	児童発達支援・放課後等デイサービス	本町1-15-3 宮ノ森コーポ102
70	ちゃいにくろ2号館	児童発達支援・放課後等デイサービス	是政2-5-2
71	ちゃいにくろ児童デイサービス府中	児童発達支援・放課後等デイサービス	白糸台6-5-10
72	キッズステップ	児童発達支援・放課後等デイサービス	清水が丘2-45-4 ヘルファースト清水が丘1階
73	放課後デイサービス プティ フォンティース	放課後等デイサービス	本町1-1-22 プラージュハウス2階
74	リボン 第3教室	放課後等デイサービス	住吉町1-82-2 2階
75	放課後等デイサービス白ゆり	放課後等デイサービス	住吉町1-32-12 サングレイッシュ中河原103

保育施設

No.	施設名	種別	所在地
1	光明府中南保育園	福)多摩養育園	本町2-29-11
2	住吉保育所	府中市立	住吉町2-30-17
3	小柳保育所	府中市立	小柳町2-34-2
4	四谷保育所	府中市立	四谷5-3-1
5	本町保育所	府中市立	本町3-19-3
6	南分倍保育園	福)府中清心会	南町2-41-39
7	是政保育園	宗)西蔵院	是政3-6
8	是政保育園分園	宗)西蔵院	是政4-1-1
9	押立保育園	福)桜友会	押立町1-27-1
10	府中保育園	福)たけの子福祉会	分梅町3-19
11	にじのいろ保育園	福)若水会	是政5-21
12	押立第二保育園	福)桜友会	押立町2-15-3
13	押立第二保育園分園	福)桜友会	押立町2-14-29
14	第2府中保育園	福)たけの子福祉会	日新町5-51-1
15	山手保育園清水が丘分園	福)東京山手マリア会	清水が丘2-41-2
16	キッズランド府中保育園	株)ケイ・コネクト	住吉町2-1-1
17	府中中河原雲母保育園	株)モード・プランニング・ジャパン	住吉町2-9-2
18	光明高倉保育園	福)多摩養育園	分梅町1-31
19	まなびの森保育園中河原	株)こどもの森	住吉町4-45-3
20	明桜保育園	福)明王会	四谷2-31-1
21	アスク府中本町保育園	株)日本保育サービス	本町2-35-4
22	ソラスト府中	株)ソラスト	小柳町2-11-2 TENS BUILDING. 3F
23	ヴィラまなびの森保育園住吉町	株)こどもの森	住吉町3-64
24	ヒューマンアカデミー中河原保育園	ヒューマンライフケア(株)	四谷1-17-8
25	四谷保育園	株)チルドレンファースト・アカデミー	四谷2-71-1
26	東京国際モンテッソーリ教師トレーニングセンター付属 聖イリナモンテッソーリスクールこどもの家	米山美智子	住吉町2-24-50

幼稚園

No.	施設名	種別	所在地
1	府中白百合第二幼稚園	学校法人 亀井啓進会	是政1-29
2	府中ひばり幼稚園	学校法人 大原学園	四谷2-25
3	府中わかば幼稚園	学校法人 高野学園	南町4-9
4	府中おともだち幼稚園	東京都公認	住吉町1-36-2
5	府中校成幼稚園	学校法人 府中校成学園	白糸台4-39-2

小学校

No.	施設名	種別	所在地
1	第三小学校	小学校	片町3-5
2	第八小学校	小学校	是政1-34
3	住吉小学校	小学校	住吉町2-30
4	矢崎小学校	小学校	矢崎町4-9
5	小柳小学校	小学校	小柳町3-21
6	南白糸台小学校	小学校	白糸台6-48
7	四谷小学校	小学校	四谷3-2740

8	南町小学校	小学校	南町3-6
9	日新小学校	小学校	日新町5-22

中学校

No.	施設名	種別	所在地
1	第三中学校	中学校	本町4-16
2	第六中学校	中学校	押立町1-2
3	第八中学校	中学校	四谷1-2827
4	第九中学校	中学校	小柳町2-49

高等学校

No.	施設名	種別	所在地
1	都立府中西高等学校	都立高校	日新町4-6
2	都立府中東高等学校	都立高校	押立町4-21

病院、診療所の医療施設(有床に限る)

No.	施設名	種別	所在地
1	府中恵仁会病院	医療法人社団	住吉町5-21-1
2	共済会櫻井病院	医療法人社団共済会	是政2-36

学童クラブ

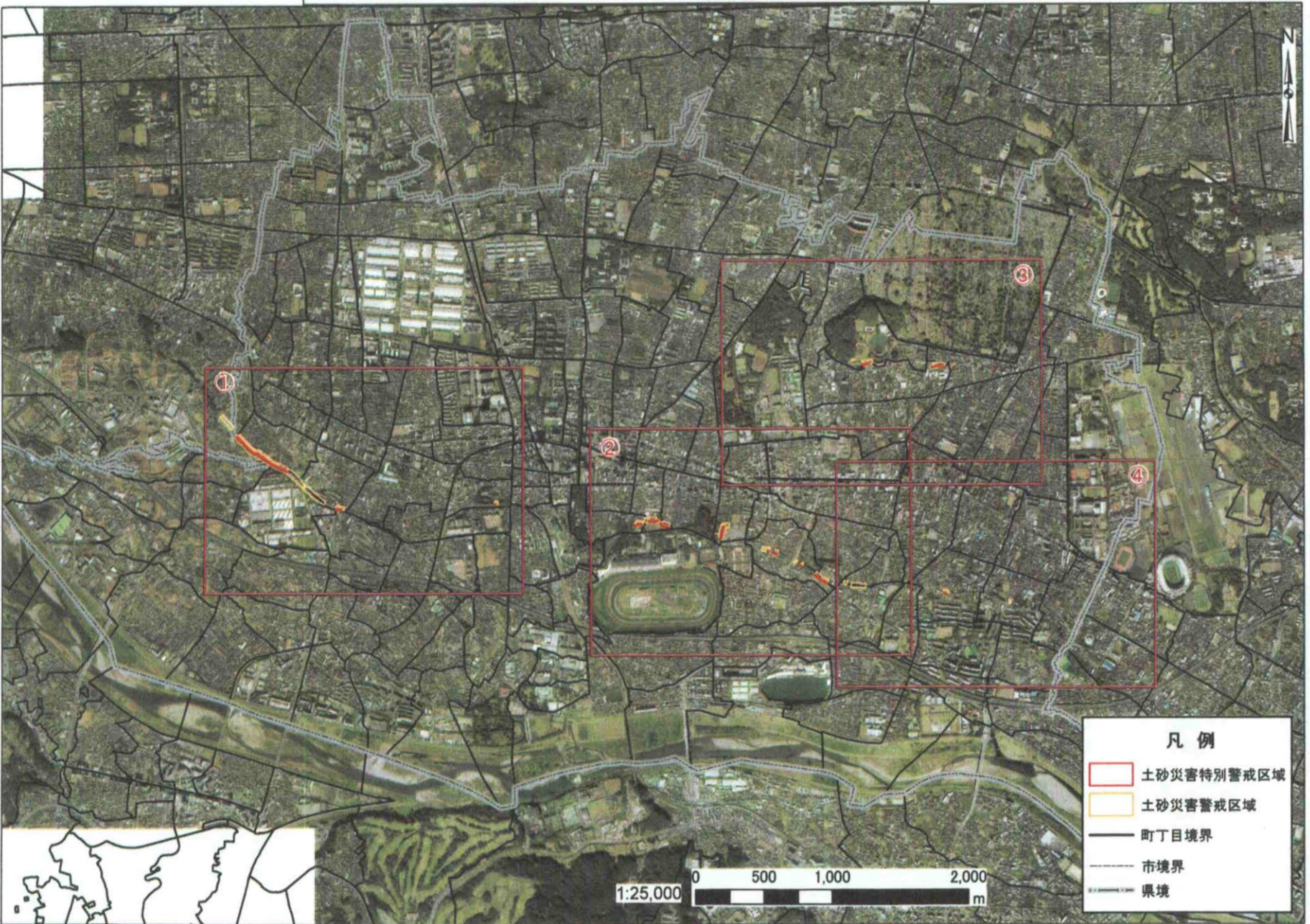
No.	施設名	種別	所在地
1	第三学童クラブ	学童クラブ	片町3-5
2	第八学童クラブ	学童クラブ	是政1-34
3	住吉学童クラブ	学童クラブ	住吉町2-30
4	矢崎学童クラブ	学童クラブ	矢崎町4-9
5	小柳学童クラブ	学童クラブ	小柳町4-45
6	南白糸台学童クラブ	学童クラブ	押立町2-25
7	四谷学童クラブ	学童クラブ	四谷3-2740
8	南町学童クラブ	学童クラブ	南町3-6
9	日新学童クラブ	学童クラブ	日新町5-22

文化センター等

No.	施設名	種別	所在地
1	住吉文化センター	府中市立	住吉町1-61
2	是政文化センター	府中市立	是政2-20
3	押立文化センター	府中市立	押立町5-4
4	四谷文化センター	府中市立	四谷2-75
5	府中市立介護予防推進センター	介護予防推進センター	分梅町1-31

資料 1 2 8 - 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (風 6 頁)

町名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
片町 2 丁目	1	1
小柳町 2 丁目	2	0
清水が丘 2 丁目	4	3
白糸台 4 丁目	1	1
白糸台 5 丁目	1	0
西府町 1 丁目	1	1
西府町 5 丁目	1	0
日新町 1 丁目	2	1
本宿町 1 丁目	1	1
宮町 3 丁目	1	1
武蔵台 2 丁目	1	0
八幡町 1 丁目	3	2
八幡町 3 丁目	2	2
若松町 4 丁目	1	1
若松町 5 丁目	2	1
合計	2 4	1 5



凡例

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 町丁目境界
- 市境界
- 県境

1:25,000 0 500 1,000 2,000 m

土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 (府中市①) 西府町、日新町、本宿町、片町地区



区域番号 206001-本町二丁目

- 凡例**
- 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
 - 町丁目境界
 - 市境界
 - 県境

0 100 200
南町-1:6,000 m

土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 (府中市②) 宮町、八幡町、清水が丘、小柳町地区)



区域番号 206001-

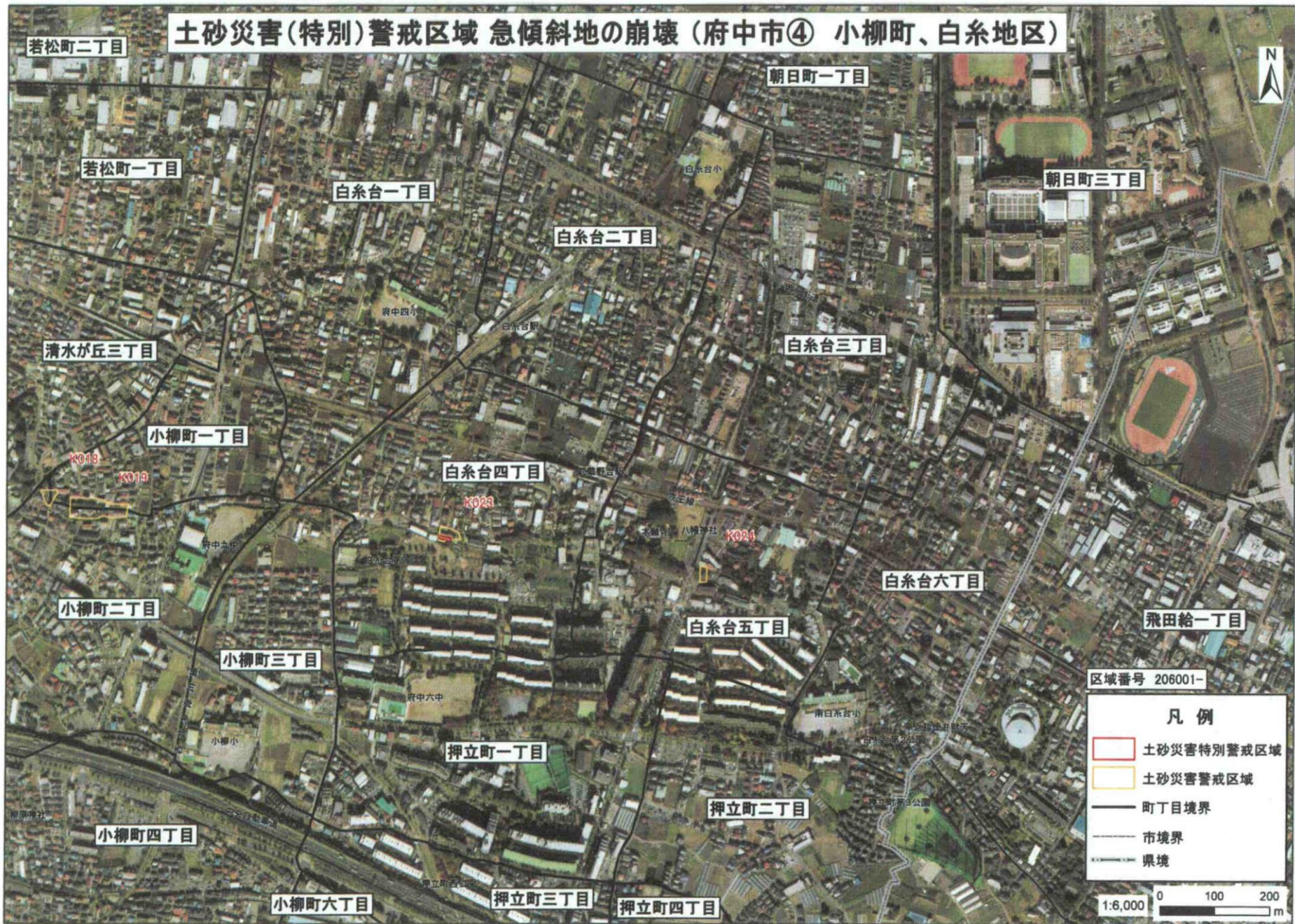
- 凡例**
- 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
 - 町丁目境界
 - 市境界
 - 県境

小柳町四丁目 1:6,000 0 100 200 m

土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 (府中市③ 若松町地区)



土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 (府中市④) 小柳町、白糸地区)





土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 (国分寺市① 日吉町・内藤・西元町)



資料 1 2 8 - 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設 (風 6 頁)

土砂災害特別警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設

名称	所在
府中第十小学校	若松町 4 丁目 2 9 番

土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設

名称	所在
府中第五小学校	本宿町 1 丁目 5 1 番
府中生活実習所	若松町 5 丁目 2 番
西府文化センター	西府町 1 丁目 6 0 番
府中第十小学校	若松町 4 丁目 2 9 番

資料129 重要水防箇所 (風12頁)

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
1	多左 61-1	多摩川	工作物	B	左	東京都 青梅市大柳町	61.2k +4m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (柳瀬橋)	青梅市	西多摩	多摩川上流	
2	多左 60-1	多摩川	工作物	B	左	東京都 青梅市千ヶ瀬町 6丁目	60.9k +21m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (粘美橋)	青梅市	西多摩	多摩川上流	
3	多左 57-1	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 青梅市河辺町1 丁目	57.2k +25m 57.2k	26.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	青梅市	西多摩	多摩川上流	積み土のう
4	多左 55-1	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 羽村市羽加美4 丁目	55.0k +160m 55.0k +100m	64.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう
5	多左 55-2	多摩川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	東京都 羽村市羽加美4 丁目	55.0k +100m 55.0k +25m	80.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう シート張り
6	多左 55-3	多摩川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	東京都 羽村市羽加美4 丁目	55.0k +25m 55.0k	26.9	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう シート張り
7	多左 55-4	多摩川	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	左	東京都 羽村市羽加美4 丁目	55.0k 54.8k +100m	103.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう シート張り 木流し
8	多左 54-1	多摩川	越水(溢水) 水衝洗掘	B B	左	東京都 羽村市羽加美4 丁目	54.8k +100m 54.8k	103.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう 木流し
9	多左 54-2	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 羽村市羽加美4 丁目	54.8k 54.6k +100m	96.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	羽村市	西多摩	多摩川上流	積み土のう
10	多左 54-3	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 羽村市玉川2丁 目	54.2k 53.2k +91m	911.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	木流し
11	多左 53-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 羽村市玉川2丁 目	53.2k +15m 53.0k +100m	115.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	木流し
12	多左 53-2	多摩川	工作物	A	左	東京都 羽村市玉川1丁 目	53.6k +100m	1箇所	応急対策が必要な施設 (羽村堰)	羽村市	西多摩	多摩川上流	
13	多左 53-3	多摩川	工作物	B	左	東京都 羽村市玉川2丁 目	53.0k +100m	1箇所	護岸工未整備 (羽村町排水樋管)	羽村市	西多摩	多摩川上流	
14	多左 53-4	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 羽村市玉川2丁 目	53.0k +100m 52.4k +100m	603.4	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	羽村市	西多摩	多摩川上流	木流し
15	多左 52-1	多摩川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	東京都 福生市大字福生	52.4k +100m 52.2k +130m	181.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	シート張り 木流し
16	多左 52-2	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 福生市大字福生	52.2k +130m 52.2k +100m	36.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	シート張り
17	多左 52-3	多摩川	(重点) 水衝洗掘	B	左	東京都 福生市大字福生	52.2k +80m 51.4k	855.5	越水危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	木流し
18	多左 50-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 福生市北田園2 丁目	50.8k +31m 50.8k	39.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	木流し
19	多左 50-2	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 福生市南田園	50.0k 49.6k +90m	312.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	福生市	西多摩	多摩川上流	木流し

■重要度A ■重要度B ■要注意

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
20	多左 48-1	多摩川	(重点) 水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市拝島町5丁目	48.0k 47.8k +100n	105.0	氾濫危険水位設定箇所(調布橋観測所) 立川市、昭島市に氾濫被害を発生させる危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
21	多左 47-1	多摩川	工作物	B	左	東京都 昭島市拝島町5丁目	47.8k +100n	1箇所	対策が必要な施設 (昭和用水堰)	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	
22	多左 47-2	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市拝島町5丁目	47.8k +100n 47.6k +100n	205.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
23	多左 47-3	多摩川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	東京都 昭島市拝島町5丁目	47.6k +100n 47.4k +100n	206.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 木流し
24	多左 47-4	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市拝島町5丁目	47.4k +100n 47.0k +175n	331.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
25	多左 47-5	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市拝島町4丁目	47.0k +175n 46.8k +25n	356.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
26	多左 46-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市拝島町4丁目	46.8k +25n 46.6k	230.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
27	多左 45-1	多摩川	(重点) 水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市大神町4丁目	45.4k 45.0k +100n	295.8	越水危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
28	多左 45-2	多摩川	工作物	A	左	東京都 昭島市大神町4丁目	45.2k	1箇所	応急対策が必要な施設 (日野用水堰)	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	
29	多左 45-3	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市大神町4丁目	45.0k +100n 44.8k +25n	295.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
30	多左 44-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市大神町4丁目	44.8k +25n 44.8k	24.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
31	多左 43-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市宮沢町3丁目	43.8k 43.6k +167n	35.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
32	多左 43-2	多摩川	工作物	B	左	東京都 昭島市福島町3丁目	43.6k +29n	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (多摩大橋)	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	
33	多左 43-3	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 昭島市福島町3丁目	43.2k +144n 42.6k +100n	643.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
34	多左 42-1	多摩川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	東京都 昭島市郷地町3丁目	42.6k +100n 42.6k +80n	19.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	昭島市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 木流し
35	多左 42-2	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 立川市富士見町6丁目	42.6k +80n 42.4k +110n	182.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り
36	多左 42-3	多摩川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	東京都 立川市富士見町6丁目	42.4k +110n 42.4k	110.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 木流し
37	多左 42-4	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 立川市富士見町6丁目	42.4k 42.2k +145n	59.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り

■重要度A ■重要度B ■要注意

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
38	多左 42-5	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	東京都 立川市富士見町 6丁目	42.2k +145m 41.8k +145m	391.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り 釜段工法
39	多左 41-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 立川市富士見町 6丁目	41.8k +145m 41.8k +100m	46.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り
40	多左 41-2	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 立川市柴崎町5 丁目	41.2k +95m 41.2k +90m	5.1	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
41	多左 41-3	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 立川市柴崎町5 丁目	41.2k +90m 41.0k +45m	260.1	旧川跡	立川市	北多摩北部	多摩川上流	釜段工法
42	多左 40-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 立川市柴崎町6 丁目	40.4k 40.2k +140m	67.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
43	多左 40-2	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 立川市錦町5丁 目	40.0k +195m 40.0k +160m	33.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
44	多左 39-1	多摩川	(重点) 水衝洗掘	B	左	東京都 立川市錦町6丁 目	39.6k +70m 39.6k	70.1	越水危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	立川市	北多摩北部	多摩川上流	木流し
45	多左 39-2	多摩川	新堤防	要注	左	東京都 国立市谷保	39.4k +84m 39.4k +27m	58.0	新堤防で築造後3年以内の箇所 (R28多摩川根川排水樋門新設工事 H30.3完成)	国立市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り
46	多左 39-3	多摩川	新堤防	要注	左	東京都 国立市谷保	39.4k +27m 39.2k +135m	125.8	新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川管内土砂改良地工事 R3.3完成)	国立市	北多摩北部	多摩川上流	シート張り
48	多左 36-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 府中市四谷3丁 目	36.4k +50m 35.4k +10m	892.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩出張所	木流し
49	多左 34-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 府中市住吉町2 丁目	34.8k +50m 34.6k	254.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩出張所	木流し
50	多左 34-2	多摩川	工作物	B	左	東京都 府中市住吉町2 丁目	34.6k +38m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (新規戸橋)	府中市	北多摩南部	多摩出張所	
51	多左 34-3	多摩川	工作物	B	左	東京都 府中市住吉町2 丁目	34.6k +25m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (開戸橋)	府中市	北多摩南部	多摩出張所	
52	多左 33-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 府中市住吉町2 丁目	33.0k 32.2k +170m	598.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩出張所	木流し
53	多左 32-1	多摩川	工作物	A	左	東京都 府中市是政6丁 目	32.4k	1箇所	応急対策が必要な施設 (大丸用水樋)	府中市	北多摩南部	多摩出張所	
54	多左 32-2	多摩川	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	左	東京都 府中市是政6丁 目	32.2k +170m 32.2k +80m	102.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩出張所	木流し 釜段工法
55	多左 32-3	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 府中市是政6丁 目	32.2k +80m 32.0k	304.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩出張所	木流し

■重要度A ■重要度B ■要注意

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種 別	階 級		地 先 名	杆 杭 位 置 (K, m)	担 当 水 防 団 体			担 当 土 木 事 務 所			
56	多左 30-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 府中市小柳町6 丁目	30.0k +100n 30.0k +80m	17.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
57	多左 30-2	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	東京都 府中市小柳町6 丁目	30.0k +80n 29.8k +160n	106.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り 釜段工法	
58	多左 29-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 府中市小柳町6 丁目	29.8k +160n 29.4k +100m	448.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
59	多左 29-2	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 府中市押立町5 丁目	29.4k +75m 29.0k +135m	510.8	旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩出張所	釜段工法	
60	多左 29-3	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 府中市押立町5 丁目	29.0k +100n 28.6k +55m	565.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	府中市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
61	多左 28-1	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	東京都 府中市押立町5 丁目	28.6k +55m 28.6k +45m	11.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	府中市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り 釜段工法	
62	多左 28-2	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	東京都 調布市上石原3 丁目	28.6k +45m 28.4k +100m	170.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り 釜段工法	
63	多左 28-3	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 調布市多摩川2 丁目	28.4k +100n 28.0k +50m	461.7	旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩出張所	釜段工法	
64	多左 28-4	多摩川	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	左	東京都 調布市多摩川2 丁目	28.0k +50m 27.8k +110n	99.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩出張所	木流し 釜段工法	
65	多左 27-1	多摩川	工作物	B	左	東京都 調布市多摩川3 丁目	27.8k +160n	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (多摩川原水遣橋)	調布市	北多摩南部	多摩出張所		
66	多左 27-2	多摩川	工作物	B	左	東京都 調布市多摩川3 丁目	27.8k +138n	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (多摩川原橋)	調布市	北多摩南部	多摩出張所		
67	多左 27-3	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 調布市多摩川3 丁目	27.8k +110n 27.6k +175m	87.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩出張所	木流し	
68	多左 27-4	多摩川	越水(溢水) 水衝洗掘	B B	左	東京都 調布市多摩川3 丁目	27.6k +175m 27.6k +100n	57.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう 木流し	
69	多左 27-5	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 調布市多摩川3 丁目	27.6k +100n 27.4k +100n	153.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう	
70	多左 27-6	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 調布市多摩川3 丁目	27.4k +100n 27.0k	477.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう	
71	多左 27-7	多摩川	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	左	東京都 調布市多摩川4 丁目	27.0k 26.8k	210.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう シート張り 木流し	
72	多左 27-8	多摩川	陸閘	要注	左	東京都 調布市多摩川3 丁目	27.4k	1箇所	調布市第4陸閘	調布市	北多摩南部	多摩出張所		
73	多左 26-1	多摩川	陸閘	要注	左	東京都 調布市多摩川5 丁目	26.8k	1箇所	調布市第1陸閘	調布市	北多摩南部	多摩出張所		

■重要度A ■重要度B ■要注意

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種 別	階 級		地 先 名	杆 杭 位 置 (K, m)	担 当 水 防 団 体			担 当 土 木 事 務 所			
74	多左 26-2	多摩川	(重点) 越水(溢水)	B	左	東京都 調布市多摩川5 丁目	26.8k 26.6k +100m	107.5	氾濫危険水位設定箇所(石原観測所) 世田谷区、狛江市、調布市に氾濫被害を 発生させる危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう	
75	多左 26-3	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 調布市多摩川7 丁目	26.6k +100m 26.6k +50m	53.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう	
76	多左 26-4	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 調布市多摩川7 丁目	26.6k +50m 26.6k +25m	26.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	調布市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう	
77	多左 26-5	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 調布市多摩川7 丁目	26.4k +100m 26.2k +145m	187.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
78	多左 26-6	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	東京都 調布市多摩川7 丁目	26.2k +145m 26.2k +35m	116.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り 釜段工法	
79	多左 26-7	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 調布市多摩川7 丁目	26.2k +35m 25.6k +100m	515.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	調布市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
80	多左 25-1	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 調布市染地2丁 目	25.0k +60m 25.0k +5m	43.9	旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩出張所	釜段工法	
81	多左 24-1	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 調布市染地3丁 目	24.4k +20m 24.2k +165m	77.9	旧川跡	調布市	北多摩南部	多摩出張所	釜段工法	
82	多左 24-2	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 狛江市西和泉2 丁目	24.2k +165m 24.2k +160m	7.2	旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	釜段工法	
83	多左 24-3	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 狛江市元和泉2 丁目	24.2k +140m 24.2k +15m	179.6	旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	釜段工法	
84	多左 22-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 狛江市猪方4丁 目	22.8k +100m 22.8k +50m	30.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
85	多左 22-2	多摩川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	東京都 狛江市猪方4丁 目	22.8k +50m 22.8k +34m	9.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のう シート張り	
86	多左 22-3	多摩川	堤体漏水 新堤防	B 要注	左	東京都 狛江市猪方4丁 目	22.8k +34m 22.6k +100m	111.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸猪方築堤工事 R3.1完成)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り	
87	多左 22-4	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 狛江市猪方4丁 目	22.6k +100m 22.2k	545.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
88	多左 22-5	多摩川	堤体漏水 新堤防	B 要注	左	東京都 狛江市猪方4丁 目	22.2k 22.0k +175m	29.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸猪方築堤工事 R3.1完成)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り	
89	多左 22-6	多摩川	堤体漏水 新堤防	B 要注	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	22.0k +175m 22.0k +24m	77.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸猪方築堤工事 R3.1完成)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り	
90	多左 22-7	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	22.0k +24m 21.8k +74m	76.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	

■重要度A ■重要度B ■要注

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	桁杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
91	多左 21-1	多摩川	堤体漏水 新堤防	B 要注	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	21.6k +74m 21.4k +195m	138.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸猪方築堤工事 R3.1完成)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り	
92	多左 21-2	多摩川	堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	21.4k +195m 21.4k +165m	28.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸猪方築堤工事 R3.1完成) 旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り 釜段工法	
93	多左 21-3	多摩川	堤体漏水 新堤防	B 要注	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	21.4k +165m 21.4k +150m	14.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸猪方築堤工事 R3.1完成)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り	
94	多左 21-4	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	21.4k +150m 21.4k +125m	24.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
95	多左 21-5	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	21.4k +125m 21.4k	120.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
96	多左 21-6	多摩川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	21.4k 21.2k	185.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り 木流し	
97	多左 21-7	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 狛江市駒井町3 丁目	21.2k 21.0k +155m	37.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り	
98	多左 21-8	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 世田谷区喜多見 2丁目	21.0k +155m 21.0k +75m	67.1	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	多摩出張所	シート張り	
99	多左 21-9	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	東京都 世田谷区喜多見 2丁目	21.0k +75m 21.0k +5m	58.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	世田谷区	第二建設	多摩出張所	シート張り 釜段工法	
100	多左 21-10	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 世田谷区喜多見 2丁目	21.0k +5m 20.8k +100m	121.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	多摩出張所	シート張り	
101	多左 20-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 世田谷区喜多見 2丁目	20.8k +100m 20.6k +100m	121.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	多摩出張所	シート張り	
102	多左 20-2	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 世田谷区喜多見 1丁目	20.6k +100m 20.4k +100m	223.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	多摩出張所	シート張り	
103	多左 20-3	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 世田谷区喜多見 1丁目	20.4k +100m 20.2k +100m	251.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	シート張り	
104	多左 20-4	多摩川	旧川跡	要注	左	東京都 世田谷区宇奈根 2丁目	20.0k +150m 20.0k +10m	146.5	旧川跡	世田谷区	第二建設	田園調布	釜段工法	
105	多左 19-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 世田谷区宇奈根 1丁目	19.6k +100m 19.4k +100m	207.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	木流し	
106	多左 18-1	多摩川	陸開	要注	左	東京都 世田谷区鎌田1 丁目	18.6k	1箇所	久地陸開	世田谷区	第二建設	田園調布		
107	多左 18-2	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 世田谷区玉川3 丁目	18.2k 17.8k +175m	259.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	木流し	

■重要度A ■重要度B ■要注

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地名	桁杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
108	多左 17-1	多摩川	越水(溢水) 水衝洗掘	A B	左	東京都 世田谷区玉川3 丁目	17.8k +175m 17.8k +25m	186.9	玉川3丁目洪水予備個別対応地区 計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の洗場のおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう 木流し
109	多左 17-2	多摩川	(重点) 越水(溢水) 水衝洗掘	B B	左	東京都 世田谷区玉川3 丁目	17.8k +25m 17.6k +150m	114.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗場のおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう 木流し
110	多左 17-3	多摩川	工作物	B	左	東京都 世田谷区玉川3 丁目	17.8k +13m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (二子橋)	世田谷区	第二建設	田園調布	
111	多左 17-4	多摩川	(重点) 越水(溢水)	B	左	東京都 世田谷区玉川1 丁目	17.6k +150m 17.4k +85m	285.1	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう
112	多左 17-5	多摩川	陸間	要注	左	東京都 世田谷区玉川町 1丁目	17.6k +100m	2箇所	玉川西陸間、玉川東陸間	世田谷区	第二建設	田園調布	
113	多左 17-6	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 世田谷区玉川1 丁目	17.4k +85m 17.0k +175m	332.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	世田谷区	第二建設	田園調布	積み土のう
114	多左 16-1	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 世田谷区上野毛 3丁目	16.8k 16.6k +90m	110.0	堤防前面の洗場のおそれがある箇所	世田谷区	第二建設	田園調布	木流し
115	多左 13-1	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区田園調布 1丁目	13.8k 13.6k	288.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
116	多左 13-2	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 大田区田園調布 1丁目	13.4k 13.0k +150m	316.5	堤防前面の洗場のおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	木流し
117	多左 13-3	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 大田区田園調布 本町	13.0k +150m 13.0k +60m	125.7	堤防前面の洗場のおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	木流し
118	多左 13-4	多摩川	水衝洗掘	B	左	東京都 大田区田園調布 本町	13.0k +37m 12.8k +6m	263.4	堤防前面の洗場のおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	木流し
119	多左 12-1	多摩川	新堤防	要注	左	東京都 大田区田園調布 本町	12.8k +6m 12.6k +144m	70.3	新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸矢口築堤護岸他工事 R2.7完成)	大田区	第二建設	田園調布	シート張り
120	多左 10-1	多摩川	工作物	B	左	東京都 大田区下丸子3 丁目	10.4k +56m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (瓦斯橋)	大田区	第二建設	田園調布	
121	多左 9-1	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 大田区下丸子2 丁目	9.8k +100m 9.6k +100m	193.5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	シート張り
122	多左 9-2	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 大田区下丸子2 丁目	9.6k +100m 9.4k +100m	230.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	シート張り
123	多左 9-3	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	東京都 大田区下丸子2 丁目	9.4k +100m 9.4k +20m	64.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	大田区	第二建設	田園調布	シート張り 釜段工法
124	多左 9-4	多摩川	堤体漏水	B	左	東京都 大田区矢口3丁 目	9.4k +20m 8.8k +100m	423.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	大田区	第二建設	田園調布	シート張り
125	多左 8-1	多摩川	新堤防	要注	左	東京都 大田区矢口3丁 目	8.6k+64m 8.4k+141m	156.5	新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸矢口築堤護岸他工事 R2.7完成)	大田区	第二建設	田園調布	シート張り

■重要度A ●重要度B ●要注意

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
126	多左 8-2	多摩川	工作物	B	左	東京都 大田区多摩川2丁目	8.4k +191m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (多摩川大橋)	大田区	第二建設	田園調布		
127	多左 8-3	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区多摩川2丁目	8.2k +150m 6.2k +78m	1931.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう	
128	多左 6-1	多摩川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	東京都 大田区西六郷4丁目	6.2k +78m 6.2k -52m	150.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川堰一丁目築堤護岸工事 H30.5完成)	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り	
129	多左 6-2	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区西六郷4丁目	6.2k -52m 6.0k +100m	25.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう	
130	多左 6-3	多摩川	(重点) 越水(溢水)	B	左	東京都 大田区西六郷4丁目	6.0k +100m 5.8k +150m	73.6	氾濫危険水位設定箇所(田園調布(上) 観測所) 大田区に氾濫被害を発生させる危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう	
131	多左 6-4	多摩川	工作物	B	左	東京都 大田区仲六郷4丁目	6.0k +18m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (京浜東北線多摩川橋)	大田区	第二建設	田園調布		
132	多左 5-1	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区西六郷4丁目	5.8k +150m 5.8k +100m	24.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう	
133	多左 5-2	多摩川	工作物	B	左	東京都 大田区仲六郷4丁目	5.8k +194m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (東海道本線多摩川橋梁)	大田区	第二建設	田園調布		
134	多左 5-3	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区仲六郷4丁目	5.8k +100m 5.8k +70m	14.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう	
135	多左 5-4	多摩川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	東京都 大田区仲六郷4丁目	5.8k +70m 5.8k +25m	22.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川東古市場築堤護岸工事 H30.7完成)	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り	
136	多左 5-5	多摩川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	東京都 大田区仲六郷4丁目	5.8k +25m 5.8k +20m	2.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内の箇所 (H29多摩川東古市場築堤護岸工事 H30.7完成)	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう シート張り	
137	多左 5-6	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区仲六郷4丁目	5.8k +20m 5.6k +175m	20.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう	
138	多左 5-7	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区東六郷3丁目	5.6k +175m 3.4k +75m	2161.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう	
139	多左 1-1	多摩川	新堤防	要注	左	東京都 大田区羽田空港2丁目	1.4k +75m 1.3k +36m	186.3	新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸羽田空港地区高潮堤防工事 R2.12完成)	大田区	第二建設	田園調布	シート張り	
140	多左 1-2	多摩川	新堤防	要注	左	東京都 大田区羽田空港2丁目	1.3k +36m 1.2k +49m	129.8	新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸羽田上流高潮堤防工事 R3.1完成)	大田区	第二建設	田園調布	シート張り	
141	多左 1-3	多摩川	新堤防	要注	左	東京都 大田区羽田空港2丁目	1.2k +49m 1.1k +41m	103.7	新堤防で築造後3年以内の箇所 (R1多摩川左岸羽田下流高潮堤防工事 R3.1完成)	大田区	第二建設	田園調布	シート張り	

■重要度A ■重要度B ■要注意

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
142	多左 1-4	多摩川	越水(溢水)	B	左	東京都 大田区羽田空港 2丁目	1.1k +41m 1.1k	41.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	大田区	第二建設	田園調布	積み土のう
■ 重要度A ■ 重要度B ■ 要注意													

(空白)

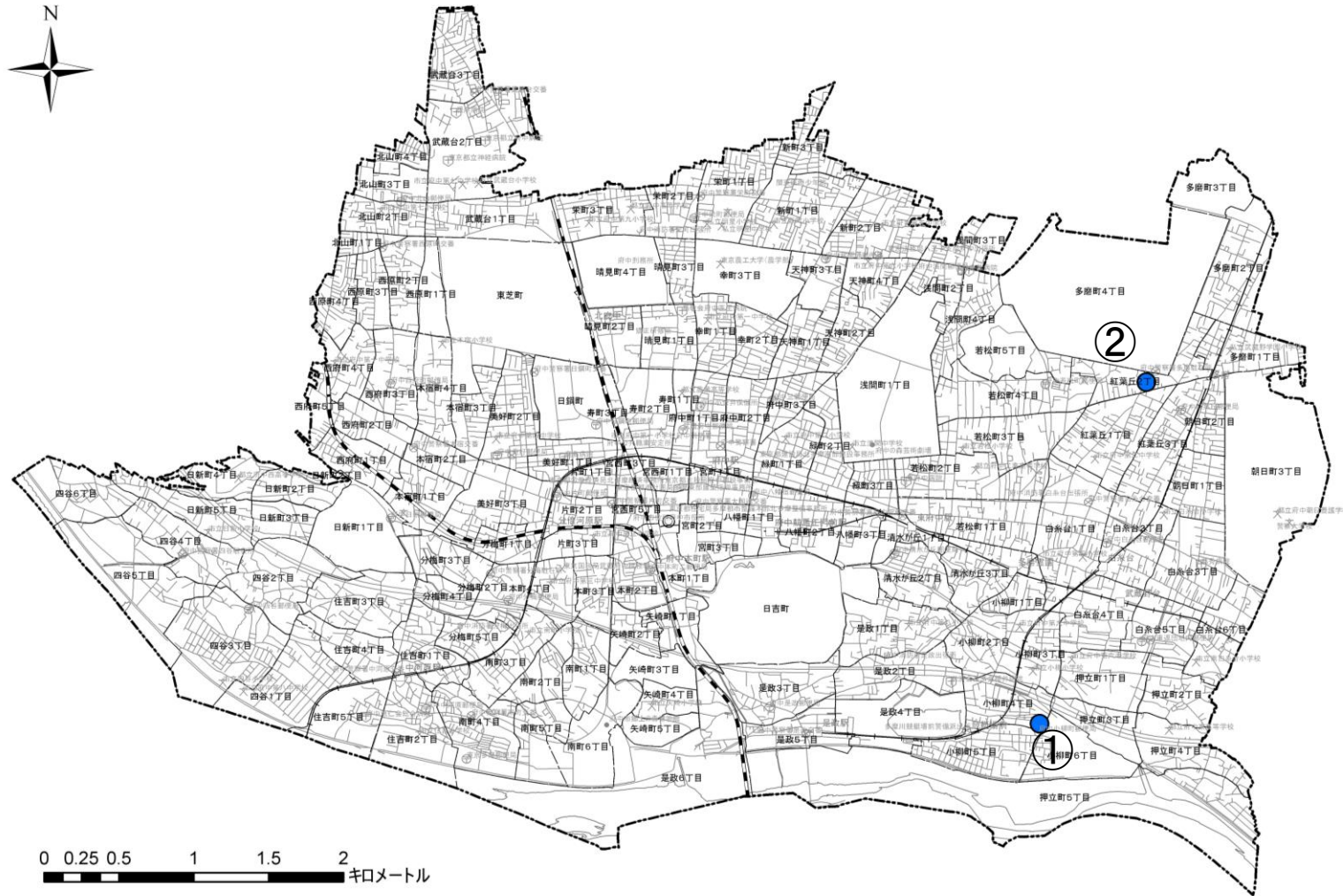
(空白)

(空白)

(空白)

(空白)

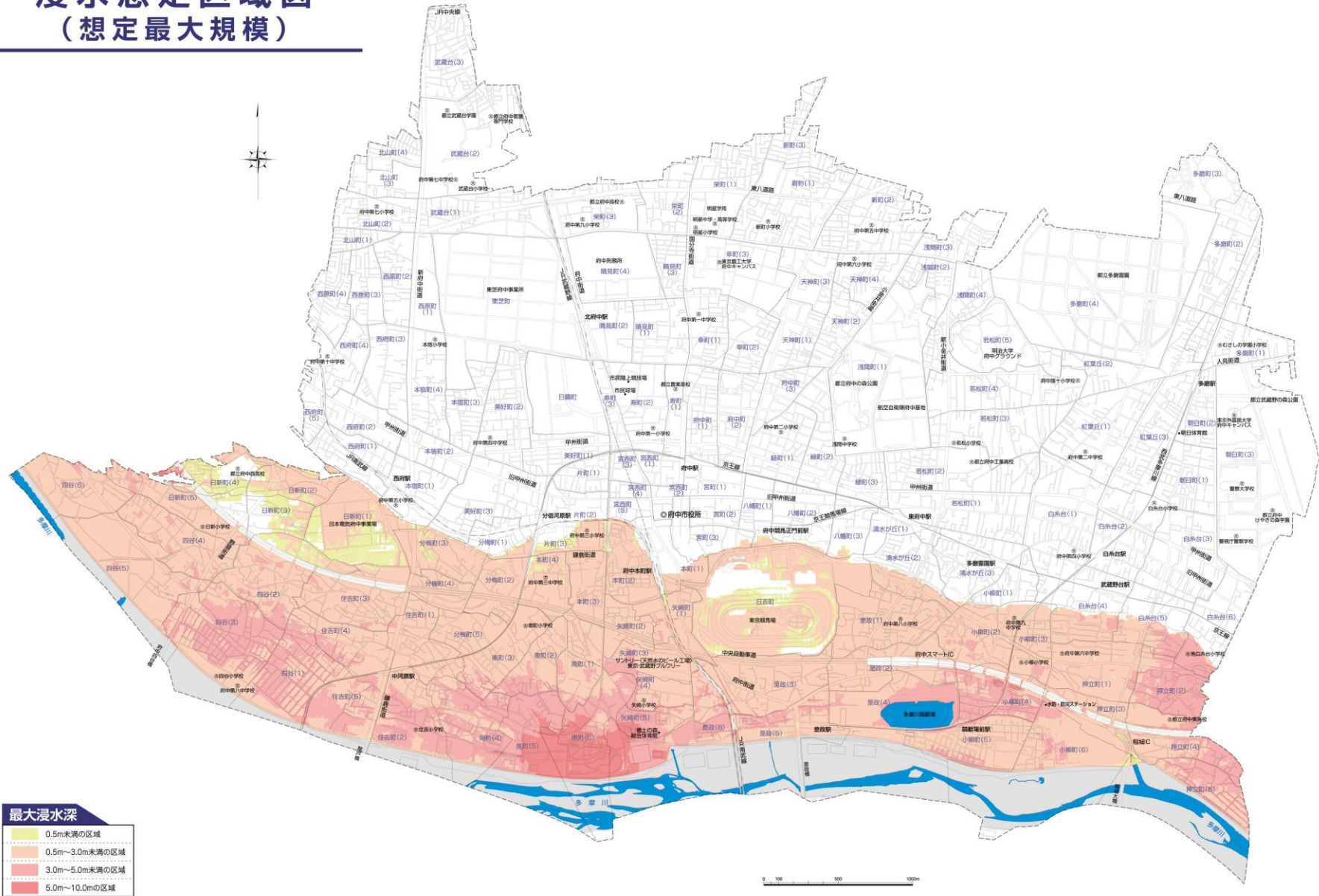
資料130 浸水危険度の高い地域（浸水履歴）（風17頁）



1990年（平成2年）以降の浸水被害

- ①平成15年6月25日（集中豪雨） 小柳町4丁目 地下浸水
- ②平成17年9月4日（集中豪雨） 紅葉丘2丁目 床下浸水2棟

浸水想定区域図 （想定最大規模）



府中市水防応急対策室運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、府中市地域防災計画(風水害編)(以下「計画」という。)に基づき、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、またはこれに類する状況に至った場合において、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うため、災害対策本部の設置を待たずに水防応急対策室(以下「対策室」という。)を設置し運営するための基本的事項を定める。

(対策室の設置)

第 2 条 行政管理部長は、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、またはこれに類する状況に至った場合において必要と認めるとき、対策室を設置する。対策室長は行政管理部長とする。

2 前項の状況に至る前に、あらかじめ災害対策本部会議もしくは災害対策本部事前会議が開催され、自主避難所の開設が決定している場合には対策室は設置せず、災害対策本部設置時に準ずるものとする。

(対策室の構成)

第 3 条 第 2 条に示す対策室の構成員(以下「対策室員」という。)は、防災危機管理課員のほか、別表 1 で定める関係部課職員等とする。

(対策室の態勢種別)

第 4 条 対策室の態勢は別表 3、4 及び 5 に定めるとおりとする。

(職員の配置等)

第 5 条 対策室長は、水防応急対策室を設置した場合、対策室員及び対策室長が必要と認める部課の職員に対し、非常招集命令を発令することができる。

2 対策室員は、前項の状況に達した場合、各所属員に指示を行い適切に配置するものとする。

3 自主避難所の開設、またはその見込みがある場合、対策室長は市長の命を受け、必要と認める水防非常配備態勢職員(以下「ユニット職員」という。)に対し、非常招集命令を発令する。

(対策室設置の通知等)

第 6 条 対策室長は、対策室を設置した場合、市長に報告するとともに、必要に応じて関係各課長に対策室設置を連絡する。

(対策室の廃止)

第 7 条 対策室長は、市災害対策本部が設置された場合、または、風水害の発生の恐れがないと判断した場合は、対策室を廃止する。

(対策室の所掌事務)

第 8 条 対策室の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 市災害対策本部員及び関係防災機関との連絡調整に関すること
- (3) 水防応急対策の実施に関すること
- (4) 府中市消防団との連絡調整に関すること
- (5) 関係課の実施する水防応急対策に関すること
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始の発令、またはこれに類する状況に至った場合において、別表 1 及び 2 に定める部課との連絡調整に関すること
- (7) 自主避難所及び避難所の開設準備に関すること

(避難所開設の通知)

第 9 条 自主避難所及び避難所の開設を行う場合には、対策室長は教育委員会および避難所開設の対象となる施設管理者にその旨を通知しなければならない。

(活動の報告)

第 1 0 条 第 4 条に示す職員が所属する部課の課長は、水防応急対策を実施した場合は、その結果について対策室長に報告する。

(消防団との連携)

第 1 1 条 対策室長は、風水害に関する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認める場合は、消防団長に協力を要請することができる。

(関係機関相互の連携)

第 1 2 条 対策室は風水害の応急対策を円滑に行うため、府中消防署、府中市消防団、府中警察署その他防災関係機関と連携し、災害対策にあたるものとする。

付 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成23年4月1日から施行する。

この要領は平成24年4月1日から施行する。

この要領は平成25年4月1日から施行する。

この要領は平成28年8月30日から施行する。

この要領は平成29年5月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月5日から施行し、この要領による改正後の府中市災害対策本部運営要領の規程は、平成30年7月1日から適用する。

この要領は令和元年6月20日から施行する。

この要領は令和2年9月24日から施行する。

別表1（第3条）

関係部課

部	課
政策総務部	広報課
	秘書課
生活環境部	産業振興課
文化スポーツ部	スポーツ振興課
都市整備部	道路課
	公園緑地課
	下水道課
教育委員会教育部	教育総務課
	学校施設課
議会事務局	庶務課

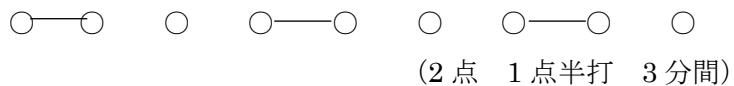
別表2（第8条）

部	課
市民協働推進部	地域コミュニティ課
福祉保健部	生活援護課
	高齢者支援課
	介護保険課
	障害者福祉課
	健康推進課
子ども家庭部	子ども家庭支援課
	保育支援課
	児童青少年課
教育委員会教育部	学務保健課
	指導室

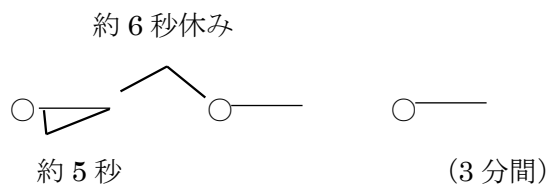
資料 1 3 3 水防信号 (風 3 6 頁)

1 出動信号

半 鐘

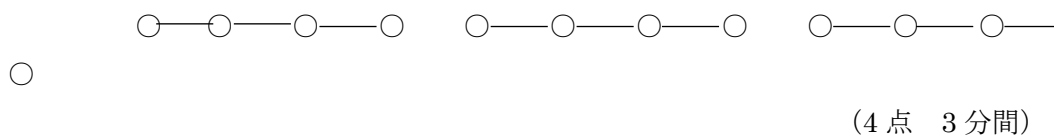


サイレン

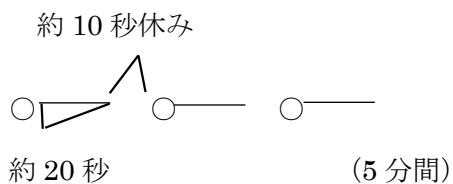


2 危険信号

半 鐘



サイレン

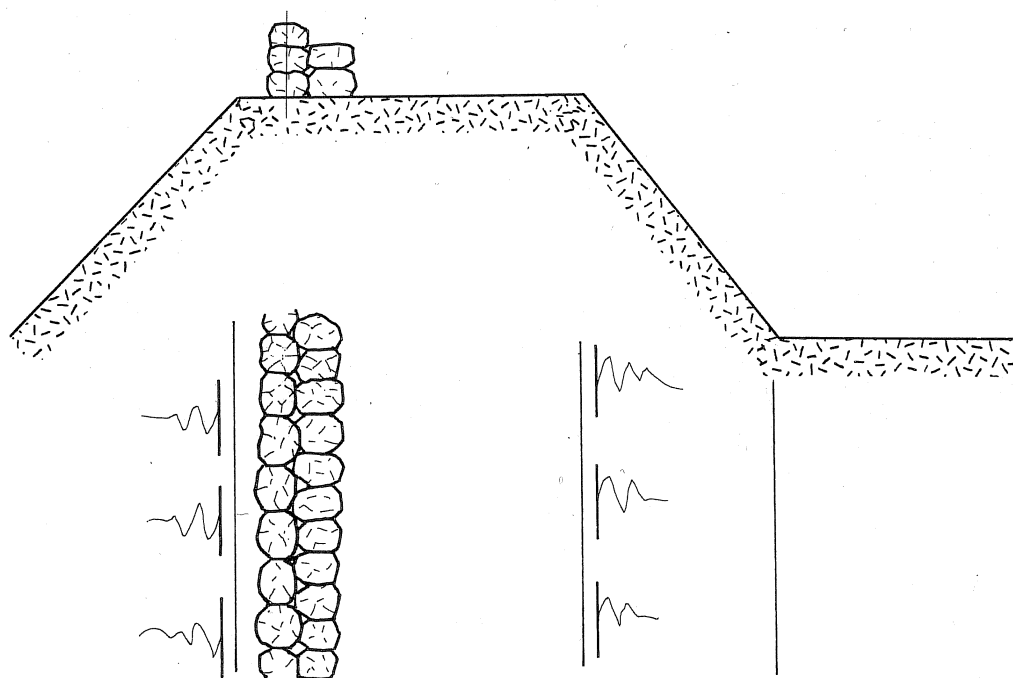


水防のため出動する車の標識



資料134 水防工法・材料・労力法 (風40頁)

1 積土のう



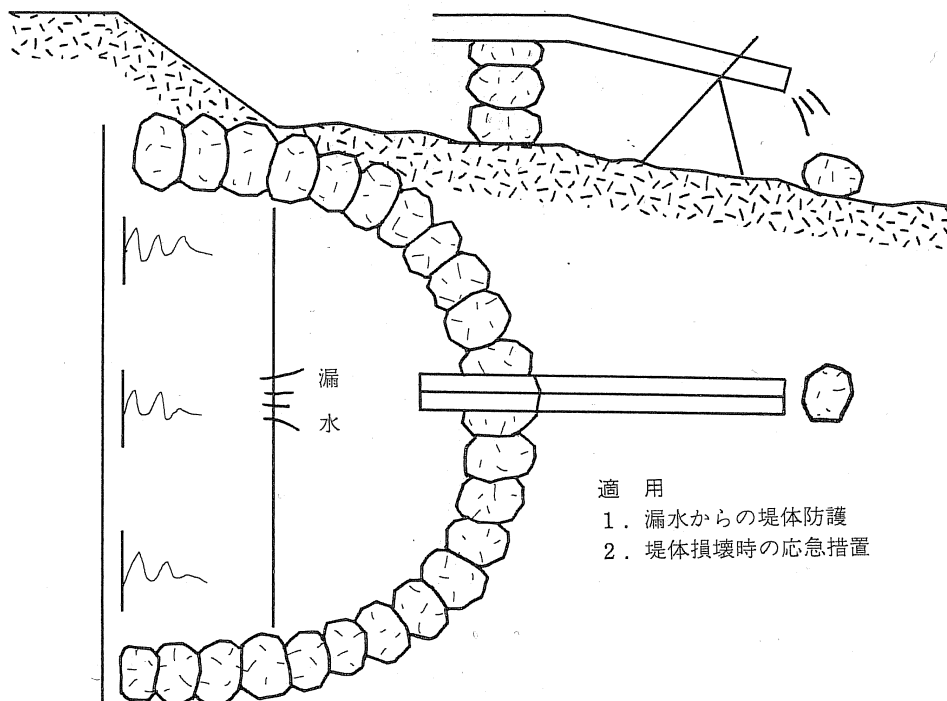
適用

(1) 越水防法

想定 3段積・控2段積 延長10m

材料その他	形状寸法	数量	呼称	摘要
化せん <u>のう</u>	30 kg	143	袋	
土 砂		5	m ²	袋 用 2.9 m ² 間 結 用 1.7 m ²
杭	鋼 製	25	本	
所 要 人 員		14	人	土のう作り 0.05 人/袋 積 作 業 0.03 " ×1.2
〃		4	〃	小 運 搬 0.8 人/m ²
貨物自動車	4 t 積	2	台	資材運搬

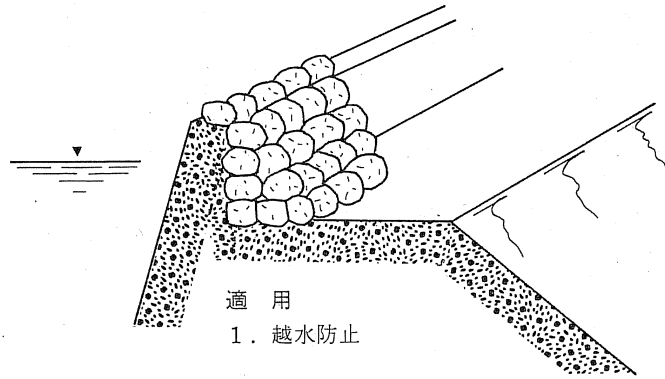
2 月の輪（円型の場合は「釜築き」という）



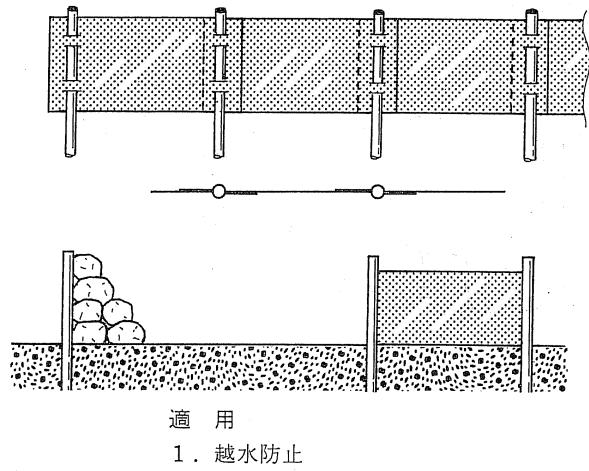
想定 3段積・直径 1.0m半円 (15.7m)

材料その他	現状寸法	数量	呼称	適用
化せんのう	30 kg	165	袋	164 袋+1 袋 (水受けて)
土 砂		5	m ²	袋 用 3.3 m ² 間 結 用 2.0 m ²
桶	支保材共	1	式	
所要人員		16	人	土のう作り 0.05 人/袋 積 作 業 0.03 " ×1.2
"		5	"	桶 作 り 1 人/ヶ所 小 運 搬 0.8 人/m ²
貨物自動車	4 t 積	1	台	資材運搬

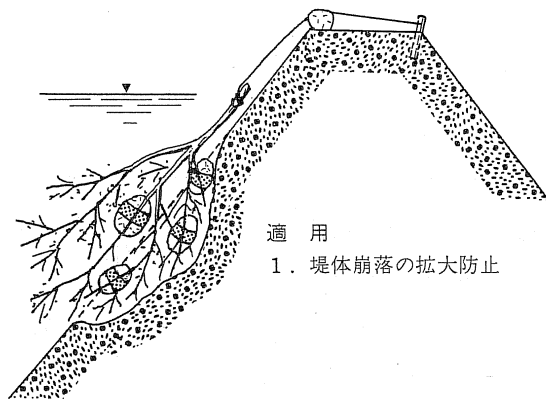
3 裏法積土のう



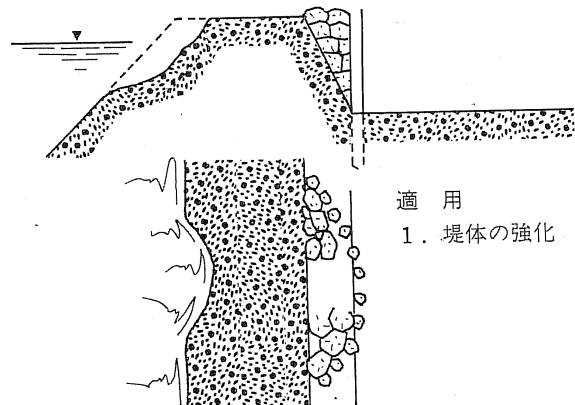
4 薄鋼板土留



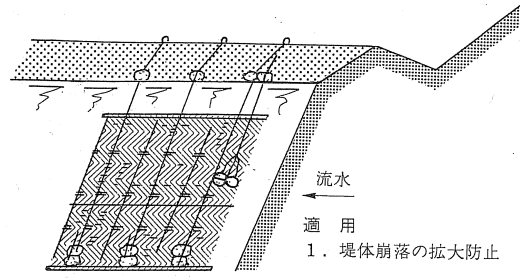
5 木流し



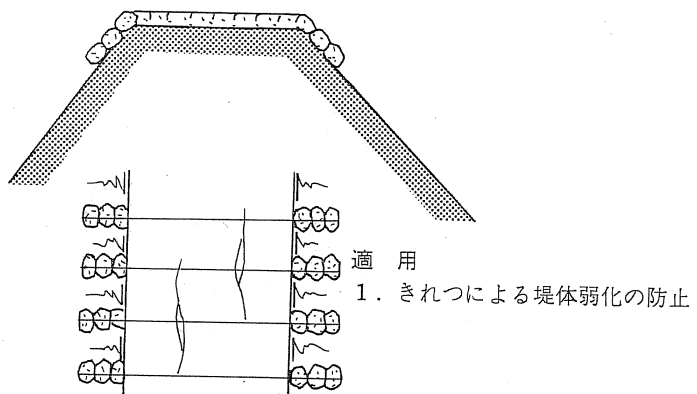
6 築廻し



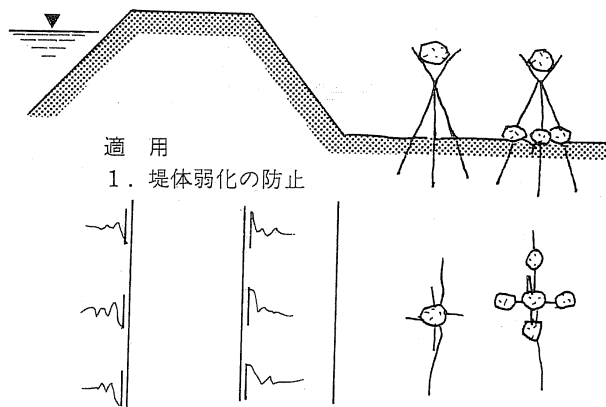
7 蓆張り



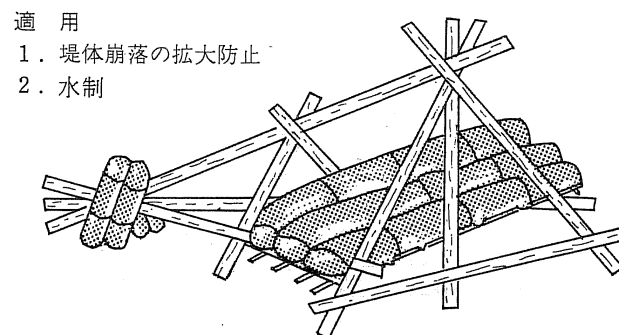
8 折返し



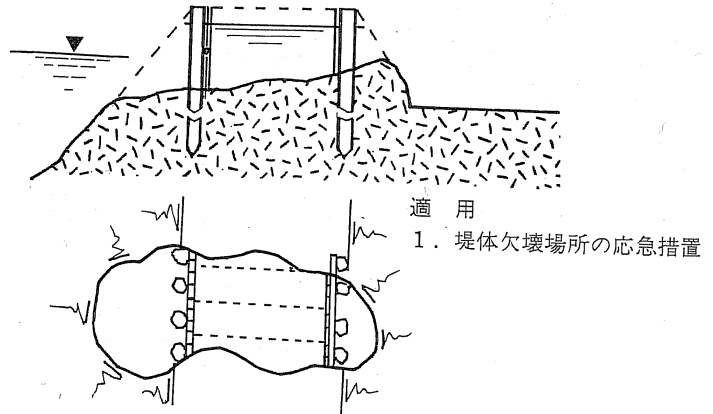
9 五徳縫い



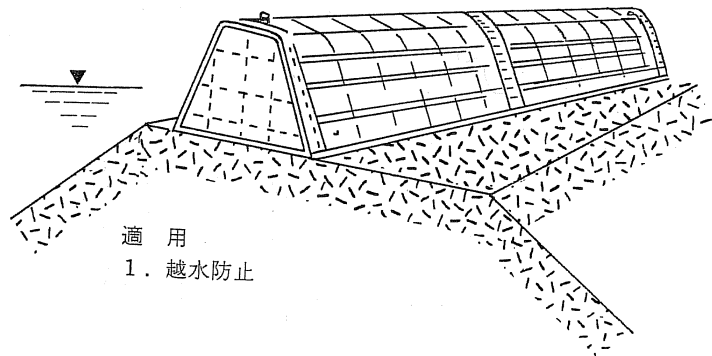
10 川倉



11 矢板締切



12 連結水のう



13 ベニヤ板工法

